

平成 30 年

3月熊取町議会定例会会議録

平成30年 3 月 5 日開会

平成30年 3 月 27 日閉会

熊 取 町 議 会

平成30年3月定例会会議録目次

(3月5日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
施政方針表明	5
一般質問	14
1. 浦川佳浩議員	15
1) 熊取ブランド「子育てしやすい、教育のまち熊取」について	
①近居支援施策・空き家バンク制度（概要・施行日・効果など）について	
②今後の学童保育所のあり方について	
(1)今後3年間の各小学校児童総数の予測値と、各学童保育所の入所者数の予測値について	
(2)企画部・教育委員会、それぞれの部局と学童保育所との今後の関わりについて	
(3)学童保育所利用者アンケート結果及び現在の学童保育所が抱える課題点の今後の改善策について	
2. 江川慶子議員	27
1) 国民健康保険の被保険者の実態について	
①平成29年度の熊取町の被保険者の状況について	
(1)所得階層別	
(2)年齢別	
(3)世帯別	
(4)65才以上の単身世帯	
(5)65才未満の単身世帯	
2) 国民健康保険の差し押さえ状況について	
①差し押さえ数と換価の状況について	
②滞納処分の停止の制度の説明と運用状況について	
3) 高齢者や子どもに優しい歩道の設置について	
①旧NTTからフジカクまでの旧170号線での歩道の設置について	
3. 二見裕子議員	34
1) 防災について	
①熊取町での女性消防団の結成について	
②災害時のドローンによる情報収集について	
2) 子育てについて	
①新生児聴覚検査助成事業の取組みについて	
②熊取町での難聴児の補聴器の助成事業に関する取組みについて	
3) 転入定住促進について	

①新機軸による施策の実施について	
②熊取町商工会主催のくま恋でのカップル誕生における総合的プロデュースについて	
4. 鱧谷陽子議員	46
1) 自宅で安心して医療や介護を受けられる町づくりについて	
①熊取町における75歳以上の推移状況、2025年・2030年・2035年の状況、介護認定数の推移について	
②在宅医療と介護の連携、及び訪問看護について	
③在宅医療・介護情報の広報について	
④非課税者の保険料率を下げられないか	
2) 教育環境について	
①小学校の空調設備に国の交付金がついたのか	
②トイレの洋式化についての各校での割合及び今後の目標割合について	
③教室の机を大きくできないか	
3) 学童保育について	
①学童保育の児童数の規定に関する経過措置はいつまでか	
②指導員の待遇改善について	
5. 矢野正憲議員	57
1) 独居高齢者対策について	
①現在の独居高齢者世帯の割合について	
②2025年の独居高齢者世帯の将来推計について	
③「みまもりアンケート」の調査結果について	
④調査結果をもとにした対策について	
⑤共助の支援強化について	
 (3月6日)	
出席議員	65
議事日程	65
一般質問(続き)	66
1. 重光俊則議員	66
1) 定期監査について	
①各部局の業務に関する監査における1年1部局の実施理由について	
②町職員が「監査必携」を理解し業務に従事しているか、また、そのための具体的な方策について	
2) 熊取ブランドについて	
①平成28年度及び29年度に行った事業の概要について	
②両年度で発生した費用等について(未確定部分は予定値)	
(1)里芋購入の量と費用	
(2)コロッケ製造委託の量と費用	
(3)コロッケ販売の店舗数、販売個数と補助金を含む費用	
(4)各年度の職員の従事時間数(または人件費)	
③上記データに基づく事業の評価について	
④今後の熊取ブランドの事業展開について	
3) 高齢者の健康維持について	
①過去5年間で要介護・要支援認定率は低下しているのか	

②高齢者の日常活動と健康との関係についてのデータについて	
③地域の活力を高める活動を長年行っている高齢者に対する表彰の実施について	
2. 文野慎治議員	78
1) 熊取町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画について	
①両福祉計画策定の経過と概要について	
②福祉計画の立案と請願との関わりについて	
③啓発に限定した取組みの必要性について	
2) 下水道への地方公営企業法の適用について	
①現時点での移行への問題点について	
②上下水道での地方公営企業法の適用による組織や仕事量への削減効果について	
3. 坂上昌史議員	89
1) 熊取ブランドについて	
①『熊取コロッケ』の事業のゴール(目標)について	
②目標達成までの実行ステップと現在の達成度について	
③『熊取コロッケ』以外の熊取ブランド創出について	
2) 熊取町の組織について	
①7級職(部長)設置の経緯について	
②各部に理事を置いている理由について	
③熊取町の組織は細分化されすぎていないか	
4. 阪口 均議員	100
1) 南海トラフ地震について	
①熊取町の想定被害(家屋の倒壊件数・避難人数・土砂崩れ箇所数・死者数・直接被害額・その他)について	
②広域や熊取町として準備している救援物資と広域分の配分について	
③トイレの確保について	
2) 公衆トイレについて	
①公園のトイレの減少について	
②公園のトイレの維持管理費と水洗トイレにした場合の維持管理費について	
③非常ベルが押された時の対応について	
3) 熊取ぴんぴん元気ポイントアップ事業について	
①アンケート結果と前年対比について	
②経費と前年対比について	
③直近5年のがん検診又は特定健診の受診者数の推移について	
提案理由説明	
議案第1号 教育長の任命同意について	112
質 疑	112
採 決	112
提案理由説明	
議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例	113
質 疑	113
提案理由説明	
議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例	113
質 疑	114

提案理由説明		
議案第4号	被災者減免税条例の一部を改正する条例	114
質 疑		115
提案理由説明		
議案第5号	三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例	115
質 疑		116
提案理由説明		
議案第6号	副町長及び教育長の給与の特例に関する条例	116
質 疑		117
提案理由説明		
議案第7号	原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例	117
質 疑		118
提案理由説明		
議案第8号	指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人 員及び運営に関する基準を定める条例	118
質 疑		119
提案理由説明		
議案第9号	介護保険条例の一部を改正する条例	119
質 疑		121
提案理由説明		
議案第10号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	121
質 疑		123
提案理由説明		
議案第11号	後期高齢者医療条例の一部を改正する条例	124
質 疑		125
提案理由説明		
議案第12号	教育・子どもセンター条例	125
質 疑		127
提案理由説明		
議案第13号	町民会館条例の一部を改正する条例	127
質 疑		127
提案理由説明		
議案第14号	熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに 関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて	127
質 疑		128
提案理由説明		
議案第15号	町道路線認定について	128
質 疑		129
提案理由説明		
議案第16号	町道路線認定及び廃止について	130
質 疑		130
提案理由説明		
議案第17号	平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）	130
質 疑		134

(3月7日)	
出席議員	135
議事日程	135
提案理由説明	
議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第4号)	136
質 疑	137
提案理由説明	
議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、以上2件一括付議	137
質 疑	138
提案理由説明	
議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第3号)	138
質 疑	139
提案理由説明	
議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)	139
質 疑	140
提案理由説明	
議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算、議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算、議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算、以上7件一括付議	140
会派代表質問	
1. 日本共産党熊取町会議員団 江川慶子議員	161
2. 新政クラブ 服部脩二議員	171
3. 未来 浦川佳浩議員	176
4. 熊愛の会 重光俊則議員	188
(3月8日)	
出席議員	201
議事日程	201
会派代表質問(続き)	201
1. 熊取公明党 渡辺豊子議員	202
2. 新守クラブ 佐古員規議員	214
予算審査特別委員会の設置・委員の選任	227
予算審査特別委員会正副委員長の選任	227
提案理由説明	
請願第1号 国民健康保険(国保)都道府県化の大阪方式についての請願	227
(3月27日)	
出席議員	231
議事日程	231
委員会報告	233
議会運営委員会報告	233

議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例、議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例、議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例、議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例、議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例、議案第12号 教育・子どもセンター条例、議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例、議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第6号)、以上8件一括付議	233
総務文教常任委員会委員長報告	233
質 疑	234
討 論	234
採 決	234
議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例、議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例、議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて、議案第15号 町道路線認定について、議案第16号 町道路線認定及び廃止について、議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第3号)、議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)、以上13件一括付議	236
事業厚生常任委員会委員長報告	237
質 疑	238
討 論	238
採 決	238
議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算、議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算、議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算、以上7件一括付議	241
予算審査特別委員会委員長報告	241
質 疑	246
討 論	247
採 決	253
提案理由説明	
議員提出議案第2号 議案第23号「平成30年度熊取町一般会計予算」に対する附帯決議	253
質 疑	254
討 論	254
採 決	255
請願第1号 国民健康保険(国保)都道府県化の大阪方式についての請願	256
事業厚生常任委員会委員長報告	256
質 疑	256
討 論	257

採 決	259
提案理由説明	
議案第30号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例	260
質 疑	260
採 決	261
提案理由説明	
議案第31号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第7号）	261
質 疑	262
採 決	263
提案理由説明	
議案第32号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	263
質 疑	264
採 決	266
提案理由説明	
議員提出議案第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書	266
質 疑	267
採 決	268
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	268

3 月熊取町議会定例会（第 1 号）

平成30年3月定例会会議録（第1号）

月 日 平成30年3月5日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	塩谷 義和
住 民 部 長	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 清隆		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

施 政 方 針 表 明

一 般 質 問

議案第1号 教育長の任命同意について

議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例

議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例

議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例

議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例

議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例

議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例

議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

議案第12号 教育・子どもセンター条例

議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例

- 議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて
- 議案第15号 町道路線認定について
- 議案第16号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算
- 議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算
- 議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算
- 議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算
- 議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算
- 請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、まず表彰の伝達を行います。

去る3月2日に開催されました大阪府町村議長会平成29年度定期総会において、永年在職議会議員10年として鱧谷陽子議員が大阪府町村議長会会長から表彰されました。ここにご披露申し上げ、ともに喜び申し上げたいと存じます。

それでは、ただいまから表彰の伝達を行いますので、鱧谷陽子議員、前のほうへお運び願います。

（表彰状伝達）

改めまして、表彰されました鱧谷陽子議員、まことにおめでとうございます。

これをもって表彰の伝達を終わります。

それでは、平成30年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成30年度の行財政運営の根幹をなす予算についてご審議をいただく重要な会議でございます。

後ほど町長より町政運営方針が表明されますが、議会といたしましては、議案の審議に当たり、住民本位を基本といたしまして、住民福祉の向上に意を注ぎたいと思います。あわせて、円滑な議事運営に皆様方のご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時01分」開会）

議長（坂上巳生男君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成29年12月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、12月18日、1月18日、2月21日に実施されまして、監査委員から、その結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結

果、過誤のないことを確認した」ということをございます。

ご参考までに、平成30年1月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	7億8,344万8,858円
下水道事業特別会計	5,172万3,831円
国民健康保険事業特別会計	1億8,314万6,953円
介護保険特別会計	6,993万9,238円
墓地事業特別会計	630万7,139円
後期高齢者医療特別会計	1,947万5,684円
水道事業会計	5億183万7,047円
歳入歳出外現金	2,881万6,434円

となっております。

次に、定期監査でございますが、平成30年1月30日に企画部（政策企画課、危機管理課、財政課、広報公聴課、シティプロモーション推進課）、住民部（住民課）及び教育委員会事務局（図書館）について監査されたということをございます。その定期監査の結果につきましては、皆様方のお手元に「平成29年度定期監査結果報告」の写しを配付しておりますので、内容の報告は省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成30年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、永楽ダム周辺に春を呼ぶ、恒例の第28回くまとりロードレースを昨日開催しましたところ、多くの参加者の皆さんが早春の一日を楽しまれました。気候も一雨ごとに暖かくなり、春の訪れがしみじみと感じられるきょうこのごろです。

それでは、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、教育長の任命同意、条例制定につきましては、三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例ほか3件、一部改正条例につきましては、手数料条例の一部を改正する条例ほか7件、そのほか、熊取町の環境農林水産業に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて、町道路線認定について、町道路線認定及び廃止についてでございます。

また、補正予算につきましては、平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）ほか5件、新年度予算につきましては、平成30年度熊取町一般会計予算ほか6件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。北川議会事務局長。議会事務局長（北川雄彦君）それでは、黄色の分界紙の次のページをお開きください。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご報告申し上げます。

次のページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

裏面をごらんください。

専決処分日は、平成29年11月5日です。

内容でございますが、1点目の事故発生日時は、平成29年10月6日午後7時51分ごろです。

2点目の事故発生場所は、熊取町紺屋1丁目11番1号先の路上です。

3点目の相手方は、議案書記載のとおりです。

4点目の事故の概要ですが、折からの雨の中、公用車を運転し、渋滞していた町道五門七山線からそれを避けようと紺屋公民館方向へ左折しようとした際に、同じく渋滞で停車していた相手車両のリアバンパーに接触し、また曲がり切れず後進の後、再発進の際にも同一相手車の後部ドア付近に接触し、損害を与えたものでございます。

5点目の損害賠償額は20万2,964円でございます。なお、損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償保険から補填を受けます。

今後におきましては、より慎重な運転により、一層の事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席2番 重光議員、議席3番 浦川議員、以上2名の方を指名いたします。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る2月27日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月5日から3月27日までの23日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日3月5日、6日、7日、8日及び27日の5日間といたします。

各常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を3月13日に、事業厚生常任委員会を3月9日に開催していただきます。

また、平成30年度の各会計予算の審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月15日、20日、22日及び23日に本特別委員会を開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会は3月9日に開催し、議員全員協議会を3月13日に開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月5日から3月27日までの23日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月5日から3月27日までの23日間と決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第3 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、3月定例会の開催に当たりまして、平成30年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

さて、昨今の我が国の経済情勢については、個人消費が持ち直すなど、緩やかに回復しており、先行きについても、海外経済の不確実性等の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されています。

今後も、政府が、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「人づくり革命」や、「生産性革命」さらには、「働き方改革」といった政策を着実に実行し、地方経済の好循環のさらなる拡大の実現に期待するものです。

また、大阪府においては、2025年日本万国博覧会誘致を目指し、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、関係者一丸となったオールジャパン体制で誘致活動が展開されています。本町におきましても、議会において誘致に対する決議をいただくとともに、多くの住民の方にも、誘致署名にご協力いただくなど、万博誘致を支援しております。

次に、本町の取り組みを振り返りますと、安全・安心なまちづくりとして、各地区への防犯カメラの設置や、全5分団の消防分団器具庫の耐震改修等を実施したほか、いつまでも元気に住みなれた地域で暮らしていただけるよう、住民主体で介護予防を進める効果的なツールとして作成した「タピオ体操+（プラス）」を活用し、タピオステーション（住民運営の通いの場）の立ち上げ支援事業を本格的に開始するなど、健康長寿の取り組みを推進しました。加えて、まちの活力や、にぎわいの維持・創造に向けた宿泊施設誘致の取り組みにおいて、さまざまな機会を捉え、精力的に誘致活動を実施した結果、事業者が決定したところでございます。

また、小学校区ごとに、住民の皆様へ町行政の現状についてお伝えする「タウンミーティング」や、区・自治会での「直接対話」を実施しております。この機会にいただいた貴重なご意見を町政に生かしてまいりたいと考えております。

30年度におきましては、これまでの各施策の方向性等も踏まえ、次の4つのテーマに重点的に取り組んでまいります。

まず1点目は、『行財政改革の推進』です。

町長就任直後、私の給料を20%削減するなど、リーダーみずから率先垂範の姿勢で改革を進めてまいりました。しかし、昨年からは、タウンミーティングを初め、さまざまな場面で、住民の皆様へ、人口減少・少子高齢化の進行等の社会経済情勢の変化による本町の財政状況の厳しさをお伝えしなければならぬ現状でございます。今般、副町長及び教育長の意向を受け、2人の給料削減を本定例会に提案するなど、不転の覚悟で歳出抑制に努めてまいりたいと考えております。

改めて、まちの発展の歩みをとめることなく、次世代に、このすばらしいまちを引き継いでゆくことが、私に課せられた責務であるとの思いを強くしております。

30年度は、今後10年間の総合的かつ計画的な行政運営の総合指標である「熊取町第4次総合計画」と、持続可能な行財政運営の方向性を示す「熊取町第3次行財政構造改革プラン」が同時にスタートする年であります。

持続可能で身の丈に合った行財政運営の実現に向け、30年度においては、「熊取町第3次行財政構造改革プランアクションプログラム」に掲げる各種取り組みを実施します。一例を申し上げますと、事務の簡素化等の事務改善や、職員数の削減、一般廃棄物処理の広域化の検討、施設管理の民間委託など、人口減少社会に適合した、効果的・効率的な行政運営を推進します。一方で、住民サービスを充実させるべく、「マイナンバーカード」を利用した、コンビニエンスストアで住民票や戸籍を取得いただけるサービスの導入や、住民の皆様へ、より身近な役場窓口でパスポートの発行

を受けていただけるよう、大阪府から事務移譲を受け、さらなる住民サービスの向上に努めます。

2点目は、『安全・安心なまちづくり』です。

昨年も、各地で自然災害が発生した年であり、とりわけ、10月の台風21号接近の際、本町において過去に類を見ない降雨量を記録し、土砂災害の危険性の高まりから、本町としては、初の避難指示を発令するなど、自然の脅威を改めて認識したところです。

災害への備えは、一朝一夕には行えないことは言うまでもなく、日ごろから、自助・共助の意識を醸成することにより地域防災力の向上を図らなければなりません。具体的には、30年2月に設置しました「自主防災組織連絡協議会」を中心に、各自治会で結成された自主防災組織間の情報交換・連携強化を行うとともに、土砂災害に備え、避難施設や避難経路等、円滑な避難を可能にするためのハザードマップを「土砂災害警戒区域等」に指定された地域の自治会単位で順次作成するなど、災害に強い地域づくりを推進してまいります。

3点目は、『子どもの育ちを支えるまちづくり』です。

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を迎える中、安定した財政基盤を構築する上で、生産年齢人口の確保が喫緊の課題であり、とりわけ、子育て世代の定住・転入が重要であると認識しております。

このまちで子どもを産み、育てたいと思っただけできるよう、子育て世代に熊取町を選んでいただけるよう、本町の強みである地域一丸となった、まちぐるみで子どもたちの育ちを支えるまちづくりを推進します。推進においては、地道にしっかりと、長年にわたり、これまで培ってきた子育て・教育の魅力に磨きをかけてまいります。

子育てについては、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく相談や支援が受けられるよう、産婦健康診査事業・産後ケア事業を開始するほか、中央保育所の大規模改修に向けた実施設計や学童保育所の全保育室へのエアコン設置等、保育所・学童保育所における保育環境を充実させてまいります。

教育環境においては、町立中学校に引き続き、町立小学校におけるエアコン整備を進めるとともに、トイレの洋式化に着手してまいります。加えて、教職員の負担軽減を図るべく、スクール・ソーシャル・ワーカーの増員、教職員校務用パソコンの整備を行います。

また、現在、教育・子どもセンターと熊取ふれあいセンターに分かれている子育て担当部局を熊取ふれあいセンターに集約するとともに、学校教育担当部局を役場本庁へ移転し、引き続き子育て・教育部局の連携に努めてまいります。

最後に、『にぎわいのあるまちづくり』です。

私は、日ごろから、住民の皆様は日常生活の延長で楽しんでいただく機会を提供したいと考えております。大都市への良好なアクセスを有する快適な居住環境がありながら、先人たちから引き継いできた貴重な自然環境にも恵まれたこのまちで、住民の皆様の日々が輝き、長く楽しく活気あふれるまちづくりを進めてまいります。

風光明媚で和泉平野、淡路島も遠望できる奥山雨山自然公園を中心として、指定管理者による永楽ゆめの森公園の管理運営を初め、永楽ダム周辺の桜の保全・活用に着手するなど、自然緑地の整備を行い、交流人口の増加につなげてまいります。

また、住宅取得等に関する新機軸による転入・定住促進インセンティブを創設するとともに、本町への転入定住をご検討されている方に対する住居の確保として、「熊取町空き家バンク」を創設し、転入・定住人口増加につなげてまいります。

これらに加え、町内大学との新たな取り組みとして、熊取町と大阪体育大学は、住民の健康増進及び町の活性化を図るため、運動・スポーツを通じて、長く楽しく元気に暮らせるまちづくりを協働で推進する『“熊取町×大阪体育大学” DASHプロジェクト』をスタートさせます。

次に、30年度当初予算の概要ですが、歳入は、町税が町民税の増などにより増加しているものの、国の地方財政計画の見通し等により地方消費税交付金が減少していることに加え、投資的事業の財

源として借り入れる町債が減少していることから、前年度と比べて減少しております。

一方の歳出は、扶助費や補助費が増加したものの、公債費や繰出金が減少した上、投資的経費を抑制した結果、総額としては前年度と比べ減少したところでございます。

続いて、30年度予算についてですが、一般会計については、前年度に比べ1.7%減の124億1,126万1,000円、国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ18.3%減の51億4,349万6,000円、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ7.8%増の5億7,576万円、介護保険特別会計は、前年度に比べ3.0%増の35億2,203万8,000円、墓地事業特別会計は、前年度に比べ35.4%減の1,453万5,000円、水道事業会計は、前年度に比べ11.6%増の16億787万6,000円、30年度から地方公営企業法を適用する下水道事業会計は、20億1,241万3,000円であり、これらの総額は、252億8,737万9,000円の規模となっております。

それでは、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い、30年度において取り組んでまいります主要な施策を中心に、その概要を申し述べます。

1つ目は、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」です。

「熊取町協働憲章」でうたっている協働のまちづくりへの取り組みを、まず「住民が参加する」という段階から、「住民が参加することで、地域の課題解決などにしっかりと結果を出す」という次の段階に進めることを目標として、さらに充実させていきます。

初めに、「住民協働・住民参画」です。

「熊取町協働憲章」について、第4次総合計画の内容も踏まえ、見直しを行うとともに、さらなる協働の制度充実等に向け取り組んでまいります。

住民提案協働事業制度による「住民提案型」の協働事業としては、子どもたちの居場所・交流の場を提供する「こどもレストラン」の取り組みを引き続き支援するとともに、農家と住民の交流を促進させ、農産物の地産地消の推進を図る「くまとり野菜軽トラ市の定期開催」への支援を行います。また、町がテーマを提案し、住民の皆様から事業募集する「行政提案型」の協働事業として、奥山雨山自然公園の桜と紅葉の保全・活用を図る事業、町並みや景観を含めた「新たな地域ブランド」を発掘し、本町の魅力を町外に広くPRすることを目的としたマップの作成等、5つの協働事業を実施します。

次に、「地域コミュニティ」です。

全39の区長、自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」等を通じて、地域と行政の緊密な連携を図ります。

加えて、自治会活動の活性化につなげる支援として、「コミュニティ助成制度」を活用し、30年度から各区、自治会が直接使用できる備品の購入支援を順次行ってまいります。

次に、「防犯・交通安全・消費生活」です。

防犯については、「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引き続き実施し、発生事案に臨機に対応するなど、より効果的なパトロールを行います。

犯罪対策に有効な防犯カメラは、21年度から設置を始め、28年度に10台、29年度は各自治会との協議を踏まえ39台設置したところです。今後も泉佐野警察と連携の上適切に運用し、犯罪抑止に努めるとともに、3台の防犯カメラを更新します。

また、防犯上必要な箇所には、LED防犯灯の新設を進めるなど、引き続き安全・安心なまちづくりに努めます。

通学路の安全確保については、「通学路交通安全プログラム」に基づき、路側帯のカラー化を主とした安全対策を引き続き実施します。また、自治会等と連携し、防護柵や道路反射鏡の設置を進めます。

さらに、児童等を対象とした交通安全教室の開催や放置自転車等への街頭指導及び定期的な撤去を行うなど、交通安全意識と交通マナーの向上に努めるとともに、道路交通環境の安全性確保を図り、交通事故防止に努めてまいります。

次に、消費生活相談体制については、「消費生活センター」を平日全て開設し、複雑化・多様化する消費生活問題に迅速に対応するとともに、大阪府消費生活センター、大阪弁護士会等の関係機関と連携を図り、円滑な相談対応に努めます。

また、講演会の開催や、きめ細かな出前講座等の消費者教育等を実施することで消費者への啓発活動に努め、多面的に被害の未然・拡大防止に取り組みます。

次に、「防災」です。

大規模災害等に備え、各自治会において設置されている自主防災組織については、39自治会のうち38自治会で結成され、本町全世帯割合で結成率が99.3%となったところです。

30年2月には、自主防災組織連絡協議会を設置したところですが、同協議会において防災講演会の実施や防災知識の普及、啓発に努めます。

また、自主防災組織訓練においては、ふだんから災害時において協力できる体制づくりから、近隣組織合同の防災訓練等を検討し、組織間の情報共有、住民の防災意識の高揚を図ります。

近い将来、発生が想定される巨大地震に備え、被災者生活再建支援システムについて、おおさか防災ネットを活用したシステムの導入を進めるとともに、最新の国・大阪府の動向等を踏まえ「熊取町地域防災計画」及び「熊取町国民保護計画」を改定し、防災力の向上や災害に強いまちづくりに努めます。

災害時における緊急情報等の伝達を強化するため、全国において31年度から新たに運用されるJアラートの新型受信機への更新を行います。

28年度に改定しました「熊取町耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化率目標95%の達成に向け、耐震基準に満たない木造住宅に対し、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修費用さらに除却工事費用に対する補助を引き続き実施します。

土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域等」として大阪府から指定された地域の自治会単位において、避難施設や避難路等、円滑な避難を確保する上で必要な事項を記したハザードマップの作成を小谷地区、大宮地区において実施します。

ため池の耐震事業については、西之池、菰池の耐震性の調査を大阪府において実施し、あわせて町において、これらの池と大原池のハザードマップを作成します。

次に、「男女共同参画・多文化共生」です。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画プランに基づき、情報誌の発行や講演会の開催等により住民の意識の高揚に努めます。

次に、「平和・人権」です。

人権相談事業を初め、地域映画会、講演会、ポスター展、街頭啓発等を通じ、幅広い年代の方への人権意識の高揚に努めます。

非核平和については、広報紙やホームページを活用した周知活動を行うとともに、平和パネル・ポスター展の開催や平和関連施設を訪問するフィールドワーク等を通じ、平和意識を醸成します。

2つ目は、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」です。

次代を担う子どもたちが、まちへの愛着を深めつつ、たくましく生きる力が持てるよう、住民・地域・大学・行政が一体となって、まちぐるみで子どもの育ちを支えるまちづくりを進めていきます。

初めに、「子育て」です。

子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心に、妊娠届け出時の保健師による全件面接や「すくすくサポートプラン（妊婦支援計画）」の作成に加え、産後2週間及び1カ月の産婦に対し、新たに産婦健康診査事業を実施いたします。産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された方には、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を新たに実施し、妊産婦が安心して産み育てることができる環境づくりに努めます。

また、聴覚障がいや早期に発見し、早期に適切なケアを開始することで、言語能力の発達を促進

することを目的に、新たに新生児聴覚検査助成事業を実施し、妊娠期・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化します。

加えて、発育・発達のおくれ、疾病及び虐待の早期発見を目的とした専門的な相談を引き続き実施し、安心して子育てができるようきめ細かく対応してまいります。

さらに、子育て支援事業についても、地域団体と連携しながら、地域の子育て支援の充実に努めてまいります。

また、次期「熊取町子ども・子育て支援計画」の策定に向け、30年度は子育て支援施策のニーズ調査や各種部会を実施し、地域全体で子育て支援の充実に図ります。

子ども総合相談体制については、引き続き児童虐待防止のスーパーバイザーを配置し、緊急事態等への迅速かつ適切な対応に努め、教育・福祉・保健分野の連携を生かした、相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施します。

次に、「保育・幼児教育」です。

「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づき、保育と幼児教育の質と量の確保に努めます。

保育所等については、公民連携のもと、引き続き待機児童が生じないよう努めるとともに、障がい等により配慮を要する子どもの受け入れを行う民間保育所等に対する支援を拡充することにより、保育サービスの充実に努めてまいります。

また、老朽化対策として中央保育所の大規模改修に向けた実施設計を行うとともに、利用者の安全性と利便性の向上を図るため、駐車場の一部に安全柵を設置するなど、施設の適切な維持管理に努めます。

さらに、保育サービスの充実やより効率的な保育所運営を図るため、西保育所の民営化に向けた取り組みを進めてまいります。

学童保育運営事業については、指定管理者と連携しながら、引き続き安全で安心できる保育の提供に努めるとともに、学童保育所の全保育室へのエアコン設置を30年度中に完了させます。

次に、「学校教育」です。

教育現場においても情報化が進んでいる中、教職員の校務用パソコンの1人1台配置に向けた整備を進め、学校情報のセキュリティー強化や校務の効率化による教職員の負担軽減を図ります。また、今後の学校情報化に関する整備計画の策定に着手します。

教育環境の整備として、空調設備については、29年度をもって町立中学校の普通教室及び特別教室への整備を完了したところであり、30年度は国の交付金の採択を前提に町立小学校における整備を行う予定です。また、トイレの洋式化についても、国の交付金の採択を前提として、計画的に進めてまいります。

このほか、各小・中学校の施設の適正な維持管理に努めるとともに、学校施設を長期間にわたって適切に維持するための学校施設長寿命化計画を策定します。

学校教育においては、研修等を通じて、教職員の指導力の向上を図るとともに、中・長期的な展望のもと計画的に施策を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた児童生徒の育成を目指して取り組みを進めます。

また、グローバル化に対応した教育の充実・質の向上を目指して、全小中学校に外国人指導助手を配置するとともに、子どもたち一人一人の英語への興味・意欲・関心を高めながら、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成します。また、小学校高学年の英語教科化に対応するため、30年9月からは、小学校専属外国人指導助手をさらに1名増員します。

学力向上を図るためには、児童生徒に基礎・基本を定着させるとともに、学習意欲の向上や学習習慣を育成・定着させ、生涯にわたる学習の基盤をつくる必要があります。このようなことから、具体的な教育活動としては、町内大学との連携によるインターンシップ生の受け入れを行うとともに、学生や地域人材による学習支援ボランティア派遣事業を引き続き実施します。また、児童生徒

の個に応じたきめ細かな指導・支援を行うとともに、地域・町内大学等との連携を進め、「開かれた学校づくり」と「地域のよさを活かした特色ある学校づくり」を積極的に推進します。

学校におけるいじめ、不登校、児童虐待など、子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、多面的な支援を実施するため、各中学校区にスクール・ソーシャル・ワーカーの配置及び教育委員会に臨床心理士を配置し、学校と教育委員会、健康福祉部、子ども家庭センター等、関係機関との連携を生かしたきめ細かな相談体制の充実に努め、30年度からは、スクール・ソーシャル・ワーカーをさらに1名増員する予定です。

また、30年2月策定の「熊取町いじめ防止基本方針」に基づき、30年度から「熊取町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止等の対策について意見交換するなど、関係機関等との連携を強化します。

学校給食については、小・中学校における食器等の入れかえや小学校の牛乳保冷庫、ワンタッチスライサー及び中学校の冷凍冷蔵庫、球根皮むき機など計画的に更新を行い、引き続き安全でおいしい給食の提供に努めます。

次に、「生涯学習」です。

生涯学習、文化芸術、運動・スポーツ、図書館の4つの分野を統合し、29年度に策定した「熊取町第4次生涯学習推進計画」に基づき、計画の基本目標である「仲間といきいき活動し、みんなが健康で心豊かに暮らせるまち 熊取」の実現に向けた取り組みを実施してまいります。

教育コミュニティづくりについては、地域による学校教育活動への支援等を通じて、学校・家庭・地域が協力して子どもの学びや育ちを支え、地域の教育力を高めていくよう努めます。また、「くまとり元気広場事業」及び、小学校での「放課後学習」や、中学校の余裕教室等を活用した放課後自習室を引き続き開設し、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

町民会館分館については、今後見込まれる老朽改修や耐震補強等に係る経費を考慮し、公共施設等総合管理計画に基づいて、廃止することとし、現教育・子どもセンターにその機能の一部を移転します。

図書館については、まちづくりの情報拠点として機能するよう、引き続き新鮮な資料や地域の資料などを幅広く収集し、住民の読書活動や情報収集の支援に努めます。このほか、これまで実施してきた子育て支援事業を継続し、住民団体・公的機関等と連携したさまざまな事業を実施します。また、空調設備の修繕等を行い、安全・快適に施設が利用できるよう適切な維持管理に努めます。

次に、「文化・芸術」です。

文化・芸術では、「くまとりイルミネーションナイト」を実施するとともに、煉瓦館、中家住宅、町民会館ホール等で開催する企画展や文化公演を通じて、文化・芸術に触れる機会を提供します。

国指定の重要文化財降井家書院については、カヤぶき屋根が破損するなど各所で傷みが進み、改修工事が予定されていることから、所有者へ補助金を交付し、本町の貴重な文化遺産の保護に努めます。

3つ目は、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」です。

住民の誰もが生きがいを持って社会で活躍し、健康で長生きできるよう、子どもから高齢者まで、住民が健康寿命を延ばすために取り組むことをまちの文化として、生涯にわたる健康づくりを進めていきます。

初めに、「健康・長寿」です。

運動・口腔機能・栄養指導を中心とした保健・医療専門職による短期集中予防サービスである「ふれあい元気教室」の機能強化を図りつつ、あわせて住民運営でタピオ体操+（プラス）などを行う拠点である「タピオステーション」の地域展開を引き続き積極的に行ってまいります。

次に、「保健・医療」です。

29年度に実施しました「健康に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、健康づくりに関する課題の抽出を行い、「健康増進計画」及び「食育推進計画」に「地域自殺対策計画」を加えた「第3

次健康くまとり21」を策定してまいります。

また胃がん検診について、30年度から、50歳以上の方を対象に胃内視鏡検診を導入します。

次に、「運動・スポーツ」です。

総合体育館（ひまわりドーム）等については、引き続き指定管理者による管理運営を行い、ニーズに応じた教室の開催等住民サービスの向上に努め、スポーツ環境の整備を図るとともに、次期指定管理者選定に向けた準備を進めます。

また、各種スポーツ施設・設備については、総合体育館の消防設備修繕やプール用車いすの整備、町民グラウンドテニスコートネットの修繕等、適切な維持管理に努めます。

次に、「高齢者福祉」です。

29年度策定の「いきいきくまとり高齢者計画2018」に基づき、高齢者が尊厳を持ち、住みなれた地域で安心して健やかに暮らしていくことができるよう事業を展開します。

在宅医療・介護連携については、町内の医師やケアマネジャー等の多職種で構成する「医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）」において、引き続き、連携強化を図るとともに、新たに、広域的な医療と介護の連携を拡充するため、泉佐野泉南医師会へ本町以南の3市3町共同で「医療と介護の関係機関の相談窓口」等を委託し、在宅医療・介護連携を推進します。

また、認知症施策については、徘徊高齢者等SOSネットワーク支援事業に加え、認知症の方やその家族等に対する自立に向けた初期支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の活動等の認知症施策を引き続き展開し、認知症になっても安心して住み続けることのできるまちづくりを推進するとともに、ひとり暮らしの高齢者へのアンケートや事業所等の協力による見守り活動など、高齢者への見守り体制の強化を進めてまいります。

老人憩の家については、公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化が必要な建物のうち、優先度の高い5カ所の耐震診断を行います。

次に、「障がい者福祉」です。

「熊取町第5期障がい福祉計画」及び「熊取町第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者施策、障がい児施策を推進してまいります。また、障がいへの理解の促進については、引き続き広報等への障がい理解に係る記事の掲載や、障がい者週間において、障がい者施設や施設の製品を紹介する取り組みを行うほか、町内の児童を対象とした手話講座を実施するなど、障がいに対する理解が進むよう努めてまいります。

次に、「地域福祉・社会保障」です。

医療保険制度を維持できるよう、増大する医療費の抑制に向け、生活習慣病予防への取り組みや医療費の適正化を進めるとともに、負担の公平性が保たれるよう個々の状況に応じた収納対策に努めます。

子ども医療を初めとした、重度障がい者医療、老人医療、ひとり親家庭医療に対する助成事業について、適切に実施してまいります。

4つ目は、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち」です。

あらゆる人が、住み続けたり、新たに転入してくることで、いつでも活力のあるまちであり続けられるよう、そして、住民が「住み続けたい」「一度は転出しても帰りたい」と願い、「いつか住みたい」と憧れを持ってもらえるようなまちづくりを進めていきます。

初めに、「市街地整備」です。

熊取駅西地区については、本町の玄関口にふさわしい、にぎわいのある市街地の形成を目指して、熊取駅西地区まちづくり協議会と協働のもと、土地利用の整備手法等を検討します。

また、熊取駅西交通広場の整備については、都市計画法に係る事業認可を取得し、詳細設計及び不動産鑑定、支障物件調査を実施するとともに、用地測量業務を実施します。

交通広場の整備にあわせて、JR熊取駅東西自由通路から交通広場への直接のアプローチとして、昇降設備等による歩行空間のユニバーサルデザイン化を検討してまいります。

次に、「道路・交通」です。

都市計画道路の整備促進については、災害時における物資輸送路としての観点からもミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワークの整備に取り組むよう、現在事業中の大阪岸和田南海線及び事業化の方針が示された泉州山手線の早期整備、並びに大阪外環状線の4車線化の早期事業化について、引き続き、国・大阪府に対し、より強く要望を行ってまいります。

地域幹線道路の整備では、町道小谷穴釜線道路改良事業については、事業用地取得が完了し、道路改良工事の進捗に努めてまいります。また、町道久保高田線歩道拡幅事業については、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点の区間において、通学児童等の安全安心な歩行空間を確保するため、29年度の詳細設計業務に引き続き、不動産鑑定及び支障物件調査を実施します。

加えて、計画的な道路網整備を進めるため、大阪岸和田南海線の整備にあわせて、(仮称)駅前延伸線道路詳細設計業務を実施してまいります。

一方、道路の維持管理については、「道路舗装修繕計画」及び「道路橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、歩道部分を含めた舗装修繕工事及び道路橋梁の修繕工事を計画的に進めるとともに、29年度に実施した橋梁定期点検の結果に基づく長寿命化計画の見直しを実施してまいります。

また、29年度に引き続き、路面下空洞調査を実施してまいります。

次に、「上水道・下水道」です。

上水道整備については、引き続き老朽管路の更新にあわせた耐震化工事を継続するとともに、災害時における重要な施設への供給管路の耐震化工事について、30年度から国の交付金を活用し実施します。

また、31年度以降に予定している希望が丘配水池及び事務所棟耐震化工事の基本・詳細設計業務を実施します。

下水道整備については、30年度末人口普及率81.3%を目標に小垣内、大宮、久保、野田、大原、大久保地区において公共下水道工事を実施するとともに、久保地区において31年度以降の工事に向けた詳細設計を行います。

一方、経営面については、30年4月から下水道事業において地方公営企業法を適用し、より透明で健全な経営を図ってまいります。

さらに、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」の策定に着手します。

次に、「公園・自然環境」です。

「みどりの基本計画」に基づき緑化対策を推進するとともに、永楽ダム周辺の桜の保全・活用を進めてまいります。

公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用し、まちなか公園において、計画的・継続的に遊具等の更新工事を実施してまいります。

また、永楽ゆめの森公園については、30年4月から指定管理者制度を導入し、効果的・効率的な管理運営及びサービスの向上を図ります。

次に、「住環境」です。

「美しいまちづくり条例」及び「美しいまちづくり推進基本計画」に基づき、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」を目指し、「環境美化強調月間」にあわせて、「環境美化強調月間・路上喫煙禁止街頭啓発キャンペーン」を実施し、美化意識の高揚を図るとともに、自治会等が実施する環境美化活動を支援します。

環境美化活動の一つとして、新たにNPO等が取り組む地域猫活動等を支援し、町内の野良猫頭数の抑制に努めてまいります。

さらに、町内にある空き家について、所有者が、「熊取町空き家バンク」に登録することで、ホームページ等を活用して、借り手、買い手に情報を提供し、空き家の利活用を図ります。

次に、「循環型社会」です。

これまでの熊取町地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みを大胆に強化・拡充し、取り組みの企画・実行・評価・改善を組織を挙げて不断に実施するために国が実施する「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」を活用し、政府が策定した「地球温暖化対策計画」を踏まえた熊取町地球温暖化対策実行計画の改定を行い、温室効果ガス排出量のさらなる削減に努めてまいります。

し尿処理については、広域化に向けた関係機関との協議等を行いながら、大原衛生公苑の適正な管理運営に引き続き努めてまいります。

環境センターについては、焼却炉床部の砂を流動させ燃焼用空気を送る押込送風機の更新を行い、安定的な運営及び施設の長寿命化を図るとともに、引き続き近隣自治体との広域化の検討を進めてまいります。

次に、「商工業・サービス業」です。

地場産業や中小企業の活性化を図るため、「産業振興ビジョン」に基づき、にぎわい創出に向けた取り組みを実施してまいります。

具体的には、「産業活性化基金」を活用し、中小企業者向け融資制度に対する補助や「熊取ブランド創造事業」に対する補助を行うとともに、熊取コロッケを初め、ブランドの創出に努め、「創業支援事業」や「6次産業化支援事業」により町内の中小企業者、農業者を支援していくことで潜在的なニーズを掘り起こしつつ、一層の産業活性化を図ってまいります。

次に、「農林業」です。

農業の魅力を伝えるため、地元でとれた野菜や米を学校給食に使用するとともに、「熊取ふれあい農業祭」等を通じて、地産地消の取り組みを進めます。

また、熊取町「人・農地プラン」に基づき、地域の担い手の把握や農地の利用集積に努めつつ、新規就農者への支援や、有害鳥獣への対策等、継続的・安定的な農業経営ができる環境づくりに取り組みます。このほか、新たに「遊休農地対策事業」制度を創設し、遊休農地を耕作できる農地に再生する取り組みを支援します。

次に、「観光・交流」です。

31年度末を目途に実施している「宿泊施設誘致条例」に基づき、引き続き本町の活性化につなげてまいります。

本町の自然文化等、地域資源の魅力を発掘・発信し、既存の観光資源を生かしたイベント等を通じて、認知度を高め、交流人口の増加に努めるとともに、「くまとりにぎわい観光協会」を初めとする多様な関係者と協働し、にぎわいづくりを推進してまいります。

さらに、(仮称)泉州観光DMOに参画し、泉州地域一帯で連携したプロモーションを行い、観光、交流の推進に努めてまいります。

次に、「雇用・就労」です。

就労困難者等支援策として、引き続き、就労支援センターを開設し、雇用・就労につなげるための就労相談に取り組むとともに、就職困難者の資格取得費用の一部を助成し、就労支援に努めてまいります。

5つ目は、「健全で安定した持続可能なまち」です。

少子高齢化や人口の減少など、本町の運営も今後ますます厳しくなると想定されます。そうした中でも、まちの個性と魅力が次世代にも引き継がれ、感じてもらえるよう、行政の取り組みも健全で効果的・効率的な運営をさらに徹底していきます。

初めに、「行財政運営」です。

30年度から34年度までの5カ年を計画期間として策定した「熊取町第3次行財政構造改革プラン」及び「同アクションプログラム」に基づき、持続可能な行財政運営の実現に向け、さまざまな改革に取り組んでまいります。

具体的には、収入確保の強化として、ふるさと納税のさらなる増収や、公共施設へのネーミングライツの実施に向け取り組みます。

情報システム関係経費の縮減に向け、30年4月から、基幹系システムのうち、主に住基や税等の業務でクラウド化を開始します。

自動交付機による住民票等証明書交付サービスにかえ、全国のコンビニエンスストア等に設置されている端末で、マイナンバーカードを利用し、住民票や戸籍謄抄本等の証明書交付を受けることができるサービス、いわゆるコンビニ交付サービスを31年4月から新たに導入すべく準備を進めます。

また、大阪府から権限移譲を受け、30年10月から役場本庁窓口での旅券発給手続に係る事務を開始するとともに、あわせて、本庁舎内にユニバーサルタイプの自動証明写真機を設置し、さらなる住民サービスの向上を図ります。

このほか、納税者等の利便性を向上させるため、町税及び国民健康保険料の納付方法を拡充し、スマートフォンアプリによる収納の取り扱いを開始します。

次に、「情報の公開」です。

「わが町提案箱」に加えて、「タウンミーティング」や区・自治会での「直接対話」を引き続き実施します。

また、「パブリックモニター制度」については、モニターの登録を更新し、パブリックコメント制度と並行して運用するなど、住民参加のまちづくりを推進します。

このほか、広報紙については、情報量や紙面構成等の改善に取り組み、より親しみやすい広報紙づくりに努めます。

次に、「多種多様な連携」です。

大学との連携につきましては、関西医療大学の学生によるタピオステーションへの参画を初めとする健康長寿の取り組みや、京都大学原子炉実験所と連携した「熊取アトムサイエンスパーク構想」の推進など、多種多様な事業を展開しているところであり、引き続き、連携・協力してまいります。とりわけ、少子高齢化、人口減少社会の到来を迎える中、住民の健康増進及び本町の活性化を図るため、大阪体育大学との協働により、運動・スポーツを通じて、永く楽しく元気に暮らせるまちづくりを協働で推進する『“熊取町×大阪体育大学”DASHプロジェクト』をスタートさせます。

次に、「シティプロモーション」です。

子育て世代に対するブランドメッセージ「ほほえみ子育て熊取町！」の継続的かつ効果的な発信はもとより、若者世代を主なターゲットとして28年度に作成した情報誌及びPR動画「熊取ものがたり」についても幅広く発信するほか、若年世代に向けた新たなブランドメッセージの検討や行政と住民が一体となったプロモーション基盤の構築等に向けた検討を進めます。

今後の人口確保といった未来への投資と持続可能なまちづくりの視点から、30年度から3年間に於いて住宅取得等に関する新機軸のインセンティブによる転入・定住促進施策を実施します。

以上、30年度における主要な施策について申し述べましたが、これらの施策を通じて、子ども、若者から高齢者まで、あらゆる人々が交流し、つながり、ともに歩むことでまちの活力を維持し、『住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち』の実現につなげてまいります。

最後になりますが、施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましても、ご理解いただき、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

これをもって町政運営方針を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、施政方針表明を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、浦川議員。

3番（浦川佳浩君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

時間が大分押していますので、途中で区切られないように急ぎ足でやりたいと思います。

今回の私の一般質問は、会派代表質問を含めて、全て熊取町のイメージブランドである「子育てしやすいまち 熊取」「教育のまち 熊取」、このイメージブランドをこれからどのようにして向上させていくのかについてがテーマになっております。

前回の12月議会では、熊取町は本当に子育てしやすいまちなのかについて議論させていただき、現在、統計的には57%の子どもを持つ親の住民が子育てしやすいまちだと思っている、こういったデータもお示しさせていただきました。

そんな中、先ほど町長の冒頭でも、町政運営方針でありましたけれども、財政が逼迫し選択と集中の観点が求められる中、子どもの育ちを支えるまちづくりに重点的に力を入れて取り組んでいくというような方針も掲げていただきました。

こういったことを踏まえまして、1つ目の質問に入りたいと思います。

熊取ブランド「子育てしやすい、教育のまち熊取」から見た近居支援施策・空き家バンク制度についての答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、ご質問の1点目のうち近居支援施策の概要等につきまして、まずは企画部より答弁させていただきます。

まず、施策の概要及び施行日でございますが、さきの議員全員協議会で説明しましたとおり、三世代近居等を促すため、親世代と町内で近居することなどを条件として新築住宅もしくは中古住宅を取得した場合に、当該住宅の延べ床面積120平方メートルまでの固定資産税の課税額の2分の1を免除するもので、施行日は平成30年4月1日、3年間の実施を予定してございます。

次に、効果につきましては、当該施策のターゲットである生産年齢人口中、子育て世代と想定する25歳から39歳を中心とした転入効果とあわせて、子育てしやすい環境づくりや高齢者の孤立防止、世代間交流といった副次的な効果を期待するとともに、さきの議員全員協議会でお示ししましたとおり、財政面での一定の効果額も想定しているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、まずは企画部からの答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君） それでは、都市整備部からは空き家バンク制度についてお答えさせていただきます。

空き家バンク制度につきましては、今後増加が見込まれる空き家・空き地の解消を図るとともに、本町への転入・定住をご検討されている方に対する住居の確保につなげるため、本年4月1日の開設に向けて現在最終の準備を進めてございます。

今回開設します熊取町空き家バンクの特徴としましては、空き家の活用を考えられている空き家所有者からの物件情報の発信だけでなく、空き家の賃借や購入を希望する方の情報も登録することで、相互にマッチングしやすくなるような制度としてございます。

あわせて、空き家を所有しているがどのように活用していいかわからないという方への相談窓口としまして空き家相談員制度を創設し、空き家バンクへの登録促進につなげてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解いただきますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） まずは、両施策を導入していただきましたことを本当に感謝申し上げたいと思います。

これまで企画部とは、熊取町からどんどん若い人たちが出ていってしまっているというような現状の中、何とかして手を打っていかないといけない、その一環として私もたびたび近居支援、それ

から空き家バンク制度、この両施策と2つセットで提言申し上げてきたわけです。近居支援施策の分については、ちょっと確認したいんですけども、新築もしくは中古住宅を取得というところで、いわゆる売買物件のみで賃貸物件は含まれていない。空き家バンク制度については、空き家を広くPRしていったらどんどん空き家の利活用を進めていくということなんで、賃貸物件が含まれているということだと思んですけども、これ私自身は、やはり政策的に人が入ってもらうためにいろいろ施策をしても結局受け皿がないと難しいですよということ、2つの両施策というのはセットですと申し上げてきたんです。今伺うと、非常にピンポイントで狙い過ぎていて、この効果というのが果たしてどこまでいくのかなというのが正直、率直な感想です。

私としては両施策に関しては2つセットで申し上げてきたんですけども、これは両部局ですり合わせというか、いわゆる転入・定住促進という観点でいくと非常にいい施策だと思うんですけども、余りすり合わせされていないのかなというふうにも思ったんですが、この辺は、両部局ですり合わせというのはされていたんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）今回の3世代近居支援につきましては、ご指摘のとおり、住宅を購入された方が対象となります。また、この方式なんですけれども、一定、補助金方式ではなくて固定資産税免除方式、これを採用させていただいております。

まず、固定資産税免除に至った経緯なんですけれども、決定に至るまでさまざまな手法について検討を進めてまいりました。まず、取得費用や登記費用、引っ越し代などに対応する補助金方式をとるのか、さらにはその補助金の中で賃貸住宅まで幅を広げて、敷金や礼金とか家賃までを対象にするのか、あるいは住宅取得された場合の税金を免除する方式にするのか、そういったことで検討してまいりましたが、最終的に、現在の厳しい財政状況等を鑑みまして、現金を要さない方式ということで固定資産税の今回の支援策となったという、そういった経緯でございます。

そこで、議員ご指摘の空き家バンク制度なんですけれども、これは当然、転入者に対する受け皿になるものと十分認識してございます。その上で、本年4月1日より空き家バンク制度が創設されるということで、先ほど都市整備部からの答弁でもありましたとおり、転入者に対しての空き物件のあっせん、紹介、これはもとより、先ほど説明させていただきました、議員からありました三世代近居支援、また同時に行います社宅誘致支援、これらとうまく連携できればというふうに当然ながら考えてございます。

ただ、議員ご指摘の賃貸物件、これは当然、空き家の中には所有者がおられて賃貸に出されたいという、そういった方もいらっしゃると思いますが、そういった財政的な事情で、まずは現金ベースを抑える税免除方式ということを採用させていただいたというところでございまして、都市整備部とは当然情報共有、連携を図りながら構築してきたということは言うまでもございませんで、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）先ほど企画部理事からもありましたけれども、空き家バンク制度につきましては、いろいろ制度を構築していく中で、熊取町の子育て支援というイメージの中から当然空き家の情報を出していくということで、新たな転入の促進であるとかそういうふうな部分につながるかなという形で企画部と調整させてもらってございました。

ただ、本来の空き家バンクの趣旨というのがまた別にございまして、やっぱり全国的に空き家というのがふえてきている中で、危険な物件、それからある程度手を入れれば活用できる物件、こういうものがございまして、活用できる物件については全国的に積極的に活用していこうという制度の中で、本町としましても近隣市町、いろんなところで空き家バンク制度が始まって、大阪府内でも空き家バンク制度が始まって、これまでたくさんの件数のマッチングも出ておりますので、そういうふうなところも踏まえて空き家バンクを設置させていただくと。その中で子育て支援の転入促進にもつながっていくということで、制度を組み立てさせていただいたというのが現状でござい

ます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）空き家バンク制度に関しては、趣旨が空き家の利活用というところからスタートして、それに付随する形で若者、子育て世代の近居支援にもつなげていったらなというところがあるので、どっちがスタートかというところはあると思うんですけども、最終的に近居支援というもののメリットというのが、やっぱり子どもを親に預けて家事の面倒を見てもらって、その間に働きに行けるとか、その逆、親の介護をしっかりとしていきたいから近くに親がいてるところに住んでいく、災害が起きたときなんかは安否確認が容易であるとか、いろんな意味で近居支援のメリットというところが非常にあって、他市でも導入しているところが多い中でも、やっと熊取町も近居支援に乗り出していただけるといったところで非常に喜んでいました。これがもう非常に売買物件だけというところが、そもそも近居支援というものは転出超過、出ていっている人たちをどんどこっちに呼び込みたいであったりとか熊取町に人を呼び込むための政策であるにもかかわらず、ピンポイントでこれが賃貸物件を外して売買物件しかそういった制度のメリットがないというところで、●●●●というか本当にちょっと残念だなというところで、これはもう決定ということで、もう動かないんですよ。賃貸物件は動かないということですよ。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）ご指摘のとおり、基本的にはこの3年間は見直すことは考えておりません。

ただ、前回の7つのインセンティブにつきましても、最終年度に当然効果やそのときの財政状況、それを勘案して延長するかどうか、これは当然また行ってきたという経過がございました。

今回につきましても、最終年度に同様の検討を行うこと、これは想定しておりますが、そのときに相当の利用数に基づく効果、財政状況、また議員ご指摘の賃貸に対するニーズ、これらも総合的に勘案して最終年度ぐらいに延長の可否も含めた中で判断していくものだというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員、先ほどの質問の中でちょっと支障のある発言がございましたので……。

3番（浦川佳浩君）ありましたか。どの点でしょうか。

議長（坂上巳生男君）●●●●の部分。

3番（浦川佳浩君）失礼しました。

議長（坂上巳生男君）そこを削除させていただきます。

3番（浦川佳浩君）失礼しました。訂正しておわびいたします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）失礼いたしました。

賃貸物件はもう外すということで決定ということですので、今後その辺のところは注視していきたいなというふうに思います。この件についてはまだほかにも質問される議員がいらっしゃると思いますので、次の2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目の質問、熊取ブランド「子育てしやすい、教育のまち熊取」から見た今後の学童保育のあり方について伺います。

今後3年間の各小学校の児童総数の予測値と各学童保育の入所者数の予測値について、表でいただきたいというふうにお伝えしました。きっちりと予測値を出していただいてありがとうございます。この件について何か答弁あればお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、1点目の今後3年間の各小学校児童総数の予測値と各学童保育所の入所者数の予測値についてご答弁申し上げます。

事前にお配りしております資料を用いてご答弁いたしますので、あわせてごらんください。

資料に記載しております各数値につきましては、各年度4月1日の予測値となっております。平

成30年度におきましては、総数で、一番右の列になります。小学校児童総数2,503人に対し、学童保育所の入所予定児童数は548人で、入所率は21.9%となっております。

また、平成31年度以降の予測値についてでございますが、まず小学校児童数につきましては、年齢別人口の情報をもとに、これまでの傾向を踏まえ、転入・転出等の影響を勘案した上で推計を行っております。次に、学童保育所の児童数につきましては、各年度及び小学校区ごとに入所率が変動することや小学校児童数と比例するものではないため、予測が難しいことから、直近5年間で最も高い平成30年度の各学童保育所の入所率を用いた予測値としております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今回、教育委員会と健康福祉部、両部局からご協力いただいて平成33年度までの推計値を出していただいているわけですが、こういった予測値が出るわけですから、もっとこういったことを両部局で予測値を立てながら出していただけたら、今の学童保育所の問題というのはもっと少なくなっているんじゃないのかなというふうに思います。

これとは別に、私のほうでも資料をつくらせていただいたんですが、学年別の入所率の傾向と全生徒数の経緯、こちらを見ていただくために、ホームページで公表されていまして熊取町統計書から引用してきたデータですので、ホームページには28年度までしか出ていませんでしたから、その直近、26年、27年、28年の3カ年のデータをつけさせていただきました。参考程度で見ていただきたいんですけども、これをつくっていくに当たって2つ傾向がわかったということです。

一つは、表の2、下の段になりますけれども、8年前の平成22年には熊取町の小学校の生徒数が2,913人であった。私のデータでは28年なんで2,600人となっているんですが、いただいたデータでいくと平成33年には2,427人になるということで、およそ500人の子どもたち、小学校の生徒数が減少していくということがわかります。500人といえば、熊取町の規模からすると、見ていただいたらわかるように、一つの小学校が丸々1校分がなくなっているのに等しい、それぐらいのインパクトなんです。さらにもう一つわかることが、学童保育所の在籍児童数が平成22年には401人だったものが平成28年には548人と、ことし平成30年度の見込みは548人となっているわけですから、非常に小学校の生徒数は減ってきてても学童の児童数はどんどんとふえていっていると。これはやはり、共働き世帯の増加であったりひとり親家庭の増加によって、少子化であってもこれだけ学童の児童数がふえているといったようなことがわかります。

もう一つ、小学校の高学年、4年生、5年生、6年生を見ていただきたいんですが、小学校の生徒数はどんどん減少しているものの、学童保育の児童数は常時人数が変わらないというか、若干ふえていっている傾向にあるということがわかっています。これは何も熊取町だけの傾向ではなくて、全国学童保育連絡協議会、これ2017年9月20日に報道関係者向けに出された資料で、ホームページを見つけたらすぐに出てくるものですが、非常に詳細にデータが全国の学童からいろいろ連絡、経由してとってきているんだと思うんですけども、詳細なデータが載っていました。ここでも同じような傾向が載っているわけです。こういった予測値のデータをもとに、次の質問に入りたいと思います。

企画部、教育委員会、それぞれから見た学童保育所のあり方について、今後どのように学童保育所とかかわるのか、答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、ご質問の2点目のうち、企画部と学童保育所との今後のかかわりにつきまして、まずは企画部より答弁申し上げます。

まず、シティプロモーションや転入・定住促進の観点から、本町の学童保育所は小学校6年生までを保育対象とし、さらに午後7時まで保育が可能ということで、町立保育所とあわせて「子育てしやすいまち 熊取」としての熊取ブランドを支える重要な施策であると認識しております。

したがって、企画部が有する全庁的な総合調整機能とともに、シティプロモーションの観点

で本町の学童保育所が「子育てしやすいまち 熊取」としてのブランド力に磨きをかける施策であるとの認識のもと、引き続き、健康福祉部としっかりと連携してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）教育委員会として、今後、学童保育所とどのようにかかわっていくのかとのご質問に対して答弁いたします。

現状でのかかわりでは、中央学童保育所及び東学童保育所についてはそれぞれの学校に近接して立地し、また、西学童保育所及び南学童保育所はそれぞれの学校の敷地内に、北学童保育所は北小学校校舎内に設置されており、一定のルールのもとで相互に連携して運営がなされています。

今後におきましても、学童保育所への保育需要等により、学校施設の活用が必要となる場合も考えられますが、その場合は、学校の余裕教室の状況や学校運営への影響など適正な教育環境の維持を前提とした上で、子どもたちにとって最善な方向に考えていかなければならないものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今回は、直接の所管ではない教育委員会と企画部、両部局からお話しいただいたわけですが、学童保育所の問題というのはもはや健康福祉部だけで考えるべき問題ではないんじゃないかというのが私の今回の趣旨で、お伺いしました。熊取町の小学生約2,500人のうちの約2割に当たる540名の子どもが学童保育所に通っていて、その保護者やおじいちゃん、おばあちゃん、指導員なんかも含めると非常に大きな住民がかかわる事業であるということと、大阪府内においてはおよそ半数の自治体で教育委員会が学童保育所を所管しているのと、なぜ教育委員会が所管しているのかというと、これもこの全国学童保育連絡協議会で全部データが出ていますので、後ほど見ていただきたいんですけども、学童保育所の開設場所の8割以上は公的に設置された施設にあるんです。中でも55.7%は学校の余裕教室や敷地内に置かれている、だから教育委員会が所管であるところが多いというような見解なのかなというふうに思います。具体的な問題については所管である健康福祉部と議論させていただきたいんですけども、そういった意味でも全庁的にこれは学童保育所の問題を抱える必要があるんじゃないのかな、解決していく必要があるんじゃないのかなと思います。

学童保育所が今現在抱える大きな問題というのが2つあります。一つは施設整備の問題、そして指導員の処遇改善であります。この2つが、学童保育所が今現状抱える大きな問題点となっております。

まず、企画部に伺いたいんですけども、先ほど理事のお話の中でも、企画部のシティプロモーションの中で「子育てしやすいまち 熊取」というものをPRしていくと、町内外に発信していくのに非常に重要な位置づけだというふうなご発言もいただきました。「子育てしやすいまち 熊取」というものを町内外に浸透させていくには、まずは熊取町のシンボルである、非常に多くの住民がかかわっている学童保育所の利用満足度を高めていく必要というのが絶対にあると思います。この満足度を高めていくことによって、必然的にやっぱり熊取町って子育てしやすいまちだよねということにもつながっていきますんで、その辺はぜひとも力を入れて取り組んでいただきたい。

さらに言うと、お金がかかることも今すごく多いわけですから、財政部局も企画部所管になっているかと思うんです。その辺もあわせて、健康福祉部をどういった形でサポートしていくのかについて、ぜひともお伺いしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）答弁でも申し上げましたとおり、保育所と学童保育所、これは議員のお言葉をおかりしましたら、シンボリックな「子育てしやすいまち 熊

取」これを代表する重要な施策であるという認識、これは間違いございません。

そういったことから、企画部といたしましても、施策面、これはもちろんのことでございますし、財政面におきましても、先ほど問題点を2つ、施設整備が上げられておりましたが、今年度、平成30年度につきましては全保育室へのエアコン設置など積極的に企画部としても支援しているところでございまして、今後につきましても、企画部としましても全庁的な視点、また他の施策とのバランスを図りながら可能な限り健康福祉部と熊取町のシンボルとなるようなそういった、もちろんその上では可能な限り待機児童を出さないというところも出てまいります、そういったところで企画部としても財政面、施策面においてもしっかりと連携、協力してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ぜひとも、側面的というか、もっと前のめりになっていただいてもいいのかなと思いますので、その辺はサポートをお願いしたいと思います。

次に、教育委員会に伺いたいと思いますが、先ほど申し上げたように、施設整備の問題というのは教育委員会の協力なくしては絶対になし得ないことだと思っています。現在学童保育所が抱える問題の一つに、厚生労働省が定めています定員枠、1クラブおおむね40人までというものがあるんですけれども、それを各クラブは非常に超えてしまっている現実があります。

先ほど答弁でもいただきましたけれども、北学童保育所、それから西学童保育所、南学童保育所は学校の空き教室や敷地内にプレハブユニットなどを設置していただいているわけですが、中央小学校にだけ今空き教室も敷地内に置いていただくということもないんです。中央小学校の敷地内に設置していただくことで、今、中央学童が抱えている問題というのが非常に多く解決できると思います。例えば、学校と学童保育所を行き来しているわけですが、その辺の安全面を気にしなくてもよくなる。また、今中央学童の敷地が狭過ぎて、遊びに行く際、最寄りのふれあい公園まで指導員が引率して連れていっているような状況ですが、その際は、皆さんご存じのように、あの往来が非常に激しい、車の往来が多い道路を渡って引率していかないとけない。そういった意味でも非常に危険なわけです。

学校のグラウンドを使用させていただくことで、そういった不審者対策にもなりますし、伸び伸びと子どもたちが遊ぶことにもつながっていくことにもなります。さらに言うと、有事の際には学校は避難場所としても利用されているわけですから、そういったところでも、耐震化も万全ですし、非常に安全なところがふえてくるというように思います。

中央小学校にだけ学校の空き教室や敷地内の設置ということが難しいんですけれども、これは何か理由があるんでしょうか。教育委員会の所管で聞かせていただけたら。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）昨年中から、この問題につきましては学校管理者、校長先生と調整しまして、一定の答えは健康福祉部に返しているところなんです。特に条件はありますが、中に設置していただいても可というのはあるんですが、健康福祉部でいろいろ協議というか、ちょっと問題があるみたいで、今のところ継続的にこの問題をとということになっておりますので、あとは木村理事からお答えします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）中央学童につきましては、今、浦川議員が申されたように、やはり現学童の敷地が狭い、また、道を挟んだ向かいの公園に子どもが往来すると非常に危険である、そういった声が従前より議員の皆さん、また保護者の方から寄せられていたというのは我々も十分認識しておりまして、先ほど来議員が申されましたように、また教育次長から申しましたように、学校敷地内での施設整備というところで教育委員会、また学校現場と調整を進めてまいりました。結果的には、まずもって学校の空き教室といえますか余裕教室、それは現状ではもうないというところの

中で、敷地内に新しく施設整備をとということで、一定の学校からのルール、そういったところも調整しながらそのめどは立てておったんですけども、今般の財政状況等を勘案しますと、やはり一足飛びに施設整備というのがなかなか難しかった。また、児童数につきましても、中央学童については昨年とほぼ横ばいという状況もございました。

そういったことも含めまして、引き続き我々としては、先ほど明松理事からも答弁ありましたように、できるだけ待機児童を出さないためにあらゆる検討を今後もまたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君）ただいま両部局から答弁ございましたが、今回の行財政改革アクションプログラム、あちらの推進項目の55番に小学校の余裕教室の検討というのを追加してございます。この想定としましては、議員がまさにご指摘の学童保育所としての利用も、「利用も」ということであえて言わせていただきますが、学童保育所としての利用も想定しているというものでご理解いただけたらと思います。

答弁でもございましたとおり、厳しい財政状況の折でございますので、学校敷地内とはいえ新たな施設を設置することは、少子高齢化、先ほど議員からもございました人口減少が見えている、そういった現状の中で、また施設の総合管理計画上也非効率であるというふうに考えられますので、まずは今後の子どもの数の推移を見きわめながら、行革の観点も含めながら、小学校の空き教室、こちらの活用について中央小学校も含めて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）確かに児童数というのは減っているんですが、中央小に限って言いますと、この4月から支援が必要な児童が入学されますので、そのために1教室ふえるという事情もございます。ですから、児童数が減っているといっても支援を必要とする児童が入学されると、三十数人、支援が必要でない児童はそれで1教室なんですが、支援を必要とする児童につきましては1人、2人でも1教室必要ということ、そういった事情もあるということはお理解いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）先ほど、明松理事から第3次行財政構造改革プランアクションプログラムの中、私もこれ確認させていただいています。改革項目の中で、確かに小学校余裕教室の活用ということで、今後、少子化の進行に伴い、余裕教室が新たに発生した場合はその活用を検討すると、30年度、今年度が、これ、ずっと前から検討しているんだと思うんですけども、検討年になっていて、34年になってもずっと検討中となっているんです。

ずっと昔をさかのぼっていくと、平成23年に中央小学校でいくと600人の小学校の生徒がいたものが、33年になると528人になりますよ、これはほぼ確定の数値だと思うんですけども、70人減っているんです。70人というと、大きくいったら2クラス分教室が減ってきたことになるんですけども、これでいくと、一体いつになったら空き教室は出るのかなということなんです。

もう一つ、教育次長から支援学級のお話もいただいたんですけども、確かにこれ、支援学級を必要としているところは熊取町だけじゃなくて全国的にもふえてきて、そういった意味で教室がそういったところにも活用されているというところなんです。

別にこれを否定することは全然ないんですけども、要するにこれは考え方の問題で、どこかで折り合いをつけていかないと、いつまでたっても教室の活用であったりとか学校の敷地内に開設するということが結局できないわけです。それぞれ、学校の先生方に私もヒアリングさせていただきましたけれども、いろんな事情があって、今、北小学校であったりとか南小学校、東はひまわりドーム、あの敷地内にあるわけですからいいんですけども、西小学校にも置いていただきますよね。そういった意味で、だからどこかで折り合いをつけていただかないと将来推計値を出していただいても全く意味がないわけで、児童数がゼロにならないと空き教室はできないんじゃないのかなとい

うぐらい、これ、いつになったらできるの。本当にずっと同じ話を毎回毎回させていただいて、中央学童に関して言うと、私が議員になる前からもう既に問題になっていて、議員になってもまだ問題になっていて、平成33年の推計値を出していてもまだ余裕教室がなくて全然話が進んでいない。これ、一体いつになったら前向きに進むのかなというところで今回この問題を提起させていただいたんですけども、では、両部局との議論はここで一旦置かせていただいて、具体的な現状の問題点、それから課題点について健康福祉部と議論させていただきたいと思います。

平成29年7月実施の学童保育所利用者アンケート結果から見た課題点と、今後、それらの課題点をどのように改善していくのかについて答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の学童保育所利用者アンケート結果及び現在の学童保育所が抱える課題点の今後の改善策についてご答弁申し上げます。

学童保育所の利用者アンケートにつきましては、昨年7月、在籍児童の保護者506人を対象に町が実施したものであり、7割以上の362人の方からご回答をいただきました。

アンケート結果によりますと、保育内容や指導員の対応などいわゆる運営面につきましては、指定管理者による適正な保育が行われており、おおむね高い評価をいただいております。その一方で、ご意見として特に多かったのが施設面や設備面に関してのご意見で、半数以上の方が「どちらかといえば不十分」あるいは「不十分」と回答されており、主なご意見を申し上げますと、施設面では1クラブを40人以下とすることや静養室の設置、設備面では冷暖房の設備などとなっております。これらの改善が課題であると認識しているところでございます。

課題に対する改善策についてでございますが、新たな施設整備につきましては、先ほどもご答弁いたしました。本町の小学校児童数については全般的に減少傾向にあるものの、学童保育所の入所児童数の割合は増加傾向にあること、また、各学童の入所希望者数が年度によって大きく増減することもあり、入所児童数の予測が非常に難しい状況となっておりますことや厳しい財政状況などを総合的に勘案しながら、より慎重に検討を行う必要があると考えており、まずは条例基準の一つである「児童1人当たりの専用区画面積おおむね1.65平方メートル以上」の確保を優先し、安全な保育の確保を前提とした上で、待機児童を可能な限り出さないよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、設備面の改善といたしましては、アンケートにおけるご意見の一つでございますエアコン設置につきましては、平成30年度中には全ての保育室への設置を完了させる予定としております。

引き続き、指定管理者と連携しながら安全で安心な学童保育所運営に努めることはもちろんですが、今後も企画部や教育委員会と連携しながら課題の改善に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

これは、平成29年7月、熊取町学童保育所利用者アンケートを実施されて、10月にその結果がわかったものを保護者の方に配ったのかな。そのデータを私もアンケート結果を見せていただいております。

今、理事がいろいろ答弁いただいたとおり、アンケートの項目を大きくいくと、結局は指導員の子どもへの働きかけとか保育の内容についてどうですかといったような質問、これに関しては8割以上の方が「非常に満足している」というふうに答えられています。それは、やはり学童保育所の指導員の方たちが本当に子どもたちと向き合って、さらに言うと保護者の方たちとしっかりと向き合った結果、非常に信頼関係ができて8割以上の方が満足されていると。これ、普通というか、真ん中を入れるともっと高い、9割近い方が満足されているということになるわけですけども、一点、先ほど理事から答弁があったとおり、学校、要望に関して言うと、教室が狭い、人数が多過ぎる、体調が悪いときに休める静養室が設置されていない、小学校を学童の施設にしてほしい、そう

いった施設整備の面での不満というのが非常に多いということがアンケートの結果を見てもよくわかりました。

先ほどから待機児童を出さないというようなお話も幾つかいただいているんですけども、2018年でいくと、もう既に待機児童が出るんじゃないのかなというふうに思うところが幾つかあるんです。北学童保育所について、ことし128人募集があったといったところで、1クラス60人分ぐらいとなっちゃうわけです。これについてどういうふうに対応というふうにお考えなんですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）北学童保育所についてでございます。こちらにつきましては、平成27年度以降は児童数というのは微減といいますか、減少傾向にございました。ところが、最初に議員おっしゃいましたように、2018年におきましてはまた一転して増加傾向になったという中で、我々、まず北学童保育所については現行、北小学校教室内にクラブを設置してございます。その流れもございまして、当初、当初と言いますのは入所の受け付けが12月末でございまして、4月1日の入所に向けては余り時間がない中で、教育委員会を通じて学校といろいろ、学校敷地内でのいわゆる3クラブ化を見据えた施設整備というのを協議させていただきました。

先ほど来と同じく、やはり余裕教室というものは現時点ではないといったような中で、我々は旧の北学童保育所を暫定的に利用するというところで、現在その一部改修を行ってございます。先週も、北学童の保護者に対しまして説明会を開催させていただきました。中ではいろいろご意見をいただきました。保育の環境面のご心配、そのようなご心配につきましても真摯に対応させていただきたいというふうに考えてございます。

そういったことで、4月1日からは旧の北学童を含めた3クラブで運営すべく、今作業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）3クラブ目というところで、旧の北学童保育所を改修されて、そこを使っていたかどうかということですね。北小学校はもう既に空き教室を利用させていただいているということもありますので、一定、旧北学童保育所を利用するというところは仕方がないというか、そういうことになったんだと思うんですけども、先週、保護者の方向けにそういった説明会を開かれて、やっぱり心配されているのは、皆さん学校がいいわけですよ。だから、学校がいいけれども3クラブ目に、学校から移る子どもだってやっぱり出てきます。そこで本当に大丈夫なのかなとか、改修をきっちりしてくれるのかどうか、そういったところが非常に不安があって、もう既にそういった意味では、行政に対してきちっとした信頼関係が余りないんじゃないのかなというのが私の率直な心配事というか、行政が今の旧学童保育所をきっちりと改修していただいて、快適にというか、自分の子どもをそこに預けるわけですから、きっちりとやっていただきたいというのが本音であると思いますし、それに応えるような形でしっかりと行政のほうも対応していただきたいなというふうに思いますので、そこはぜひとも保護者の方からご批判が出ないような形で、旧の北学童保育所の改修については当たっていただきたいなというふうに思います。

東学童保育所については、今何か検討されているのがあれば。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）東学童につきましても、先ほどの北学童保育所と同様に、平成26年度以降学童の入所児童数というのは減少傾向にございました。ところが、平成30年度4月1日入所は一転、同じく増加に転じたということもあまして、現在の東学童施設の中では当然受け入れができない。今の施設のままで、子どもの安全ということを第一に考えた上で指定管理者と協議した結果、やはり何らかの形で受け入れ態勢を整えないと待機児童が出るということで、余り広くはないんですけども、現の敷地内に簡易のプレハブといいますか、ユニットを設置いたしまして4月1日入所希望者全員に入所していただくという形で、今現在もその作業を進めているといった状況で

ございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）東学童もどんどん人がふえてきて、もう既にこしは114名ということで、2クラブでは到底おさまり切れないぐらい人が入ってきている、予定されているわけですね。そういった意味で、3つ目の簡易的なユニットをあの敷地内に置いていただくというところで、先ほど理事もお話がありましたけれども、狭い敷地の中にユニットを置くんだというような発言の中で、今、グラウンドというか遊んでいるところが非常に狭い。あの辺は、拡張していく予定とかというのはあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）拡張につきましては、行政としていろんな法的な面もございますので、そういったこともきちっと調査しながら、基本的には可能な範囲で少しでも敷地を広げていきたいというふうに考えております。東学童につきましても同じく先週、保護者の方に対しましてご説明もさせていただいて、狭い敷地ではございますけれどもお子様の安全確保ということについては全力で取り組むというような形で、説明会は終わらせていただいております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ぜひ敷地も全力で取り組んでいただきたい。できたら、やっぱりあそこに置いたと同時にきちっとその前が造成されて、同じように子どもが遠くのグラウンドまで行かなくてもいいように、ぜひとも同時進行でしていただきたいなというふうに要望したいと思います。

先ほどの簡易的というか、ユニットを設置されるというところで行くと、どうしても、今もう人がふえてきたんで暫定的にユニットを置くというところがあちこちで見受けられます。私もいろいろ各学童保育所を視察させていただいて見させていただいたんですけども、どうしても、やっぱり人がふえてきたから今あそこに置くんだというような形で非常に簡易的なつくりになっていて、例えば南学童保育所なんか、壁をどんと当てるだけですごく音が反響して、この建物は潰れるん違うかなというぐらい非常に大きな音でありますし、南学童保育所周辺は非常に民家が多いということもあって、そういった意味で防音、クレームがやっぱり来ていると思うんです、ご近所の方から子どもが騒がしいとか。

だから、その辺もきちっと防音対策をしていただいて、学童保育所というのは子どもを遊ばせるところですので、きちっと遊べるような環境をやっぱりつくらないといけない。暫定的に、とりあえず人が多くなってきたんで、ここ二、三年これで我慢してくださいというスタンスではなくて、きちっとその辺もやっていただいて、学童保育所は本当に熊取町のシンボルなんだと思うような施設というものをぜひともしっかりと、つくるのであればやっていただきたい。

先ほど南学童保育所の話もちよっとさせていただいたんですが、ともかぜに台所の設置がないですよ。その辺のところも、児童福祉法の第34条の衛生面のところできちっと衛生安全に確保されたものでなければならないというふうに条例でも決まっていますんで、その辺の学童保育所の手洗い場、台所の設置というところも、きちっと早期につけていただきたいというふうに思います。これは要望として上げさせていただきます。

それから、静養室の確保、これも今、アンケートの中でも出てきていますけれども、どうしても人数をふやしていく余り、静養室は昔はあったんだと思うんですけども、1.65平方メートルを守っていくために静養室というものが専用区画として使われている面があって、どうしても今、各学童保育所に静養室が置かれていないという現状があります。私のデータを見ていただいてもわかるように、学童保育所というのは1年生、2年生が3割近くいてるわけです。なので、小さい子どもが非常に多い。小さい子どもというのは、皆さんもご存知だと思いますけれども、ちょっとしたことですごく体調が急変したりしますよね。ぐあいが悪くなったりするわけです。そんなときに子どもを寝かしつける場所というのはやっぱり必要ですし、何よりも、少ない人数で学童保育所を指導

員の方はやっていますんで、ぐあいの悪い子どもが出てしまうと、そこに指導員を1人あてがわれないといけなくなります。どうしてもやっぱりほっておけないわけですから、見てあげないといけない。そうなったときに、ほかにたくさんいる児童にきっちりと目が行き届かなくなる可能性だっていっぱいあるわけです。

だから、本当であれば静養室をきっちりとつくってあげてほしい、あの施設を拡張してほしいというふうに言いたいんですけれども、なかなか財政的な事情があってそれができないのであれば、せめて各学童保育所に1人ずつ補助員か準職員を置いていただいて、子どもの急変に備えてもきっちりと人が足りるような状況というものをサポートしていただけたらなというふうに思います。これは、やっぱり大きな建物をつくるよりも人一人、準職員を配置するほうが当然経費的には安く済むと言ったらちょっと語弊があるかもわからないですけれども、やっぱり現実的な問題として施設を広げることができないのであれば、そういったところもしっかりと手当てしていただけたらなというふうに思います。これについても要望させていただきます。

ちょっとお話しさせていただくと、学童保育所を質問させていただくに当たってどこから手をつけたらいいのかなというか、問題提起したらいいのかなと非常に迷ったんです。本当に問題がいっぱいあり過ぎて、どこから手を入れたらいいのかなと。今、北学童保育所であったりとか東学童、いろいろ手をつけていただける、サポートしていただけるというところで非常に安心はしたんですけれども、中央学童保育所に関してはまだやっぱり未解決で、もっと言うと、先ほどの厚生労働省の指針で1クラブ当たり40人以下を守ってあげないといけない、これは、今熊取町にある各クラブでほとんど40人を超えてしまっている現状があります。これ、何で40人以下にしないといけないのか。もちろんこれは条例で決まっているからですけれども、全国学童保育連絡協議会、いろんな学童保育所を見ると、40人以下を守っている施設というのが71%あるそうです。残念ながら熊取町は、40人を大幅に超えていっている施設がたくさんありますので、残りの29%に入っているんです。

何で40人以下にしないといけないのかということ、子どもが騒々しくなって落ちつかないし、些細なことでけんかになる、指導員の目が全体に行き届かない、子どもの声に耳を傾けられず、子どもと適切にかかわれない、こういった問題があるから、指針として40人以下を守ってくださいねというようなことが記されているわけです。私も学童保育所でいろいろヒアリングさせていただいたときに、大規模化して非常にたくさんの子どものいるんで、指導員との会話も大声で2人で会話しないと聞こえないくらい教室が騒がしくなっているわけです。だから、大規模化するとこういったことが本当に起こっているんだなというのは実体験としてあります。

もっと言うと、1クラブ40人を大幅に超えてしまった状態を放置しているとどうなるか。研究結果でもうわかっているんです。これも調べますと、国民生活センターが行った学童保育の安全に関する調査研究によると、規模の大きい教室では子ども同士で起こる出会い頭の事故やけが、トラブルが多く発生し、その事故やけがは治療が長引く傾向にあると出ているんです。だから、40人以下にしないということが起きますよということになっているんです。

予算的な問題でできないという部分は非常によくわかるんですけれども、もしこれ、子どもが学童保育所で大きな事故を起こして、その事故のけがが長期化して後遺症が残るような状態になってしまったとき、これは一体誰が責任をとるんかということになるわけです。大切な子どもを預けて、その預けた先が予算の都合上40人以下にできない、そういった行政の都合でたくさんの子どものあそこに入って、子どもは与えられた環境でやっぱり遊びますよ。どれだけ人が多くたって、どれだけ狭くたって遊ぼうとしますけれども、やっぱり親としては安心して働きに行けないわけです。こういった大きな事故が起こった後に、じゃクラス編成しましょうといってももう遅いわけです。これ、ぜひともしっかりと考えていただきたい。

後ほど町長にも意見を伺いたいと思いますけれども、冒頭お話しさせていただいたように、子どもというのは確かに少なくなっていますけれども、学童保育所に預ける子どもというのは今どんど

んふえていっているわけです。だから、これはお金がない云々というよりも、やっぱり手を加えていけないといけない。特に、熊取町は子育てしやすいまちだというふうな、胸を張って、ブランドとしていろんな町内外に進めていくのであれば、そこはやらなければいけないところだと思うんですが、町長してはどのように学童保育所の問題をお考えなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 中尾副町長。

副町長（中尾清彦君） 浦川議員におかれましては、先ほど来からご心配をおかけいたしております点、またいろいろなご提言をいただきまして、ありがとうございます。

行政といたしましては、基本的なところは守るべき立場でございます。やはり条例で決めたものは守っていかなければならないし、厚生労働省で定められておるガイドライン、40人定員であるとかそういったものはしっかりと、これはルールでございますので、ここを守ると、それを基本にしていかないと、今おっしゃられた安全面というのが確保できない、非常に大きな問題でございます。

初めのほうにございましたように、町としましては大きな方向性として、学校施設内で学童保育所が設置できればということを基本に思っております。生徒が減っているという現状が将来にわたってある、資料でもお示しがあったように、利用者が逆にふえていっているという傾向がございます。こういった傾向は我々も以前よりつかんでおりますので、こういったことを見据えて対応していかなければならないという点がございます。

学校の校舎内に例えばそういう学童保育の1クラスを持っていくとかということについては、生徒数が減っているということ踏まれば、そこは十分重く受けとめまして進めていかなければならないと思っております。一遍にやろうと思えば、中央学童にしましても2つ、3つ、4つというふうな教室が必要になるかもしれません。しかし、そういった子どもの数が一挙に減るということはまずございませんので、そこは北小学校が学校であって、今回は旧の北学童で一部使うというパターンの逆になりますけれども、離れておる中央学童を逆に中央小学校の中に入れるということも考えれば理論上可能でございます。全て100%完璧に、すぐというわけにはいきませんが、当然財政面を見据えながら、また現学校の施設面も十分考慮しながら、その辺は進められるところは進めていきたいというふうなことを基本的に思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） おおむね副町長がお答えしたような方向性であると思えます。その中で今般、大阪体育大学とのDASHプロジェクト協働協定を締結させていただいたんですけれども、一例が、そういう形でいろんな方々といろんな機関との連携を図っていく中で考えるには、その敷地内だけで学童保育をしていく考え方もあるんやと思えます。それに加えて、今議論されております学校敷地内、これをいかに活用していくか、建物を建てるだけで済むのか、いいのか、そうじゃなくて、人的なそういう協力を求めながら放課後の学童保育という、そういったことをいろんな方面から考えなければいけないのかなというふうに思っています。

庁内いろんな部がありまして、縦割り行政の弊害というのがまだまだ残っているところもあるのかなと。大概是解消されていると思うんですけれども、そういった連携強化、これをさらに連携して、一つの問題、課題についてスピーディーな解決方策を考えていきたいというふうに思っておりますので、またご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思えます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。

一言だけ、もう時間なんで言わせていただきます。

本当に町長を初め副町長も、やっぱり皆さんそうなんだと思うんですけれども、熊取町の子どもというものを非常に大切に扱っていただいている。トップみずからそういったご発言もいただきましたので、私から一つ提案させていただきたいのが、私は、学童保育所の問題は健康福祉部だけの問題じゃないというふうに思っているんです。であるならば、健康福祉部、それから企画部、教育

委員会、当事者である学童保育所、この4つの機関をもっと前向きに、今後献身的に進めていくために、私がまた3年後に立ってこういったことをしなくてもいいように、ぜひともその4つの機関というものを、協議会というようなものを設置していただいて、将来の見通しというものも毎年きっちりと追っていくような形でぜひともやっていただきたい。そういったところに企画部長もしくは副町長が先頭に立っていただいて縦割りの組織を横でつなげていただけるような、そんな機能の協議会というものをぜひとも考えていただけたらなというふうに思うんですが、そういったことは可能なんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）種々ご提案いただき、ありがとうございます。

今の点につきましては、実は現時点も含めて行革のプロジェクトチームの枠組みであったり、あるいは重点施策に関しては実施計画という枠組みで、関係部局等ともそういった調整の場というものは今も持っております。今後もそれを進めていく考えです。

ただ、それは今ご提案いただいておりますので、運営は強化していくような考えを深めてまいりたいと考えております。またご支援のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。しっかりと、従来の方法ではだめだということですので、強化といったようなお話であったり町長、副町長を初めいろいろご発言いただきました。今聞いている住民の方も非常に安心されているのかなと思いますので、もっと前端的に、献身的な説明で今後議論を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）一般質問の途中ですが、ただいまより午後1時15分まで休憩といたします。

（「12時20分」から「13時15分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1つ目は国民健康保険の熊取町の被保険者の状況についてお聞きします。

国民健康保険は、この4月から都道府県となり、これまでの計算方式とは全く異なるものとなります。なお、大阪府は府内どこに住んでいても同じ保険料率の統一保険料を進めていきましたが、各市町村の現行保険料より高くなり、最悪なことに低所得者世帯ほど高くなるという事態となりました。

大阪府は、17年2月に粗い試算を出して以来、第2回試算を夏に出すことができず、結局10月25日に主幹課長会議を開催し、1時間という短時間でまたもや粗い試算について説明しました。当然、その説明も不十分でありました。その後、10月30日から11月29日の約1カ月間、国保運営方針についてのパブリックコメントが募集されました。また、同時に市町村には法定意見聴取が行われました。熊取町でも23項目の意見を出し、府の考え方が府のホームページに示されています。職員も何とかしようと考えているのがこれでよくわかりました。多くの市町村が今回の標準保険料率が低所得世帯及び多人数世帯に重くなることについて危惧しており、大阪府の独自財源での減免や市町村による一般会計を原資とした減免などを強く求めています。

大阪府は、1月10日に大阪府標準保険料率を示されました。算定に当たっては新たな公費が算入されました。医療費水準が一切加味されない統一保険料では、市町村による保健事業などへの努力が保険料に反映されなくなります。結果として、統一保険料ではこれまで保険料を低く抑えてきた自治体の保険料が大幅に上がり、さらに低所得層の保険料が上がるというものになりました。

ここに来て厚生労働省は、保険料の値上げについて、市町村は国保改革の円滑施行が被保険者に

円滑に受け入れられるものとなるよう、被保険者の負担水準について激変緩和を十分に配慮した保険料設定をお願いしたい、今後は市町村レベルでの丁寧な対応が鍵となると要請しています。

都道府県から示される市町村納付金と標準保険料率は、既に国と都道府県による激変緩和がなされていますが、それでもなお現行保険料よりも高くなる市町村があることを懸念したものです。厚生労働省は、標準保険料率を理論値とし、現行保険料より高くないような配慮を市町村に求めています。

そこで質問いたします。熊取町は5月に国保運営協議会が開催され、熊取町の保険料率が町長より諮問され、答申が出されます。熊取町にお住まいの被保険者の状況を把握し、考えていくことがとても大事であります。今回の大きな制度改革の中で、住民が主人公となるよう実態を把握するために質問いたします。

まず、1つ目に所得階層別、2つ目に年齢別、3つ目に世帯別、4つ目に65歳以上の単身世帯、5つ目に65歳未満の単身世帯、よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） それでは、国民健康保険の被保険者の実態についてのご質問にご答弁申し上げます。

①から⑤までの平成29年度の被保険者の状況でございますが、事前にお配りしております資料に基づきましてご説明させていただきます。

こちらは平成29年度の本算定時点でのデータをもとに作成しております。

まず、①所得階層別につきまして、100万円未満が3,442世帯となっております。なお、100万円未満の世帯の中には未申告世帯も含まれております。次に、100万円以上200万円未満が1,585世帯、200万円以上300万円未満が634世帯、300万円から400万円未満が243世帯、400万円以上500万円未満が87世帯、500万円以上600万円未満が59世帯、600万円以上700万円未満が39世帯、それから700万円以上800万円未満が25世帯、そして800万円以上が86世帯となっており、合計6,200世帯となっております。

次に、②年齢別被保険者数でございます。0歳から9歳で548人、10歳から19歳で630人、20歳から29歳で574人、30歳から39歳で834人、それから40歳から49歳で1,110人、50歳から59歳で969人、60歳から69歳で3,683人、70歳から74歳で2,440人、合計1万788人でございます。

次に、③世帯人員別の世帯数でございます。被保険者が1人の世帯が3,016世帯、2人の世帯が2,280世帯、3人の世帯が543世帯、4人の世帯は263世帯、5人以上の世帯は98世帯となっており、合計で6,200世帯となっております。

次に、6,200世帯のうち1人世帯であります3,016世帯の中で、④の65歳以上で被保険者が単身の世帯が1,576世帯、それから⑤の問い合わせの65歳未満で被保険者が単身の世帯は1,440世帯となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）資料をきちんとつくって配っていただきましてありがとうございます。

これを見ると、国民健康保険の世帯全体が6,200世帯、その中で所得が100万円未満の方が半数以上、55%の3,442世帯がここに値する。100万円以上200万円未満、この1,585世帯を足すと、8割方ここにいるということです。前からわかっていることなのですが、やはり制度が変わる前にきちんとこの数字、町の現状を把握しておくことが大事だなと思って今回質問しているわけです。

先ほど、100万円未満のところでは未申告もここに含まれているということですが、所得が全くない方というのは、ここに数として把握されていますでしょうか。それから、もし数がわかるようであれば教えてください。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 所得なしの世帯が2,464世帯となっております。外数で未申告の世帯が

161世帯となっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。驚きですね。100万円未満の3,442世帯の中でも2,464世帯が収入がない世帯であるということで、やはり国保に加入している世帯の生活状況というのがとてもこれで大変な世帯が入っているなということがわかるんですが、次、年齢別です。

年齢別を見ましたら、合計が1万788人中、やはり60歳から69歳の方が3,683人と多いと。その次に70から74歳2,440人、これを足したらもう半数以上、6,123人ということで、56%の方が高齢者であるという数字がここで出てきております。

次に、3つ目の世帯別ですが、全体の合計が6,200世帯、そのうち単身者、お一人の方が3,016世帯もあるということで、単身者が大体半分であるということがつかめます。その単身者3,016世帯の中で65歳以上の高齢者がどのぐらい占めるかというところは1,576世帯であると、52%であるということですね、全体というか一人世帯の。単身世帯の52%は65歳以上の単身者であり、全体でいけば25%だと。

これが平成29年度、大阪府に統一する前の熊取町の被保険者の実態であるということを理解したわけですが、この数字を見てどのように思われますか。考えられますか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）1点ちょっと補足だけですけれども、所得階層のところ所得でございますので、いわゆる年金であれば120万円とかそういう控除後です。年金収入でいくと120万円あっても控除があるんでゼロ円になるという、そういうイメージですので、全く収入がゼロということではございません。その点だけちょっと補足させていただきたいと思います。

（「わかっています」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）今の実態を見てどうかということですが、これはもうまさに今の国保の現状、これは熊取町に限った現状ではなくて、日本全国でございまして。いわゆる高齢、退職後に入る保険でございまして、年齢が高くて、そして当然、退職後になりますので所得が年金収入とかいうことで低くなっていると。これはもううちの状況じゃなくて、全国の状況であるということになります。となると、保険料で賄うというのがなかなかしんどくなってくる。そして、もう既にたくさんの公費は投入されておるんですけれども、それでも赤字財政の保険者がたくさんあると。それをどうにか打開しようということで今回の都道府県化がなされたというふうに理解しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）そうですね。先日、議員全員協議会でいただいた資料の中にも大阪府の状況が書かれているんですが、熊取町も同じような状況であるということがこの数字で示されたと思います。高齢者が多いという部分では、今後75歳になると後期高齢者医療のほうへ変わっていきますよね。すると、ここ5年間の被保険者数も減少傾向ではあるんですが、この先どのような見通しになると思われますか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）28年の末に制度改正で社会保険の加入要件が緩和されたということで、社会保険のほうにとどまっておられる方がふえて、国保のほうに今までは入ってこられた方がちょっと今ストップしておるというような状況もございまして。そして、いわゆる全国的な人口減少時代ということを受けまして国保の被保険者は今減少の傾向にあると。今後もこの傾向は続いていくのであろうかというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。私もそのように思います。今が一番大変だということか、これから高齢化になると病院に行くことがふえるんで、医療費がふえる部分もありますが、年々被保険者数は減っていくのではないかなと、私もそう思っておるところなんです。

今回この実態を見て、熊取町の次の30年度の保険料、試算は行われておりますか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）質問がどこに今飛んでいるのかわからなくてあれなんですけれども、会派でも同じようなご質問があったかなと思って、そちらのほうに資料を私、置いておまして、今ちょっと詳しい資料あれなんですけれども、一応30年度の大阪府が出している標準保険料率、それに基づいての試算は当然してございます。江川議員も今回資料ということでご提出いただいているあれの裏面のところに府内市町村の一覧があった分についてだと思わんですけれども、あれで見ますと、あれは28年度の保険料との比較になります。28年度との比較ではうち、うちの30年度の標準料率を使った保険料と比較いたしますとマイナスの収支がついていて、28年度との比較では減少するんです。ところが、ご存じのように28年度は、27年度の医療費が高騰したことを受けて一定保険料を値上げさせていただいておまして、少し高目の保険料になっていると。それとの比較で今回、裏面のところはマイナス表示になっておるんですけれども、29年度は医療費が一定抑制されて黒字額も出たということで黒字額を一定投入させていただいて、29年度は逆にかなり保険料を引き下げさせていただいております。それとの比較をいたしますと、やはり30年度の標準料率でいきますと若干値上がりになるというような状況になっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今度、国保の運営協議会が行われますよね。毎回そのときには一定の指標を出されていますね。その指標というのは、やはり住民の生活の状況を見て、熊取町独自の6年間の激変緩和措置がある期間ですので、そういう数値で検討されるのか、それとも今出された大阪府の標準保険料率で計算して運営協議会に出されるのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）先日の議員全員協議会の際にも都道府県化についてということで一定ご説明もさせていただいておるとおりなんですが、そのときにご説明させていただいたとおり、今時点、熊取町の国保は基金を有しておりませんので、いわゆる引き下げ財源に投入できる財源というはっきりとした財源というのがないと。今回の29年度の決算を打った中で、決算に一定の余裕分、今時点ではっきりとは申し上げにくいんですけれども、その分があれば、それを29年度の保険料の際に行ったように投入する形で30年度の激変緩和を行いたいというふうに考えております。ただこれは、何回も申し上げておりますとおり、状況が許せばの範囲になりますので、今時点で明言はできかねます。

ただ、6年間の激変緩和ができるように条例のほうは附則でそういった経過措置を設けて実施できるような体制は整えて、状況を見定めた中で総合的に判断して対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今の答弁では、大阪府の出した数字をそのまま丸のみして、それで数字を出すわけではなく、町の激変緩和のことも含めてできるように検討するというようにとってよろしいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）何回も申し上げますように、状況が許せばの範囲でございます。当然気持ちとしては、ここで気持ちを言うのもおかしいんですけれども、気持ちとしてはできる限りのことはさせていただきたいというふうに考えておりますが、ただ、こればかりは状況が許せばの範囲

やというふうにお考えいただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）きょうの答弁資料でもいただいたように、住民の生活状態、所得別階層で見ても年齢層別で見ても、単身者が多くて高齢者が多くて収入の少ない方が多いんだということがこの表でわかりましたね。それから、またこれは会派のときにも質問させていただき、負担軽減の部分で。それにつなげていきたいと思いますので、今度の国保の運営協議会の中では住民の生活実態もわかるような、こういう表もつけて審議に当たってもらいたいというのは要望しておきます。いかがですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）国保の実態ということに関しましては、先日開かれた運営協議会にも基礎データとして大阪府が示している説明資料、これもきっちりつけさせていただいております、前々からその辺の話は常々情報提供させていただいておるところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）私も、それは拝見した上で、大阪府の状況が本当に熊取町にも値しているのかというところで資料を出しました。熊取町の住民のことなんでね。ぜひとも、同じようなことが熊取町でもあるんだと、数字はこうなんだとやはり出すべきだと思います。検討できますか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それは検討させていただきます。ただ、大阪府の平均的なところよりも若干所得が高かったりとか年齢構成がどうだったとか、その辺の若干の差はあるものの、全体的な傾向はもう全く同一やというふうと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）じゃ、そのようにお願いしておきます。

では次、2つ目の質問に入らせていただきます。

昨年に引き続き、国民健康保険の差し押さえについて質問いたします。

国民健康保険料の滞納に対する差し押さえについて、金利の基準や滞納処分の執行停止における生活困窮の基準について厚生労働省が都道府県に周知されたとのことであります。2017年7月から8月にかけて開かれた全国の自治体職員向けの都道府県ブロック会議で、資料を示して説明しております。資料では、国保料の徴収の流れとともに差し押さえ禁止の基準について、1カ月ごとに10万円と、滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときには1人につき4万5,000円を加算した額は差し押さえることができないと明記しています。

滞納処分の停止における生活困窮の基準についても、同基準額の生活になるおそれがある場合は滞納処分の執行停止ができています。また、申請による換価の猶予について、財産の換価を直ちに行うことによって事業継続や生活維持が困難になるおそれがある場合、申請に基づいて換価を猶予するとしています。この質問は、共産党の倉林明子参議院議員が厚生労働委員会で滞納処分の停止要件の額の周知徹底を求めて出されたものです。

1つ目の質問は、熊取町の差し押さえ状況、また換価の実態をお聞きします。お願いします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険の差し押さえ状況についてご答弁申し上げます。

平成29年度は、預金差し押さえが現在差し押さえ予告通知等の処理中のものも含めまして23件、421万6,366円で、そのうち換価まで進んだものが11件、48万6,714円となっております。

今後におきましても、保険料納付者との公平性の確保のため、滞納者との接触に努めまして、なお接触できないあるいは約束を守っていただけないなどやむを得ない場合において、法の定めに基づ

づきまして適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）差し押さえなんですけれども、去年質問で答弁いただいたのは、26年度が13件、27年度が26件、28年度が44件、件数ですね。だんだんふえてきているんですが、今回答いただいたのは23件ですか。それでよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今の数字なんですけど、28年度は79件ということで……。

（「ごめん、29年度が79ですか」の声あり）

健康福祉部理事（山本雅隆君）はい、79件になっています。件数の差につきましては、一定、財産調査等をした結果、そのうち差し押さえが可能かどうかという判断を毎年度実施してまいりますので、年度によって数字がやはり多いときもあれば少ないときもあるということで、傾向的にどうという話ではないということでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと数字を聞き逃したんですけれど、28年度が79件ですか。29年度は……。

（「23件」の声あり）

13番（江川慶子君）失礼いたしました。ありがとうございます。

今度大阪府に統一されるときのようになりますと、収納率が大変インセンティブの関係で大きな数字になってきます。そのことによる収納強化が行われるのではないかとということで大変危惧しているわけなんですけど、数字的には今言ったような、まだ年度末の数字ではないですけども、今回は今のところ23件だということで、換価の状況、11件の48万円余りあるということで、これについてはきちんと生活保障ですか、そういうことも含めて執行されたと考えてよろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）先ほど江川議員おっしゃっていただいたとおり、随時、国あるいは府のそういった担当者会議等もごございます。そちらのほうには当然毎回担当者は出席いたしております。そちらのほうで入手した基準なり、あるいはもともと定められている基準がごございますので、その基準に照らし合わせまして、差し押さえの可能な範囲において実施しておるところでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）では、2つ目の質問に入りますが、徴収に当たっては、困窮の場合には滞納処分の停止の制度が適切に運用されることが重要であります。滞納処分の停止の制度についてご説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）続きまして、2点目の滞納処分の停止につきましては、地方税法第15条の7において、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在地及び滞納処分することができる財産がともに不明であるときのいずれかに該当する事実があると認められるときは、滞納処分を停止することができるというふうに規定されております。滞納処分を停止した保険料については、停止を2年継続した場合、国民健康保険料の時効となりますので納入する義務が消滅することになっておりまして、これにつきましては不納欠損という形で処理するということになってございます。

本町における滞納処分の停止の運用状況につきましては、保険料の滞納世帯で納付誓約がない、または納付誓約を履行していただけていない、あるいは誓約を履行しているものの滞納の回収が見込めない世帯を対象に、預貯金、生命保険、不動産等のいわゆる財産調査を行い、いずれも滞納処分できるだけの財産がない場合や滞納処分することにより生活に支障を来す財産しかない、そういった場合、あるいは滞納世帯が生活保護を受給開始した場合、あるいは郵送物が返戻され、そうい

った滞納世帯において、現地調査や他市町村への状況の紹介を行った上で居所、財産が判明しない場合において、滞納処分の停止を適用しております。

今後も滞納者の納付能力の有無、それから居所、財産の調査を適切に行ってまいりたいと思います。また、保険料を納期限内に納めていただいている世帯との負担の公平性を確保するとともに、国民健康保険の安定的な運営のため、収納率の維持、向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。職員自身が制度も認識した上で、本来なら保険料を払うのは当たり前のことなのですが、生活実態を見てこれはそれに値するかと判断したときには、制度の運用も対応しているということですね、今の答弁では。数字的なことは、出すのは難しいんでしょうね。運用しているということですか。ちょっと補足がありましたら。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）件数だけのご報告になりますけれども、28年度で停止決議をしたのが59世帯になっております。ほぼこのぐらいの停止の実績が例年続いているというような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。適切に対応しているというふう感じたわけですが、そういった生活実態を見て、相談を適切に、これからもぜひ、場合によってはそういうことも認識した上で行うということで、相談業務をよろしくお願いしておきます。

それでは次、3つ目の質問に入ります。

高齢者や子どもに優しい歩道の設置を求めます。

旧NTTからフジカクまでの旧国道170号は、見通しがよいにもかかわらず歩行者にとっては大変危険に感じる道です。事故が起こる前に歩道の設置を求めますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）それでは、ご質問の3点目、高齢者や子どもに優しい歩道設置についてご答弁申し上げます。

旧国道170号の歩道設置につきましては、大阪府施策並びに予算に関する要望として、町村長会を通じて毎年、大阪府に対しまして要望を行ってございます。

要望に対する大阪府の回答としましては、現在、歩道設置の計画はなく、現道内対策として、過年度に大久保交差点から朝和口交差点までのグリーンベルトを整備し、平成29年度についても農協熊取支店前から中央小学校前横断歩道までの約90メートルにつきましてグリーンベルトを整備する予定とされてございます。

議員ご指摘の箇所につきまして大阪府に確認したところ、現在歩道設置の計画はないとのことですが、当該箇所のうち約45メートルにおきまして、二見議員より現道内対策として道路側溝のふたがけを大阪府に対し要望されており、地元調整が整えば大阪府において道路側溝のふたがけを実施し、路側帯の確保を行うとのことでございます。

今後におきましても、旧国道170号の歩道設置につきましては、引き続き大阪府に対し要望活動を続けるとともに、当面の対策として、全線路側帯を確保するとともにカラー化を実施し、歩行者の交通安全対策を図るようあわせて要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）この道路については共産党議員団からも大阪府交渉のあるときには毎回出して回答をいただいているんですが、そのお話はなかったんでちょっと驚いたんですけども、二見議員からもお願いしているということで、皆さんが感じている道なんですわ。

旧国道170号のあの道は、中学校区の通学路でもありますし、小垣内、大宮、それから五月ヶ丘、小谷の方、皆さん駅に向かうときには通る道なんです。大変利用者がそこを通らないと駅のほうに行けない。買い物に行くにしてもそこを通らなければいけない。雨の日なんかは傘がありますから、傘を差すとまたとても危険で、時には溝を越えて田んぼ側のあぜを通る方もいるぐらい危険に感じる道なんです。特に高齢者の方というのは、そこをやっぱり歩いていかないといけない。しかも自転車が最近車のほうに走るので、右にも左にも自転車が通うようになってくると余計危険だと。もう本当にあの道どうにかならへんのかという声をお聞きしているんです。職員からも議員からもいろいろお願いしているんだけど、なかなか進まないという部分ではどうなっているのかと。非常に住んでいる人たちが危険に感じている道なので、ぜひとも早く話を進めてもらいたい。もしそれが無理なら、せめて白線、ラインを早急にでも引いてもらいたい。それを願うんですが、それはいかがですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）歩道設置につきましては付近住民の協力等が欠かせない問題ですから、すぐに効果が出るというのは難しいところかなと考えてございます。

今、議員がおっしゃられたような路側帯の確保、特に当該箇所につきましては、路側帯はもともとあったものと考えてございます。今、薄くなって消えております。その辺の引き直しとか、あとグリーンベルトの設置とかいうのが特に早急にできる対策かなと考えてございますので、今後、その辺につきまして大阪府岸和田土木と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ぜひ話を進めて実行していただきたいなと思います。

これ、今からいったらどうですか、いつぐらいまでに返事をもらえそうですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）当該場所のグリーンベルトにつきましては、先日、教育委員会が所管しているんですけども、通行路安全推進会議という会議がございます。これは本町の教育委員会と本町の都市整備部の道路部局、それと岸和田土木事務所、泉佐野警察署、この4者が一緒になって協議をして現場を確認するということで、今回、当該場所につきましても確認はされていると聞いてございますので、今後この推進協議会で策定しております通学路交通安全プログラムに位置づけがなされたときには、速やかにグリーンベルトの着手をしていただけるものと考えてございます。

路側帯については、早急に岸和田土木に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）よろしく願いしておきます。本当に薄いですよ。全体的に薄いですが、大宮からもずっとね。その辺も含めて早急にやってもらうようにお願いします。

今回、国費の中で防災安全交付金というのが新たにできまして、地域防災計画で避難所として指定されている小学校等を中心とするエリア、おおむね半径1キロまでの範囲ということで、通学路の改善ということも避難の経路として、そういった国費もできていますので、ぜひその制度も活用できるのではないかなと思います。利用していただいて、歩行者に優しい歩道の設置をよろしくお願いします。白線はどうぞ一日も早く引いてもらうようにお願いしておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、江川議員の質問を終わります。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君）議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の防災についてであります。熊取町で女性の消防団を結成してはどうかという質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、防災についての1点目、熊取町で女性消防団を結成してはどうかについて答弁いたします。

まず、大阪府下における消防団の状況でございますが、昨年10月時点での消防団等の組織につきましては、府下の全43自治体で結成されており、そのうち女性団員が在籍しているのは22団でございます。また、岸和田市以南の近隣市町では、泉佐野市、泉南市及び岬町の3団で女性消防団員が在籍し、活動されております。

女性消防団の主な活動でございますが、防火・防災の啓発促進活動や災害時等における避難所の運営補助等が挙げられます。

本町の消防団につきましては、5つの分団が組織され78人の定数で活動いただいているところであり、主要な消火活動への対応に加え、防火・防災の普及啓発活動等にも尽力いただいているところでございます。

また、災害発生時における避難所等での支援活動につきましては、消防団員はもとより、本年2月に設立しました自主防災組織連絡協議会においても、自主防災訓練等を活発化させることにより、自治会内部の人材として女性の参画や共助の取り組みを促進していく考えではございますが、ご指摘の女性消防団の結成については、今後、その有用性や組織のあり方などに関し鋭意調査、検討を図っていく考えですので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）今回、男女共同参画プランというのも見させていただきまして、防災の分野における男女共同参画の推進という意味で女性消防団というのもありだなというふうにも思ったんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）先ほど申し上げたように、例えば啓発であったりとか、あるいは激甚災害があって避難所等での対応であったりとか、女性ならではのよりすぐれた対応等も期待できますので、そういった女性共同参画という観点も重要かと思えます。そういった視点も含めて精力的に団の設置等について検討を進めたいと考えます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）検討していただけるということなんですけれど、今回、自主防災組織もきちっと立ち上げて、自治会での活動ということも踏まえまして、本当に女性の意見というのは自治会においても入ってきているかなというふうに思うんです。熊取町全体として防災にかかわること、また、これまでなかった女性ならではの観点という部分をしっかりと考えていただけたらなというふうに思っております。

今まで基礎分団という形で78名の方にいただいているのは、やっぱり現場の活動で特化した部分が多いのかなというふうに思っております。ソフトの面の活動というのがなかなかここら辺が欠けているというか、できない部分じゃないかなというふうに思うんですけれども、思っているところは、女性消防団で平時に関しては応急手当、普及啓発活動であったりとか防火・防災の啓発活動、また消防団の行事に参加していくとかということを中心に、いざ災害時となったら本当に表に出ていくというのはやっぱり危険な部分、どこまで女性ができるかということもあわせて、やっぱり災害時の支援活動ということで避難誘導であったりとか安否確認であったりとか救急救護、食料など、そういう部分の活動というのを考えたらいんじゃないかなというふうに思っているんです。そこら辺は具体的に検討していただけるということなんですけれども、何か考えていただいていることはありますか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）種々ご提案いただきましてありがとうございます。今おっしゃられたことは、

全てまた情報収集等を進めながら確認と、すぐれたものは取り入れていきたいと考えております。

あと、若干お時間いただいて今の考え方なんですけれども、実はいろいろ調べていく中で、例えば最近の動きとして、消防団の課題というのは人が集まらないと。地域への帰属意識も希薄になったりとか、あるいはよそへ働きに行く方とかが多いとかで、例えば大阪府下の状況を申し上げますと、8割強の消防団で人材不足、要は定員に達していないと。8割強がそういう形で、充足率も93.4%という形です。そういった先ほど来おっしゃっていただいた女性特有の活動というすぐれた面もございますが、一方では人材を女性からの登用というふうな考え方も一方であるように認識しております。

ソフトの活動中心ということですが、全国的に見ましたら女性もどんどんたくましく現場の消火活動に出られる、そういうケースも出てきておりますので、やはり将来的にはそういったところまで組織を発展、育成できればというところは期待するところです。

それともう一方では、今申し上げたように人が集まらないということで、別の視点で、例えば公務員から団をつくったりとか、あるいは女性の登用に関しても例えば大学生、大阪府下でしたら昨年、箕面市で大阪青山大学というソフトボール部の女性の団員の方を集めてとか、そういう本町も大学の立地優位性等もございますので、そういった女性の例えば大学生であったりとかそういった面とか、あるいは本町でしたら、消防団あるいは消防本署のOBの方とかもおられまして、そういった方でつくっておる災害協力隊もございます。今41名で活動されています。そういったところから今、国の流れとしては、本当に激甚な大規模災害があったときだけ、そのときに参集していただく大規模災害団員とかいうふうな、こういう考え方も今、国が取りまとめておりまして、ちょうど1月に消防庁からそういった通知等も発出されておりまして、いずれにいたしましても、女性の視点も含めてあらゆる角度から町の安全・安心を守るべく組織づくりを、この30年度をかけて十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力方よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）私もいろいろ見させていただいて、本当に現場に出られて放水活動の大会に出られた等、また公務員の方とか学生というのも見させていただきました。今、女性消防制度というのが平成18年から国としても始まってきているということで、全消防団員の10%を女性にするというような方向も言われてきておるかなと思っております。先ほど大阪府下でも22市町村あるということで、泉佐野市におきましても平成27年4月に結成されていらっしゃるようですので、その辺参考にできる自治体、近くに泉南市、岬町とあるかなというふうに思っております。

平成5年には全国で4,150名の女性の団員の方が2016年、近年になれば6倍近くまでふえてきているということで、女性であってもしっかりと、ソフト面というふうに訴えさせてもいただきましたけれども、きちっと訓練を受けられるのであれば、そういう方向でもありなんじゃないかなというふうに思っております。

具体的に、今年度でしっかりと検討していただけるというふうに今お聞きしたんですけれども、その考えでよろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）制度設計といいますか、基本的な団としてどうあるべきかという、そういうフレームは30年度早い段階で固めてまいりたいと。場合によっては、そういった条例改正であったり予算要求とかにつなげていければというふうに考えております。

それと、先ほどのご参考までに、昨年10月で大阪府内の消防団員というのは1万541人いらっしゃいますけれども、女性はそのうちの223名、2.1%で、全国は3.0%なんで、大阪府は女性の進出というのはまだこれからかなというところもございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。交付税とかも使えるということだと思っておりますので、しっかりと、本

当にこれから災害ということが近々に迫ってきているような状況です。そこら辺を踏まえて、またよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

2点目ですけれども、災害時にドローンを使用して情報収集するのはどうかということで、今結構ドローンを使ってさまざまな活用がふえているなというふうに思っております。町のDVDの作成のときも、ドローンで上から写してというので町全体がよくわかるというようなことで、ドローンを使った荷物の配送も3年以内には可能になるのではないかなという中で、災害時での使用というの也被えられるかなというふうに思っているんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 続きまして、2点目の災害時にドローンを使用しての情報収集をするのはどうかについて答弁いたします。

ご質問の災害時におけるドローンの活用につきましては、大阪府に確認いたしましたところ、現時点では本格的な導入検討は行っていないとのことでしたが、他方で、この2月に大阪府から府下自治体に対して、消防防災分野における無人航空機、ドローンのことです。の活用に関する資料についてとして、消防庁の参考資料の発出がなされております。なお、あわせて災害時以外の事例として、一部の土木事務所、これは富田林市の事務所ですけれども、特殊な橋梁の点検の際に保有するドローンを活用しているような事例も見受けられたところです。

また、岸和田市以南の近隣市町についても確認いたしましたところ、現時点で災害時にドローンの導入を検討している自治体はございませんでしたが、泉佐野市におきましては、広報の担当部署において広報活動に活用することを目的にドローンを所有している事例がございました。

あと、泉州南消防組合におきましては、現時点においてドローンを活用しての災害時や火災等の情報収集をする状況にはないものの、今後検討してまいりたいとの意向が確認できております。

いずれにいたしましても、今後、災害時におけるドローンによる情報収集の有効性、有用性等につきましてもさらなる調査、研究に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） 大きな災害が起こったときに市町村で、要するに町の中でできるということは限られているかなというふうに思っております。防災対策といえば地域防災計画、防災マップ、施設の耐震化、備蓄の充実、防災訓練等々、事前の対策というのが約8割かなというふうに思っています。あとの2割というのが発災後の対応になって、具体的には、一番早く知らないといけないというのは情報収集でないかなというふうに思っております。

自治体が最も必要とするのは迅速で正確な情報であって、その情報一つによって住民の命というものも決まってくるかなというふうに思います。災害発生直後の混乱時には、まず警察とか消防との連絡、情報交換を時間をかけて行っている間に、私が言っている分は民間とか災害の応援協定ということで企業と協定することによって、自主的な判断で災害が起こったときに勝手にぱっとドローンが飛んでいってくれて、すぐに情報を把握してくれて、それがさっとパソコンに入ってくるみたいな、そういうふうな情報提供をしていただければ一番いいかなというふうに思っております。

熊取町だけで考えてもなかなかそこは難しい部分かなというふうに思っているんですけども、広域の連携であったりとか、先ほど泉州南の消防でも意向があるということですので、そこら辺を踏まえた上で考えていただけたらなというふうに思いますが、そういう民間業者とか、またNPOとかと連携していくということがいいのじゃないかなというふうに思います。

熊取町にも災害の専門職員というのはなかなかいらっしゃらないですし、部署的にもちょっと勉強していただいた方がまた違う部署にかわっていきますので、職員が知識や技術を高めていくということも必要ですけれども、こういうふうな形で協働していただける企業があればもっと防災対策が進むんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどうですか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）種々ご指摘ありがとうございます。

この1月に、消防庁から先ほど申し上げたように消防防災分野における無人航空機、ドローンの活用の手引きというのを全国に示されておるんですけど、この中では、基本的には即時に対応しないといけないということで、実際運用する自治体なり、その組織がみずから運用することを軸に考えることがふさわしいという、そういった指摘がございます。ただ、現実問題としてそれはどうかと。やはり操縦するのに技術も不可欠ですし、ドローンの通常の維持管理等そういったことを考えたら、やはり他の組織にというご指摘のことはもっともかと思えます。

例えば、大阪市と神戸市は昨年8月に、撮影とか映像編集の技術者で構成している一般社団法人でドローン撮影クリエイターズ協会、DPCAという京都のそういった組織ですけども、こういったところとご指摘の連携という意味で協定を締結されております。全国でも6件程度ここはやっておるといふふうな、こういった対応がまずは現実的かなと。そういった意味で、広域的な機会がある中でそういった議論等も今後大阪府中心に進んでいこうかと思えますので、そういった趨勢等もにらみながら、注視しながら検討を進めたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

画期的な形で、泉佐野市は広報用にドローンを買っておられるという、すごい財力やなと思ったんですけど、今ドローンの機体自体も安くなってきています。それだけではなく、操作する方の養成というのもありますので、そこはなかなか町でというのは難しいのかなというふうに思っております。またそういう自治体でというか、広域でしっかりと考えていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃ、続きまして2点目、子育てについてですが、新生児聴覚検査助成事業の取り組みということで、平成28年6月、また平成29年6月で質問させていただいて、今回、町政方針でこの事業の実施を予算に入れていただいております。本当にありがとうございます。3市3町の医師会での取り組みだと思えますが、具体的にどれぐらいの助成になるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、子育てについてのご質問の1点目、新生児聴覚検査助成事業の取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

新生児聴覚検査につきましては、聴覚障がいを見出し、早期に適切なケアを開始することで、障がいの影響を最小限に抑え、コミュニケーションや言語能力の発達を促すことを目的として、医療機関において実施されている検査でございます。この検査は保険適用外の任意検査として自己負担により実施されている状況でございますが、これまでの3市3町による検討、調整の結果、3市3町における産科医療機関での検査実施への受け入れ態勢が整ったことや、受診率を上げるためには検査費用の経済的負担の軽減が必要であることなどを総合的に勘案し、本年4月から検査費用に対する助成を実施すべく準備を進めるとともに、関連予算の措置について本定例会に提案しております。

助成の内容でございますが、対象者は平成30年4月1日以降に生まれた生後1カ月以内の乳児で、助成額は5,000円を上限とする予定でございます。

本町といたしましては、本事業の実施を通じて、妊娠、出産から子育て期まで子どもを産み、育てようとする人への切れ目のない支援をさらに充実させるべく、本年4月からの事業の円滑な実施に向け、しっかりと準備を進めるとともに、広く住民周知に努めたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。りんくうの総合医療センターで受けますと実質1万円程度かかるということで、5,000円の上限でしていただけるということであれば、本当に保険外の分でございますので、すごくありがたいなというふうに思います。

これは3市3町同じ助成金額ですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）3市3町同額でございます。こちらにつきましては同じ圏域でございます3市3町の泉佐野泉南医師会と契約になってございますので、助成額については統一してございます。

5,000円につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、りんくう総合医療センターは1万円ということで高額になっております。その大体2分の1、また先行している全国の団体の自治体の助成額を参考に5,000円としてございます。

議員もご存じのように、新生児聴覚検査につきましては2種類の検査がございます。りんくうが実施してございます検査方法が1万円、もう一つの検査方法というのがおおむね3,000円ほどと聞いてございます。ですので、もう一つのOAEと言われている検査方法なのですが、こちらにつきましては3,000円の2分の1の1,500円を上限としたいなと思ってございます。それ以外のABR、りんくう総合医療センターも実施しておりますこちらの分については5,000円という形で、助成額を設定したいと考えてございます。

先ほど、すみません、私、3市3町の中で阪南市におかれましては、30年度の実施はちょっと財政状況が厳しいということで、この実施については見送られているという状況でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。5,000円上限なので、3,000円2分の1というのは何かちょっとえっという感じなのですが、2分の1という感覚ですか、助成分というのは。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）基本的にはそのような考え方でございます。あと診療報酬等も勘案すると、検査料というのはABRで1万円、OAEという検査方法でおおむね3,000円ぐらいということで、その2分の1という形で設定させていただいてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、一番初めにOAEをして、その後、要検査でもう一度ABRをやるようなところもあるのかなというふうに思っているんですが、要検査となった場合の費用というのはどのようにあれですか。助成は1回のみということですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）基本的には、この助成は1回のみでございます。ただ、その中で議員おっしゃるように要検査となった場合は、これは基本的には保険適用になるのかなと思ってございますので、対象は基本的には1回という形になってございます。

3市3町の参加と、あと貝塚市を含めた圏域での状況でございますけれども、ほとんどがABRによる実施ということで我々聞いてございますので、ほとんどの方が5,000円を上限ということでの中で受けていただけるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ありがとうございます。本当に、ほぼ保険外とはいえ、出産されたらやっぱり皆さん受けられるということですので、すごくありがたいなというふうに思っております。

そしたら、2点目の難聴児の補聴器の助成事業について、熊取町としての取り組みをお聞かせ願えますか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、難聴児の補聴器の助成事業についてご答弁申し上げます。

難聴児の補聴器の助成事業につきましては、児童の聴力に応じて助成事業が異なっております。両耳の聴力70デシベル以上の重度難聴児は身体障がい者手帳の対象となるため、障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律の補装具支給制度の対象となっております。また、両耳の聴力60デシベル以上70デシベル以下の中度難聴児への補聴器は、大阪府難聴児補聴器交付事業から支給されております。なお、両耳の聴力30デシベル以上60デシベル以下の軽度難聴児への補聴器の助成事業につきましては、平成27年11月に大阪府から府内市町村に対しまして助成事業実施の検討について依頼があったところでございます。

軽度難聴児への補聴器の支給は、日常生活や学習への支障を少なくし、言語能力の獲得に非常に有用であると考えられており、その必要性は認識しているところでございます。しかしながら、平成29年12月末時点におきましても府内市町村において軽度難聴児への補聴器助成事業が未実施の市町村があること、また、現在の本町の財政状況は非常に厳しい状況にあり、経済的な歳出を伴う新規事業を実施することが難しい状況であることから、引き続き他団体の実施状況及び実績を踏まえ、助成事業の実施について慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

内容につきましてはご理解いただきますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。大阪府は助成で60デシベル以上70デシベル以下ということで、手帳を持たれている方はきちっとその辺のことはしていただいているんですけども、30から60という本当に軽度の難聴の方というのは助成がないという状況を見たときに、今せっかく新生児聴覚検査というのを皆さん受けられるようになったということで、今まではわかりにくかった難聴の子どもというのが目に見えて出てくるんじゃないかなというふうに思っております。泉佐野市、泉南市、田尻町では大阪府の新子育て支援交付金を活用されてされているようにあるんですけども、熊取町はこれを使うというふうな考えはないですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃっていただきました新子育て交付金につきましては、現在、健康福祉部でも児童虐待の関係、また貧困対策事業、そういったところの事業につきまして交付金を活用させていただいております。一定これも限度があるものでございまして、大阪府からは、先ほどご答弁させていただきましたように対象にはなると。幾つも新子育て交付金の対象事業はございまして、その中には対象になりますよと言いながら全体的には限度額もあるという、そういう中での選択になるのかなと。今お話しさせていただいている事業というのはこれまでも事業を実施してきているという状況もございまして、今ちょっと枠の中では厳しい状況でございます。

ただ、今後その辺の新子育て交付金の活用につきましても、また大阪府にも利用の仕方とかその辺もいろいろお聞きしながら、交付金も活用できるかどうか、うちの状況の中で使っていけるようなことも検討してまいりたいなど。それと、先ほどご答弁させていただきましたが、まだ未実施のところもありますので、そういったところの状況も確認をさせていただきながら、本町の財政状況も見据えて検討していきたいなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）補聴器というのは耐用年数も5年ぐらいとなっていて、今提案させていただいているとか言わせていただいているのは、18歳未満の子どもに対して何とか助成ができないかということなんですけれども、耐用年数5年というふうになっていますので、そこを限度で助成していくとなったらお一人の方、18歳までに何回助成するのかとなったら、そう頻度はないかなというふうに思うんです。値段もさまざまですし、どこまでの金額というのものもあるかなと思うんですけども、ほとんどの子どもは一生補聴器をつけていかないといけないというふうなことを考えたら、やっぱり子育ての時期、18歳未満までの時期においてはしっかりと町で見たいなというふうに思います。

熊取町の新子育て支援交付金の事業の分で見させてもらったんですけども、市町村発達障がい児療育支援事業というので多分事業をとられているのかなというふうに見せていただいています、田

尻町も同じような形で上げておられるんですけど、田尻町はこの中に聴覚障がいの軽度の方の分の助成も含めて入れておられるんです。件数にしたら、本当にどこの市町村も見ていましたら1人か2人みたいな感じで、数は上がってきてないのかなというふうに思いますけれども、こうやって新生児聴覚検査の実施がどんどん進むと、そうやって使われる方というのもふえてくるかなというふうに思いますので、ここら辺しっかりと見ていただきたいなというふうに思います。

本当に難聴というのは、周りから見たら聞こえているように見えますし、子どものことですから、聞き取れないということが言葉を話すこととか発達に支障を来すんじゃないかなと。それは自分の子どものことですから、補聴器を買わない家庭はないんかなというふうに思いますけれども、やっぱり熊取町は、そこら辺の子どものこともしっかりと見ているよという部分で手を入れていただきたいなというふうに思います。

また、今、熊取町内でそういう軽度、中度の難聴児の子どもの人数というのはつかまれているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） まず、補装具として対象となっている実績で申し上げますと、まず28年度中では5件でございました。これは、先ほどのお話の身体障がい者手帳の対象の方でございます。軽度の子ども、今、町では実施してございませんが、問い合わせというところでは、ほかの市町村から移ってこられるに当たって町のほうはどういうふうな実施状況ですかということでお問い合わせをいただいたのは、2件程度そういう対象になるかもしれないなというようなご相談はあったかなというような状況でございます。

実際に窓口でそこをという具体的な例では、まだそこには至っていないんですけども、そういった状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） 障がい者手帳であれば数はわかるかなというふうに思いますので、なかなかつかむのは難しいかなというところであるかなと思うんですけども、これ今後、何人かの方がそういう形で軽度、中度の方で補聴器をされる方が出てくるのが多分ふえてくるかなというふうに思ったときに、学校の支援にもかかわってくるかなというふうに思います。今、数がちょっとつかめてないという感じかなと思いますので、そこら辺もあわせて学校の支援も含めてしっかりと見ていただきたいなというふうに思っております。

検討していただけるということではないですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 先ほども申し上げさせていただきましたように、軽度難聴児への補聴器の支給ということにつきましては日常生活、また学習面ということでも非常に有用であるというふうに考えてございます。そういったところで、あと財源的なところ、先ほど新子育て交付金ということでお話もいただいておりますので、そのところを我々も大阪府とその辺の活用の仕方とか、今既存で行っている事業がございまして、そこに含めてやっていけるような方策も考えながら、そこも含めて町の財政状況も庁内で議論しながら、考えていきたいなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 二見議員。

7番（二見裕子君） 子どもはあつという間に大きくなっていってしまいますので、今やってあげられるということは今本当に町としてしっかりと取り組んでいただきたいなと。18歳を過ぎてではなく、18歳未満ということですので、本当に子どもにしっかりと光を当てていただきたいなというふうに思っております。よろしくお祈りします。

そしたら、3点目の転入・定住促進についてということで、1番の新機軸による施策の実施はどのようなものかということで、まず浦川議員のときにもお答えしていただいておりますが……。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、改めましてご質問の1点目、新

機軸による施策の実施につきまして答弁申し上げます。

新機軸によるインセンティブの具体的な施策につきましては、さきの議員全員協議会で説明いたしましたとおり、社宅誘致支援と三世代近居等支援の2つを予定してございます。

まずは、社宅誘致支援の概要につきまして簡単にご説明させていただきますと、町内に従業員の居住を目的とした住居を新たに所有または賃借した法人に対しまして、入居戸数1戸につき上限15万円を補助するもので、補助限度額は1法人につき300万円、施行日は平成30年4月1日、3年間の実施を予定してございます。

その効果につきましては、町内への社宅設置に係る費用を支援することにより、大都市近郊のベッドタウンの特徴であり、本町の弱点でもある就職期層と想定する20歳から24歳までを中心とした転入を促進させる効果を期待するとともに、さきの議員全員協議会でお示ししましたとおり、財政面での一定の効果額を想定しているところでございます。

続きまして、三世代近居等支援の概要でございますが、午前中の浦川議員の答弁と同じになり、ちょっと恐縮なんですけれども、改めて答弁させていただきますと、三世代近居等を促すため、親世代と町内で近居することなどを条件として新築住宅もしくは中古住宅を取得した場合に、当該住宅の延べ床面積120平方メートル分までの固定資産税の課税を免除するもので、施行日は平成30年4月1日、3年間の実施を予定しております。

その効果につきましては、当該施策のターゲットである生産年齢人口中、子育て世代と想定する25歳から39歳までを中心とした転入効果とあわせて、子育てしやすい環境づくりや高齢者の孤立防止、世代間交流といった副次的な効果を期待するとともに、さきの議員全員協議会でお示ししましたとおり、財政面での一定の効果額も想定しているところでございます。

以上が新たなインセンティブの概要となりますが、改めまして、当該インセンティブ施策の実施は、これまで積み上げてまいりました充実した子育て・教育施策の土台の上の構築された「子育てしやすい、教育のまち 熊取」としてのイメージブランドである熊取ブランドに基づくものでございます。今後も、この熊取ブランドをより錬磨、磨き上げ発信することで、新機軸によるインセンティブとの相乗効果を図り、子育て世帯と想定する25歳から39歳まで及び就職期層と想定します20歳から24歳までを中心とした転入・定住を促進させ、ひいては社会増減数の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）以前より転入・定住促進は度々質問もさせていただきまして、今回新たな施策を進めていただくということで、本当にありがたいなというふうに感じておりますが、ちょっとわかりにくい施策だなというふうに感じております。三世代近居につきましては特にちょっとわかりにくいなというふうに思っているんですけれども、まず、1つ目の社宅誘致なんですけど、これ初年度4月からというふうになっておりますよね。これ、新入社員や異動の時期がもう終わっていますよね、そうなる。もう少し時期が早い段階での取り組みのほうがよかったんじゃないかなというふうな、初年度なので仕方ないのかなと思うんですけれど、大体異動とか新入社員のための社宅というふうなことを考えたときに、せつかくの施策で法人、熊取町にというのが受けられないような気もするんですが、そこら辺はどうですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君）ご指摘のとおり、まず初年度につきましては募集期間というのを4月、これは申しわけございません、ちょっと開始時期がございまして4月からということで、若干異動時期の3月というのが外れてしまっているのは事実でございます。

ただ、この施策は3年間ございまして、2年目、3年目、こちらにつきましては当然、その時期を旬な期間ということで、我々ターゲットとしては関西空港であったりとか関西空港対岸のりんくうタウンであったりとか、あのあたりの企業の社員寮を想定してございます。大体そのあたりを

メイン時期と捉えまして、それらの地域にしっかりと営業活動を行ってまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）初年度は仕方がないかなというふうにおっしゃってしまっていて、何かそれ以前に異動していても社宅やでというのは、幅を持たしてというふうなことは認められないということですね。4月1日からということですので、仮に3月に社宅としてということは全然認められないということですね。住民登録が4月1日ということですね。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）今、現時点の我々の設計では、一定、初年度につきましては4月からというふうになってございまして、2年目以降からは当然1年間、通年ということで想定しているところでございます。すみません。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）1法人1回というんですか、数があれなので、そこら辺は一気にばんと利用していただいたら今年度無理やったけれど次でというのもありかなと思うんですけども、そこら辺何かすごく使いにくいような、今後の周知というのが必要かなというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

2点目なんですが、三世代の近居等支援なんですけれど、これ、同居とかいうのは含まれるんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）同居も対象となります。ただ、同居に際しましては、既におじいちゃんが住まれているところに子ども世代がただ単に移住するというパターンの場合には、当然、住宅取得を条件としていることから想定外ということになります。したがって、おじいちゃんと一緒に住宅を買うという、そういう同居は対象ということになりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

それと、免除のところなんですが、家屋のみですか、課税。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）免除につきましては、ご指摘のとおり家屋の対象ということになりますので、土地の固定資産税は対象外ということになります。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）2分の1ですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）お見込みのとおり2分の1でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、例えば床面積120平方メートル分の固定資産税の家屋の分、2分の1でしたら実質課税免除は幾らになるんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）試算なんですけれども、税務課で平均的な試算というのをとっていただいておりますので、その額と申しますが、新築住宅の場合ですと平均で5万6,000円ということになります。2分の1で5万6,000円です。ですから補助額でいいますと平均5万6,000円ということで、国から同額の5万6,000円、2分の1でございますので、実質は最初の3年間はゼロ円という理解になります。中古住宅の平均につきましては、トータルで4万円ということになりますので補助額は1年間で2万円という、そういった想定でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。国からの分も入れたら、2分の1であってもしっかりと援助があるということですね。

今回、三世代近居支援というのは住宅取得の固定資産の分ということでなっているんですけど、25歳から39歳の子育て世帯を中心とした転入・定住促進なら、親近居での賃貸での移住ということも住宅支援としての補助を考えてもよかったんじゃないかなと。固定資産の分、少し入らないとかということも考えたら、そこら辺の考えはなかったのかなというふうに思うんですが。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）賃貸住宅につきましては、午前中浦川議員からもご指摘いただきまして、私自身、まず最初に設計したときに、私個人的にも賃貸は入れたいというふうに設計を始めたのは正直なところですよ。

ただ、午前中も答弁申し上げたとおり、まず検討していく経緯の中で取得費用とか登記費用、また引っ越し代などに対応する泉佐野市、岸和田市で行われている補助金方式、まずこれをするのか、その補助金の中に賃貸住宅まで幅を広げて、敷金とか礼金とか家賃とかといったようなそういったものを補助するのか、あるいは我々が採用した、住宅をされた場合の税金を免除するのかという、これで検討を当然進めてまいったわけなんですけど、現在の厳しい財政状況を鑑みまして、なるべく現金を要さない方式ということでこの支援策を行わせていただいたというところでございまして、午前中、浦川議員からの質問に対して答弁させていただきましたとおり、それを要は3年の間に追加するかどうかについては、基本的に3年間はこの内容で実施したいというふうに考えております。追加変更するという予定は今、現時点でございません。

ただ、当然、前回の7つのインセンティブの5年目の最終年度の際に継続するかどうかという検討をしっかりと行ってきたわけなんですけど、それと同様に、今回のインセンティブについても最終年度におきまして当然延長の可否について検討してまいるかと想定しているんです。その中で、例えば延長するのであれば、そのときの財政状況や、それから家賃に対するニーズというんですか、それらも考慮に入れた上で検討していくものだというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）泉佐野市なんかは期間なしでこういう事業もされておりますし、以前にも結婚新生活支援事業のことも質問させていただいて、新婚世帯の方に住んでいただくというようなこととかも交付金であるというふうなことも言わせていただいたんですけども、親世帯が熊取町に住んでいるということを要件にするとかということをやめていったりとか件数を決めたりすれば、そこら辺の交付金に関しても取ってこられるんじゃないかなというふうに思うんです。そこら辺は考えていないんですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）今回、2つのインセンティブを検討していく中で、ほかにも当然検討した施策というのはございます。その一つの中に、議員かねてからご提案のありました新婚生活支援というこの分、国の交付金を使った施策も当然その検討の一つとして入っております。

ただ、こちらの施策につきましては現時点、大阪府内でも6団体のみしか導入していないというところで、その6団体に対しまして確認をいたしましたところ、利用世帯数の半数が非課税世帯の新婚世帯ということで、プラスアルファの収益がなかなか見込みづらいというところが正直なご意見というところ、また、転入促進効果の実感も薄いといった、そのような各6団体の実感というのでも確認してございます。それらの理由から全国的にも浸透しづらい制度というふうになっているのかなというふうに考えておるんですけども、本町におきましてもこれらの理由、また現在の財政状況などを勘案して見送ったというところでございます。

ただ、当然この施策は国の交付金、ひもつきということは十分理解しておりますので、今後も大

阪府内の状況であったりとか、そのあたりをしっかりと見きわめながら検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。交付金の利用にも親世帯が住んでいるとかいうことを要件に入れるとか、狙っている年齢の中で、やはり収入が少なくて当然かなというふうに思っております。そういった場合に、知り合いの方でも、熊取町に住もうと思ったけれど賃貸やったらこの制度を使われへんしとか、いろんな条件で結局泉佐野市に住もうとなったというふうなこともお聞きしているので、いろんな施策があれば見ていただけるんじゃないかなというふうに思っております。またよろしくお願いたします。

すみません、時間がないので2番目にいきたいと思います。

2番目の熊取町商工会青年部主催のくま恋でのカップル誕生に結婚式や町内の住宅あっせんなど総合的なプロデュースをしてはどうかということで、どうですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、次に2点目の商工会主催のカップリングパーティーくま恋での誕生カップルに対しての総合的なプロデュースのご提案につきまして答弁申し上げます。

ご提案の趣旨は、転入・定住促進の観点で、全ての誕生カップルが町内に転入あるいは定住されるよう、結婚式から町内の住宅あっせんなど総合的なプロデュースを行ってはどうかというご提案と理解いたします。

まず、くま恋は平成23年から数えて11回開催されており、初開催以来7組がご成婚され、そのうち4組が町内でお住まいになられていることを確認しております。また、くま恋の参加者の3分の2が町外の方であることから、転入・定住促進のよい機会と捉まえ、まずは本町をよく知ってもらい関心を持っていただくことを第一義として、参加者全員に対して情報誌「熊取ものがたり」やノベルティグッズなどをお渡ししており、パーティーの話題の一つとして活用いただいているところでございます。

議員ご提案の総合的なプロデュースに関しましては、成婚カップルの実績が7年間で7組と少数であることや、直接的な費用の発生はなくともそれ相応の人的対応が必要となることなど、費用対効果などの観点から、ご提案の総合的なプロデュースではありませんが、成婚者に対して本町への居住をあっせんする取り組みについて、例えば本年4月から開始する熊取町空き家バンク制度を活用する方策などについて、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）住んでいただくということが大前提なんですけれども、結婚されるというカップルには本当に100万円出しますよとか大きな花火を、小さな線香花火では誰も見ないという、本当に大きなものを出せばそれだけ熊取町の宣伝にもなるかなと。何件もやれという話ではなくて、総合プロデュースしてというのは、商工会の方の事業を盛り上げていくという部分で熊取町がしっかりとそこに入っていくということで、結婚式なんかでありましたら煉瓦館をお貸しするとか、また、料理をされている町内業者がいてはるので、そこにケータリングするとか、新婚旅行も町内の旅行社でやる。住む家も町内業者のプロデュースでしっかりとやっていくということで、料金については本当に町内業者に頑張ってもらってパッケージプランをつくっていただいて、トータルとして、ほかで式をするより熊取町に住んでいただけるということになると50万円お得ですよ、100万円お得ですよ。やっぱり大阪人なので、実際にお金というのを聞いたときに人は気持ちがちょっと動くんじゃないかなというふうに思うんです。それをしっかりと転入・定住に動かしていけたらなというふうに思います。

でも、本当に町は財政がない財政がないということで、固定資産の減免とかはありがたいんです

けれど、じゃ幾ら安くなりますよというおばちゃん的な発想でいきますと、幾らというのがすごく必要じゃないかなというふうに思います。

婚活の支援事業も、地域少子化対策強化交付金とかもありますので、そんなものもいろいろ活用すれば、結局、婚活支援して結婚して熊取町で住んでいただいて子どもがふえれば、それがもうすごく町にとって返ってくるのだと思います。財政は厳しいですけど、いろんな方向で業者に頑張ってもらいたいとかというのもありじゃないかなというふうに思っているんですが、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。
企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）非常に斬新なといいますか、ご提案ありがとうございます。

結婚支援に対しましては、大阪府からも大阪府における結婚支援策についてということでPTチームを大阪府も取り組まれておりまして、さまざまな角度で大阪府としても支援していく必要があるという、そういった見解をこの1月に出されておるところでございます。そういったことで、一定、結婚式場のあっせん、実際に煉瓦館で結婚式を挙げられた職員もいてるんですけども、そういった活用であったりとかというようなことも念頭に置きながら、ただ、最終的にそういった熊取町内の旅行者を束ねている熊取町商工会、青年部の親組織の商工会が核となっていて、これは必要あるのかなというふうに思いますので、その要は導火線に火をつけるというような役割を我々行政ができるかどうかということも含めて、それとあわせて二見議員からありましたおばちゃんの視点ですか、それもしっかりと念頭に置きながら今後検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、二見議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時15分まで休憩いたします。

（「15時02分」から「15時15分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、在宅医療介護の問題です。

私の参考資料を見てください。すみません、字が少し小さいんですが、資料の2、大阪府における高齢化の進展についてを見ますと、第1次ベビーブーム世代が後期高齢者75歳以上になる2025年、後期高齢者が前期高齢者を上回ってきます。2040年に団塊の世代が90歳になって人数は減っておりますが、少子化が進んでいるのか、割合はまだ上がっております。

そこで、熊取町の状況ですが、いきいきくまとり高齢者計画2018では、10ページに2025年には後期高齢者が前期高齢者を上回る図が示されております。また、13ページには29年度での介護認定率がありますが、75歳以上、年齢が高くなると介護認定率も高くなっております。2025年、2030年、2035年の後期高齢者の推移予測はどうでしょうか。また介護認定率も、29年度の認定率では80歳が36.1%、85歳が61.1%と上がっております。介護認定数の推移の予測はどうでしょうか、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、自宅で安心して医療や介護を受けられる町づくりについての質問にご答弁させていただきます。

まず、1点目の熊取町における75歳以上の推移状況は、2025年、2030年、2035年はいかがかとの質問についてでございますが、平成29年3月末現在では4,849人、直近の平成30年1月末現在で

は5,108人となり、259人の増加となっております。また、2025年の75歳以上人口の推計につきましては、団塊の世代の方が後期高齢者になることから大幅に増加し、7,380人になるものと推計しております。

なお、団塊の世代が80歳となる2030年、85歳となる2035年における75歳以上の人口につきましては、町独自に推計は行ってございませんが、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に行った推計によりますと、2030年におきましては8,213人、2035年におきましては7,919人になるものと推計されてございます。

次に、団塊の世代が75歳のときより80歳、85歳が介護が必要となると思われるが、介護認定数の推移状況はいかがとご質問についてでございます。

平成29年3月末現在の認定者数では1,989人、直近の平成30年1月末現在の認定者数では2,038人となり、49人の増加となっております。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年、80歳となる2030年、85歳となる2035年の推計につきましては、先ほど申し上げました人口推計をもとに平成27年度から直近の要介護度別の認定率を勘案し、認定者数を推計したところ、2025年におきましては2,833人、2030年におきましては3,575人、2035年におきましては3,882人になるものと推計してございます。

なお、この推計につきましては現在の制度等により推計を行っているものでございまして、今後法改正等も考えられることから、あくまで参考数値となりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今ご答弁をお聞きしまして、35年で後期高齢者の数は少し減りますが、今からのことを比べますとかなり大勢の方が後期高齢者でいらっしゃるということと、それから、介護認定者数につきましても2035年まで順次上がってくるということで理解していいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃられましたように、75歳以上の人口におきましては確かに2030年までふえていきますが、その後若干減少するというような見込みと、また介護認定者数の推移につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように2030年から2035年、今時点での推計でございますが、増加数としては減少するのかなというように、そういうような状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）2の質問にいかせていただきますが、こういう75歳の人口がふえる中で、参考資料の6の3つ目の丸を見ていただけますでしょうか。

2025年には回復期病棟が大きく不足して、府下で1万床が不足するけれども、一番最後に、現状では、既存病床数が保健医療計画に定める基準病床数を超えるため増床はできないというふうに書かれてあります。そのため、今よりもっと入院期間は短くなってくるでしょうし、介護施設も費用が高く、なかなか国民年金だけでは今でも入所できず、これだけふえる人々が在宅介護を選ばざるを得ないというふうに思われますが、在宅医療、在宅介護の連携の進捗は今どうなっているでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目のご質問のうち、在宅医療・介護の連携につきましてご答弁申し上げます。

本町におきましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、平成24年10月から町内の医療機関、介護事業所など多職種で構成する熊取町医療介護ネットワーク連絡会、通称ひまわりネットを立ち上げ、各機関の専門職が顔の見える関係づくりに取り組んでまいりました。そして、ひまわりネットの中で、在宅医療と介護をどのように連携していくか、また、ターミナルケアやみとり、さらには認知症施策などについて

で話し合いながら、地域において医療や介護が必要な方が在宅での暮らしを選択できる環境整備に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今、環境整備をつくっていただけているというふうにご答弁を聞いて感じたんですけども、なかなかこの環境をつくっていくというのは難しい課題がたくさんあるように思うんですが、その辺についてはいかがですか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 議員ご指摘のとおり、国では地域包括ケアシステムの構築ということを経らくうたわれておりますが、その中でも医療と介護の連携、ここが一番肝になるかなということをおっしゃっております。

その中で、熊取町ではほかの町よりもいち早く医療と介護の連携をやっていかねばいけないということで、ひまわりネットを立ち上げて、先ほども申し上げましたように、平成24年からいろいろ積み重ねてまいりました。その中で、ドクターの一部では在宅医療を進めていかねばいけないよねというようなお声をいただいたりとか、あと、介護事業所のケアマネジャーなんかでありますと、それまではドクターにちょっと話しづらいような環境中にはあったようですが、ひまわりネットの構築、顔の見える関係づくりでコミュニケーションがとりやすくなりましたなどのお声もいただいております、やはり一遍にはいかないと思うんです。ですので平成24年からここまで積み上げてきているということもありまして、徐々にではありますが連携を深めていっているということでご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 24年から、ことし30年で、6年間で今まで来た。確かにほかのところに比べまして、医療を携わってくださっている先生方もすごく熱心な先生方が多くいらっしゃるということも理解はしているんですが、24年から30年で今の状況、今からあと5年で75歳以上がどっとふえてきて、病院には入れない、なかなか施設もこれ以上は多分ふえないだろうというふうな状況になって、介護を受けたくても受けられないというような状況が出てくるのではないかとというふうなことを私は非常に危惧するんです。

先生方にもお話を聞きますと、やはり在宅介護は非常に忙しくて、非常に体力的に大変だというふうなお話を聞いたりします。そういう先生方を今よりも倍以上の人数をつくっていかないと、なかなかそういう状況がつかれてこないというふうなところを非常に心配するんですけれども、難しいとは思いますが、私たちと言うたらおかしいですけども、私もあと5年後には75歳になりますので、後期高齢者になりますので、そのときの状況を考えると大変なことになるのではないかとというふうな気がしています。また私もしっかりと考えていきたいと思っておりますので、その辺もよろしくお話ししたいと思います。

それから、この質問を出した後にいきいきくまとり高齢者計画2018の98ページに訪問看護の数というのが載っていたんですけども、訪問看護は今の状況でふえているのかということら辺、質問させていただきます。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、次に訪問看護はふえているのかというご質問につきましてご答弁させていただきます。

第6期計画における訪問看護の利用につきましては、平成27年度が延べ1,622人、一月当たり135人、平成28年度が延べ1,917人、一月当たり160人、平成29年度におきましては、直近の利用実績である平成29年12月利用まででの延べが1,673人、一月当たり186人となっております。年々利用者が増加している状況であります。

このような状況の中、平成30年度から予定されております大阪府の地域医療構想による病床の機

能分化に伴い、訪問看護などの在宅サービスの新たな需要も見込まれることから、第7期計画におきましては利用者はさらに増加するものと見込んでいただいております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 今述べられませんでしたけれども、89ページにあります第6期では、介護予防訪問の看護が計画値の245%まで伸びているというふうに書かれていたんです。また、訪問介護も263人まで伸びていまして、7期の計画では訪問介護で2,976人までふえる予定があるとなっております。本当に看護師が足らなくなるのではと心配するような数になっているんですが、今の時点では看護師の数は足りているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 看護師の人数というところで今すぐにご答弁できないんですけれども、今、訪問看護事業所数としまして近隣の状況と熊取町の状況をご説明させていただきますと、熊取町では今6事業所が実施していただいております。近隣でいきますと岬町は2事業所、田尻町は1事業所、阪南市は5事業所、泉南市は6事業所と、そういった状況でございます。近隣の状況を見ましても、今、町では同数、それ以上の事業所数でございますので、今時点でいきますと同等の対応ができていらないかなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） ありがとうございます。

第7期でもこれだけ、訪問看護2,063人から2,976人までふえていくということで出ております。今、タピオ体操などで健康寿命を延ばすことで皆頑張っているんですけれども、今介護を受けずにするためにはとても大切なことだと思いますが、みんながみんなぴんぴんころりと、病気もせず亡くなるということにはならないと思うんです。団塊の世代が80歳、85歳以上の年齢になって介護が必要になったときに、果たして訪問看護が受けられ、訪問看護師に来てもらえるのか、その辺が非常に不安になっております。

団塊の世代より上の方というのは介護保険というのが全くなかって、親を介護するのが当たり前だし、そうしてくるのが当然だと思って皆過ごしてきたんですけれども、これから私たちが80歳、85歳になるころにはひとり暮らしがふえてきますし、家族も共稼ぎとか、それから家族を介護するということまでなかなか、自分の生活が大変になってきていますので、できないのではないかなというふうな思いがします。家族に介護してもらえないのが私たちの世代なんやということで、そういうふうに認識はしているんですけれども、ほんまに85歳、90歳になって尊厳を持って寿命を全うできるのだろうかという、そのあたりが非常に不安に思います。

介護保険は、やっぱりそういう今まで頑張ってきた人たちが尊厳を持って最後のよりどころにしていくというんでしょうか、そのための介護保険で、私たち一生懸命介護保険料を掛けてきたように思いますので、その辺のところ、必要な人が必要な介護保険を受けられるよう町で施策を考えていくというのは、国の大きな問題だとは思いますが、熊取町でも国でも、そういう人たちがそういうふうなことになるような施策をとってもらいたいなというふうに思います。お金がないから介護を受けずに、家でひとりでひっそりと死んでいかなあかんというようなことにならないように、どうかよろしく願いしておきます。

92ページには福祉介護の人材不足が懸念されていますと述べられております。こちらのいきいきくまどりのほうなんですけれども、これはやはり報酬の低さが影響しているのではないのでしょうか。その辺についてはどうお考えになるのでしょうか。考えがもしありましたらお答えください。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 介護報酬のその辺の改定ということも今回の29年度中に見込まれてきているという状況もございます。そこに携わる方の報酬という、そういうことでございますけれども、今、議員おっしゃられているところでは、そういうところでは国も人材不足をできるだけ解消して

いくような方策も考えていくという中で、やはり必要な人材というのが町にとりましてもふえていくようになっていくべきだと思いますし、国の制度もそういったところに強く厚く持っていただいていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）2020年度から報酬は改定されるということでいいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）見込み方を介護のそういう中でどういうふうに見込んでいくかというところでの部分が今、国から示されてきているという、そういう状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）その辺も確かな情報がありましたら、また教えていただけたらと思います。

先日も、虐待が疑われた施設では、夜一人で10時間から11時間という長時間にわたって見回ったりして介護してはったのが、そういう虐待に通じていったのではないかとも言われております。施設なんかでそういうような介護をするときの夜の人数配置とか、そういうところ辺も町でしっかりとつかんでいただいて実態調査なんかをしてもらって、国へ一人でも多くの人を雇えるような報酬引き上げを私たちも要求していきますが、町でもまた要求していただけてますようよろしくお願いしておきます。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃっていただきました虐待のケースとかそういったことにつきましても、そういう情報がありましたら当然大阪府なりとも情報連携をとりながら、それが事実かどうかという確認、その辺を大阪府に情報を流しながら、町もそこには協力し、また一緒にその辺を確認するというのも今行ってございますし、そういったところでは、そういうことが我々のほうに入ってきましたら速やかに今後も対応していきたいなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）聞こえたらということじゃなしに、どういう状況で各施設でやってはるとかという、何人ぐらいの体制でやっているとかというところ辺も町として調べていただいて、府や国へ上げていただけたらありがたいなというふうに思っております。またよろしくお願ひします。

3番目へいかせていただきます。

地域の在宅医療や在宅介護が今どのように議論され、熊取町でどういうふうに進められているのか、ちょっと情報が、今お聞きしてひまわりネットの中でいろいろと話し合われていることはわかったんですけども、なかなか見えてこないんです。現在、どこの病院で訪問診察をしてもらえるのか、訪問診察をしてもらうと治療費が上がるのかどうなのか、それから、いきいきくまとり高齢者2018にはガイドブックや医療連携マニュアルをつくっていると書いてありますけれども、読んでみますと専門家向けのようです。29年度ガイドマップ改訂の予定となっておりますが、この予定はどのようなものをいつごろ出されるのか、わかりましたら教えていただけませんか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目の在宅医療・介護情報の広報につきましてご答弁申し上げます。

ご質問のガイドブックや医療連携マニュアルについてでございますが、平成26年3月、ひまわりネットにおきまして熊取町医療介護連携ガイドブック及び熊取町医療介護連携マニュアルとして作成しており、ケアマネジャーなど専門職がそれぞれを活用して、必要な情報を住民の皆様へ届けていただいております。また、これらのほかに医療介護連携ガイドマップを作成し、平成26年5月に全戸配付を行っております。そして今年度、在宅への往診や診療を行っている事業所がわかるよう、当該マップを改訂し、現在、全戸配付に向け準備中でございます。さらに、作成したマップ及びマップに掲載している医療機関等の一覧につきましても、今後ホームページに掲載する予定でございます。

ます。

また、平成30年度より、熊取町以南の3市3町で泉佐野泉南医師会へ在宅医療・介護連携業務の一部を委託し、広域的な観点での医療介護連携マップを医師会のホームページに掲載するほか、相談窓口を開設するなど、地域の在宅医療と介護における地域資源を含めた情報の発信を引き続き実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。ガイドマップをつくっていただけるということなんで、どうい先生が在宅介護をしてくださるのかというふうなこと、それから在宅医療と在宅介護サービスの提供の流れというんですか、私たちは、病院へ行ってから介護を頼むのか、介護へ行ってから病院へ頼めばいいのか、何かその辺の流れというのもよくわからないんです。どういふうにしたら受けられるのかというふうなこととか、それから国保と介護に分かれると思うんですけども、どの辺が在宅医療のときには国保の部分で、この辺は介護の部分です、その辺もどれぐらいの金額がかかりますよとか、心配するのは、先生に来てもらったら、交通費とかがかかったらそれはお払いせなあかんのじゃないかなとか、それから時間的な拘束する部分についての先生に対してのお礼をせなあかんのかというふうなところが何か不安に思うのと、それがどういふうな形になってくるのかというのがよくわからないので、その辺の説明とか、こういふうなぐらいで、訪問治療の場合、月に2回までやったら502円を目安としていますみたいなことを書いてあったんです。6期の皆さんにお渡ししている介護ガイドブックの中には502円というふうな形が出ていたんですけども、月2回といったら絶対足りないかなというふうに思いますし、3回目、4回目やったら上がるのだろうかというふうなことなんかもちよっとわかりやすく広報していただけたらありがたいかなという、使いやすいうように広報していただけたらありがたいかなというふうに思います。その辺についてはいかがでしょう。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、いろいろ情報については、例えば介護認定を受けられてサービスを受けられる方は、ケアマネジャーなんかを通していろいろ情報提供を行っているところでございます。やはりばらつきがあったらあかんで、医療と介護の連携マニュアルを作成してそれをもとに、それは専門職向けやと議員はおっしゃいましたけれども、ひいては住民の皆様にもわかりやすく、ちゃんとした平準化された情報の提供をできるように、マニュアルをつくって、専門職からおのおの住民の皆様にも提供しているというところをご理解いただけたらと思います。

単価もあつたりとか診療報酬があると思います。ただ、それについてもおのおのその方の状況にもよりますので、そこは平たく、例えば医療機関でしたらメディカルソーシャルワーカーがいてますし、介護でしたらケアマネジャーがいてますし、いろんな相談窓口がありますので、相談してもらいながらやっていければと思っております。その専門の方々にもいろいろ平準化した情報を我々もひまわりネットの中で議論をやって、ちゃんとスキルの向上を図っているというところをご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）何か詳しいことが欲しいというのでもないと思うんです。安心して、年金内でいけますよというみたいな情報があれば、何か高いのではないかと、それから先生によって値段が違うのではないかとかというふうな、そういう不安もありますので、その辺すごく書き方は難しいと思いますけれども、何かこうい方々に相談してくださいというふうなこともつけ加えて書いていただけたらありがたいかなというふうに思います。

すごく長時間待たないと先生に診療してもらえないという病院もありますので、訪問治療をしてくださる先生がこれからどんどんふえてくるのかなというふうなことも非常に不安に思っています。今の先生だけでは、75歳から80歳、85歳になって介護を受ける方がふえてくる中で訪問介護もなかなか受けられないやろうし、普通の介護も人数的に今不安があるというふうな話なんで、これだけ

の人数をさばき切れるような、人数はととてもとても難しいかなというふうに思いますので、健康でいることもすごく大事ですけども、だめになったらここへ相談してよというふうなところもきちっとつくっておいていただきたいなというふうな気がしています。

それから、2025年の問題というのは、施設医療や施設介護がふえない中で団塊の世代が75歳以上になって、在宅しか選択ができなくなってしまうというふうな問題やと私は捉えています。私たちも在宅で暮らすことを選択したいんですけども、それはやっぱり家族に不安をかけないという条件のもとで在宅で暮らしたいという思いでいっぱいです。国は介護医療院を計画していますが、これもできるのかできないのか、新しい施設をつくろうということなので、非常に難しいんじゃないかなというふうな感じで見えております。熊取町にそういう在宅医療院ができればこしたことはないんですけども、まだ海のものか山のものかわからない状態ですし、2040年に団塊の世代が90歳を迎えると高齢者人口も減る予定ではありますが、友達によりますと、そのころにはもう平均年齢90歳、100歳になっているかもしれんぞというふう言われて、なかなか死ねないような状況になっているかもしれないという不安もあります。長寿がほんまに延びて、喜べるような社会にしていきたいと思っております。安心してみんなが年をとれるよう、介護の充実をこれからもよろしく願いしておきます。

熊取町は、高齢者が尊厳を持ち、住みなれた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを基本理念に挙げていただいています。どんな人でもどんな状態でも、生きているということは本当に素晴らしいことだと思いますので、家族にとっても本人にとっても生きているということがかけがえないものになるよう、どうかまたよろしくご奮闘をお願いしておきます。

では、4番目の質問に移らせていただきます。

第7期の保険料の段階は12から16段階になり、高所得者から取れるようになったら低所得者も上がっております。非課税者の保険料率を下げることはできないでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、次に4点目の第7期の保険料段階は12から16段階になり、高所得者から多く取るようになったが、低所得者も上がっている。非課税者の保険料率を下げられないかについてのご質問にご答弁させていただきます。

まず、第7期介護保険料についてご説明させていただきます。

介護保険料につきましては、町の高齢者及び要介護認定者数、保険給付費の見込みから算出を行ってございます。第7期の計画期間である平成30年度から平成32年度におきましては、高齢者、要介護認定者数の増に伴い保険給付費も増加することから、第7期の介護保険料基準月額額は第6期と比較しまして225円上昇することとなります。

しかしながら、この保険料基準額算定に当たりましては、低所得者の方の介護保険料の負担に配慮して保険料率などを設定しております。具体的には、介護保険料率は国により基準が定められておりますが、本町におきましては低所得の方に配慮した保険料率を設定しているところでございます。また、第7期計画では、国の基準の見直しに伴い第7段階から第9段階までの保険料基準所得金額を変更し、それにあわせて本町では現行の所得段階12段階を16段階に細分化することで、さらに負担能力に応じた保険料負担となるよう保険料率の見直しを行ったものでございます。第7期の保険料につきましては、このような取り組みにより、基準額の上昇を抑制しているところでございます。

このほかにも、第1段階の方の保険料につきましては、消費税を財源としまして既に公費が投入され保険料率が0.05引き下げられていることや、町民税が非課税の世帯の方で一定の要件に該当する被保険者に対しましては町独自で保険料の減免を実施し、保険料の軽減を行っているところでございます。

このような取り組みを行っていることから、第7期においては、ご質問の町民税非課税の方の保険料率のさらなる引き下げにつきましては保険料負担の公平性の観点から考えておりませんが、今

後も高齢化が進展することにより、介護給付費が増加し、保険料の上昇が見込まれることなどから、持続可能な介護保険制度とするため、大阪府及び国に対しまして低所得者への負担軽減措置について要望してまいりたいと考えてございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 今ご答弁いただきましたように225円上がるというふうなお話でしたけれども、本当に介護保険が始まったときからずっと上がり続けているんですよ。介護保険がかかるから仕方がないやということもわかるんですけども、滞納せざるを得ない人がふえてきているのではないかとこのように思うんです。以前よりもふえているというふうなことはないでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） すみません、ちょっと今、滞納状況につきましては資料を持ってございませんので、当然ながら、議員がご心配されているようなそういう方の状況に応じまして、町も現状を聞かせていただきまして対応させていただいてございますので、ご理解いただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 今お聞きしましたら独自減免を第7期も継続されているようなんですけども、この独自減免というのも非常に読んでもわかりにくいんですよ。どういうふうにしたら減免を受けられるのか、今、第2、第3段階の方が第1段階になるということは理解できたんですけども、どの辺をどうすれば第1段階になれるのかなというところがすごくわかりにくかったんで、その辺ももう少しわかりやすいように書いて手引に載せていただけたらなというふうに思いますし、もう一つ、今、町独自の減免を受けていらっしゃる方というのは何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 平成29年度の独自減免状況でございますけれども、申請が10件で認定が10件、減免額が14万2,885円でございます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） ありがとうございます。認定していらっしゃるということは、生活がどうしても苦しいという方がだんだんとふえてくるのではないかとこのように感じますので、また丁寧なご配慮をよろしくお願い申し上げます。

独自減免の記述についてガイドに載せていただけるということはできますでしょうか。安心ガイドというんですか、毎回介護保険という冊子をつくってはありますよね。そこへどこかにこういう申請すれば2、1の方が1になりますよというふうなことも載せていただけたらなというふうに思うんですけど。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 今、議員おっしゃられているのは、既存の冊子の中にとこのようなそういう状況のことでございましょうか。

（「そうです。既存の、皆さんに改訂されたときに配られますね、安心介護保険と書いた冊子ですが」の声あり）

健康福祉部長（小山高宏君） 減免のことにつきまして、その辺の今、議員おっしゃっていただいたところについては一度ご検討させていただきたいなと思います。既にある部分でどういうふうなことが表現できるのかどうかというところにつきましては、一度確認をさせていただいて検討させていただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） よろしく願いしておきます。

時間がありませんので、次へ移らせていただきます。

空調につきまして何回も質問してきました。中学校の空調設備を非常に喜んでおります。小学校の空調設備は、国の交付金の採択を前提に町立小学校における整備を行う予定と町政運営方針に書いてありますが、交付金の確保はできたのでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 教育環境についてのご質問の1点目、小学校の空調設備に国の交付金はついたのでかに対し答弁いたします。

結論から言いますと、大阪府を通じて国、文部科学省に申請しておりました学校施設環境改善交付金については、先日、申請のほぼ満額の採択率で交付という内示の通知がありましたので、これにより、平成30年度において小学校全5校の普通教室並びに特別教室にエアコンを設置することとなります。

なお、今回採択された経過を少し説明しますと、当初は平成30年度国の予算に対して今年度申請していたものですが、その申請以降に、本交付金を含めて平成29年度予算の補正があるので前倒し実施可能な事業の募集があり、本町もこれにエントリーし、本年2月1日の通常国会において補正予算が可決され、今回採択されたという経過であります。

採択された今回の交付金は、あくまで国の平成29年度予算の補正におけるものであり、年度を合わせる必要がありますので、現在、財政課と調整し、本定例会最終日に追加議案として平成29年度補正予算を上程し、ご審議、ご可決いただいた後、平成30年度に繰り越して整備を進めていく予定でございますので、よろしく願いします。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いしておきます。

トイレの洋式化についても、国の交付金の採択を前提として計画的に進めると町政運営方針で述べられていますが、今、各校の洋式化率は何%でしょうか。また、何%まで上げる予定でしょうか。

議長（坂上巳生男君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 2点目のトイレの洋式化率については各校何%かのご質問です。まず小学校5校についてですが、中央小学校が12.96%、西小学校が7.35%、南小学校が23.64%、北小学校が20%ちょうど、東小学校が10.17%で、中学校3校については、熊取中学校が32.26%、熊取北中学校が31.58%、熊取南中学校が13.73%となっており、8小・中学校全体では18.88%となっております。

今後の整備によるトイレの洋式化率の目標につきましては、1つのトイレ室に和式便器を1つとして、残りを洋式便器とする方向で整備を進めたいと考えており、結果として全体では77%の洋式化率となる予定でございます。

なお、交付金につきましては、中央小学校の西校舎の部分についてのみ今回申請しております、交付するという内示があったところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。ぜひ進めていっていただきたいと思います。

先日、西小学校に行く機会がありまして、職員室前のトイレ、来客用だと思って洋式もあるだろうと思って入ったんですけども、和式だけでして、もう一つ向こうの別棟まで障がい者トイレがないということでした。今聞きましたら、やっぱり西小学校7.35%で、すごく低いなという感じなんで、また順次、時間を置かずに進めていただきますようよろしく願い申します。

77%になる予定はいつごろかというのはいわかりませんか。

議長（坂上巳生男君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 30年度につきましては小学校にエアコン整備、それから中央小学校の西校舎のトイレ、それとあと、これはちょっとややこしいんですが、30年度の国の予算については、つかなかった残りの部分についてはまだ可能性はあるんですが、ちょっとこれ、変な制度なんですが、当

初予算は採択率が悪いということで、先日確認ということでそのままということで、まだ可能性としては中央小の残りの中央校舎と他の学校の、これは小学校だけなんです、東西南北の部分については残っております。ただ、これは見込みが薄いということで、31年度にまた申請をしまして、これもまた補正があると思いますので、そっちのほうでつく可能性が高いということで順次進めていきたいと考えております。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） よろしくお願ひします。ちょっと時間がせいでありますので、すみません。

今、机の件で、A4の教科書とA4のノートを使うときに机が狭いので、広い机にということをおっしゃる方がいらっしゃるんですけども、それを変えるということは可能でしょうか。

議長（坂上巳生男君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 3点目、A4の教科書になり机が狭い、広い机にならないかのご質問ですが、まず、現在の教科書が全てA4判になっているようなご質問となっております。出版社によってはA4判の教科書であるところもありますが、従前どおりのサイズの教科書も多数あり、現在、本町が採択し児童・生徒が使用している教科書はB5判またはAB判、AB判というのは、横がA4判で縦がB5判で、ちょっと横が広い、大きいという、当然A4判より小さいものということもあり、児童・生徒並びに保護者からの要望等による各学校管理者から広い机をお願いしたいといったような要望も、現在のところございません。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 旧JIS規格ならば40掛ける60なんですけれども、新JIS規格ならば65掛ける45になっているようです。文部科学省の調査では新規格で80%の学校に普及していると、これはネットに載っていたので合うているかどうかかわからないんですけども、もしあれだったら、国がA4判に進めているということもありますので、交付金なんかつくかもしれませんので、また調べていただいて、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 規格は今、議員おっしゃったとおりで、全く使えなくなった机については新規格の分で購入しておりますが、交付金とか今のところないんです。だから、三千何人、4,000人近くの児童の机をかえるとなると、1万5,000円ぐらいしますんで6,000万円とか要りますので、ちょっとそれはご勘弁願ひたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） わかりました。時間が来ましたので学童のことについて質問いたします。

昨年3月に36人から45人が基準額となり、それよりも多い人数分だけ補助金が減らされるというふうなことで、3クラブ化が必要じゃないかということで質問しましたが、答弁では、おおむね40人以下になるよう規定はしているが、条例施行上、存在する放課後健全育成事業では、この規定を適用しない趣旨の経過措置を設けていると答弁でした。この経過措置はいつまで続くのでしょうか、ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、学童保育についてのご質問の1点目、学童保育所の児童数の規定に関する経過措置につきましてご答弁申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきましては、1クラブ当たりの児童数をおおむね40人以下とする旨規定しておりますが、条例施行の際、既存の放課後児童健全育成事業所においては当分の間この規定を適用しない旨の経過措置を設けており、具体的にいつまでとは規定しておりません。ただし、条例で規定している以上、できるだけ早い段階で基準に近づけるよう努めなければならないことは承知しておりますが、今までの考え方と同様、学童保育所ごとの児童数の推移等を考慮した上で、今後、新たに施設整備等を行うタイミングでの実施とい

うことになろうかと考えているところでございます。

しかしながら、入所希望児童数の推移については、小学校児童数の推移とは比例せず極めて予測が困難であることや、現状の厳しい財政状況において新たに施設を整備することについては、より慎重に検討すべき状況であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）先ほどの浦川議員のご答弁では3クラブ化が実現しそうなお話だったんですけども、これについてはどのようになるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）この4月からの3クラブ化の具体的なお話は、先ほど午前中の浦川議員の答弁で申しました北学童保育所におきまして児童数が相当増加したというところで、旧北学童を3クラブ目ということで臨時的、暫定的に使用するというので3クラブ化、あと同じく浦川議員からの質問でも学童の現状でありますとか課題、課題というのは、その一つにも当然施設整備ということが掲げられております。また新たにご提案もいただいたところでございますので、我々といったしましても、議員からご提案いただいた企画、教育委員会、また学童、そういったところとより連携強化しながら、この課題については取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）北学童も確かに3クラブ化しなくてはいけない状況やと思いますけれども、本当に中央学童は、12月に質問しましたときにも最前の課題やということで取り組んでまいりますという答えをいただいております。だから、先ほどお話いただきましたように、1クラブだけ学校の中へ入れていただけというふうなお話であっても、3クラブ化になれば補助金の率も上がってくるんじゃないかなというふうな感じもしますし、東学童もプレハブを建ててというふうなことになりましたらできるのではないかと、それから西学童についても、何とかして3クラブ化をしてもらえたら、一番子どもたちにとって安全な状況で日々を暮らせるということ、やはり40人以上と40人以下というのは、相当子どもに行き渡る目が変わってまいります。一人一人を見ようと思うと、やはり世界的でもあります20人から25人というのが1人の先生が見る、本当にそれが一番理想的な形とは思いますが、40人以下と40人以上では全く先生の見の視野が変わってきますので、その辺もしっかりと考えていただいて、3クラブ化をぜひ実現していただけますよう、浦川議員の答弁ではことし実現できるんだと非常に喜んだものですから何か今ちょっと気落ちしているんですけども、その辺よろしく願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）以前の議員からの一般質問で先ほどお話が出ました中央学童の施設整備、これ当然、我々も一番優先すべき課題であると、中央学童につきましては。それはもう十分認識した中で、施設整備について関係部署等々と協議を進めてまいりました。

さっきも答弁申し上げましたように、空き教室といいますか余裕教室というものがなかなか中央小学校ではないという現状の中で、また施設内に新たな施設を整備することも含めて検討してまいりましたが、やはり最終的には、今般の厳しい財政状況のもとで一旦は見送るということになったわけでございます。

引き続きまして3クラブ化、補助金、これは1クラブ単位の多分補助金になるということで、当然それはアップされるんですけども、その分支援員の、また次の質問にもかかってくるかと思うんですけども、新たな支援員というのも指定管理者で確保していただくと。その分の当然人件費も上がってくるということになりますので、その辺につきましては総合的に勘案しながら、かつ、あくまでも子どもの安全、先ほどこれもまた浦川議員の中にもございました40人以下の根拠がわかるのかと、その中で、やはり40人を超えると全国の学童保育の統計データからは大事故につながる

といったデータもご披露いただきましたので、その辺は子どものあくまでも安全ということを第一に考えながら、かつ待機児童も出さないということも並行して考えつつ施設整備に引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 浦川議員の答弁を信じていますので、またよろしくお願ひしておきます。

では、2の問題にいかせていただきます。

46人を超えるクラスには指導員を3名にするとしていますが、指導員がなかなか応募が少ないようです。待遇をよくすることはできないのでしょうか、ご答弁お願ひいたします。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、2点目の指導員の待遇改善につきましてご答弁申し上げます。

各クラブの職員配置基準につきましては、基準条例の規定に基づき、指定管理者との協定において職員配置基準を定めており、各クラブの児童数が45人以内であれば、正規職員かつ有資格の選任支援員1人に加え有資格の補助員を最低1人は配置しなければならないと規定しておりますが、補助員の雇用形態につきましては、特に規定は設けてございません。また、1クラブの児童数が46人以上の場合にはさらに補助員1人を追加配置すること規定しておりますが、追加配置の補助員につきましては、資格及び雇用形態のいずれにつきましても特に規定は設けてございません。

さて、支援員等の待遇改善についてでございますが、直接的には指定管理者が指定管理委託料の範囲内で行っていただくものと考えており、学童保育所の指定管理者を公募する際、指定管理委託料の見込み額についても事前に提示しておりますので、まずはその範囲内において、人員確保を含めた学童保育所運営を行っていただくことが前提と考えております。

しかし、一方で学童保育所運営における支援員の人員確保対策としての処遇改善は重要な課題と考えており、現在、午後6時半を越えて事業を行う場合に、職員の賃金改善に必要な経費を国の補助制度を活用しながら指定管理委託料に計上しております。

また、支援員の雇用安定やレベルアップを図るため、経験年数等に応じた処遇改善を促進する補助メニューが本年度新たに創設されたこともあり、本町におきましても今後、支援員の確保と質の向上を図り、より安全な学童保育を提供していけるよう、補助制度の活用や近隣市町における支援員の待遇等を参考にしながら、処遇改善についての調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 保育所のクラス補助員の時間給が上がりましたよね。だから、やっぱり時間給とかが上がるとまた来ていただけるという方も出てくるかと思っておりますので、任せる任せると言わず一緒に相談して、少しでも指導員が集まりやすい状況をつくっていただきたいというふうに思います。

キャリアアップ事業も進めていただけるというふうに今おっしゃっていただきましたので、指導員の先生方が働き続けられるような、そういうふうな職場づくりに改善していただけますようよろしくお願ひしておきます。

子どもたちの安全と先生たちの働きやすい環境をぜひつくっていただけますようお願いいたします、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

次に、矢野議員。

10番（矢野正憲君） それでは、独居高齢者対策について一般質問をさせていただきます。

まち開きから40年前後を経過した住宅地が熊取町の中で多くを占めるようになってきており、高齢者世帯はもとより、独居高齢者世帯が目立つようになってきてございます。社人研の将来推計、これは2040年ですが、単身世帯に占める65歳以上の割合は45%に達すると予測をされてございます。

1つ目の質問として、今現在の独居高齢者世帯の割合について、どれぐらいあるのかお尋ねをし

たいと存じます。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の独居高齢者対策につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の現在の独居高齢者世帯の割合についてでございますが、平成30年2月20日現在、本町の総世帯数は1万7,815世帯となっており、独居高齢者世帯の数につきましては、平成27年実施の国勢調査の単独世帯と議員のご質問にもございます国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに算出いたしますと、1,573世帯となります。率にいたしますと約10%が独居高齢者世帯となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）そしたら、熊取町の全世帯の中であらわすと10%ぐらいだというふうなことです。先ほど江川議員の質問の中で、これは国保の被保険者の数、6,200世帯のうちの1,573世帯ですか、これを見たら25%以上あったんですが、熊取町全体でいうたら10%前後というふうな形になっておるといふふうなことです。わかりました。

この10%というのは、いきいきくまとり高齢者計画を見ていると高齢化率であるとかこういったものの統計は出ておりますけれども、独居高齢者世帯というのが載っておりませんが、恐らく国とか府の平均を比べると熊取町は下回っておるんだらうなというふうなことを想像しておるんです。その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、熊取町の独居高齢者世帯の割合については、全国とか大阪府の平均よりも恐らく下回っているというふうに予測できます。

例えば、議員の質問の中にもございましたように、単独世帯の中に占める65歳以上の独居高齢者で熊取町でも、これは推計というか理論値ということでご理解いただきたいんですけども、30%超の割合が出ておりました。それを同じ考え方で国の割合を示しますと35%超になります。5ポイントほど国に比べたら低いような状態となっております。そこら辺も考えましたら、やはり熊取町は、割合からすれば比較しましたら低いというようなことが予測できるかなというふうにご考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）今、理事の答弁は、65歳以上の単身世帯の中の割合が熊取町は30%ぐらいやと、国の平均が35%というふうな形なんですよ。わかりました。

30%というふうな数字は近隣市町村と比べたら多いのか少ないのか、その辺は調べておられますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）あくまで理論値で申し上げましたので、ほかの町の状況というのは調べてございません。これも推計で申し上げましたら、先ほどの社人研のところでの情報を引っ張ってきて、いろいろ考えてみた推計という形でご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）他市町村とは比較していないという感じですね。わかりました。

それでは、2番の質問に移りたいと思います。

2025年の独居高齢者世帯の将来推計について熊取町としてどのように考えておられるのか、答弁いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の2025年独居高齢者世帯の将来推計についてでございますが、こちらもちょうど当該研究所の推計をもとに算出いたしましたところ、7年後の2025年には1,743

世帯となり、7年間で170世帯の増加が見込まれております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君）2025年問題というふうなことがいろんな形で言われている中で、私がする前の議員も2025年問題等の中でどうしていくんやというふうな質問があったんですが、いきいきまとり高齢者計画を読んでいると、やはり2025年に前期と後期高齢者の数が逆転するというふうなことも書かれております。それは団塊の世代の皆さんがおおむね75歳以上を超えてしまうというふうなことになっておるということが大きな要因だということも書いてございますが、これから例えば2025年、7年後が1,743世帯で、私が今書いている2040年の、社人研が出している22年後ですか、今度我々のような団塊の世代のジュニアと呼ばれるような世代の皆さんが65歳以上になるというふうな時代というのが2040年と言われておるわけです。2040年はどういうふうな形で独居世帯がふえておるのか、その辺のパーセンテージというのはおわかりですか。先ほどいろんな質問を聞いたら2035年は高齢化率がこれぐらいで、これぐらいでというふうな答弁があったんで、ひょっとしたら皆さんもう調べておられるのかなと思ひまして、ちょっと通告にはないんですけども質問させていただきました。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）2040年までの数値というのは出しておりません。議員の質問の中にもございましたように、45%というところの数字が出ておりましたけれども、同じ2018年で30%超、国の平均が35%超というところでありますので、大体同じような形で推移していくのかなというところもありまして、そのまま熊取町も国の平均と同様に増加傾向が見られるのかなということは予測できるかなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君）増加のスピードがどうなのかなというふうなことを知りたかったもので、こういうふうな質問をさせてもらったんですが、独居の高齢者の世帯は2029年が1,573世帯で2020年が1,743世帯、2040年というのはまだ出していないというふうなことですが、増加傾向にあるというふうな形ですよ。これはよくわかりました。

実は、私自身いろんな活動をする中で、例えば高齢者の方々といろいろな活動をやってございます。その中で、ここ1、2年、実は野菜を売ったりとかもしておるんです。なかなか家から出られなくて買い物に行けないような方々もたくさんふえてきているような状況の中で、新鮮な野菜を提供しようというふうな形で野菜市というのをやりまして、そこでお茶を立てたりとかして和菓子を食べてもらったりとか、いろんな形でいろいろと話をしてもらおうような、そういうふうな活動をしておったんですが、ここ1年ぐらい、そういった形で皆さん来てくれる数が少なくなりました。いろいろ調べておると、お父さんが亡くなってひとり世帯になったというふうなことで、ひとりでご飯をつくるよりもサービス等でとったほうが良いというふうな、そういうふうな世帯がふえてきているんです。今現在は、もうそういうふうな野菜を売るんじゃないで、月に1回ですけれども、病院の院長の家を借りて、そこで昼ご飯を一緒に食べるというような活動をしてございます。だんだんとやはりニュータウン、山の手においてもですが、独居の高齢者の方々が非常にふえてきているなというふうな形で、肌感覚で感じてございます。

この中で、サービスの担い手の皆さんも70前後の方なんですけれども、あと7年もすれば逆にサービスを受けないといけないような状況になってくるなというふうなことを俯瞰しながら見ているんです。そういった状況の中で、これから熊取町は自助、共助、公助というふうな中で共助の拡大をやっていかないといけないというふうな中なんですけれども、やはり地域として、皆さんそれぞれが1年たったら平等に1年お年を重ねておられるというふうな状況になっているのを見ると、7年後、10年後のことを考えたときにこれはちょっと大変なことになっているんじゃないのかなと

いうふうな思いを持ちます。

そういった中で、これから熊取町として共助の部分であるとか公助の部分であるとか、この辺の拡大ですね、施策としての。その辺はどういうふうに考えておられるのか、お尋ねしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 議員の5番目の質問にもあって、そのときにもお話ししようかなと思っていたんですけども、介護予防・生活支援サービス協議体というのを熊取町では立ち上げておまして、いろんな各種団体の方々の代表者であるとか、この3月にもやる予定でしているんです。住民の方々にもご参画いただいて、それぞれ生活支援であるとか見守りであるとかということ話し合っていく場を設けてまして、いろんな取り組んでいる事例とかの発表してもらいながら刺激を受けてもらって、それをまた地域に広めていくような、そういうようなところも考えておまして、先ほど議員はニュータウンでの取り組みをおっしゃっておりました。具体的には、補正予算で一度補助金として上げさせていただきましたが、つつじヶ丘地区の生活の助け合いの取り組みについて府の補助をいただきながら町補助として出しますというような補正予算を上げたことがあるんです。その取り組みというのが、つくっているお野菜をいきなり訪問するのではなく、お野菜を配るのを訪問のきっかけにしたりとかいろいろ工夫されながら、地域全体で高齢者、独居の方もひっくるめて見守っていているというような取り組みをやっておまして、すごくいい取り組みをされている地区もごございます。そういったところは生活支援協議体で発表をさせていただいて、これを広めていくには協議体、行政もちろん入った中でどうしたらいいのかなということ今後また話し合っていきたいなと。

2025年問題もあります。先ほども申しましたように、2040年まで独居高齢者世帯はふえていきます。そのためにも、今しっかりいい取り組みをされている村の話聞かせていただいて、それをまたほかの村に広めていくというところも行政の役割かなと思っておりますので、そういったところをしっかりとネットワークを使いながらやっていきたいなと思っております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 地域が高齢化率がだんだん高くきておるんで、それをやはり防がないといけない、若い人たちに住んでもらわないといけないというふうな形で、近居、同居、それから熊取版の空き家バンクですか、そういったことを施策としてやっていくんですけども、それでも追いつかないぐらい高齢化のスピードが早いのかなというふうに感じております。

これから3年かけて、いろんな形で近居、同居の施策を展開していきます。入ってきてもらえる若い人たちよりも早く高齢化率をされる。いろいろな補助を必要としないといけないような方々がふえてくるスピードのほうが早いのかというふうな感覚をいろんな取り組みをやってる中で感じているものですから、こういうふうな形で質問させていただいてごまいます。

熊取町がやっている施策というのはしっかりやらないと、全くもって解決していかないというふうなことになっておるんですけども、そういった施策を打つ手よりも高齢化のスピードのほうが早いのかなというふうなことを肌感覚で感じておりますので、こういうふうな質問をさせていただいてごまいます。

いろいろな形でみまもりアンケート等も、29年度は中央小学校でしたか、やっておると。65歳以上の単身世帯と75歳以上の高齢者世帯についてアンケートを出しておるというふうなことでしたが、このアンケートの調査結果、調査結果といったらニーズ調査みたいな形も踏まえているのかなというふうな思っておるんですが、どういった調査結果になっておるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、3点目のみまもりアンケートの調査結果についてでございますが、みまもりアンケートとは、平成29年度から実施しております一般介護予防事業における介護

予防把握事業として、ひとり暮らしでかつ何らかの支援を要する高齢者に対し、早期に見守り支援や介護要望活動につなげるため、小学校区単位で要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の独居世帯及び75歳以上のみの高齢者世帯を対象に行っているものでございます。今年度は中央小学校区において実施し、対象者704名に対しアンケートを実施しましたところ、511名から回答があり、回収率は72%でございました。そのうち、支援が必要な方で総合事業へ案内した方は225名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） アンケートでいろいろ記入をされるような欄もあろうかと思えます。どういったことを求めておられるのかというふうなことも恐らく記入されているように思うんですが、町に対してどういったことを求めておられるのかですよね。その辺はどういったニーズがあるのか、抽出して紹介していただければと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） ニーズの要望みたいなどころというよりも、基本チェックリストといたしまして、ご自身の体の状況であったりとか、そういったところの支援がどう必要かというところをひっくめて調査をやっているようなアンケートになっておりますので、その結果で、やはり独居で例えば周りの方の支援が十分でないというような方を抽出しましたら、そこに対して連絡させてもらったりというようなアプローチをさせていただいております。具体的に町に対してこれをこういうふうなところを要望するというような、そういったものにはなっておりませんので、その回答というのはないんですけども、その方ご自身がどういう状況、どういう環境にあるか、そして町としたらどうというようなアプローチをせなあかんのかというところをわかるための調査ということで理解をしております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 月に1回しか会わなくて、いろんな話をさせてもらうんですけども、その中で話に出るのが、要支援者、特に災害時の要支援者のときには、助けてほしい、手上げ方式で助けてほしいというような形で、確認みたいな形になっていますよね。やはり地域地域によったら、助けてほしい、だけど助けてほしいという差し伸べてもらえる手が圧倒的に少ないというような話はよく出てきています。ミスマッチというふうなことと、地域に同じような人たち、同じ年代の人たちが住んでおられるかげんで、どうしてもそういった現象が起こっておるのかなというふうに感じております。それがアンケート等で書かれていないというふうなことになっているんでしょうけれども、そういうふうな声をやはり聞きますので、これについてはいろいろと考えられたほうがいいのかというふうに思います。

あと、いろんな話をさせてもらっている中で感じるのは、独居高齢者を抱えておられる家族の方々もそれなりに心配をされて、私とも携帯の電話番号を交換しているような状況もあつたりします。そういうふうな形で連絡を密にしておつたりとかしておるんですけども、先ほども言いましたように、地域全体が年をとれば、1年たてば1歳年を重ねるというふうな状況になっていますので、そういうふうな見守り活動をするにもいろんな形で共助の手を差し伸べる、拡大していこうというふうな形にやっておられるんですが、担い手が完全に少なくなっているのも大きな問題かなというふうに感じておるんです。この辺についてはこれからどういった形で解消させていくのか、その辺の考え方をお持ちであればご披露いただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 議員ご指摘のとおり、例えば緊急通報装置の貸与なんか町では行っているんです。そのときに緊急連絡先というものを記入してもらうんですけども、やはり担い手というのが困るんですというような声もいただいたりもします。ですので、そこら辺の担い手といいましようか、見守る目といいましようか、そういうものがもっともっと重層になっていけばなとい

うふうに思っております。

この先、高齢化が進んでいく中では、熊取町で高齢者がふえていきますので、高齢者が元気でいていただいて元気に同世代も見ていってもらえるような社会になっていけばということ、それはどの町でも一緒かなというふうに理解しているんですけども、そういうところをしっかりと取り組んでいかなあかなというふうに思っております。

元気な高齢者をふやすためにも健康寿命を延ばすためにもタピオステーションとかをやっておりますので、やはりそういったところで社会との交流を必ず持ってもらえるような仕組みづくりであるとか、健康寿命を延ばすために体操をつくってもらえるような場をふやしていくでありますとか、そういったところをしっかりと町は、一遍に効果が上がるとは思わないんですけども、そういったところの地道な努力によって2025年、2040年に向けて取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） よくわかりました。やはり地域力ですよ、これから。そういった形で、地域地域によって、先ほどつつじヶ丘の事例も地域力を発揮されておるといふところですよ。それはよくわかりました。

あと、企業が見守り活動をしてもらっているような制度もできましたよね。これについてはどんな感じになっておられるのか。当然、高齢者世帯だけじゃなくて、こういうふうな独居高齢者世帯もいろいろ注意を払ってくれておられるんだと思いますけれども、この辺の活動についてお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 前後して申しわけないんですけども、その答えは4番目の質問で答えようと思っていたんです。

（「じゃ、もう4番目の質問も踏まえてでいいです」の声あり）

健康福祉部理事（山本浩義君） よろしいでしょうか。それでは、4番目の質問の答弁をさせていただきます。

4点目の調査結果をもとにした対策でございますが、まず、独居高齢者でアンケートの提出がなかった方につきましては、支援の必要性が高いと判断し、地域包括支援センターと連携しながら訪問などで状況確認を行っております。そして、アンケートの結果、支援が必要と判断した独居高齢者へは、地域包括支援センターから個々の状況に応じた見守りを行う独居高齢者見守り支援事業につなげているところでございます。独居高齢者見守り支援事業の対象者は、平成29年12月末現在で183名となっております。

さらには、地域包括支援センターにおける見守りのほかにも、緊急通報装置の貸与や、今年度より、早期発見、早期対応できる地域の見守り体制として、ライフライン事業所や宅配業者など民間事業者の協力を得て、日ごろの業務の中で気づく高齢者の異変を地域包括支援センターなどに連絡する連携体制として高齢者見守りネットワーク事業を構築し、さらなる見守り体制の強化に取り組んでいるところでございます。

また、介護予防の観点から、要介護状態等になるおそれが高いと認められる方、いわゆる基本チェックリスト該当者の方へは、短期集中予防型サービスであるふれあい元気教室を初めとする各種介護予防事業をご案内させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 高齢者の見守り施策ですよ。見守り隊でしたか、いろんな牛乳屋であるとか、そういった中でいろんな事例があるのかなというふうに思っておるんですが、発見につながったような事例とかそういったものはないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）見守りネットワーク事業につきましては、議員に以前からご提案いただいていたものを受けまして今年度に立ち上げたところでございます。現時点で12件の登録者数がございます。具体的に一件一件の大きな連絡が入っているかという状況までは確認できていないということは、ちょっとした連絡はひよっとしたら包括支援センターのほうに入っているのかもわかりませんが、大きな事故につながるような件数はまだございません。

ほかにも徘徊SOSネットワークの事業も立ち上げておりまして、こちらのほうは広域で行っていたりしまして、例えばちょっといなくなったというような事案が発生すればメールで登録関係者に届くようになっておりまして、そちらも熊取町内で発生したものが、大きい件数というのが今の時点では幸い、ないというところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）地域力ですから共助の世界になってくるんですが、向こう三軒両隣というふうな形もありますし、地域力を発揮してもらうためにはいろんな形で介護とかに来てもらうというふうなことも必要になってくるんでしょうが、80代等になってくればそういったことも大変難しくなってくるような状況になってくると思います。そういった意味では企業のこういうふうな見守りネットワーク、12件というふうな今、数字が出ましたけれども、その12件というのは見守りネットワークに参加されている業者の数なんですか。それとも、うち見てほしいんですという個人の人の件数なんですか。その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）見守りをやっていきますよという事業所の数でございます。

あと、それと大阪府におきましては府が窓口で、例えばコンビニエンスストアの各会社と大阪府とが連携するような協定を結んでいたりでありますとか、あと金融機関でありますとか、大阪府が窓口となってそういう大きな会社と協定を結んでいるというような事案がありまして、そこら辺につきましては、大阪府の協定をもとに協力体制を構築しているというところも考えられるかなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）共助の仕組みを拡充するというふうなことですから、それをやっつかないとなかなか大変だろうというふうに個人的に思っておりますので、やはりこういうふうなネットワークですよね。12件の事業者が手を挙げてくださっているというふうな形ですけれども、これももう少し充実させるようなことも共助の仕組みの拡充につながっていくのかなというふうに思ったりします。走りながらで結構ですので、12件と言わず30件、50件になるような、そういった形になるようにしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

最後の5番の共助の支援強化についてになります。

やはり担い手が少なくなってくるというような、担い手不足の解消、この辺についてですよね。その辺はどういうふうなことを考えておられるのかなと思います。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）先ほどの質問で私が介護予防・生活支援サービス協議体についてのご紹介をさせていただいておりますが、もう少し、5点目の質問に対する答弁は掘り下げて説明させていただきます。

5点目の共助の支援強化についてでございますが、今後ますます増加することが予測されます独居高齢者への支援といたしましては、行政はもとより、地域包括支援センター、各自治会などの地域組織、社会福祉協議会などの福祉関係者、各医療・介護関係機関における専門職、さらには町内大学などに加え、地域住民の方々にもご参画いただいて、地域における支え合い、助け合いなどについて話し合う介護予防・生活支援サービス協議体という場を持ちながら、それぞれが協働し、独居高齢者への見守りを含めた支援体制の構築に向けしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解、

御協力を切にお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。いろんな大学等も巻き込みながらやっていきたいというふうな答弁だったと思いますけれども、いろいろとこの件で調べておりますと、シェアリングエコノミーというような言葉も実は出てきたりとかしております。総務省が、これはもともと公共サービスが先細りしているような過疎地等、そういったところでシェアライドというんですか、いろんな買い物へ行くときに幾ばくかのお金をもらって一緒に行くというような、そういうふうな制度を今、総務省は過疎地等だけに限定でやっておるようですが、平成30年度からは規制緩和をして、できるところを拡充していくというような、そんな考えも持っておられるようです。

熊取町、泉州地域であれば、そういったことをやっているようなサービス、介護保険等でやっておったりとかするんでしょうけれども、そういう近所の人といろいろ行く、そこで国とか自治体とかが入って金額云々かんぬんというふうなやつを決めたりするのも、中に入るというふうな形でやっていくというふうなことらしいです。そういったものも少し検討していただいて、熊取町の中で合うような施策になれば国も交付金を出すというふうな話を聞いてございます。シェアリングエコノミーという、そういう形をとっていくというふうな発表がなされておりますので、30年度からというふう聞いております。

交付金の活用というのは、サービスを提供するための資格を取ったりだとか、皆さん集まってもらって講演会の費用であったりとか、結構使いやすいような交付金になっておるといふふう聞いています。これは熊取町から申請しないとイケないというふうなことも聞いておるんですが、こういうふうなサービスも活用していただきながら高齢者世帯、特に独居の高齢世帯の皆さんに光を当てていただきたいなというふうに思っておりますので、お願いをしたいなというふうに思います。何かあればまた答弁いただきたいんですが、なければこれで終わりたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 議員ご提案の交付金などの活用、例えば先ほど私も紹介させていただきましたように、つつじヶ丘地区の地域での助け合いについて何とか支援できないかということで、我々もソフト部門の交付金をいろいろしっかり探しまして、該当するのを見つけることができました。そういったところもしっかりとアンテナを張って交付金の活用をしながら、ソフト事業をしっかりと取り組んでまいりたいなと思っております。高齢者の方々が安心して暮らせる社会、まちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、矢野議員の質問を終わります。

議長（坂上巳生男君） お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（「16時52分」延会）

3月熊取町議会定例会（第2号）

平成30年3月定例会会議録（第2号）

月 日 平成30年3月6日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	塩谷 義和	住 民 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 清隆	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第1号 教育長の任命同意について
- 議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例
- 議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 教育・子どもセンター条例
- 議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて

- 議案第15号 町道路線認定について
議案第16号 町道路線認定及び廃止について
議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）
議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）
議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算
議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算
議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算
請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願
-

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第4 一般質問を継続いたします。重光議員。

2番（重光俊則君）皆さん、おはようございます。議長の許可がありましたので、通告に従って一般質問を行います。

最初の質問は定期監査についてですが、昨日の報告の中で定期監査の報告がありました。本日の質問は、監査委員としての重光ではなく、一議員として監査のあり方について皆さんと一緒に考えてみたいということで、質問しようとしております。

昨日の冒頭の定期監査についての報告の中に記載されておりますけれども、その中には29年度の定期監査として、部局の業務監査として企画部が対象として監査が実施されております。この報告からわかりますように、熊取町で行われてきた定期監査においては、各部局の業務に対する監査はこれまでおおむね1年に1部局に対して実施されてきたように思われます。すなわち、各部局は8年に1回監査を受けるという状況になっていると思われます。

これは歴史があるわけだと思われますけれども、このような状況になっているのわかりましたら、その内容についてご説明をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）それでは、定期監査についてのご質問の1点目、各部局の業務に関する監査における1年1部局の実施理由についてご答弁申し上げます。

定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項に基づく監査で、監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて財務監査を実施しなければならないものとされております。

本町では、毎年度4月1日付で定期監査、例月出納検査及び決算審査等に係る監査実施計画を定めておりますが、実施に当たっては、それぞれの監査等の実施日やその内容等について、その都度2名の監査委員と調整をしているところでございます。

ご質問の定期監査につきましては、おおむね11月から12月ごろに社会情勢や過去における定期監査の実施状況を参考としながら、また、監査委員兩名からご意見等をお伺いし、事務局からの提案も参酌していただき、定期監査の対象部局を決定しているものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ご答弁ありがとうございました。再質問に入る前に、少し監査について私の考え等を話してみたいと思います。

私が監査について強い関心を持っていますのは、民間企業で働いていたときに品質保証と内部監査についての仕事に従事してきたこともあります。

日本の大きな企業、トヨタ自動車を初めとしまして、製品品質の向上のために、品物の不良品発生を抑えるために全社を挙げて品質管理活動を展開してきたということがありますがけれども、製造販売する品物の品質だけがよくなっても世界との競争には勝てないということで、理想の会社運営のあり方を目指して1990年代、日本のバブルが崩壊するまで、日本中で全社的品質管理、トータルクオリティコントロールというのが行われてきております。しかし、1990年のバブル崩壊後、日本経済は不景気になり、その後、企業はグローバル化とシステム化の波に襲われてきました。トータルクオリティコントロールという、品質管理という狭い範囲での管理ではそれに対応できないということで、TQCの見直しが進められました。TQCというのはトータルクオリティコントロールです。これは問題解決の手法であって、これからどうするのか、システム化をどうするのかということについての対応がなかなかできない、そういう状況にありました。

品質管理というのは、品物のいい悪いだけではなく、品質というのは全てのものについての質を考えております。品質管理を効果的に実施するためには、市場の調査・研究・開発、製品の企画・設計、生産準備、購買・外注・製造、検査・販売、アフターサービス並びに財務・人事・教育などの企業活動の全段階にわたって、経営者を初めとし、管理者、監督者、作業員など企業の全員が参画して全社的な品質管理を進めていくというのがTQCのものでありますけれども、クオリティコントロールという管理だけではなくて、マネジメントという概念を取り入れてきたのが1990年の後半です。トータルクオリティマネジメント、これは総合的品質管理という名前になって、トップのリーダーシップのもとで組織が一丸となって顧客の満足する製品やサービスを提供するための一連の行動であります。

これは、企業活動として会社の方針と目標を達成するために全社的、総合的品質管理を展開しているわけですが、具体的な取り組みとしては、製品サービスの改善、組織・仕組みの改善、業務プロセスの改善、人材・能力の育成など、そういういろんな分野での取り組みを行って全社の方針、それを達成するための目標を達成するために全社的に取り組んでいるというところで、最近では全ての業務でそういうのが採用されてきて、多くの病院でももちろんそういう活動が今最近されて、サービスの質を向上する、内部の事務効率を改善していくというもので、全社の目標達成のための大きな仕組み、ツールとしてトータルクオリティマネジメントというものがなされています。これは民間企業で一般的なところですが、自治体の中ではまだまだそういう採用について取り組んでいるところは少なく、監査についての考え方もなかなか、今ある業務上のミスや経理上のミス等を見つけるだけが主眼となった監査等が行われているものも多いと思うんです。

民間企業では、そうやって自分たち自身の組織を常に改善していくというところがトップだけでなく、トップの考えを常に受け取った部長、課長、それから実際に働く職員が個々に考えて、全て全員で一つの目標に向かって進んでいくというのが、現在行われている民間での全ての業務を品質として捉えたマネジメントなんです。

先ほど回答にありましたけれども、自治体の監査の目的は地方自治法第2条第14項と第15項に定められております。そして、監査委員は地方自治法施行令第140条の6に従って適時に監査を行わなければならないということとなっており、熊取町の監査委員条例に従って監査を実施する、現在

の状況ではそうなっています。

そこで、監査委員が監査委員の裁量、事務局との相談もありますけれども、それに従って監査計画を立ててこれまでやってきているということになるわけですが、まず、地方自治法第2条第14項と第15項について、その内容を朗読か説明か、していただけますか。

議長（坂上巳生男君）塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）地方自治法第2条第14項とおっしゃいますと、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないというふうに記載されてございます。また、同条第15項では組織及び運営の合理化に努めなければならないというふうに規定されていると考えております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今答弁ありましたけれども、地方自治法の第2条に、地方公共団体は、その事務の処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるように住民の福祉の推進に努めるというのは定められているわけです。これは、地方自治法で全ての公務に携わる人はこれを遵守してやらないといけないというのが定められているわけです。そういう法、これはまさに、今先ほど言いました会社が行っている全社品質管理そのものがちゃんとできているかどうかということになるわけです。

今、これまで監査委員と事務局の裁量によって、打ち合わせによって監査が1年に1部局選定されて、場合によっては業務を選定して、対象を選定してされてきたと思いますけれども、これまでのそういう監査のあり方、やり方について現時点で総務部長はどのような考えをお持ちでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）先ほど理事からご答弁申し上げましたとおり、年度当初には監査の1年間の実施計画というのを監査委員2名と調整しながらつくっていただいております。

監査のあり方ということになってきますと、2点目のご質問の中で監査必携というものが全国の町村、市も含めて、それにのっとって監査を行うということになってございます。

最近、去年ですか、地方自治法の改正があって、私が今申し上げたのは町村の標準監査基準というものでございまして、実はそれぞれの自治体には、これまで監査に関する基準というものがなかったというのが現状でございます。その中で地方自治法の改正があって、その法の改正が求めているのは、平成32年4月までにその基準をしっかりと作りなさいよというのが今回の法の改正の趣旨でございます。

だからといって、ほんならこれまでの監査がそういった基準がないから脆弱なものであったのかというのは、私どもは一切考えておらない。しっかりと2名の監査委員の方に決算審査、定期監査、例月出納検査も含めまして監査をしていただけてきました。当然、財務処理も適法、適正に法令遵守の中でさせていただいて、何よりも先ほどの法の第2条第14項、第15項、最少の経費で最大の効果を得るんだと、組織の適正化、効率化も図っていくんだということを常に念頭に置きながら事務をやってきたと。それをしっかりと監査委員に監査していただいて、私どもの当然住民に対してもそうですけれども、監査委員の方々に対しても説明責任を負っているということで、私どもの熊取町の監査はしっかりと適正にやってきたものというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今お話がありましたように、これまで監査委員が選任されて監査委員のもとで監査がされてきているということで、適正に実施されてきたということについては疑う余地はないと考えております。これから熊取町の今後の行政展開においてどのように考えていくかというのは、これは私たちにとっての課題ではないかと考えております。

2番目の質問で、監査委員というのは基本的には全国町村監査委員協議会発行の「監査必携」に基づいて監査を行う。これには、庁内職員がそれらの項目をどのようにチェックして、どう理解して業務に従事しているか、その点が非常に重要なポイントになるわけです。これは、そのことに対

して先ほど監査基準そのものが多くの自治体でないわけですが、その中で熊取町なりにそのような実際に地方自治法第2条の項目を全うするための取り組みというのは、いわゆる考え方かあると思うんですが、その辺については具体的にどのような方策がとられていたかということについてご答弁いただけますか。

議長（坂上巳生男君） 塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君） それでは、2点目の町職員が「監査必携」を理解し業務に従事しているか、また、そのための具体的な方策についてご答弁申し上げます。

まず、私ども職員の業務遂行においては、地方自治法や地方公務員法などの関係法令及び町の条例、規則等を遵守することが求められております。

議員ご指摘の「監査必携」でございますが、その内容につきましては、監査委員制度の概要に始まり、監査基準や財務事務監査、経営に係る事業管理監査、工事・行政監査、例月出納検査、決算審査の着眼点などさまざまなチェック項目が列挙され、関係法令等もあわせて示されてございます。この「監査必携」の内容について、職員に対して特に周知はしてございませんけれども、さきに述べましたように、職員が法令遵守のもと業務を遂行しているということは、すなわち監査必携のチェック項目を適正に執行するよう努めているというふうに考えてございます。

加えて、最も重要な職員の意識としましては、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、地方自治法第2条第14項にある最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、同条第15項にある組織及び運営の合理化に努めているかという点が肝要であるというふうに考えております。

また、その具体的な方策としては、各種の研修講座や事務講習会への参加など日々研さんを積む一方で、事務事業のチェックとしては、毎週、年間・月間・週間スケジュールをもとに全ての部局において管理職による打ち合わせ、各課や各グループでの調整会議を開いており、事務にそごがないよう、また、住民の方にご迷惑をかけることがないよう努めているところでございます。

再度となりますが、こうしたチェック体制を構築することにより、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう職員が一丸となって住民福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 重光議員。

2番（重光俊則君） 今ご答弁いただきましたけれども、自治法第2条の目的を達成するために業務の進め方についていろいろな研修とか日常業務においてそれはできるだけ伝達して、全職員がそれを全うするように進められていると思います。

「監査必携」というものはもちろん監査に携わる人が持つわけで、職員の方が全部持つておく必要はないわけですが、「監査必携」の中に、いわゆるどういうところに主眼を置いて監査をしているかということは、監査を受ける側としてはどのような点を注意して業務を進めているかというところに考えを置くことになるわけです。具体的な監査基準がないけれども、「監査必携」の中にはいろんな点に注意してやらないといけないですよということが書いてあるわけです。

具体的な例を少し挙げてみますと、支出事務については当然、違法、不当な支出または不経済な支出はないかとか予算目的に反する支出はないかとか、それから委託料については、委託の内容は適切か、委託料の算定根拠は合理的な基準に基づいて行われているか、設備に関しては、竣工検査は確実に行われているか、公益性のない事業または団体に補助金の交付がされていないか、あるいは随意契約を行っている場合は、見積もりをとって、随意契約とした理由は適正かとか、経営については、事業は経済性を十分に考慮しているか、事業は効率的かつ計画的に執行されているか、当面必要としない事業が実施されているか、人事管理については、職員数及び配置は適正か、職員の能力に応じた能率的な事務処理ができるようになっているか、職員に対する指導、監督は適切に行われているか、職員の研修、養成は適切に行われているか、勤務の能率増進の措置はされているか、あるいは事業については、事業実施前後の評価を十分に把握して行っているかとか、情報化については情報処理をIT化することによって能率的に処理できるものはないかと、まさにこれは、常日

ごろ熊取町の管理職の方が業務の遂行に当たって考えておられることであって、当然といえば当然のことなんです。

それで、監査自体をどのように位置づけるかということになるわけですが、監査自体は、実際に今言われた地方自治法第2条の目的を達するために全ての業務が適正に実施されているか、自分たちがその業務をちゃんと実施していれば、別に監査はなくても適正にされていることになるわけですが、なかなか実際、いろんな業務をやっていると、全てのことが自分たちにとっては当たり前になってきて、その自分たちのやっている業務の中で自分たちに不都合さえなければ問題はないということで、そのままのやり方がどんどん進んでいくわけです。

だけでも、その中で実際にその業務の精度あるいは効率等を見たときに、本当に適正に最少の経費を使って最大の効果を挙げているかという見方というのはなかなかできない。日々その業務のゴールを目指すためにがむしゃらに取り組んでいるというのが、大体多くの業務の目的なんです。だから、そのときに第三者の目を使って組織の業務遂行がちゃんとできているかどうかを見てもらう、それを活用して問題点があれば改善していくというのが監査の目的だと思うんです。

そういう監査というのは、一般的には監査は受けたくない、できるだけ避けたい、そんなものはしてもできるだけ監査では問題がないようにしようやということで、監査というのはできるだけ形式的に終わればよいと考えるのは、普通どんな組織の中でもそう考えている人が大部分です。だけど、先ほど言いました組織の方針と目標達成のためにどのように全職員が頑張っているかという状況を把握するためには、やはり外部の目を入れて組織の中の弱点を見つけ出していく。弱点を見つけ出してそれを改善していくことによって、その組織が強靱化されて強固になってくるわけです。

これは、自治体でもそうですが、税金はどんどん減ってくる、その中で扶助費がどんどんふえてくる、福祉費がどんどん上がってくることにどう対応していくかというのは、これは現在の昨今の自治体の喫緊の課題であって、早急に解決しないといけない。ただ、今金が足りないからこれできない、あるいは金がかかり過ぎて赤字になってしまうという状況に入ってしまうのは、そういう意識を持って組織を将来持続できる自治体にしていこうという意識を全職員が持って、トップを初めとして全職員がそれに従事しているかということが実際にやられているかどうか、それを確認することが必要なわけです。

今、くしくも来年から10年間かけて、10年後の熊取町を見据えて第4次総合計画と、5年後までに基金を取り崩すことなく持続可能な財政運営を確立するための第3次行財政構造改革プランの取り組みが開始されています。これは、まさに組織の方針が定められて、全職員でそれを達成していくということを来年度の4月から実施することになるわけです。それが具体的にちゃんと実行されていくかどうかというところを、これは部課長会議とか部長の報告とかでももちろんチェックすることはできますけれども、その中にやはり外部の目を入れて、第三者の目を入れて、それがちゃんとできているか、そのために問題点はないかを見つけ出していく、その仕組みづくりをしていかないといけないというのが私の考えなんです。

現在、これまでは主要公務、主要テーマ、主要対象部を決めて部局の監査がなされておりますけれども、これから第4次総合計画の実施、それから第3次行財政改革プランの実施があります。それについていかに監査をうまく利用していくかということが、私はポイントになってくるんじゃないかと思っております。

もちろん町長は、第4次総合計画、第3次行財政改革プランを示してそれを展開していく責任があるわけですが、そこに監査をいかに活用していくか、そのようなことについて現在お考えになっているところ、あるいは今やろうとしている総合計画と行財政改革プランについて、どういう点について特にそれが目標達成できるように注意しているか、そういうところについてのご意見があれば聞かせていただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 本当に行政の推進に当たって財政が厳しい中での財政運営を進めていく、そういつ

た中での執行部側と重光議員以下町会議員の皆さん方の役割が改めて今の説明の中で深く胸にとどまったというのが私の感想でして、第3次行財政構造改革プランをお示しさせていただきました。この中身はこちらサイドで策定したものでありますけれども、こういった改革項目を両者で真摯に議論していくことが、監査という意味では、議会の皆さん方のチェック機能という意味では、さらに突っ込んだ中身に対しての議論になっていくと思います。これは、本当に今求められるそういう議論ではないかなと思っております。

ただ、外部監査にという言葉が大阪府議会でもあったんですけれども、監査ということの重要性を考えますと、熊取町の規模で一つは外部監査という意味合いも考えられんこともないんですけれども、これは熊取町の議会、そして執行部の中での本当に真摯な議論が今まで以上に求められるのではないかなと思っております。事業の中でその基準を落とす、新たな事業を展開する、熊取町の財政規模に合った事業なのか、新しくせないかん事業なのか、そういったことを監査という意味では議会の皆さん方と事業提案することから進めていくというのが、大きな意味での皆さん方との職責の分担という意味では監査ということになるのではないかなと思っております。それが、一議員が監査に入ってやるということではなくて、議会の皆さん方が監査委員やという思いを持っていただく中で行政のそういった事務執行なり政策立案なりに対しての議論をいただければ、より充実した熊取町の運営につながっていくのではないかなというふうに思っております。

ちょっと難しい話になったんかなと思うんですけれども、要は議会の皆さん方と行政側のさらなる議論が必要ではないかなと、それが監査という問いに対する答えになっていくものと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、町長から議会と首長のあり方、町政のあり方についての意見がありましたけれども、議会は二元両立制で、もちろん町、自治体が進めようとしているいろんな事業について、本当に住民のためにどういうことをしたらいいかという提言をしていく、それは議会という目的の一つであります。議会と理事者側の対話というのは、もちろんいろんな施策の中で討論をされていきますけれども、それだけでいけるかというところ、議員と首長というのは非常にはかないといいますが、定常的に組織を守っていかないです。議員は数期間、首長にしても数期間でその組織を通り過ぎていってしまう。けども、その組織が継続的に、本来なら首長がある程度かわっても特徴的な施策があるけれども、その自治体自体の財政運営はきちんとやっているとというのが自治体の力なんですよ。

町長が言われたいろんな施策について議論していく、もちろんそれは議会と理事者側が意見を闘わせてやっていくことはもちろん必要ですけれども、それをやっていく組織、業務を展開していく組織、その組織がきちんと目的を達成できるような方向になっているかというところは、本当はそれぞれの部課長がきちんと自分たちの部局の活動を業務展開して、その中で無駄がない状況でやっていけるかどうかというところが内部チェックとして内部監査、外部の監査じゃなくて内部としてその機構が働かないといけないんです。内部としてその機構が働くものを考えていく。

ということで、先ほど町長が言われた議会と理事者の対応というのは、もちろんそれはそれで、そういう討議はもちろんやっていく必要がありますけれども、町の組織の内部でそういうことがきちっとできていくという体制づくりが今の部課長にとっての重要な責務だと思うんです。

あちこちの自治体を見ているわけじゃないんですが、たまたま九州の自治体の視察に行ったときに、そこは人口1万人に対する職員数が熊取町に比べて6割ぐらい少ない。非常に少なく業務効率のいい運営をしている自治体に行ってきたわけなんですけれども、たまたま一つのそのときの、そこは部長がなくて課長が部長のかわり、トップなんです、その課長が言った発言の中に、町長はいろんな部局から上がってきたら何でもやれやれと言う。あれもやれ、オーケーオーケー、これもやれと全部言ってくる。全部言ってくるけれど、全部やったらお金がない。それをどうやってさばいているか、どうやって調整しているか、それがその自治体の中の課長、これは2人の重要な課長が

おられるんですが、重要な課長がまずは集約をして、その中で部局の長である課長が頭を突き合わせて、いろんなところでこれはどうすべきか、今の財政規模の中でどうするかということを経験の中でやっている。そういう自治体をたまたま視察してきたわけですが、それは非常に感銘を受けるお話がありました。

そういうところで、非常に悪いですけども、例えば富山県のある市では、市長と議会がどんどん箱物をつくって財政破綻に導いているようなところがあります。そういうものではなくて、熊取町の組織自体がきちんと運営されていく、地方自治法第2条の目的に合ってやっていける、最少の経費を使って最大の効果を挙げていくというものができるところになっているところが非常に重要なんです。

そういうところをやるために、外部監査をどうこうというので外部監査を取り入れている自治体もあります。どちらかという今、熊取町の監査というのは内部監査に近いものだと私は思っています。そういう内部監査をさらに深めていく、それをうまく使っていくというのがトップであり、部課長でもあると思うんです。そういうところをうまくつくり出していくという監査のあり方について、今、いいタイミングで第4次総合計画が始まりますので、そういうところでその辺の今からのあり方を十分に協議して進めていける検討をされるような心づもりがあるかどうか、その辺についてお聞かせいただけますか。

議長（坂上巳生男君）塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）先ほど重光議員から「監査必携」に書かれてある内容について逐一ご指摘をいただきましたけれども、まさにその内容で事務を進めていかなければならないというふうにご考えてございます。

その前に部長が説明させていただきましたように、現行の監査制度においてはそういう監査の目的や方法論等の共通認識が確立されておらず、また判断基準や職務上の義務の範囲が不明確となっていることから、国の地方制度調査会の答申において指摘されております。これを受けて、地方自治法の改正が昨年6月9日に公布されました。その中において、監査委員が法令の規定により行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準を定めることとされました。

32年4月に法律が施行されることになっておりまして、それに向けて国から指針が示されることとなります。その指針をもって新たな監査基準というのを策定しまして、それを公表することにもなりますし、当然職員全員にこれを周知した上で、職務の執行についてそういうチェック、本当にどういうふうにして進めなきゃならないのかというのを念頭に置きながら職務を進めていくことになろうかと思えます。

今後も議員皆様方の信頼、また住民の信頼に応えるべく業務を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）私からも、人事の担当部長でもございますし、組織そのものの見直し等スリム化も図っていくということで行革の項目にもございますので、それも含めましてご答弁申し上げます。

先ほど来から地方自治法の第2条第14項、第15項という法のくんだり、それを中心にお話ししていただいているわけですけども、まさに第2条第14項、第15項というのは地方公共団体の基本原則、なぜ第2条第14項、第15項にあるのかなというのは私ちょっと疑問に思っていて、一つの条でも成り立つような重要な項目でございます。

特に、先ほど来から重光議員がおっしゃっておられました組織の効率化とか能率化とかというお話の中で、これから4月以降新しい総合計画、そして絶対にやり切らないといけない行革がございます。その中で、第15項にある組織の合理化、適正化というのが非常に大事やと思っております。これが組織の基盤の強化、確立ということにも当然つながっていきますので、組織全体を私、担当

させていただく中で、再度職員に対して再認識ということで、また周知を図っていきたくて思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、総務部長からご答弁がありました。それと、今から国が指針を定めていく、それに従って基準をつくっていく、非常に重要なことだと思いますけれども、基本的には自治法第2条の目的を達成するということが最も重要であって、それについていろんな展開がされていくというところを具体化していくというのは非常に重要なことで、これは非常に差し迫っているという状況にありますので、ぜひ皆さんの個々の部局でもそれを頭に置いて業務を進めていっていただきたいと。

そして、アクションプランが今非常にいろんな効果額も出たものがありますけれども、私自身としてはまだまだこれからさらに改善点等を見込んでいく必要があるものだと思います。その辺に向けて、町長をトップに全組織で目標達成に向かって進んでいただきたいと。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）重光議員からいろいろご提言いただきました。全部聞いていまして特に印象に残りましたのが、今先ほど来出ております地方自治法の第2条第14項のいわゆる最少の経費で最大の効果を挙げるといってございまして、このところにつきましては、先ほど来重光議員もおっしゃっていましたように、このフレーズというのは変わっておりませんし原理原則でございまして。

ただ、今年度この時点で最少経費の最大の効果が挙がっているという施策であっても、来年同じことをやっていて、これがまた最少の経費で最大の効果が挙がっていくかといえば、そうではないと思います。やはりその時々々の社会経済情勢あるいは内部の財政状況に応じてその辺は変えていくべきだというふうに思っておりますので、いわゆる監査制度の中におきましても、また庁内の体制におきましても、その辺は重々しっかりと見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）町長、一言お願いします。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）平成30年度から始まる第4次総合計画、あわせて第3次の行財政構造改革プラン、これらを町職員一体となって、そういう「監査必携」を改めて認識しながら、意識改革をさらに強めながら進めていきたいと思っております。それには議員の皆様方のご協力も必要ですし、住民の皆さん方のご協力、ご支援も必要です。あわせて、いろんな情報を皆さん方に提案しながら、熊取町のまちづくりがどういうものであるか、どういうものでなければならないかということの議論も深めながら、職員一体となって進めていきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、町長のお話の中にもありましたけれども、非常に重要なターニングポイントに来ていて、来年度から総合計画、第3次行財政改革プランが始まるというところにおいて、今言われた組織の強靱化、経済性を十分に確保した中で住民サービスの最大の提供ができる組織にしていくという、それから持続可能な組織にしていくということが非常に重要な目標、方針でありますので、その辺を全職員挙げてやっていただくと同時に、議会としても日々勉強して、それに向かっていけるための議論ができるようにしてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも町長をトップとして全職員の方々がそういうことに邁進していただけますようお願いしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

2番目の質問ですが、熊取ブランドについて、現在、熊取ブランドの創出として熊取コロッケの製造販売が実施されています。熊取コロッケといえば坂上昌史議員のおはこなんですけれども、その前座として一部質問をさせていただきたいと思っております。

熊取コロッケの製造販売が今実施されておりますけれども、その事業に関して、平成28年度と29年度に行った事業の概要と、それから2番目の質問ですが、それで発生した費用等を表にまとめて説明していただきたいということで、表をつくっていただいているんです。非常にわかりやすい表ですけれども、この表につきまして答弁をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）ちょっと答弁が長くなります。早口で、時間の関係で読ませていただきます。

それでは、2、熊取ブランドについてのご質問のうち、1点目、平成28年度及び29年度に行った事業の概要についてご答弁いたします。

平成28年度は、熊取ブランドとしての熊取コロッケの知名度を高めることを中心として取り組むべく、補助率が100%であります国の地方創生加速化交付金を活用し、熊取コロッケの製造やグッズの作製等を行いました。具体的には、総個数3万2,900個の熊取コロッケを製造委託し、イベントにおける無償提供とし、泉佐野青年会議所主催のK I Tフェスティバル、大東市で開催された大阪府青年会議所主催のイベント、さらには関西国際空港で開催された関西産業観光博覧会、第5回熊取ふれあい農業祭、泉州国際市民マラソンなどでご試食いただいたところがございます。また、町内外の飲食店の事業者を初め、町内3大学の学食、ホテル日航関西空港では朝食、ランチでの提供、計15事業者に無償提供を行い、販売や配布を行っていただいたところがございます。さらに、28年11月には町内小・中学校8校で学校給食のメニューに導入したほか、平成29年3月からはふるさと納税の返礼品としてもご提供いたしました。

平成29年度からは、町主導から民間主導に変えるべく、熊取町商工会が主体となって、役割を担って事業の展開を行っております。具体的には、熊取町商工会が熊取コロッケを扱っていただける事業者を募集、注文を受け付け、必要な個数を発注するという形態をとっております。

熊取コロッケを取り扱っていただける事業者は、ホテル日航関西空港を初めとした平成28年度から継続して取り扱っていただいている事業者のほか、阪和自動車道上下線の岸和田サービスエリアなど平成29年度から新たに取り扱いいただけることとなった事業者と、煉瓦館にご 있습니다 ショップひまわりなど計16事業者となったところであり、熊取町商工会が発注した熊取コロッケは合計で4万7,860個と伺っております。

また、昨年度に引き続き、去る11月13日に町内小・中学校の給食メニューとして登場したほか、2月18日に開催されたK I X泉州国際マラソンの物産展においても熊取町商工会が3個入り約500食を販売したところがございます。なお、松源熊取五門店では平成28年度、29年度ともに独自の製造販売を行っていただいております。

平成29年度における町の事業は産業活性化基金事業補助金による事業者への支援であり、熊取町商工会に対しましてはブランド施策等推進活動事業補助金、販売の取扱事業者に対しましては熊取コロッケ販売促進支援事業補助金を交付することにより、熊取ブランド熊取コロッケの民間による自走化、販売の促進を支援しているところがございます。

次に、2点目、両年度で発生した費用についてご答弁いたします。

①里芋の購入量と費用でございますが、平成28年度の製造業者及び平成29年度の製造業者に聞き取りをいたしましたが、ともに約500キロの熊取産里芋を使用とのことでした。なお、費用につきましては、製造業者が市場価格で仕入れを行い、製造価格に含まれる形となるため、把握しておりません。

次に、②コロッケ製造委託の量と費用でございますが、平成28年度は4回の発注を行っており、その合計で製造個数3万2,900個、製造委託料は125万5,100円でございます。平成29年度は熊取町商工会が発注元となっており、町の費用は発生しておりませんが、製造個数は4万7,860個、製造委託料は110万780円と伺っております。

③コロッケ販売の店舗数、販売個数と補助金を含む費用でございます。1点目のご答弁と重複いたしますが、店舗数につきましては、松源熊取五門店を除きまして平成28年度は15、平成29年度は

16、販売個数につきましては、平成28年度はイベントにおける試食等を含めて3万2,900個、平成29年度は4万7,860個となっております。補助金を含む費用につきましては、平成28年度は製造委託料である125万5,100円、平成29年度は産業活性化基金事業補助金であります熊取コロッケ販売促進支援事業補助金の実績見込みが76万8,300円となっております。

④各年度の職員の従事時間数でございますが、平成28年度は3つのイベントに参加、延べ9人、延べ72時間となっております。平成29年度は4つのイベントに参加、延べ8人、延べ64時間の参加となっております。なお、28年度の町の事務につきましては、通常の業務の範囲内で行っていることもあり、詳細に把握しておりません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）詳細なデータをもとに説明ありがとうございました。

その中でちょっと確認したいのは、29年度熊取町商工会の委託が、商工会が委託したと読めるんですが、110万円です。これについては、町から商工会への補助というのは全額なんですか。それともどういう状況になるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）110万780円は事業者から注文を受けていまして、事業者からお金をいただいて、その分で商工会が製造業者に発注しているお金となります。ですので、町の直接的な経費というのはこの中には含まれてございません。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）じゃ、製造については町からの費用は29年度はかかっていないということですね。販売については販売補助金ということで76万8,000円を使っているということですね。

という今の28、29年度の状況を見て、この事業の評価というのは今の時点でどのようにされておりますでしょうか。どう考えられておられますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、3点目の質問にご答弁させていただきます。

次に、3点目、上記データに基づく事業の評価についてご答弁いたします。

平成28年度における熊取コロッケの事業展開は、地方創生加速化交付金を活用した町主導のものであり、製造業者の選定、契約、取り扱い業者の募集や配送手続等の事務を町において実施いたしました。平成29年度は産業活性化基金を活用し、熊取町商工会主導による事業展開が図られたところです。また、取り扱い事業者数は28年度の15者から16者となっております。

地方創生加速化交付金の実施計画の目標値として、平成31年度末販売目標を4万個としていたところ、平成28年度に3万2,900個、平成29年度は約4万8,000個と目標を前倒して達成できたところは一定評価できるものと考えているところでございます。平成31年度までは産業活性化基金の補助金を交付することとしており、平成32年度以降も引き続き、熊取コロッケの販売が継続されるよう、熊取ブランドの確立に向けPR等を中心に支援を行っていく必要があると考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味では、30年度も産業活性化基金を使って実施していくということですね。産業活性化基金を使わないで自立した事業ができるというのが最終の目標だと思うんですけども、それについてはどうお考えですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）まさにご指摘のとおり、もともと地方創生事業というのは、最終的には自治体並びに民間企業が連携して新たな事業をつくり出すと。その上、最終的には自立いただくということが大きな目標でもございますので、最終的には、補助金を3年限定としておりますので、その後においては各事業者がそれぞれ販売目標を持って継続いただくということを目標としてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ということは、今の時点では熊取町商工会に事業を継続するのを任せていると捉えていいんですね。

販売するための補助金というのは多分なくなっていくと思いますけれども、補助金がなくても販売できるかどうかという、業者が重要になってくると思うんです。その辺は、熊取町商工会で取りまとめて事業をどう進めるかどうかを決めるということになるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）まさに32年度以降が大きな課題でないかなというふうに思っています。基本的にこのブランド推進を行っていくには、商工会だけにお任せするわけにもいきませんので、町も連携してきっちりとPRをしていかなあかんと思うんですけれども、最終的に目標というのは、販売の補助金がなくなった時点でいかに継続できるかということと、あと、その後については、例えば今、仲介として商工会にやっていただいています、それにかわる事業者が新たに来れば、その事業者が継続していただくということになるのではないかなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）この事業もスタートして、熊取コロッケを熊取ブランドとしてどれだけ確立できるかということにあるんですが、実際、事業主体が誰になるかというのは非常に重要なところで、補助金がなくなった場合でもそれが継続できるかどうかという状況を早く把握して、それでも誰が事業主体でやっていけるかというのを早く、それを町自身も商工会と一緒に考えてやっていかないといけないと思うんです。それを含めて、今後の熊取ブランドの事業展開について答弁があればお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、次に4点目、熊取ブランドの事業展開についてご答弁いたします。

本町のブランド創造に向け、事業者における取り組みを広く支援するため、産業活性化基金を活用し、研究開発、商品化促進、販売力強化の3つのステップでそれぞれ50万円を限度額として補助金を交付する熊取ブランド創造支援事業を産業活性化基金事業補助金のメニューとして設けたところでございます。さらに、町内にはいまだオリジナリティーのあるすぐれた製品があると考えております。そのような産品を熊取ものといったブランドとして認定する制度なども検討しているところでございます。

引き続き、熊取町商工会などと連携し、熊取コロッケへの支援を初め、チャレンジ意欲の高い事業者を支援していくことによる熊取ブランドの発掘に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。この後、坂上昌史議員から熊取ブランドについての質問がありますので、そこでより突っ込んだ質疑がされればと思います。よろしく願いいたします。

次に、3番目の質問に入らせてもらいます。

高齢者の健康維持についてというのは、いつも時間がぎりぎりになってまことに申しわけないんですが、熊取町内の高齢者の人口が増加してきています。地域包括支援センター等を中心とした高齢者の健康の維持増進活動が展開されています。これらに関して、下記の項目について答弁を求めます。

過去5年間で要介護・要支援認定率は低下しているか、質問の対象のくくりが明確ではないんですが、ご答弁お願いできますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の高齢者の健康維持につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の過去5年間で要介護・要支援認定率は低下しているかでございますが、各年度末における要介護、要支援認定率につきましては、平成24年度が17.1%、25年度が17.5%、26年度が

17.3%、27年度が17.4%、28年度が17.0%となっており、おおむね17%前後で推移している状況でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これ、要介護認定率の分母は何になっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）高齢者人口になります。

（「65歳以上ですね」の声あり）

健康福祉部理事（山本浩義君）はい。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。そういう意味では、65歳以上の人口はふえてきているけれども認定率はほぼ横ばいということは、それだけ元気なお年寄りが多くなっているという理解でよろしいですか。はい。

それで、現在元気にスポーツや文化活動あるいはボランティア活動をされている高齢者が多数おられますけれども、そういう方たちは非常に本当に元気で、80歳を過ぎてとは申しわけないですけれども、90歳を過ぎられても非常に元気にやられています。そういう方について、日常活動と健康との関係について評価したデータというのはありますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の高齢者の日常活動と健康との関係について評価したデータにつきましてご答弁申し上げます。

町では、いきいきくまとり高齢者計画2018の策定に際し、65歳以上で介護保険の認定を受けていない方及び介護保険の要支援認定を受けている方を対象に、高齢者実態調査を昨年2月に実施いたしました。この調査の結果をもとに、介護保険の認定を受けていない方で申し上げますと、現在の健康状態について「とてもよい」と回答された方が17.5%、「まあよい」が68.5%、合わせますと86%の方が「健康状態がよい」と回答されており、国平均の73.2%と比較いたしますと、12.8ポイントも高い状況でございました。そして、「健康状態がよい」と回答された方のうち、スポーツをされている方は30%、趣味など文化活動をされている方も30%、ボランティア活動をされている方は16%となっております。

一方、「健康状態がよくない」と回答された方のうち、スポーツをされている方は13%、趣味など文化活動をされている方は14%、ボランティア活動をされている方は13%となっており、健康状態がよい方とよくない方とを比較いたしますと、やはり健康状態がよい方は、スポーツや文化活動をされている方がよい結果となっております。この傾向は国からも示されており、スポーツ、ボランティア、趣味関係のグループなどへの社会参加の割合が高いほど転倒、認知症、鬱のリスクが低い傾向が見られ、社会参加と介護予防効果の関係に有意性が見られるとなっております。

本町におきましては、地域活動が比較的活発であり、健康づくり活動をされている住民グループも多く、特に高齢者は健康意識が高く、日ごろからご自身の健康に留意して生活されている様子が見え、タピオステーションでも地元長生会の方々の参加もあって、非常によい形で住民一人一人の健康づくりが行われていると言えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今のアンケート利用のデータとはいえ、非常にいいデータが出ていると思いますので、今後、今タピオステーションの展開とかしていますけれども、さらにこういう福祉とかボランティア活動をされている方のデータ等も含めて、それが効果があるということと、健康熊取の高齢者の状態がどうかということを適宜まとめて皆さんに、住民の方にもその辺をわかっただくということになれば、さらに健康増進もできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その次に、アクションプランの中に敬老表彰等の見直しというのが入っておりますけれども、箕

面市では、高齢者の健康の維持と活動の功績をたたえるため、地域の活力を高める活動を長年におわたって行っている高齢者を地区敬老会などで表彰する箕面市元気はつらつ頑張る高齢者表彰を実施しております。そのような別の制度、新たに元気で頑張っている高齢者の方をたたえる表彰等のことは考えておられますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目の地域の活力を高める活動を長年行っている高齢者に対する表彰の実施につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の箕面市元気はつらつ頑張る高齢者表彰につきましては、対象となる要件が2点あり、一つが70歳以上の市民で地域の活力を高める活動に無償で継続して取り組んでおられる方、もう一つが90歳以上で介護保険の要支援、要介護認定を受けておられない方としており、地区で実施する敬老会などで表彰する制度と聞いておりますが、本町では、これに該当する制度は現在のところございません。

しかしながら、本町における高齢者も、地域における社会貢献あるいはボランティア活動などに積極的に参加されている方がたくさんおられると聞いております。

本町といたしましては、行財政改革における敬老表彰等の見直しを行う一方で、地域の活力を高める活動に長年取り組んでおられる高齢者の方々を表彰することにより、地域の活性化、またご自身の健康維持、ひいては生きがいくくりにもつながっていくものと考えております。

今後、箕面市の例なども参考にしながら、対象となる高齢者をどのように選定し、どのような形で表彰するかなど、制度に構築に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ぜひ、そういう高齢者の方々に感謝の意味を込めてそういう表彰をしていただくと、表彰状だけではなくて、町長とケーキ等を食べながら談話をするとか、そういう熊取町の役職の方とか町長とか教育長とかと話ができる、その場でせっかく表彰したんだったらそういう話ができる場をぜひとも設けていただいて、より多くの方々がああいう席に行ってみたいなというような方もおられるような形の表彰制度とかいうものを検討していただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）このタイミングで非常にいいご提案をいただいたと思っております。町長も、ぜひ迅速に対応してくださいという指示をいただいております。しっかり取り組んでいきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ぜひよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、重光議員の質問を終わります。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問を続けさせていただきます。

2点ございます。

大きな1点目、3月議会の前の2月20日の議員全員協議会の中で、熊取町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の概要等の説明を聞かせていただきました。

質問に入りますが、昨年、平成29年6月議会で精神障がい理解啓発講座開催についての請願、これが全会一致で可決をされました。今申し上げます議員全員協議会で説明のあった新しい福祉計画策定に当たっての考え方を逐次聞かせていただきたいというふうに思います。

1点目としまして、両福祉計画策定の経過と概要についてご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、熊取町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画についてご答弁申し上げます。

それでは、1点目の両福祉計画策定の経過と概要についてでございます。

まず、両計画の概要でございます。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を提供するための体制を計画的に確保することを目的として策定するものでございまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに児童福祉法に策定が義務づけられている計画でございます。

また、両計画に定める成果目標等につきましては、国全体で達成すべき成果目標等を設定している国の基本指針に即して、都道府県、市町村がそれぞれ目標を定めるものとなっているため、本町におきましては、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方をもとに本町の実情を踏まえた計画を策定してございます。

次に、策定の経過でございます。計画の策定に当たりましては、まず平成29年5月に障がい者及び障がい児を対象としたアンケート調査を実施するとともに、アンケート調査から把握しましたニーズや国の基本指針、大阪府の基本的な考え方に基づき、計画の素案を作成いたしました。また、両計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法において障害者基本法第36条第4項の合議制の機関に意見を聞かなければならないこととされてございます。また、あらかじめ都道府県の意見を聞かなければならないともされていることから、この計画素案につきまして、本町障害者施策推進委員会においてご審議いただくとともに、大阪府との事前協議を経て計画案を取りまとめ、2月20日に開催いたしました議員全員協議会におきましてご報告をさせていただいたところでございます。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 経過について答弁をいただきました。後ほど、請願とのかかわりについては2点目以降でお聞きしたいというふうに思うんですが、今、部長からご答弁のありました経過の中で、法律に基づいて、これは日常生活、障がい者についての基本法というのがあって、それぞれ意見を聞く、そして国の指針、府の考え方、これに基づいて基本となる文面というんですか、そういう形が示されたわけなんです。その後でパブリックコメント、そして1月には障害者施策推進委員会での審議、こういう内容でいいんですね、順番としては。

それではお聞きをさせていただきますが、今回パブリックコメントを募集したときに、どのような意見が何件ぐらい出たんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） パブリックコメントとしましては、お一人の方からご意見をいただいております。その内容につきましては、理解促進研修・啓発事業についてということでございまして、理解促進研修・啓発事業の具体化と進行管理について、効果的で実行可能な方策を盛り込むべきというのが1点目でございます。2つ目につきましては、理解促進研修・啓発事業の実効性のある政策はどこで立案し、どこで行い、どこで進行状況进行评估するのか、3点目としまして、支え合いが広まる地域にするために、障がいへの理解を推進する上で障がい福祉計画と地域福祉計画にどう具体化し連携を設定するのか、また、理解促進研修・啓発事業を推進する上で障がい福祉計画と地域福祉計画にどのような連携を設定したらいいのかと。

内容につきましては、意見書という形で思いの内容をすごく長い文でいただいておりますが、主なご意見の趣旨といいますのは今説明させていただいた内容でございます。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 1件の方からの、この活動を精力的にやっておられる方だというふうに思います。その方イコール、6月に全会一致で請願が可決をされたということを申し上げましたが、南泉州こころのバリアフリーを考える会、こういう形で精力的に活動されている方のパブリックコメントとして意見を述べられ、町に出したということなんです。

行政側とすれば事務局というような対応で、それを先ほどご説明のあった1月、障害者施策推進委員会での審議の場で、こういう考え方についてご報告をされたわけなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 施策推進委員会では、ご意見いただきましたパブリックコメントの内容につきまして、全文につきましてまず読み上げさせていただきます、この方の熱い思いというものやはりそこには盛り込まれてございますので、そういった内容につきまして委員皆様方にわかっていたらということでもまず読み上げさせていただいて、全ての内容を確認いただいた上でご意見という形でいただいたというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 意見書的な形で4項目ぐらいですか、大きく。それを委員の方にお示しされて、その後の議論はどうなったんですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 議論につきましては、大きな内容でご説明をさせていただきますと、やはり障がいということではいきますと身体障がい、知的障がいの方、また精神障がいの方、障がい者の方もたくさんいらっしゃいます。その中で精神障がいの方というのは外からは見えにくい障がいではないかという、そういうご意見がございまして、そういった意味では、やはりそういったところでの啓発ということは大事なことであるというような貴重なご意見もいただいております。

また、パブリックコメントでいただきましたご意見というところで行くと、精神障がい者の方の啓発という面では非常に有意義な内容ではあるんですけども、ただ、全体的な障がいというところでの取り組みも重要であるというところで、ご意見については慎重に検討していく面もあるんじゃないかと、そういったようなご意見もいただいたというふうに感じてございます。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 担当部局というのは、これは何でもそうなんですけれども、審議会等の運営においても事務局的な対応をしますよね。担当部局は福祉部ということで、部長がこの担当に当たっているわけなんですけど、6月の請願については精神障がいというような形で出されて、全会一致で可決をされている。パブリックコメント1件の意見がこれの啓発についての、やはり請願が通った中で、かなり期待感を持ってそれに取り組んでいただけないかというような形で、あるいは、これは事務局としてそういうふうな6月の議会の一致した意見ということも大切な意見だという施策の提言だと、私はそう思っているんですけど、そういう形が出たけれども、当初、先ほど言いましたように、府の方針であるとか国の法律の中身であるとか、事務局がまず用意したたたき台の文面、そういったことについて、事務局サイドとしては加筆するとか挿入したり書きかえて、パブリックコメントあるいは請願の趣旨を重要視してこの委員会の中に諮るというような形はなかったんですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） まず1点、ご説明させていただきましたように、今回の障がい福祉計画、障がい児福祉計画という内容につきましては、先ほど国・府、そういったところの考え方、方針等を盛り込むというところでは、ここで障がいをお持ちの方に必要なサービス等を提供する、そういった上で必要な見込み量であったりとか、そういうところが今回の計画の大きな内容になっているというのが一つでございます。そういったところで、理解、啓発という観点につきましても、そういうことを実施するのかしないのか、ありかなしかという、そういうような表現のところでの計画での表記というのが一つでございます。

それと、先ほど議員おっしゃられました施策推進委員会の会議の中身でございますが、私どもで事務局の意見を述べさせていただいたというよりも、一つはご意見いただいたパブリックコメント全文も読み上げさせていただきながら、いただいた方の思いというものをもまず委員皆様方に感じていただいた上での自由なご意見といたしますか、そういった場でご意見もいただきたいなというのは、

事務局サイドではやはりそういう面もございました。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）そしたら、推進委員会の中でのパブリックコメント、意見書という形をこれですよとお示しされて、委員の中からはいろんな意見が出たかと思うんですが、特徴的な点についてご紹介いただけますか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほども少し述べさせていただいたんですが、精神障がいという特性から申し上げますと、その専門的な観点をお持ちの委員からも、やはり表からはわかりづらい障がいであると。ですから、そういったところでそういう障がいをお持ちの方についての精神障がいということについての啓発、そういう取り組みというのは大事であると、そういうことは進めていくべきだというようなご意見もございました。

それに当たってはいろんな方策があるだろうというお話もいただいておりますし、また、先ほど少しお話しさせていただきましたように、パブリックコメントでご意見いただいているという内容についても、大きな観点で考えていくということも必要ではないかなというようなご意見もいただいたというような、中心的なことをお話ししますとそういったことでございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）やはり、パブリックコメントを行政が制度としてやって1件だったわけなんです。状況的には精神障がいという形の啓発であるとか、そういうことを行政が一丸となってやっていきましょう、議会もそれを後押しして請願を通したわけなんです。その中で、今回出てくるこういう計画の中で、私は推進委員会の中身を委員の方からもちょっと聞いたんですけども、パブリックコメントの文面を印刷してお渡しして見てもらって、それぞれちょっと黙読をして、そして今、部長からあったような意見ですね。

例えば、請願が通った後にもかかわらず、29年の啓発事業というのは農業祭において障がい福祉事業所の展示とスピーチに終わってしまったと。請願の趣旨でもあるんですが、知らないことで不安が膨らんでいる精神障がいに関してもっと理解を促進し啓発したと言われることであればいいんだけども、そういう取り組みとして非常に残念であったと。専門委員の方は、やはり精神障がいは理解しにくい障がいであって、啓発に力を入れるべきやと、今言ったように、農業祭でのスピーチで啓発をしましたという形では寂しいという意見が出ていますよね。

それともう一つは、時間の関係もあるんではしよりますけれども、やはり聞くところによると、印刷してパブリックコメントがこういう形で出ましたというパブリックコメントについて、その会議終了後回収しているんですか。これの事実確認はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）たしか、その文面については回収させていただいたかなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）なぜ回収したんですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）そのところでは、当然ながらその内容については個人の方からいただいている内容でございます、そのところを一旦は会議の中でご審議いただく資料ということでお配りさせていただいてございましたので、資料として回収させていただいたというような状況でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）障害者施策推進委員会のメンバーというのは、やはりその道の意見を聞く識者の方、そして活動されている方、関心が一般住民よりもちゃんとある方、そういう方で、結果的にはパブリックコメントについてご意見として伺いますみたいな形でスルーしたとしても、そういう方にと

って、せっかく配ってその場でこういう形で住民の方がご意見を述べられたことをそういう推進委員会の方に資料として持って帰ってもらって、何も記憶になくならだめなんですよ。

これから先そういう推進委員会があったときに、もっともって機会ももっと皆さん方にご理解いただくように、こういう形で質問もさせていただき、皆さん方も受けとめ方をもう少し角度を変えて行政としてやっていかないかなという思いのときに、推進委員会の中の委員の方についても、持ち帰ってこういうペーパーで資料としてあったんだと、結果的には1月の推進委員会では聞きおく、ご意見として賜りますという形で終わったとしても、やはり貴重な意見をそういう委員の方に持って帰ってもらって、さらにそれをじっと感じてもらう。そして、行政というのはずっと動いていくものですから、そういう状況の中でまた次のタイミングのときに指摘されて、こういうことをあのとき言うてはったんやなど、それをもっと次の段階に実現していくためには、啓発を進めていくためにはこれやっていかないかなというための資料としてなぜ活用されへんのかなというふうに、これは思います。これは意見です。

ですから、そういう何も隠していく話じゃなくて、ご意見としてそういう形であるということは事実なんですから、次のときにでも、もう一度1月に見てもらったパブリックコメントやけれどこれはこうですということで、ぜひ委員の皆さん方に行き渡るように配慮をお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 議員の今おっしゃっていただいたところにつきましては十分理解した上で、今後、委員にはその内容につきましてまたお知らせはさせていただきたいと考えてございます。

いただいたパブリックコメントの中には若干個人情報の関係も含まれているということもございましたので、一旦その時点では回収させていただいたわけですが、議員今おっしゃっていただいたそういうところをわからないようにして出せるような状況であれば、また今後、委員にもそういう会議の機会のときに情報としてお知らせさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） ぜひよろしくをお願いします。

2 点目にいきます。

両福祉計画の立案に当たって、昨年6月議会で議会として全会一致で可決した請願、これとのかかわりについてご答弁いただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 次に、2点目の両計画の立案に当たり請願とのかかわりについてはでございます。

請願におきましては、精神障がい理解啓発講座を毎年行政主導によって開催されること、また、民間団体の取り組みに対し行政による積極的な支援が行われることが求められております。一方、両計画につきましては、平成32年度を目標年度とする成果目標と障がい福祉サービス等の見込み量を記載することとされており、見込み量の一つである理解促進研修・啓発事業につきましては、身体障がい、知的障がい、精神障がいに関する研修、啓発の実施の有無を記載することとなっているものでございます。なお、本町といたしましては引き続き理解促進研修・啓発事業を実施していく予定であることから、計画案においては、ありとして見込み量を記載しているものでございます。

本町の理解促進研修・啓発事業の取り組みとしましては、本年、先ほど議員のお話にもありましたが、障がい者週間期間におきまして啓発事業を実施しており、今年度は障害者差別解消法の啓発、町内障がい福祉事業所の製品販売、手話のポイントラリー、障がいを持つ女の子を中心としたダンスグループによるパフォーマンス、また、オール大阪で取り組んでおりますヘルプマークの啓発などを実施したところでございます。そのほか、今年度から新たに町立保育所等の年長児を対象に手話講座などを実施しており、町広報紙においても障がいへの理解を深めるための記事を掲載し、住民向けの啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君） 請願とのかかわりということでありますので、もう一度、今、請願の趣旨の部分については部長の答弁の中でありました。地域、職場で精神病、精神障がいに関する理解や偏見をなくせる住民啓発講座を今年度以降毎年行政主導によって開催されること、また、民間団体による同趣旨の取り組みに対し、行政による積極的な支援が行われることを求めて請願する、これが全議員一致して可決したわけです。

その背景、これも6月の繰り返しになりますけれども、熊取町というのは精神科ベッド数が世界的に多い都市が連なる南泉州に位置している。このため住民は、一方で他地域の住民と同じく精神病、精神障がいはどう接したらよいか無理解のまま、他方では長きにわたって現実に多くの精神障がい者の存在を身近に実感してきたため、他地域に比べて偏見と忌避意識が根強く定着している。そのため、多くの精神障がいの市民が無理解の地域に受け入れられず、差別苦、病苦、貧苦にあえがれていると。このまま無理解を放置して、精神障がいの市民や家族、関係者を追い詰めて忌まわしい家庭内殺人などを引き起こすことになれば、さらに偏見強化の悪循環になってくるという形で、請願の理由を4つ述べられているわけなんです。要は、偏見をなくすためにはあらゆる情報、そして理解をするためには接点を持たないかと、こういうことであつたというふうに思います。

私自身も、6月にこういう請願と出会うまでは、この問題に関しての自分自身の中の立ち位置であるとか問題意識というのは本当に薄かったなということで、自己反省も含めて6月の議会の中の請願については真摯に向かい合わせていただいて、その後、熊取町の数字も出ていますけれども、そういう一部の方とのおつき合い等もこれを契機にやらせていただいているんです。

本当にここに、そのときは今文面で読んだけれども、地域の無理解やということが本当に孤独感であるとかそういうことを、そういう障がいを持っておられる方にとってはそれが非常に苦しい悩みとしてあるわけなんです。ですから、地域がいかに理解をしていくか、受け入れていくか、寄り添っていくか、一緒に方策をつくっていく、そういう社会、受け入れる社会、そういう方々の生きがいを見出させるような社会、人間関係、こういうことをつくっていくというのが、たまたま理解啓発講座開催を行政主導でやってくださいねという一つの形としての提案であるけれども、精神的な提案はそういうことやというふうに私は思っているんです。

そういうことからすれば、1点目のときにもありましたように、この請願が可決されて以降の取り組みで啓発活動というのは、講座というのはこの会の方たちもまた来月3月に3回やられます。町のかかわりとしては、広報にもそういう日程を書いていただいたりそういうことはあるんですけども、それだけではなくて、先ほどありました障害者施策推進委員会の中でそういう分野で委員として出ておられる方の意見でも紹介しましたように、ただ単なるそういう農業祭における事業所の、先ほど答弁もありましたけれども、展示であるとかスピーチであるとか、そういうことだけでは寂しいよねということをお互いこれは理解しなければいけないのではないかなというふうに思うんです。

例えば一つの例とすれば、この活動をされている方は、頭に南泉州という言葉がついていますから、熊取町の福祉の皆さん、熊取町の議員、議会とだけおつき合いされているわけじゃないんですよ。泉佐野市であるとか貝塚市であるとか、そういう南泉州のこの地域、先ほど言いましたようにその地域が世界にも類を見ないようなそういう関係の病院がたくさんあるところやと。だから逆にそういう潜在的に差別意識がある、特別なものとして見てしまう、そういうふうな形があるから皆さん方が非常にご苦労されているというふうに思うんです。

例えば泉佐野市は、昨年6月に熊取町で請願をされた同じような内容で9月議会で可決されています。そしたら泉佐野市はどういう変化が起こったかということは、例えば当局サイドではつかんでおられますか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）多分、議員がおっしゃられていますのは、泉佐野市が本町と同様に障がい福祉計画、今年度本町はつくってございますが、泉佐野市が障がい福祉計画と障がい者計画の見直し、ちょうど中間で見直しということで泉佐野市はあったようですけれども、今回本町がつくっております障がい福祉計画につきましては、先ほどお話しさせていただいたように理解・啓発促進、それはありかなしかという表現でございます。

障がい者計画についてはちょうど見直しの年だったというところで、理解啓発のその部分について、精神障がいの方へのそういう取り組みということでの記載というんですか、そういうことをなされたというようなことは聞いてございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）向こうも今3月議会をやっていますから、3月1日の中でちゃんとした形で、議会の総意を受けて請願が通ったと、そういうことで、精神保健福祉講座等というような具体的に市としてやるべき講座名も含めて、あるいは当事者と交流する機会を設ける、民間団体による同趣旨の取り組みに対し支援を行うと、こういうふうな形で、なぜこうやって入れるんですかという話は、やはり議会としての意思だと。これは市民の代表である議会の中で請願が通ったんやから、その趣旨を一番直近にこうやって変えられる普及啓発という、それも精神障がいに対する理解の普及啓発という項目の中で、具体的にこういうことを泉佐野市ではやろうというようなことをやられていると。

まさに、先ほど言いましたけれども、熊取町は今回、両福祉計画を策定するに当たっての協議会の中でこれは文面的には入っていない。そやけど、こうやって質問させていただいて部長の答弁をお聞きする中では、精神的にはわかっていますよと。だから今後、今の話であるように、熊取町でこういうことがあるときには必ず入れましょうという前向きなお考えやというふうに推測はするんですけれども、やはり行政というのは日々日程で動いていて、事あるごとにそういうことを活用してくださいということなんですよ。

9月議会の決算特別委員会の中でも私、委員として意見を言わせていただきました。6月のこういう請願が通った後で、例えばこれは町としてやっている中の映画会というような形であったから、直接、これは人権の関係の話であったんですけれども、そういう場をせっかく夜、各自治会、憩の家を借りて映画会をやっている住民の方が集まっている状況の中で、そういう映画が終わったらすぐ店じまいするのと違って、せっかくこういう場で集まっているんやからそういうふうな全体の話もやったらどうですかというようなことも含めて、実際その現場でおった私としては、せっかくこうやって機会があるのにもったいないなと思ったから、あるいは職員の方もそういう意識でやっておられたら、もっとフリーに、福祉関係であろうが人権であろうが、みんな大きくしていれば関連するんですけれども、そういうふうな中でやったらどうですかと9月の中でも意見を言わせていただいて、その趣旨についてはわかりましたと、意見を聞きながら進めていきますというご答弁いただいたかと思うんです。ぜひともそういうふうなことをやっていただきたいと思うんです。

住民団体の方がこの3月にも講座をやられます。これは、スケジュール的に日程という形でやるのにどう行政として携わっていくかとか援助していくかとか、PRをしていっぱい人を呼ぼうという形をやっていただくか、そういうことは汗をかいていただく必要はあると思うと同時に、やはり事あるごとにそういうことを意識してやっていただけたらなというふうに思っています。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員のお話しいただきました内容につきましても、もともと請願が議会の皆様でご可決されたという状況を本町でも重く受けとめてございます。

先ほど議員がおっしゃられましたように、昨年の委員会の中でも人権のそういう映画会の中でそういうお話があったというところで、その後も、請願をいただいている方とも本町の障がい担当、また人権担当、生涯学習担当、生活環境、そういったところの関係担当職員も集まりましてご意見もお聞きしたり、社会福祉協議会にも話を一緒にして、どのようにしていくのがいいのかという話

はお話も聞かせていただいております。

また、本町の障がい担当部局にもよく足を運んでいただきますので、課長も窓口でお話も幾度となく聞かせていただき、いろんな関係部局とも調整を行っているところでございます。

今回の講座というところにつきましても、当然ながら後援もさせていただき、いろんな委員も本町の中にはいらっしゃると思いますので、委員にも案内をさせていただきながら、できるだけたくさんの方が受講していただけるというところに向けてさせていただいているところでございます。

それと、先ほど議員おっしゃられました障がい福祉計画と障がい者計画というところでは、本町は29年度は障がい福祉計画というところで、先ほど何度もお話しさせていただいている見込み量というところで策定したものでございますので、そこは泉佐野市とも一緒でございます。泉佐野市が見直したのは、昨年うちがつくりました障がい者計画、そちらが見直しのちょうどタイミングであったというところでそこが盛り込まれたというところでございますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）そしたら、まず先に3点目のご答弁をいただけますか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、次に3点目の啓発に限定した取り組みの必要性についてでございます。

本町としましては、精神障がいを初め身体障がい、知的障がいの理解啓発についての必要性につきましては十分認識しているところでございます。そのため、障がい福祉担当課におきましては、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの障がい分野についてそれぞれの障がいの特性に応じた啓発を実施するとともに、庁内関係部局におきましてもさまざまな啓発の取り組みを行っております。

参考までに、近年の精神障がいに関する取り組みをご紹介しますと、平成28年度には生涯学習推進課主催の「人とゆたかにつながる講座」におきまして、「障害者差別解消法の施行に伴って」というテーマで講座を実施するとともに、人権推進課が参画しています泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会におきましても、「障がいを理由とする差別のない共に生きる社会をめざして」をテーマに、第1部で「精神障がいのある人への合理的配慮とは」、第2部ではお笑いコンビ松本ハウスさんをお招きし、「統合失調症がやってきた」という内容で研修会を実施しております。また、同じく平成28年度に民間団体により実施されました「精神保健人権市民講座」におきまして、町から助成を行っております。また、平成29年10月号広報におきましては、「精神障がいについての理解を深めるために」として理解啓発記事の掲載を行ったところでございます。

なお、平成30年度には、請願の採択を受けまして、生涯学習推進課が実施しております人とゆたかにつながる講座におきまして、精神障がいをテーマに講座を実施する予定としてございます。

本町としましても、請願が採択されたことにつきましては重く受けとめさせていただいておりますが、限られた財源、また人員において精神障がいを初めとするさまざまな啓発を実施していく必要があり、あわせて、町として各種啓発事業についてバランスよく実施する必要もあることから、今後も庁内関係部局が連携を図りながら、精神障がい、身体障がい、知的障がいへの理解啓発並びに他の人権に係る啓発について取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

1月の推進委員会の中で、精神障がいは理解しにくい障がいであり、啓発に力を入れられるべきだと専門的に出てる委員の方からもご指摘があったということは、先ほども申し上げました。

啓発講座についてはなかなか成果につながってはいかないとは思いますが、やはりこういうことをどんどんPRしながら、そして参加者の裾野を広げていく、こういうことについては行

政の広報に載せるというようなことも含めてですけれども、ただ、頭に福祉という言葉がつく、やっぱり熊取町にも熱心に、そして伝統的に頑張ってる脈々とそういう福祉に対する地域力というのはあるんです、民生委員であったり。そういうふうな方と、社会福祉協議会がありますよね。民生委員がありますよね。あるいは精神科医療機関、これは先ほど言うたように世界的に類を見ない密度であるんやから、近隣にはたくさん専門の先生方もいらっしやいます。何とか地域にそれを貢献しようという方も、こういう委員会の中に入っていただいています。福祉事業所もあります。そういった方々へ、この講座があります、事業はこんなのがあります、そういう方の中にも精神障がいというのはちょっと特別やからというような形で、こういう普通に住民の方に呼びかけておる講座開催ですから、地域の中で福祉を担っていただいているそういう思いの方にはまた別の形で、町としてこの問題について福祉部としても真剣にやるんやから、ぜひ参加をしてくださいというふうな一声かけるとか、そういう会議の中でPRするとか、そういうようなことは多分今まで余りなかったかと思います。ぜひそういうことを、今の部長のご答弁、本当に気持ちを込めてやっていただいていることは重々わかっておりますので、そういったことについてもよろしくお願ひしたいなと思います。これは要望です。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃっていただきましたように、健康福祉部としましては精神障がいだけではございませんし、身体障がい、知的障がい、さまざまな障がいをお持ちの方がいらっしやいます。それぞれの立場でやはりしんどい面も担っていらっしやるということもございませぬので、そういったところでは全体的なバランスも見ながらやっていくということも必要であると考えてございます。

一方、今、議員おっしゃられましたように、我々として例えば民生委員であったりとか、今回も社会福祉協議会で校区福祉員にこういう講座がありますよという啓発もやっていただいております。そういったところでは広く啓発していくということも大事だというふうに考えてございますので、本町としまして、健康福祉部として障がいをお持ちの方、そういった方の啓発が進みますように、取り組みについては今後も力を入れてやっていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

それと、障害者施策推進委員会という言葉が何度か出てはいるんですが、その委員の構成について、学識経験者が入って、貝塚市であったり泉佐野市の中には、先ほど精神障がい啓発というのは特記されているということを言いましたけれども、学識経験者の委員構成というのを2人入れているところが最近多いんです。貝塚市なんかずっとそうなんです。やはり特定の学風に偏らない行政計画を目指す。

熊取町ではここ数年学識経験者が1人になっていると。ですから、ぜひともこういう複数制も、学識経験者の中でも法律でもいろんな解釈があるように、アプローチの仕方やと要は思うんですよ。だから、そういう専門委員の中での討論もそういう委員会の中でもできるようなグレードアップというものについても、ぜひともこれは要望というか、一遍考えていただきたいなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）こちらの委員会も、少し議員からも問い合わせいただいたので、私ももう一度その辺確認してみたんですが、基本的には5市3町、岸和田以南の状況を見ましたら、確かに議員おっしゃられるように学識経験者お二人という委員会をお持ちのところがございます。そこは5市3町のうち2つの自治体でございました。ほかの本町を含めて6自治体は、学識経験者はお一人という状況が一つでございます。

それと、施策推進委員会の中には、先ほど議員もおっしゃられましたように、そういう精神障がいに特化した委員は身体障がい、精神障がい、そういったさまざまのところにかかわっておられる

方々が委員となっていてございますので、この会議というのはすごく活発な意見が出る会議でございます。町が主導でというよりも、中の委員方がそれぞれのお立場の中で障がいということについて真剣にご意見をいただく場となってございます。

ですから、我々がすごく指摘をいただく場面も多い。もっとここに力を入れるべきではないのかというような活発なご意見をしていただける会議でございます。今の委員の状況もすごく活発な会議が行われているというところでは、今のところ、今の状況の中で会議はやっていただけているというふうに事務局としては考えてございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）すみません、お言葉なんですけれども、逆に委員の方も、いろんなこの地域を専門的にやられている先生もおれば、住民の代表として出ておられる方もおられると思うんだけど、活発であればこそ学識経験者が1人というのは偏りますよ、逆に。

そういうリードをしていただく人が1人でほかの委員さんのレベルを上げていくというところと、今答弁でございましたように、熊取町はそうじゃないんや、いっぱい出てくるんやと。だから、そういう中であれば、逆に学識経験者というのは複数要ると思います。これは僕の私見なんですけれども、ぜひこれは、きょうこの場で発言させていただいたということをちょっと気持ちにとどめていただいて、予算の関係もあるかもわかりませんが、それならばそれで、逆に専門的な方がいろんな本当にそやなと思う意見を一つの方向性を出すには、学識経験者1人じゃなくて2人で相談して、それをどうしようかというふうな形をすれば、より熊取町の委員会のグレードは上がると思います。それが趣旨に、こういう現場でやっておられる方の思いに添えるものになるんじゃないかなというふうに思いますので。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員のお考えとしまして受けとめさせていただきます。

私、お話しさせていただきましたのは、そういったところでバランスよく会議が進んでいるというところで活発なご意見もいただいているし、学識経験者の方がお一人だからというところや何か今、会議の中が滞るような状況ではないというところをお伝えしたかっただけでございます。ですから、そういったところでのご理解をいただきたいなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）るる申し上げましたけれども、一生懸命やっていたのはわかっています。こういう住民の方も必死にその運動についてはやっておられます。ですから、全然対立する、意見が違うんやということの話ではなくて、そこへ持っていくアプローチの仕方、それぞれの家族を抱えておられる方、それをボランティアでやっておられる方、行政でこうして受けとめて何とかやらないかなということをやっておられる福祉部、全職員の方、それぞれの立場があるわけなんですよ。

でも、何が正しい、どれがということではなくて、こういう場をきょうもいただいて大変光栄なんですけれども、ぜひそれは、地域のために熊取町の福祉をいろんな分野でそれを望んでおられるニーズがある、しかし、そのご家族にしろ本人にしろ、やっぱり孤立化させたらだめなんですよ。だから、そういう熊取町は子育てがどうやというふうな形の福祉の方々のご苦労というのは違うんやけれども、しかし、そういう手厚く包括的に支えておりますよ、やっぱり懐の深さを発揮していただいて風通しよく、こう思うんやけれどもどうやろうというようなことが普通に担当の方、部長の方、非常に親切に対応していただいていると聞いています。だから、今後ともそういう意味合いの中でやっていただけたら、きょう私がここに立たせていただいてこのテーマを取り上げさせていただいた本当のテーマはそれなんで、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）この請願をいただいている方につきましては、先ほど議員おっしゃられたように、熱い思いというのをもちいただいております。それは我々担当者も十分理解してご

ざいます。そういった中で進めていくところは、障がいのそれを啓発して、その方々が住みやすいような社会にしていくというところは一緒でございますので、そういったところにつきましては今後も十分に話を聞かせていただきながら取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ぜひよろしく申し上げます。

2 番目、下水道への地方公営企業法の適用ということで、この議会でも下水道の予算書が変わってきております。このことについて、平成30年度から下水道へ地方公営企業法が適用され、先行適用されている上水道とあわせ上下水道が適用となります。

1 点目として、現時点で移行への問題点というものはあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、文野議員ご質問の2点目、下水道への地方公営企業法の適用についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問の現時点での移行への問題点はないのかについてでございますが、議員の皆様方には既にご承知のとおり、下水道事業の地方公営企業法の適用につきましては、平成27年1月27日付にて総務省より公営企業会計の適用の推進について等の通知があり、人口3万人以上の下水道事業において平成32年度予算までに地方公営企業法の全部または一部を適用し、公営企業会計に移行する旨の内容でございました。

本町下水道事業におきましても、この通知を受け、平成27年12月の議員全員協議会において平成30年度予算より公営企業会計への移行を目標とすることをご説明させていただき、平成27年度において担当課での基礎調査、平成28年度には地方公営企業法適用支援業務を業者委託し、昨年11月の議員全員協議会におきましても進捗状況をご報告するとともに、同12月には議員の皆様方に対して研修会を行うなど、今年度末まで円滑に業務遂行しているところでございます。

また、公営企業会計への移行に伴いまして、昨年12月議会におきまして水道事業設置条例の一部を改正する条例をご可決いただき、関係規程等につきましても改正等の手続を滞りなく進めているところでございます。

なお、平成30年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、本議会におきましてご提案してございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上のとおり、公営企業会計への移行に伴う業務は、本年4月1日の移行に向けまして特に問題点もなく予定どおり進めてございます。

今後におきましても、より透明で持続可能な下水道事業の運営に努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）非常に移行期間、この間ご苦労なさったと思います。今の答弁を聞いて安心しましたし、この間のご努力に対して敬意を表したいと思います。

では、2点目なんですけど、上下水道ともに地方公営企業法の適用により、組織や仕事量への削減効果というものはあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）続きまして、2点目の上下水道ともに地方公営企業法の適用による組織や仕事量への削減効果についてでございますが、地方公営企業法適用の趣旨は、下水道事業において、全ての住民に対し必要なサービスを将来的にわたり安定的に提供していくために、中長期的な視点に立って計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などに取り組むことが求められておりまして、これらの取り組みの一つとして、公営企業会計を適用し、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表を作成することにより、経営成績や財政状況など経営内容の明確化や透明性の向上により、住民の皆様にも理解しやすい見える化を目的とするものでございます。

ご質問の地方公営企業法の適用による組織や仕事量への削減効果についてでございますが、移行

後におきましては、逆に会計事務を初め監査や予算書、決算書の調製などの業務が増加することとなります。

なお、本来の趣旨ではございませんが、先般、2月20日の議員全員協議会での第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」にも記載してございますとおり、上下水道部内における組織機構の見直しとしまして、住民サービスの向上と事務の効率化のため、水道事業と下水道事業の統合及び組織の再編につきまして検討することとしてございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ご答弁の中でも、地方公営企業法の中身、メリット、それも全部触れていただきました。継続可能ということもご答弁にありましたように、水道事業も確実に進行していますし、下水道についても会計が変わってくると。だから、そういう意味合いの中で下水道やったら下水道の今時点の経営内容がすぐわかるというのが、ぶっちゃけた話としてこれが適用の最大のメリットです。それをずっと、先ほどの話じゃないですけども、助走期間が長くて飛び立つわけですから、安全に、またその趣旨がきっちり貫徹できるように、飛び立った後も精いっぱい、まだ大変やと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

議員全員協議会の中で同じく説明のあった、今も理事にちょっと触れていただきましたけれども、分散している事務室の統一を図り、下水道事業としての人員体制の検討が必要であると考えているという、投資以外の経費についての考え方が検討状況の欄に出ているんですが、今言える段階でこんなことを考えているというのはあるんですか。

議長（坂上巳生男君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）昨年12月の議員全員協議会で水道事業の経営戦略でもご説明させていただきましたけれども、組織の見通しというところの欄が3ページ目にあるんです。今、水道で考えていますのは、今現在ある希望が丘の配水池、あれの耐震化工事が必要となっていますので、経営戦略で30年度に実施設計を行いまして、31年度、32年度、33年度の3年間で耐震化工事をする。それと同時に、事務所の下に配水池がございますので事務所も同時に建てかえますので、そのとき建てかえた後に上下水道部として統合したい、再編したいというふうに今のところ考えてございます。細かいところはこれからになりますけれども、そのように今考えてございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）次はまたその仕事に来るわけなんですけれども、当初の目的が、くっつけて会計方式を変えて、ちゃんとそれが実になるように、果実を摘み取れるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、文野議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（「12時02分」から「13時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の熊取ブランドについて、午前中の重光議員も質問していた中で、なかなかハードルを上げられた部分もあるんですけども、質問させていただきます。

熊取ブランドの創出として熊取コロッケの事業が展開されていますが、以下の事項について答弁求めますということで、1つ目の『熊取コロッケ』の事業のゴール（目標）というところで答弁お

願います。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、熊取ブランドについてのご質問のうち、1点目、『熊取コロッケ』の事業のゴールについてご答弁いたします。

熊取コロッケは、平成28年2月のレシピ確定後、平成28年度において補助率100%であります国の地方創生加速化交付金を活用し、熊取コロッケのブランド化へ向けた取り組みを行ったものでございます。

当該事業の目標につきましては、地方創生加速化交付金の実施計画において、熊取コロッケの販売数量をその指標値として掲げ、平成28年度末の目標数値は1万個、平成31年度末の目標数値は4万個に設定しているところでございます。

以上、ご答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今、何個売るという数字の目標があったんですけども、その数字の目標を達成したときに熊取町がどうなっているかというのをもうちょっと詳しく教えていただきたいです。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）もともと地方創生加速化交付金につきましては地域を活性化するというところが大前提でございまして、最終的に、先ほど重光議員のときにもご答弁いたしました。事業者の方がそれぞれ活性化いただくということが大きな目標になってございます。したがって、4万個販売するというところで、事業者の方々がそれぞれ利益を受けていただいているというところが大きな目標であると考えています。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、事業者の利益というところで、それを目標に定めているというところで、小さい項目の2番目の目標達成までの実行ステップと現在の達成度をお聞きします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）次に、2点目、目標達成までの実行ステップと現在の達成度についてご答弁いたします。

まず、実行ステップについてでございますが、1年目であります平成28年度は、熊取コロッケの知名度を高めるべく、地方創生加速化交付金を活用した熊取コロッケの製造、またプロモーション業務等に取り組んだところでございます。

2年目となります平成29年度は、引き続き、農業祭などのイベントにおけるPR活動に取り組むほか、販売等においては熊取町商工会主導による取り扱いに切りかえ、事業の主体を担う熊取町商工会や熊取コロッケを取り扱う事業者に対して産業活性化基金を活用した支援を行い、取り組みの自走化を図っているところでございます。

次に、現在の達成度でございますが、29年度の熊取町商工会による発注個数は4万7,860個と伺っているところであり、地方創生加速化交付金の実施計画の目標値としては既に達成している状況でございます。しかしながら、さらなる熊取ブランドの確立に向け、継続的に町内外に広くPRを行いつつ、事業者による自走化、販売の促進に対する支援を行っていく必要があるものと考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）数字の目標は達成しているんで、そういうことなんだろうと思います。

そこで、朝の重光議員の資料のところちょっと認識の確認をしたいんですけども、29年度の発注元は商工会で、商工会が発注した金額は110万円で、産業活性化基金の補助金で76万円あるんです。これは、商工会に発注した業者に基金でお支払いするということですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）コロッケを販売いただける事業者の方が16者ございますので、その方々に産業活性化基金補助金を10万円を限度としてお支払いしているというところでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この補助金が3年ということやったんですけれども、1年に1回、3年までというところで、この補助金がなくなった後も販売してくれる業者はおられますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）現時点で何とも言える状況じゃないんですが、ただ、せっかく加速化交付金を活用している以上、ぜひとも何者か継続をいただきたいと思っております。今、また今年度6月ぐらいに最終、コロッケの全ての数量販売が終わるわけなんです。そのときにアンケートをとらせていただいて、その辺のご意向も含みながら、さらにこれが継続していくことがやっぱり重要であると考えていますので、そこを中心に、また行政と商工会としっかりタッグを組んで頑張っていきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）継続していただきたいのはそうであるし、ブランド化したいという僕、気持ちもわかるんですけれども、熊取町に何かブランドをつくるというところでコロッケというチョイスは合っていたんかどうか、現時点でどう思われますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）そもそもブランドというのは、今回は行政主導で食の、以前にもご答弁しましたけれども、産官学、学校の先生、そして農業者、商業者、皆さんが寄っていただいて、最終、本町の特産物である里芋を使った加工品を何かつくれないかというところから始まってございます。その中で最終的にコロッケというところを皆さんの総意として考えられましたので、それをタイミングよく地方創生事業というのが国からありましたので、それに乗ったということが本音でございまして。

当然、ブランドにしていく中で、別に本町として必ずコロッケでないということではございません。ほかのクッキーであるとか和菓子というのも当然考えられますし、それは今後、3点目のご質問にもございますが、それにこだわりなく、新たなブランドをつくっていくことが行政の責務であると考えております。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）いろいろ考え方はあると思っておりますけれども、熊取コロッケを今やっています、ブランドと言えるぐらいになるまでお金はかけられますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）これも先ほど言うていますように、産業活性化の補助金は31年度までを一応限度としてしまして、そこから先は事業者主体にやっただく予定としてございます。したがって、行政として直接そこに予算をかけるというのは、現時点では考えてございません。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）では、そこでその業者さんがもう補助金もないしやめようと言え、やめるということですね。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）最終的に事業者の方々がコロッケの販売で利益を得られないという判断をしたら、皆さんは商いでやっただくので、それが商売にならない場合は当然やめていくということも想定されます。ただ、うちと商工会の思いとしては、やっぱり継続していくということをしっかり支援していきたいと考えています。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今、藤原部長が言われましたように、商売でやっているから、ブランドというのは商売の結果やと思うんですよ。要は売れるか売れへんか、みんなが欲しがるか欲しがらないかとい

うところやと思うんですけども、先に熊取コロッケというのが出てきてしまったがために、コロッケを売っていますよね、今。熊取コロッケというのは、ほかの里芋を使ったコロッケよりも何かすぐれているところはあるんですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）同じ里芋を使ってということでの質問ですか。

5番（坂上昌史君）同じというか、里芋という大きいくりでコロッケ、何かほかよりもすぐれていますかという……

（「もう一度、すみません」の声あり）

5番（坂上昌史君）里芋を使ったコロッケ、多分、日本で探したらいろいろあると思うんですけども、ほかでつくっている里芋を使ったコロッケより熊取コロッケは何かすぐれていますかという質問です。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）何をもちてすぐれているかという判断は、食べる側の好みにもよりますので難しいんですが、当然、本町の売りとしておりますのが、大阪府で5団体しかつくっていない里芋、貴重なそういう農産物を使った加工品であるということ、あと、中に本町の場合はマイタケを入れてありますので、そういうオリジナリティーがあるというところです。

他団体、日本全国コロッケをつくっている事業者はたくさんあると思いますので、それぞれ創意工夫して、例えばヒジキを入れているところであるとか、お肉を牛肉を入れているところもありますので、それぞれ特徴を出されているのではないかなというふうに思っています。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ブランドとはそこやと思うんですよ。要は、同じようなものがあって、ほかよりもこれがいいと選んでもらえるからブランドやと思うんです。今、藤原部長が言われましたように、ほかより選んでもらう理由として、先にコロッケにする前に里芋を売るべきやったん違うかなと思うんです。いい里芋を使ったコロッケやから、じゃ熊取コロッケを食べようと、熊取コロッケを買おうと思うんであって、何ともない熊取でつくった里芋でつくった熊取コロッケで、まだ熊取町という名前にすごいブランド力があって、わあ、ここでつくった里芋を使ったコロッケやと言えりほど、まだ熊取町という名前にはそこまでブランドがないと思うんです、住んでいて言うのも何ですけども。だとしたら、里芋を先に売るというか、販路開拓するとか、何かしらそちらにお金をかけるという考えはないですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）今ご提案いただいているのはあくまで農産物としての販売開拓という話ですね。それは、従前から本町においては水ナス、里芋、そしてタマネギというふうな形で、しっかりとPRはJA中心にしているものと考えています。

ただ、加工品というところでいきますと、本町には従前からないというのが、以前、産業振興ビジョンをつくる中でのアンケートでもやはり住民の方々、農家の方々、事業者の方々の意見を聞いても、そういうブランド品がないということが本町の課題であったというふうに認識しています。その中で、本来であればブランド品というのは事業者の発意でみずからの営業を拡大するためにつくっていくのが本筋であるというふうに考えているんですけども、現実的になかなかリスクがあって、事業者の方がそういうブランド的な商品をつくられないというのも大きな課題でございました。

そのようなこともございましたので、行政主導でひとつ何かきっかけになる、事業者に取り扱っていただいて何か活性化するようなことはないかというところで、コロッケというのを始めたということをご理解いただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）その辺は理解しているつもりで質問させていただいているんですけども、何か加

工品でというところで、その加工品を買ってもらうためにどうしたらいいんかという、もっとみんなに知ってもらうために素材を先に売るために、そっちにお金をかけたらいいいん違うかなと思うんです。

今、実際に熊取町の里芋はそんなに売れていますか、全国でも知名度のあるほど。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）アンケート調査をしていないので、なかなかどのぐらい売れているのかという……。ただ、貴重という、大阪府でいきますと先ほど言うた5団体だけなんです、里芋を出荷しているのは。そういう意味では、泉州地域だけに出荷が寄っているということは、ある程度ブランド性は僕はあるのかなと思っています。

あとはPRの仕方で、例えば県でいくと埼玉県、宮崎県とかは割と出荷量が多いんですけども、やはり水ナスと同じで、一つのブランド性は里芋はあるのではないかなというふうに思っています。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）だから、そこにないところのブランドを先につくるより、今、藤原部長が言われた一定ブランドがあるんじゃないかと思うところに予算を突っ込むほうが、ステップアップが早いんですか。どう思われますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）農産物だけを取り上げるということでご指摘いただいておりますね。（「先にね」の声あり）

住民部長（藤原伸彦君）当然、それはそれとして、きっちり先ほども言いましたように、販路も拡大して、たまたま28年度のコロッケを作成したのは、石川県でこれ、つくっています。石川県に唯一の市場があるんで、そこに熊取産の里芋が出荷されているというのを初めて私もその段階で知ったので、そういう意味では全国各地に熊取町の里芋というところでは、かなりの知名度というか、PRはできているのかなど。あと、たしか九州やったと思うんですが、学校給食に使う里芋を熊取町から出荷している、そういうふうなちょっと聞いたことがありますので、熊取町における里芋というのは、先ほど言いましたように一定評価されているのかなというふうに考えています。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）では、そこを評価されているなら、なおさら、熊取コロッケをする理由もわからなくてもないですけども、そっちを加速させるために、さらにそちらをもっと一生懸命頑張ったらいいいんかですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それはPR的に頑張れということのご提案として受けとめたらよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）PRもしていただきたいですけども、売り方の提案とか事業者の方と一緒に考えたり、こういう売り方をするために新しい補助金を考えたりということは考えられないですか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）農産物については一定、流通の経路というのが、全てではないんですけども、農協を通じてそこから全国各地に出荷されていきます。最近では農協を通さずに、直接こーたり～なであるとか直売所にそのまま農家が持っていくところもございますので、その辺が現実的にどのような支援ができるのか、例えば里芋をつくれれば補助金を出すとかいうふうなことを申し上げているのか、現時点においては農産物単独で町として何か新たな支援をするというのは、今のところは考えていない。当然、PRとしては、貴重な一定、泉州地域でしかつくられていませんので、そういう希少価値というのがありますので、そういうところはPRとしてはしっかり、行政としてはしていく必要はあると思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）熊取コロッケの質問をしたときに、結局、里芋は売れるんかどうかというところの

根本的な話はありませんけれども、熊取町の農産物をどうやって売っていくかということのほうが熊取コロッケを売ることよりも僕は先やと思うんです。いい材料を使ったコロッケやから売れると思うんです。だから、素材をどう売っていくかというところで、もっと産業振興の観点で考えていただきたいんです。

里芋をみんなと同じ売り方をしていたら、目にとまる人もいてるんでしょうけれども、多くは目にとまらないと思うんですよ。ただの里芋やと思うんです。ただ、里芋の時期は夏でしたか。じゃ、冬出荷したら、余りない時期に里芋がある、どこなんやろうと思うと思うんです。今、泉州やったら水ナスがすごく有名で、日本全国に知られていると思うんですけれども、多くは夏出荷している。ご飯屋さんに行っても、秋を過ぎたらもう水ナスの浅漬けはないですと言われることがありますけれども、そこで、里芋の話からちょっと変わりますけれども、水ナスを熊取町で冬に出荷できるように大々的にしましょう、そこに、ビニールハウス建てるのにちょっと補助金を考えたり、そうしたら熊取町の農産物がもっと日本全国に売れるんじゃないかなと思うんです。そういうことを考えて実際に生産者の人と一緒に頑張っていたほうが、加工品にするにしてもそっちのほうが早く売れるん違うかなと思うんですけれども、その考えはございませんか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）ちょっと質問からそれてきて、コロッケじゃなしに農産物の販売促進のお話になってきているんですけれども、まず、里芋につきましては、時期が本町の場合は9月から10月です。大体その時期になってくるんですけれども、里芋の場合は全国各地でつくられています。気候によった時期にそれぞれの地域で順番につくられていきますので、余りに例えば冬出荷しても、既にもう違う地域の里芋がありますので、そういう価値というか、差別化はできないと考えています。

水ナスについては、もう既に泉州地域、地質というんですか、そういう問題がございますので、限られた時期で、ビニールハウスでつくっているところもありますし、路地でありますので多少の範囲はありますけれども、やはり農産物ですので、真冬に水ナスはできるのかというのは、現実的にはできませんので、やはり限界というのはあります。そこはなかなか難しいかなと。

あと、農産物に対する支援というのは、今の現状の中で、新たにをつくったから幾ら出すとか時期を変えたから幾ら出すとかいうふうなことの考えはございません。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）水ナスというところまで話がそれてしまったのはあれやったんですけれども、熊取コロッケをさらに売っていくために先に里芋やったん違いますかという質問やったんです。里芋がそうやっているんな時期に出荷されていてという、違う時期に熊取町がつくってもというところやったのであれば、それは違う時期につくったらどうですかというのが僕の考えです。

熊取コロッケを売りたいのであれば、先にやっぱり里芋をどないかして有名にするべきやと思うし、そっちのほうが圧倒的に早いと思うんです、僕は。それに、補助金がなくなった後も売ってくれる販売者がいてるかどうかというのも不安やし、それよりもやっぱり農産物で、ここに有名な里芋がありますというほうが持続性があると思うんですけれども、その辺はどないか売り方を考えるというお考えにはなりませんか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）おっしゃっていることは十分理解していますし、里芋をしっかりPRして、熊取町の里芋のいいところを前面に出していくというのは当然のお話であります。かつ、コロッケについても同様に今現在創生事業として取り組んでおりますので、より広くの方々に食べていただけるような、そういうことも並行して進めていきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）なかなか全部が全部僕の思いが伝わっているかどうか分からないんですけれども、次の3つ目の熊取コロッケ以外に熊取ブランド創出で何を検討していますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）それでは、3点目、熊取コロッケ以外に熊取ブランド創出で何を検討しているかについてご答弁いたします。

本町のブランド創造に向け、事業者による取り組みを広く支援するため、産業活性化基金を活用し、研究開発、商品化促進、販売力強化の3つのステップでそれぞれ50万円を限度額として補助金を交付する熊取ブランド創造支援事業を産業活性化基金事業補助金のメニューとして設けたところでございます。

さらに、町内にはいまだオリジナリティーのあるすぐれた製品があると考えております。そのような産品を熊取ものといったブランドとして認定する制度などを検討しているところでございます。

引き続き、熊取町商工会などと連携し、チャレンジ意欲の高い事業者を支援していくことによる熊取ブランドの発掘に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）産業活性化基金の補助金があるんですけども、そういったすぐれたものをつくっている製造業者とか事業者の方に、こちらからこういう補助金がありますよと声かけに行ったりはしていますか。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）創設時につきましては当然商工会も通じて、本町の場合はスイーツ店が結構ございますので、コピリのそういう参加いただいた事業者さんに活性化基金をつかって、また新たな商品をつくっていただきたいということで回らせていただいています。その中でも、先ほど言いましたようにオリジナリティーのある、ちょっと熊取町に関係した商品をつくられている事業者も既におられましたんで、そういうことをしっかりと発掘して、熊取町の一つのまたブランドとしてPRできるような仕組みをつくっていければというふうに考えています。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）その辺も頑張ってくださいですし、そういう熊取ブランドを創設、創出するという意味でも、どうやったらブランドになるんか、それがブランドになったとして、もうかるんかどうなのか、今、熊取コロッケでいえば4万個売りました、今、じゃ補助金でやっていますけれど、それは商売として成り立つんかどうかということも考えて、どうやってブランド構築につなげていくんかということまで考えていろいろ今後やっていただきたいと思っておりますし、熊取コロッケのことについては、僕はやっぱり里芋をどうやって日本の中でブランド化していくんかということのほうが先やと思います。

というところで、2つ目の質問にいかせていただきます。

熊取町の組織についてということで、先日、熊愛の会と未来で福岡県内の類似団体のあるところ、糟屋郡というところなんですけれども、その自治体に行政視察に行ってきました。熊取町の組織に関して、以下のことについて答弁を求めます。

まず、1つ目、福岡県では町に対して、7級職、部長級なんですけれども、置かないように指導しているということでした。熊取町には部長級の方がおられるんですけれども、これを置くようになった経緯のご説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、熊取町の組織に関するご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問の部長を置くようになった経緯でございますが、本町では昭和50年10月から部を設置しまして、部長を配置しているものでございます。この背景には、当時は人口が急増する時期でありまして、業務量の増大や複雑化する業務内容への対応につきまして各課の連携、調整をより密接に行う必要が生じてきたことなどから、部を設置し、部長職を設けたものでございます。

現在では、大阪府内のすべての市町において部が設置されており、そうすることで、課をまたぐ横断的な業務のおいてもスムーズな連携を図ることができ、より行政サービスの向上を行えている

ものと考えております。

また、職員の給料級の職階についてでございますが、福岡県宇美町では6級の職である課長までを配置しており、本町では7級の部長級までを配置しております。福岡県では、県内の町に対しては7級の役職を置かないよう指導していると議員ご指摘のことでございますが、大阪府からはそのような指導は受けておらず、従前から府の指導のもと、給与制度を構築する中で、府内自治体のほぼ全ての自治体が最高で7級から9級までの役職を配置している状況でございます。

このようなことから、本町といたしましては今後も7級の職である部長級を適切に活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ありがとうございます。僕の書き方がちょっとまずかったかなと思うんですけども、7級をなくせと言っているわけではないんです。

そこで、次の2番、各部に理事を置いている理由は何ですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）各部に理事を設置している理由でございますが、業務内容の複雑化やさまざまな重要な懸案事項などにより、迅速かつ適切に対応していく必要があることから、部を統括する部長の負担が増大する中で、この負担軽減のため、部長の権限の一部を与えるとともに、よりスピード感を持って行政運営を行えるよう、昭和51年11月から理事を設置しまして、業務量などに応じまして部内の特定の課を担当させているものでございます。また、理事職につきましては、将来の部長候補ポストとして、部長を補佐し、人材育成を行う重要な職でもあると考えております。

ただし、厳しい昨今の財政状況下においては人件費の削減が求められることから、第3次行財政構造改革プランで位置づけておりますとおり、まずは業務の見直しや事務の効率化を徹底し、その上で組織機構の見直しを行いながら、理事のポスト数については必要性を精査し、最低限にとどめていくようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）部長を補佐しということやったんですけれども、例えば都市整備部やったら部長級が3人いて、課が3つなんです。そしたら部長級の方は、職級は7級でもいいと思うんですけれども、肩書は課長でよくないですか。どうですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）部長級につきましては、日々の業務の中で迅速な協議と判断が必要な場合も、多く部の中でおのおのの課の担当として寄り添えるように、部長と理事で振り分ける状況でございます。そこで、部長は部全体の統括業務や部の長としての役割も多くございますので、理事職を減らすために単純に理事の業務をそのまま部長に任せるとするのは、やはり部長が一気に疲弊してしまうことにもなりかねませんので、その辺は慎重に考えていく必要もあるのかなと思っています。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今、部長が疲弊するという答弁やったんですけれども、それやったらなおさら、3人いてるんやったら3人で分割して課長でよくないですか。どうですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）確かに、宇美町では課長職がいまして部長がないという状況でございます。ちょっと状況を見ますと、課長級の方が本町の部長級の役割を担っているというところと、あと管理職として課長補佐が管理職となっていると。本町はそれはございません、そういった役割の中で宇美町と本町の差があるのかなと思います。今申し上げたように理事職の役割というのも、確かに部長を補佐するという部分、それと課長の課に寄り添った役割というのもございます。部長は

やはり部の長としての役割も多くございますので、課にそれぞれ寄り添えないタイミングというの
は多くございます。その中で、理事が担当として幾つかの課を持って部長のかわりを務めておると
いう状況にもございますので、やはり部長代理というか、部長のかわりとして課に寄り添って、い
ろんな案件であったりとか課長との協議が迅速に行えるというところをもって、本町の体制として
いるものでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）いろいろ言われるんですけども、これから行革とかやっていく中で、そうも言っ
てられないと思うんです。だから、3人いてるんやったら3人で課長にしてやったらどうです
かと言うているんですけども、いまいち伝わっていないかもしれないです。

そこにポストがあるから管理職が多くなりますよね。だから、そのポストを減らすというんです
か、今の部長をさっき言ったように課長にして、今、課長の人は、例えば今、グループ長になるん
ですか、その下やったら。そして、今グループ長やっている人はグループ員になって、最終的にあ
ぶれた分は非正規の方が余ってくると思うんで、その人数を減らせるん違うかなという思いでこ
の質問をしているんですけども、その辺は、そういった配置を見直すという考えはないんですか。
部長を置いた組織でこのままやっていくんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）行革のアクションプログラムの中にも記載させていただいておりますとおり、
当然、行革の折、部長級を必要最小限、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、組織見直し
の中でしっかりと積極的な組織に、スリム化に向けた検討を行っていきたいと思っております。そ
の中で、今、議員おっしゃられたように、非正規の活用あるいは再任用職員の活用等々がございます。
そういったことも含めまして、エージェント的な見直しを図った中で検討していきたいというこ
とがございます。

ただ、ちょっと先ほど申し上げたんですけども、今役割がそれぞれありますので、その役割を
そのままにして例えば宇美町のような状況にしていまいますと、やはりうちの状況に合わないとい
う部分がございますので、一定その役割も抜本的に見直しながらの検討ということになるかと思
います。

いずれにしても、組織見直しの中で積極的な検討は進めていきたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ぜひその辺は考えていただきたいし、部長と理事がこれだけいてて、それよりも多
く課があるんですけども、それやったら課長でいいんじゃないかなという僕の思いです。そっち
のほうがシンプルかなと思います。グループ長がいて課長もいて、理事もいて部長もおると
いう中で、やっぱりいろんな決裁のこととかもスピーディーにできないんかなとか、想像ですけれ
ど思ったりしますし、理事がこれだけいてるんやったら課でいいやんと思うほうが僕、素直かなと
思うんで、その辺、一度考えていただいて、どうにか組織のフラット化というんですか、そうい
うのをもうちょっと考えていただけたらなと思います。

次の3つ目、配付資料に宇美町の組織の構成を示すが、熊取町の組織は細分化され過ぎではない
かという答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）福岡県宇美町では部を置かずに課として18ございまして、本町では現在、部
の数は8、課及び課内室の数は34あり、単純に組織同士を比較しますと本町のほうが細分化されて
いる状況ではございます。

本町におきましては業務量及び内容に応じて適正な課を設置しているところでございますが、宇
美町では介護保険やごみ処理、し尿処理などを広域行政で処理しているため、町単独で処理すべき
業務量が本町と比較して少ないことから、組織がスリム化できているものと考えております。

本町としましては、今後は、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、業務の委託化や業務量の見

直し、事務の効率化などを徹底しまして全体の業務量を減らした上で、組織のスリム化を行い、その上で管理職職員につきましても必要最低限の人員数としてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）確かに宇美町と熊取町とは状況が違います。人口も違うし町の面積とかもいろいろ違う中でこれを出したのは、熊取町よりシンプルやなと思ったんで、こんなところもありますよというところを出させていただきました。

熊取町のグループの数は数えるのも面倒くさいぐらいいっぱいあるんですけども、グループ制にしているのは何でなんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）課内であっても業務がいろいろございます。その中でグループ制にすることで、より連携がとりやすいように、一緒に仕事がフォローしやすいようにということで、グループ制をしているところでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）いろんな仕事があって、グループに分けてやっているということやったんですけども、機構図で見たら政策企画課のところ、いろいろあるんですけども、政策推進グループで企画課の下にグループは1個なんです。これは意味あるんですか。1個の課に1個のグループ、別に、じゃグループにする必要はないんじゃないのと思うんですけど。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）その辺はいろいろと時代時代のところがありまして、グループが1つになったり2つになったり、また1つになったりということもございます。ただ、課を分けているというのは業務がそれぞれ課別であるということもありますので、その課の中で割れるかどうかということもございます。1課1グループというのは確かにございますので、特に割る必要もないんじゃないかという考えから1課1グループも存在しているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）そういうことでしたらそれはそれでいいとして、人権推進課というところは、そこだけじゃないですけども、課で2人のところがあるんです。課で2人やったら、課長と課員の方があって1人・1人じゃないですか。それは課として意味あるんですか。どこかにくっつけてということとは考えられないですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）先ほども申しあげましたように、1つの課で業務がしっかりとありますから課長と係がいるということもでございます。ただ、他市町村に目を向ければ、確かに議員おっしゃったようにほかの部署になっているところもございまして、いろいろそれはございます。それは、やはり次年度の組織見直しの中でしっかりと検討してまいりたいと思います。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）これからやると言うていることをちくちく言うてうっとおしいかもしれませんけれども、そこで、さっきの僕が部長と理事がいっぱいいてるんやったら、課長にしたらこの2人の課のところは課長は要らんんじゃないのということなんです。それもどうですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）その辺、議員おっしゃったとおりの内容のところをまさに来年度、組織見直しの中で検討材料の一つに入れながら、見直し等もしっかりと図ってまいりたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）見直しをどんどん進めていっていただきたいんですけども、やっぱりどう考えて

もこれ、細分化され過ぎやと思います。1人しかいないところがあったりとかというのものもあるんですけども、目標は大体どれぐらいに絞りたいですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）現時点で具体的なものは、すみません、ございません。ただ基本、業務の効率化を行うとともに業務の見直しを行った上で、組織のスリム化、つまり部署の統合になることを考えていくことになると思います。具体的にはこれからの検討になるということでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）進めていってくれるところに僕が一々言うているんであれなんですけれども、今の答弁を聞いている中で、どのぐらい進んでいくのかなというところが不安なんです。視察に行ったところはかなりシンプルやったし、しんどいんやろうけれども頑張ってるなという印象やったんです、課長さんも。ついこの間まで行政の職員やった副町長に感じとしてお聞きしたいんですけども、部長、理事もいてるし課もこれだけあって、グループもこれだけ細分化されている中で、副町長としてはこれ、どう思われますか。多いと思うんですけど、僕は。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）組織のことなんで、単純、シンプルにするほうがいいかなというのはございます。

ただ、行政として、特に町長がこの事業を積極的にやっていきたいというときには、課をつかってやるというそういう意思表示をする場面もあると思います。人権の場合でしたら、これをグループの中で他の課に吸収するというのも人数的にもそれは可能なんですけれども、やはり熊取町として人権を、人権宣言都市でございまして、そのあたりを十分対外的にも表に出していくというスタンスもございまして。そういったことで、全てが全て人数と課の数とということでは整理しきれないところはございますけれども、林理事が申し上げましたとおり、やはり理事の数も含めてこれはもう一度、一からの視点で見ていくべきかなというところで、いろいろやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）意思表示というところがあったんですけども、これだけあって人権のこと、人数が少ないけれども分けていると言われてもわからないですよ。人数は少ないところに、2人やけれどもあえて課を独立させているというのはわかりますけれども、これだけあってそこだけ分けられていてもよくわからないですし、もっとやりたいところにやっていますよとわかるような、基本の組織をもっとシンプルにさせていただきたいなと思います。

町長にお伺いしますけれども、町長の任期中に行政の組織をどれぐらいシンプルにしたいと今考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私が町会議員に入らせていただいた平成15年あたりの組織、働き方の議論の中に、グループ制ということが議論されていたころやったと思います。グループ制を導入したのが、熊取町という規模を置いておいて、大阪府とかそういう大きな組織の中でグループ制というふうな行政の形を導入していたところがあります。

グループ制というのは、今の熊取町の組織を見ますと本当に細分化され過ぎているなど。当初私が考えていた、いろんな情報ももらっていたグループ制とはちょっと異質なもののグループ制になっているような気がするんです。細分化されているという意味合いもそこにはあると思うんです。同じような業務だと、担当は違うにしても補完し合えるというのがグループ制の一つの役割というんですか、そういうものやというふうに思っていたんで、2年前に入らせてもろうて、グループが異常に多い、人数も2人とか3人とか、このグループ制が熊取町の行政の組織に本当に合っているのかどうか、これも踏まえて、見直しも踏まえてあり方をもう一度考え直す必要があるのかなと。グループ制とは何ぞや、そこからの議論も必要ではないのかな。

グループ制が当時はやっつけて、これは20何年導入ですか、導入していたというのは聞きましたけれども、本当に係をグループに変えただけの組織であるんだとしたら、それはちょっと間違っている。グループ制という意味合いをちゃんと理解した組織になっているかどうか、そこから考え直す必要があるのではないかなというふうに思っております。

坂上議員が言われるようなシンプルな、そして職員同士が補完し合える、助け合える、そういう組織が一つ目指す組織ではないかなと、私なりにはそういうふうに思っておりますので、そういう形が生み出せるかどうか、また皆さん方と一緒に、職員も一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）町長、本当にいいこと言っていたと思います。グループ制はうまくいっているのかなというところが、グループ制というのは本当に補完し合って成り立つものであって、今の熊取町の細分化されたグループ制の中ではいまいち意味のないものになっているのではないかなという思いで、僕は最後の組織は細分化されていないかという質問をさせていただきました。そこで町長のお言葉があったので、これからどんどん行革の中で進めていただきたいと思います。

その中で、アクションプログラム（素案）のところで職員給与の見直しの検討とあったんですけども、まずこれは検討せずに、組織の再配置でどうにかならないか。非正規の方の人数を減らして、まず職員の給料カットというのはなしでぜひ考えていただきたいなと思います。職位階層というんですか、部長、理事がおって課長がおってグループ長がおってとかいうのもやっぱり多いと思うので、もっと上から下までぎゅっとして、課長とグループ長、その上に副町長、町長といていうぐらいの組織のほうが、いろいろ決めることについても判こを押す人も減ると思いますし、もっとレスポンスの早い行政になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、町長の意向もあると思いますけれども考えていただいて、できるだけ早いうちにこの問題を解決していただきたいと思います。

というところで、僕の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

次に、阪口議員。

4番（阪口均君）議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、南海トラフ地震についてということで、ちょうど7年前のこの月ですが、東北で大きな震災がありました。もう既に7年たつのかなと、そういうふうな感想なんですけれども、今現在に至りましては南海トラフというのが非常に注目を浴びてきております。この地震があったときに、熊取町は果たしてどういう災害が起こってどういう対応をするのかというふうなところについて確認したいという意味で、質問させていただきます。

まず、1つ目、熊取町の被害想定として家屋の倒壊件数、避難人数、土砂崩れ箇所数、死者数、直接被害額、そういったところでどういうつかみ方をしているのかということに対してご答弁いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、南海トラフ地震に関するご質問の1点目、熊取町の想定被害について答弁いたします。

まず、ご質問のうち家屋の倒壊件数、避難人数、死者数等について、大阪府防災会議における直近の被害想定データに基づき答弁いたします。

これによりますと、本町における家屋の倒壊件数につきましては全壊棟数が84棟、半壊棟数が906棟となっており、主に揺れによる倒壊となっています。次に避難人数につきましては、避難所生活者数のデータとして報告させていただきますと、地震発生から1カ月後の時点で1,388人と想定されております。また、死者数につきましては建物倒壊による2人、負傷者につきましては建物倒壊による118人となっております。さらに土砂崩れ箇所数については、南海トラフ地震に係る箇

所という数値はなく、ご参考までに、大阪府が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に設定している箇所が町内で62カ所となっております。

なお、ご質問の被害による直接被害額につきましても、町として想定されたものはございません。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） まず、今の数字ですけれども、津波の心配はないというふうに思いますが、津波は想定の中には入っていないのかということと、この数字が出てきている条件として、震度幾つという想定になっているのか、はたまたマグニチュードが幾つという想定でこの数字が出てきているのか、そこら辺がわかるようでしたらお願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） まず津波は、大阪府全体としては津波ももちろん入れておりますけれども、ご存じのとおり内陸部に本町は位置していますので、それに関しては、津波被害の地域に対する後方支援、そういった地域というふうな立場でございます。

それと、この被害想定は平成26年1月の分でございます、これは直近でございます。マグニチュードで9.0から9.1、計測震度で震度5弱から6強というふうな設定でなされております。ただ、大阪府全体として、例えば冬場、夏場、朝あるいは夕方とか、こういう想定もして一番高い数字でとっております、大阪府全体としては冬の18時の死者というのが多い形でございます、13万4,000人、避難者数として192万人というふうな想定がございます。

あと、ご参考までに、国も一方ではこういう想定をしております、最悪のケースでは、大阪府に限らずですけれども、全国で32万3,000人の死者が出るというふうな懸念も示されておるところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ちなみに、津波は熊取町には到達しないということですが、どこら辺まで、シミュレーションされているあれがありますけれども、来るとかいうふうな、そういうのは何かで示されていますか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 各市町で津波の防災マップ等々つくられている、例えば泉佐野市とか田尻町とか海辺のところはございますが、本町は津波を想定したマップはつくっておりませんので、そういった状況です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、2番目に移ります。

救援物資は準備していることと思いますが、熊取町としてどれぐらいの救援物資があつて、熊取町を含む広域として、これは大阪府になると思いますけれども、どれぐらいの物資が確保されているのかというふうなところについてご答弁願いたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） ご質問の2点目、広域や熊取町として準備している救援物資と広域分の配分について答弁いたします。

まず、飲料水につきましては、大阪府及び大阪広域水道企業団と本町が相互に協力して、発災後3日間で1日1人当たり3リットルを供給することとしておまして、給水拠点の整備や給水車等の配備、大阪広域水道震災対策相互応援協定による相互支援体制の構築のほか、本町の備蓄目標量として500ミリリットル入りのボトル水6,600本を確保するなど、給水体制の整備に努めているところでございます。

次に、食料、生活必需品等の確保につきましては、大阪府域救援物資対策協議会による大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき必要備蓄量を算定しており、必要量を大阪

府と本町で基本的に1対1の割合で備蓄することとしております。食料等については、アルファ化米を初め高齢者用食、粉ミルク、生活必需物資では小児用・大人用のおむつ、生理用品、簡易トイレ、毛布など、各指定避難所等に分散させて備蓄してございます。

なお、備蓄物資の算定に当たりましては、本町における最大被害想定の上町断層帯地震Bを想定し、必要量を算出の上備蓄してございますが、直近の大阪府域の備蓄基準の改正に伴い物資によって不足が生じたものにつきましては、計画的に補充すべく30年度予算においても一定額を予算措置しているところでございます。

そのほか、各種缶詰やウエットティッシュを初め、洗剤、段ボール製簡易ベッドなどの救援物資等について、大阪いずみ市民生活協同組合やセツカートン株式会社などの民間企業、団体等と災害時の物資等の供給に関する協定を締結しているところでございます。

また、自治体相互につきましても、堺市以南9市4町による泉州地域災害時相互応援協定や、この2月に協定締結いたしました茨城県東海村との災害時相互応援協定などにおいても、人的、物的な相互応援関係を構築してございます。

これに加えて、自主防災組織の訓練におきましては、本町も積極的に参画し、物資の備蓄の必要性等についての講演をさせていただいており、本年2月に設立いたしました自主防災組織連絡協議会においても、家庭内備蓄や自治会での備蓄の必要性など防災啓発の推進に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 大阪府で備蓄しているものを9市4町でも、43自治体ですか、それを分配するわけですね。被害の状況に応じてすると思うんですけども、そこら辺は大阪府が全部取りまとめるということになっているわけですか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 基本的には、大阪府と府内の43市町村で大阪府域救援物資対策協議会というのを平成27年5月に設置しております。実際に激甚災害等が起これば、こういった組織等も積極的に中心に据えてそういった調整等が行われるものと考えて、基本的には、やはり大阪府主導あるいは被災のあった地域等によって対応が変わるかと思えます。基本的にはそういった考え方です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 具体的に熊取町が大きな災害に遭ったと。1月の例えば雨が降っている日の3時ぐらいに地震が来たとします。一番寒いときです。熊取町で備蓄している毛布をもう避難者に全部配っても足りない。あと1,000人分要するという状況が発生したときに、大阪府にそれを言ってすぐさま配分されてくると、そういう組織になっているわけですか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 基本的には大阪府と、あと先ほど申し上げましたように9市4町で災害時相互応援協定等を結んでおります。当然ながら近隣でのそういった連携等も図れるものと、基本的には府内一丸となつての対応、あるいはそれで足りないようであれば府外からの応援等、基本的には、南海トラフの地震は3日間は何とか自分たちでしのいで、3日目以降、4日目からは他の地域から支援等を想定するような枠組みでつくられております。基本的にはそういった動きになるかと思えます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 3日は多分、食べるものとかどないでもなると思うんです。水も何とかかなると思うんですけども、ただ、寒さに耐えると、その日のうちからもうやっぱり不自由を感じるものがありますから、そういったものが潤沢に配分されて手元に来るのかどうかというふうなことが一番肝心かなというように思います。むしろ、そういうものについては2日目以降は多分潤沢になっていると思うんですけども、そういったところについてよく協議していただく必要があるのかなとい

うふうに思いまして、この質問をしました。

続きまして、トイレの件ですけれども、やはり緊急時のトイレというのは、これもまた待たなしになります。食料にしてもお風呂とかにしても、これは幾らでも2日、3日は待てますけれども、トイレ、特に女性の人、避難所に何千人という人が集中したときのトイレというのが非常に大切な問題になってくるかと思うんです。簡易トイレを急遽手配とかあるんでしょうけれども、どういう手配になるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、ご質問の3点目、トイレの確保について答弁いたします。

災害時におけるトイレに関しましては、簡易トイレの確保を基本とし、大阪府の基準に基づき、避難所生活者100人に1基の割合で合計36基の簡易トイレを本町に備蓄しております。これは、地震等による上下水道施設・設備の損壊も想定し、排せつ物を固形化して廃棄するもので、トイレの形状は洋式タイプとなっております。

このほか、マンホールトイレの使用等も考えられますが、下流側の下水道管路、マンホールポンプ、処理場などが被災していない場合に使用が可能な施設であることや、し尿を流すための水源が必要になることなど、当該整備に当たっては整理すべき課題もございますので、引き続き調査、研究に努め、現時点では管理トイレによる対応を基本としつつ、避難所の生活環境の向上を目指してまいります。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口均君）36基準備されているということですが、避難されている人が想定以上、3,600名以上になったときは、当然それ以上のものが必要になってくるんです。そういう場合についても大阪府から融通されるものがあったり近隣から融通されるものがあったりという対応ということではよろしいんですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的にはご賢察のとおりでございます。本町の場合、先ほど1点目で申し上げましたように南海トラフの地震での避難所生活者数最大で1,388人ですが、熊取町で最大の被害が起こるのは上町断層帯Bという震度6強の、南海トラフは6弱程度に想定されていまして、この上町断層帯Bの6強が来た場合、避難所生活者数が3,245人と想定されておまして、先ほど申し上げたように100人に1基ですので、3,245ということで33基が基本で、そこに1割程度多く加えて今、36基を町で確保しています。

ただ、やはりこれも大阪府あるいは広域的な連携もございまして、大阪府は、今申し上げたポータブルのトイレですけれども、ああいうトイレの据え置き業者からの調達であったり、あるいは大阪府のは組み立て式のそういったトイレを激甚災害があったときに各自治体に配備すると、こういった基本的な計画でおるところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口均君）先ほどマンホールトイレの話が出ましたけれども、本町では準備していないということではよろしいですね。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今、まだトイレの据え付けについては、先ほどもそういう施設等が被災しておらないとか流す水の確保等々、整理すべき課題が多いということでもあります。府下でも調べましたら、大阪府とか大阪市、堺市等、5つほど1割強のところでは幾分かマンホールトイレの設置は確認できておりますけれども、そういった整理すべきところは今後も検証してまいりたいと。一定、国土交通省から28年3月にマンホールトイレのガイドラインというのが出されていますし、うちの町の下水道BCPの業務継続契約の中において、マンホールトイレの設置の考え方等も掲載しておる

ところですが、いずれにしても、精力的に検討は進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） わかりました。ちょっと観点を変えて質問するんですけども、防災無線が重要な住民とのパイプの連絡の窓口、連絡のツールになるんです。これが使えなくなるという条件はどういうときに使えなくなりますか。もちろん停電ぐらいやったら使えるはずなんですけど。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 基本的には全てのコミュニケーション手段が寸断されたときに、最後のこういった28年4月に整備したデジタル防災行政無線であったり、あるいは消防でも無線等も整備しております。こういったところが最後まで中心になるのかなというふうに考えております。

とはいえ、そういったところも被災することもちろんあるでしょうし、まずは復旧のほうはそういったところから中心にかかっていくような形で、第一義的にコミュニケーションなり情報収集、あるいは伝達施設の復旧というのに力を置いて対応していくことになるかと思えます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） そしたら、ダウンして使えなくなることは基本的にはないという理解でよろしいんですね。

そしたら、熊取町の対応マニュアルとして、大きな災害があった場合に当然対策本部が立ち上がって、本部長は藤原町長で、副本部長に中尾副町長がなってというような、そういう組織に恐らくなると思うんですけども、それはそういうことでよろしいんですね。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 災害の程度によってはお見込みのとおりで、災害対策本部を立ち上げると。それ以前の場合、災害警戒本部という形で若干簡易な形で立ち上げたりもいたしますけれども、激甚の場合、今おっしゃられたような形で対応することになると思えます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） 今、本部長と副本部長という2人までがマニュアル化されているんですか。その次、例えば藤原町長が公務で大阪にいないとき、中尾副町長が和田川の氾濫で出てこられないとき、その次、誰が指揮をとりますかというような、そういう想定はされていないんですか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 非常に大事なところで、いわゆる業務継続計画、他のBCPなんかでもまさにおっしゃるとおりで、中心になる者がだめなとき、第2順位、第3とかそれは必要やと思えます。

本部長は町長で副本部長は副町長と。教育長も副本部長ですので、1、2、3というふうな形、あるいは各部長が災害対策本部の各部の統括者としておりますし、私が企画部の防災総括班を所管しておりますので、また基本的には、事務的には私の部で中心に、町職員一丸となって各方面のご協力を得ながら対応していくような流れになるかと思えます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） そうしますと、今、1番、2番の方まで、3番が貝口部長になるんですか。

（「教育長」の声あり）

4 番（阪口 均君） 教育長と一緒にしょう、副町長が。同じ2番の順位になるんですよね。3番目は貝口部長のポジションになるわけですか。そこら辺まで大丈夫かなという想定ですか。それとも、もし不幸にも何かがあった場合次を決めておかんあかんとか、そんなことはないんですか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） またそれはその段階で状況を見て、例えば自宅が遠い仮に部長がいて、役場のほうに参集が不可能というケースとかもありますので、それは状況を見ての対応になるかと思えます。ただ、今申し上げたのは臨機応変ということで、位置づけは、本部長が町長、副本部長が副町長及び教育長で、あと本部員ということは私を含めて横並びでございます。ただ、総括班という

総括の事務を持っておるといふことをご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） それほど心配することでもないのかもしれませんが、やはり初期の対応というのが一番大切なことですから、もし3名、4名の方が出おくれて来られなかったときにすぐ采配を振る人、順番にね。もう順番を決めておいたほうがいいと思うんです、臨機応変じゃなくて。でないと、誰の指示で動いたらええのかというようなことがわからなくなってしまうと思います。

2日目、3日目はもういろんな人が入り込んできて、既に過去に起こったケースも参考にしながら対応できるんだと思いますけれども、さっき言ったようにきょうの晩どうせないかんのかというふうな、そういう対応を迫られるときに、やはり指示者が、誰かがいないとそれは大変困ることだと思いますので、そういう順位はきちっとつけておいて、ふだんから昔起こった災害のときの困ったこととかというふうなのを頭の中にその人たちはずっと入れておいて、こういうケースが起こったな、それに対してこういう対応ができるなみたいなことがあらかじめシミュレーションできているような体制が一番いいのかなというふうに私は思って、今こういう話をさせてもらっています。できるだけ、臨機応変が一番混乱すると思いますので、そういう対応を願いたいというふうに思います。

それと、先ほど東海村の、ついこの間、災害のあれをしました。あれの内容ですけれども、もしお互いに震災が起こったときにまず駆けつけるとかいうふうな、そういう内容が入っているんですか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） お見込みのとおりでございます。この2月8日に議員もご足労いただいて、当日、本町と東海村の災害時における相互応援に関する協定書というのを締結させていただいております。その中の2条で、応援の種類ということで7項目基本的な枠組みを定めております。幾つかご披露いたしますと、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供であったりとか、あるいは避難が必要な被災者の受け入れ、役場機能確保のため必要な施設設備の提供とか、あるいは救援及び救助活動に必要な車両等の提供とか、かなり幅広に結んでおまして、遠隔地の協定のメリットを生かして、日本全国で大きな、なれることは非常に考えにくいということで、かなりの距離感があることをメリットとして今回結ばせていただいたところです。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） その協定は非常にいいと思うんですけれども、もう少し近いところで、例えば瀬戸内のあたりの災害が同時に起こらないようなところとか、もう一カ所ぐらい協定を結んでおくとかいうふうなもの一つの方法かなというふうに思ったりもします。友好関係にある自治体があるのかどうかわかりませんが、そういう協定を結ぶことによってお互いにその住民を助けることができるならば、これは非常に有効な手段、方法かなとも思いますので、そんな検討もお願いできたらなというふうに思います。

それと、もう一つ提案したいんですけれども、熊取町はよくトカイナカといいます。田舎の要素として植木屋とかが結構多いんです。ユニックであったりとか、あとコンボであったりとか、ああいう工作機器を持っている人が結構住民の中にいらっしゃるんです。テレビ見ていると、あとこの柱がみんな50センチ引き上げられたら、中で苦しんでいる人を助けられるのになみたいな、そんなシーンも結構あったりするんです。そういうときに、こういった救援に使える重機を持っている人のネットワークみたいなもの、救援重機バンクとでもいうんですか、熊取町に名前を登録しておいてもらって、どこそこへ行ってください。

例えば、小谷で何かあったときに、僕は小谷の住民ですし、小谷にそういう人を知っていますから、ちょっと来てくれよで済むかもしれませんが、渡辺さんの家が潰れて、近いですよ。近いから言うているんですけれども、助けられるのにその情報がないことによってそういう手を打てないとかいうふうなこともあったりするんです。こんな重機を持っている人は1回持ったらほぼその

職業を離れない限り持っていますので、5年に1回ぐらい、またお願いしますねみたいなことで更新していけば済むと思うんです。

だから、最初に協力してもらうためにお願いする言葉が難しいかもしれませんが、これは命を救うためにこういうことをするんですよということを理解いただいて、そういう動きを町としてしておくというのも、これもそんなにお金のかからない話ですからいい方法かなとも思いますので、これも提案させていただきます。対応していただけたらなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）種々ご意見、ご提言いただきましてありがとうございます。

先ほど瀬戸内のほうとのということで、今回、縁あって機会をいただいて東海村と締結しておりますけれども、今後、折に触れ、1つよりも2つということで、もしふやしていけるようであればそういったことも検討をぜひしていきたいと。先ほど、瀬戸内でしたら瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定というのがございまして、近隣でしたら岸和田市、貝塚市、岬町が今おっしゃられたように瀬戸内の自治体ともそういった交流等、こういった協定を結んでいるのは事実です。こういった状況もまた検討していきたいなと思います。

ただ、臨海部でというたしかこれは条件が、海に面しているところとかを中心でやっていたりと記憶しております。機会を得て、また拡大を検討したいと思います。

それと、植木屋、造園業の方とか町で建設業をやっておられる方もいらっしやいまして、現時点でも平成24年4月に一般社団法人熊取防災事業組合ということで、町の建設業者の方の組合と協定を結んでおりまして、そういったところで重機の数等も当然把握させていただいて、そういった提供等をいただけるような今協定も結んでおるところです。こういったものを住民にさらに広げて、公助じゃなく共助のあたりでも、今おっしゃられたように、お近くの方が被災されたとなれば協定とはかかわりなくそういった対応になるかと思えます。地域のほうでもそういった視点でつながりが深まればというふうに思えます。いずれにしても、今後も検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、大きな2番ですけれども、公衆トイレについてのことでお聞きします。

せんだって議会報告会で回った際に公園のトイレが減っていていますよねという話がありまして、事実、農協の下のトイレもなくなっていますよね。というふうなことで、今減らしているのかということ、それと、もしそうであればその理由を聞かせていただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の公衆トイレの1点目、公園のトイレは減らしているのかについてご答弁申し上げます。

現在公園に設置しているトイレは、都市公園6公園とふれあい公園など2公園の計8公園に9カ所設置してございます。これまでに利用者数の減少や老朽化により撤去したトイレは1カ所ございますが、現在、既存のトイレの撤去の予定はございません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）今さっき言った1つ減って、6と2になったということですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）先ほど議員おっしゃられたトイレと申しますのが、たしか五門ふれあい公園のトイレかと存じ上げています。このトイレにつきましては、当時、老朽化しておりまして故障もあったというところもあり、平成28年3月ですか、地元の自治会と協議をさせていただいて、利用もないということで撤去させていただいたものでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）水洗のトイレとくみ取り式のトイレと両方あると思うんですけども、年間維持費というのはどれぐらいかかるものなんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）2点目のご質問での答弁となります。よろしく申し上げます。

2点目の公園のトイレの維持管理費につきましては、9カ所のトイレのうち、水洗化されているトイレは4カ所、浄化槽処理が3カ所、くみ取りが2カ所でございます。これらのトイレの維持管理費は合計で約185万円となっております。

次に、仮に水洗トイレにした場合の維持管理費につきましては、くみ取りを行っている七山ふれあい公園を例に挙げますと、現在の維持管理費が年間約8万1,000円で、水洗化した場合はくみ取り費用にかわり下水道使用料金が発生するため、年間約8万7,000円となるものと考えてございます。なお、水洗トイレに改造するための便器の改造経費が約60万円、また、公共下水道への接続工事費が別途必要となるものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。

小さい3番についてお聞きします。

これは、中央公園の近所の方が、ずっと非常ベル鳴りっ放していたのにあれは誰が聞いてどういう対応をしてくれるのかなということと、それと、かなり長期間水洗便所が壊れっ放していたというふうな事例を聞いています。

まず、非常ベルというのは全ての便所についているのかということと、非常ベルの目的です。防犯なのか、中に入った人が困ったときに押すための非常ベルなのか、それは両方役割としてはあるんでしょうけれども、どういう目的でつけているのか、鳴ったら誰がどう対応するのか、そういったことについてお聞かせいただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）続きまして、3点目の非常ベルが押されたときの対応はについてご答弁申し上げます。

トイレに非常ベルがあるのは、永楽ゆめの森公園管理棟、永楽ゆめの森公園第1駐車場、中央公園、長池オアシス公園、高田ちびっこ広場のトイレの5カ所でございます。

永楽ゆめの森公園管理棟トイレにおきましては、非常ベルのボタンが押された場合管理棟事務室の警報ブザーが鳴り、管理人において対応しております。

また、中央公園と高田ちびっこ広場のトイレにおきましては、非常ベルのボタンが押された場合、トイレ外側にある回転灯が回り、同時に警報音が鳴り、トイレ付近の方にお知らせし、気づかれた方が町への連絡などの対応をしていただくこととなります。

また、永楽ゆめの森公園第1駐車場と長池オアシス公園のトイレにおきましては、非常ベルのボタンが押された場合、トイレ外側にある回転灯が回り、トイレ付近の方にお知らせし、気づかれた方が町への連絡などの対応をしていただくこととなります。

それと、目的でございますけれども、議員おっしゃられた、防犯とトイレの中で急病になったりとかの緊急事態に備えての非常ボタンということで設置してございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）町へ連絡する住民の方は、土日でも町は受けて対応するという、そういう前提で連絡するんですか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、休日でもございましたら当然、事務室が閉鎖してございます。ただ、

役場には宿直の方がおられますので、その方を通じて担当の課長なり担当に連絡がいくというふうに認識してございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 担当はどこになりますか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 今申し上げたトイレの件につきましては、都市整備部の水とみどり課になります。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） このベルが1回鳴ったら何分間鳴るんですか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 例えば議員おっしゃった中央公園で申し上げますと、ボタンを押します。押せば一旦ボタンは押した状態になりますので、その間はずっと鳴りっ放しになると。解除の方法でございますけれども、そのボタンを引けば解除という状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、押しっ放しは鳴りっ放しということですね。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） そのとおりでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 非常に鳴りっ放しは近所にも迷惑だと思えます。何らかの対応が必要かなとも思わないでもないですけれども、いかがですか、それは。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 中央公園におきましては、確かに操作の方法、非常時は押してくださいという表示と、解除する場合はという説明はボタンの下のほうに非常に小さい字でございますけれども表記してございますので、もう少し目につく、理解しやすいように何か工夫していければというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。

先ほど言いました水洗が長期間詰まっていたという事例がありましたよね。それに対してちょっとご答弁いただきたいんですけど。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それにつきましては、連絡をいただいて少し対応に時間がかかってしまったということもございますけれども、先月、一度管の中を調査した結果、外からの木の根が管の中にずっと伸びてきておまして、それが支障となって流れないということが判明しましたんで、早速高圧洗浄の業者に工事をしていただいた結果、3つある女子トイレの2つが使えない状態であったんですけども、これが使えない状態が1つになったと。1つのトイレがそれで解消したということでございます。ただ、現在まだ真ん中の1つが木の根によって使えない状態でございますので、これにつきましては年度の早い時期に便器のあたりを工事しないと根本的な解決にはなりませんので、年度が明けまして速やかに工事をして使用が可能になるようにというふうに今現在のところ考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 何でそんなに対応が出来るのかということについてコメントいただけますか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 当初ご連絡いただいてから、まずこういった例がほかの学校とかのトイレでも数多いということをお聞きしまして、木の根であるだろうということ把握しまして、まず

は木の根を何とか枯らすとか、そういった薬品をもってということ一度試行を行ったところでございまして、その薬品の効き目がかなりの期間がかかって、結果、約1カ月ぐらいたって一部、水が通るようになったという結果がございました。その後、年が明けまして、再度流せばやはりまだ詰まった状況ということも判明しましたので、根本的な今回、高圧洗浄を実施して内部も詳細に確認した結果、結果的にはあと1つのトイレがまだ根によって水がきれいに通れていないということが判明いたしましたので、来年度早々、根本的な解決に向けて工事を実施したいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 住民にとっては、根がどうやら何とかやと全然関係ないですから、何で私の言うことを対応してくれへんのかという、そういうことになりますので、ぜひこういったことは迅速に対応してほしいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後になります。3番目の熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業について、1年越しの質問になりました。これについて質問します。

アンケート結果は、もう今年度の分は出ていますよね。その特徴的なところをご披露いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、ご質問の3点目、熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業につきましてご答弁申し上げます。

まず、応募者数でございますが、平成30年2月28日、最終日なんですけれども、現在で223名の応募となっており、前年度に比べほぼ倍増で、110名の増加となっております。

ご質問のアンケートの結果につきましては、今年度におきましても昨年度に引き続き、当事業への参加が健康づくりを考えるきっかけとなったり、健康づくりに対する意識が強くなったと回答された方が9割を超えております。また、次年度以降も同事業に参加したいとの回答につきましても同様に9割を超え、アンケートの感想欄にも継続を希望するという前向きな記載もたくさんいただきました。さらには、健康維持のモチベーションになっている、タピオ体操など地域の活動に参加するようになったなどのお声もいただいております。一定、住民の皆様の健康づくりへのモチベーションを保つのに寄与しているとともに、少しずつではありますが、健康づくりへの機運醸成という目的に向かっていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 2番目の経費に関して、初年度と2年目とどれぐらいの経費の推移があったんですか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 続きまして、2点目の経費についてでございますが、今年度は予算ベースで約80万円であり、前年度と比較して約10万円の増額となっております。予算の主な内容でございますが、前年度と同様に全戸配布いたします周知用のチラシの印刷製本費と特典購入のための消耗品費となっておりますが、今年度は申請者の中から抽選で健康グッズが当たる特別賞の当選者数を10名ふやしたことが増額の要因となっております。

なお、当該事業の財源といたしましては、平成28年度に引き続き、大阪府市町村健康づくり推進事業補助金として3分の1の補助を受ける予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 3番目のがんの受診者数、率でも結構です。特定健診の受診、これはどういった推移で、5年間分ぐらい数字を教えてくださいませんか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、3点目の直近5年のがん検診または特定健診の受診者数の推移についてでございますが、平成24年度から28年度の実績で、受診者数、受診率をそれぞれ順次申し上げます。

まず、肺がん検診でございますが、平成24年度は2,398名、18.7%、25年度は2,213名、16.9%、26年度は2,104名、15.7%、27年度は2,059名、14.9%、28年度は2,032名、14.7%となっております。

次に、胃がん検診でございますが、平成24年度は858名、6.7%、25年度は846名、6.5%、26年度は902名、6.7%、27年度は866名、6.3%、28年度は823名、5.9%となっております。

次に、大腸がん検診でございますが、平成24年度は1,094名、8.5%、25年度は1,117名、8.5%、26年度は1,241名、9.3%、27年度は2,291名、16.6%、28年度は2,098名、15.2%となっております。

次に、乳がん検診でございますが、平成24年度は970名、22.0%、25年度は981名、20.8%、26年度は990名、21.7%、27年度は884名、21.3%、28年度は906名、20.3%となっております。

最後に、子宮がん検診でございますけれども、平成24年度は1,311名、25.3%、25年度は1,200名、24.6%、26年度は1,304名、24.8%、27年度は1,168名、24.4%、28年度は1,248名、24.2%となっております。

また、特定健診につきましては、受診者数、受診率はそれぞれ、平成24年度は2,372名、29.6%、25年度は2,755名、34.1%、26年度は2,986名、36.8%、27年度は2,909名、36.8%、28年度は2,933名、38.6%となっております。

なお、今年度における当該事業の申請者のうち、本事業の参加をきっかけにがん検診や特定健診を受診したとアンケートで回答された方が前年度に比べ39人増の45名となっており、人数は少ないながら、がん検診や特定健診受診へのきっかけの役割も担っているものと考えております。

しかしながら、参加者数につきましてはまだまだ少ない状況にあるため、今後において、より多くの方々に参加していただけるよう、より手軽に申請していただける方法やポイント付与の対象の拡大など、いろいろ工夫してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ポイントアップシートがあるんですけども、去年とことしの変ったところというのは健康講座のところですか、これが追加されたんですね。前、私が教育委員会の所管のと言った、それがここに組み込まれたという内容でよろしいですね。とりあえず、垣根が一つ壊れたというふうに理解をします。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 議員ご指摘のとおりでございますが、ひまわりドームでの活動、これは基本的には去年もその他という形になっていたんですけども、よりわかりやすく抽出することにより、それも該当するんやなというふうに思っていただけになっております。

また、一番上の必須項目なんですけれども、こちらも昨年度は特定健診と人間ドックとか、それは一つ必須項目で、もう一つががん検診のほうも別途必須項目になっておりましたけれども、今年度についてはまとめてどれか一つ必須項目という形で、申請するのにアプローチしやすいようにちょっと修正といたしましょうか、見直しをさせていただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） もともとポイントアップをしようと、この事業を始めたきっかけは、がん検診の、特定健診も含まれるんですか、受診率あるいは受診者数を伸ばしていきたいということが前提でこういった事業を始めようというふうにされたと思います。それがために必須項目の中にがん検診というのを必ず、これを受ける人はこれを申請できるんやというふうな形を熊取町はとった結果ですよ。先ほど検診者数とかを聞いたんですけども、この数字は満足のいく伸び方になっていきます。

か、それともまだまだ足りないなど、評価したらどっちですか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、5年間の推移なんですけれども、平成24年度から28年度ということで、この事業の実施をやったのが28年度からなので、もう少し長い目で事業の推移を見守っていききたいというふうに思っております。先ほど私、答弁でも申し上げましたように、39名増がこの事業をやることによって検診を受けるアプローチとなっていると。これが、一人でも多くこの事業に参加していただいて検診につながっていているというのが非常にとうといことやと思っております。ですので、そこをふやせられるように、絶対数をふやして行って行くは検診率、まだまだ満足していません、以前も目標はまだまだ足りていないという指摘もいただいたように、もっともっと上げていきたいというふうに思っておりますので、もう少し長い目で見ていただいて、行く行くは数字でわかるようにしていければと思っております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）山本理事の気持ちがわかりますけれども、39名増とかこれぐらいの数字では、ちょっと僕は納得いかないんですよ。やっぱり、これに金をかけてやる以上はもっと急激な伸びを出してほしいし、目標をまず立ててほしいんです。29年は39名増やったけれども、そしたら、あと3年後に39が50になり、60になり、また100になりというふうな形に持っていくんやというふうな、あるいは受診率が、28年の数字が今お尻でしたけれども、そこから3年先にはこれぐらいの受診率に持っていくんやというふうな目標をぜひ示してほしいなというふうに思うことが一つ。まずそれを思いますので、それに対して。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、事業への参加者数をふやしていくというようなことは、おっしゃるように非常に大事なことです。この事業をやっていく上では、アンケートにもたくさんとうとい意見をいただいております。先ほど少ししか紹介していないんですけれども、物すごくいい意見をたくさんいただいております。時間の関係上割愛させていただくんですけれども、やはり続けていって参加者数をふやしていきたいなど。そのためにどういうふうにやっていくのかということで、先ほど最後の答弁でも申し上げましたように、よりシンプルに申請できるような環境にしていきたいなということもありますし、もっともっと、議員ご提案いただいてから体育館の事業も入れていくようにしましたけれども、もっといろんな部署での活動をこの事業に入れていって、これへの注目度であるとかこの事業に対する参加者数をふやしていきたいなと思っております。

目標については、現時点ではこの事業を何名ふやすというのは今立てておりませんので、具体的な数値は述べることはできないんですけれども、受診率につきましては、今作業をやっているんです。健康くまとり21という計画の中に具体的に数値目標を立てていければというふうに思っております。受診率向上はそこへ目標数値を委ねて、しっかりとそれに向かって取り組んでいく、その一つのツールとしてこの事業をもっともっと育てていければと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ぜひ、受診率を上げることが最大の目的だったと思いますから、80万円かけていますし、3ポイントなり4ポイントなりぐらいを上げるぐらいの努力はしてほしいなというふうに思います。

一つ耳の痛い話をしますけれど、熊取町の人口4万4,000人で、これに申し込む人は二十以上の人なんです。二十までの人が大体8,500人ぐらいいるんです。ということは、3万五、六千人が分母でまだ223人しか参加してないやないかという話なんです。これだけの人数で、山本理事の思いは先ほどの言葉の中にずっときますけれど、もっとやっぱりこれはふやしましょうよ。頑張ってください。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、阪口議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時まで休憩といたします。

（「14時50分」から「15時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5 議案第1号 教育長の任命同意についての件を議題といたします。

勘六野 朗さんの退場を求めます。

（勘六野 朗君退場）

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第1号 教育長の任命同意についてご説明申し上げます。

教育長の勘六野 朗氏につきましては平成30年3月31日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

なお、同氏の略歴につきましては議案書2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 教育長の任命同意についての件を採決いたします。

議案第1号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案に同意することに決定いたしました。

勘六野 朗さんの入場を求めます。

（勘六野 朗君入場）

ただいま教育長に任命同意されました勘六野 朗さんから挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。勘六野 朗さん。

教育長（勘六野 朗君）このたび教育長再任にご同意いただきまして、ありがとうございます。この2年間、教育というのを行政の立場から考える機会をいただき、今までの教員生活とは違う考え方が少し身につけてきたように思っています。今後も、未来の熊取町や未来の日本を担う子どもたちにとって何が最も重要な教育施策なのか、子どもたちの持っているどの部分をもっと伸ばせばいいのかを深く考えながら、熊取の教育を進めてまいります。

また、熊取町にお住まいの全ての皆さんが意欲を持って学び続け、楽しみを見つけ、生きがいを持ちながら人生を謳歌する生涯教育の充実につきましても、町長初め町職員の方々とも常に意思疎通を図りつつ、教育長としての職務に尽力したいと考えております。

今後も議員の皆様方から温かいご指導、ご助言、ご協力をいただきまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）以上で、勘六野 朗さんの挨拶を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第6 議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南総務部長。

総務部長（南 和仁君）それでは、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正並びに土壤汚染対策法及び大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、手数料条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

4ページは改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料1-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

手数料条例第2条は手数料を徴収する事項及びその金額を規定しておりますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、表中40の項、砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査の金額について現行「3万7,700円」を「3万3,900円」に、また、第41項、砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査の金額について、現行「1万7,000円」を「1万5,000円」に改めるものでございます。

また、現行の51の項を54の項とし、47の項から50の項までを3項ずつ繰り下げ、47の項から49の項に、土壤汚染対策法及び大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、手数料を徴収する事項と金額を加えるものでございます。47の項には土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査、48の項には土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の合併及び分割の承認の申請に対する審査、また、49の項には土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査の事項を加え、それぞれ3つの事項の金額には1件9万3,200円を加えるものでございます。

4ページにお戻りください。

ページ下、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第7 議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書5ページをごらんください。

提案理由でございますが、町立保育所の民営化に当たり、移管先の事業者について公平かつ適正

に選定する機関として町立保育所民営化移管先事業者選定委員会を、また、平成30年4月1日より地方公営企業法を適用する下水道事業の経営に関する重要な調査、検討に関する審議を行う機関として下水道事業経営委員会を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

6ページをごらんください。

附属機関条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、議案書ピンク色の分界紙の後ろ、資料2-1をごらんください。

附属機関条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

今回の改正は、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会と下水道事業経営委員会の2つを町長の附属機関として新たに規定するものでございます。

改正の内容でございますが、1つ目は、第1条第1号の表中、15の項として町立保育所民営化移管先事業者選定委員会を新たに加えるもので、担任意務は町立保育所の民営化移管先事業者の選定に関するものでございます。2つ目として、この表に19の項として下水道事業経営委員会を新たに加えるもので、担任意務は下水道事業の経営に関する重要な調査、検討に関するものでございます。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りください。

附則第1項でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項は非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正するものでございますが、内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書ピンク色分界紙の後ろ、資料2-2をごらんください。

非常勤特別職職員報酬等条例新旧対照表でございます。別表中、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会として委員長日額8,200円、委員日額7,700円を、また、下水道事業経営委員会として委員長日額8,200円、委員日額7,700円をそれぞれ追加するものでございます。

以上で、議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第8 議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

提案理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法の一部が改正され、同法を引用している被災者減免税条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

8ページをごらんください。

被災者減免税条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書ピンク色分界紙の後ろ、資料3-1をごらんください。

被災者減免税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

それでは、順にご説明させていただきます。

第2条、町民税の減免でございますが、資料3-2をごらんください。

第1項の表中の3につきましては、地方税法の改正に伴う号ずれ対応でございます。

次に、第2項につきましては、平成29年12月議会で提案しご承認いただきました税条例等の一部を改正する条例で説明させていただきました平成31年度の個人住民税から適用される配偶者控除の見直しに係る税制改正により、用語の定義が改正されたことに伴う文言の整理並びに号ずれ対応でございます。

恐れ入りますが、議案書8ページにお戻りください。

附則でございます。この改正条例につきましては、平成31年1月1日から施行するものでございます。なお、今回の改正につきましては、現行の制度を継続して行うための所要の措置でございます。

以上で、議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第9 議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、2月20日の議員全員協議会で報告させていただいた内容を条例化したものでございます。

議案書の9ページをごらんください。

提案理由でございますが、本町における転入定住促進策として、固定資産税の課税免除を行うことにより、三世代近居等のための住宅取得を税制面から支援するべく、地方税法第6条の規定に基づき税条例の特例を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

10ページをごらんください。

三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例の内容でございます。

第1条は目的でございます。この条例の制定の目的につきましては、提案理由でも説明いたしましたが、転入定住促進策として三世代近居等を促進し、若年世代を中心とした生産年齢人口を増加させ、あわせて高齢者の孤立防止と子育てしやすい環境づくりを図り、もって地域の活性化と魅力あるまちづくりを実現するために、新たに取得した新築住宅及び中古住宅に対する固定資産税の課税免除について、税条例の特例を定めるものでございます。

次に、第2条は定義でございますが、この条例における用語の意義を定めるものでございます。

次に、第3条は対象住宅でございますが、課税免除の対象となる住宅について、子世帯が居住する住宅で平成30年1月2日から平成33年1月1日までの間に新築された住宅または取得された中古住宅とし、なお、面積要件としては、法定の新築軽減の適用基準に該当する住宅を対象とするものでございます。

11ページをごらんください。

次に、第4条は課税免除の対象者の要件でございますが、第1項及び第2項いずれの場合にも該

当する場合のみ、課税免除の対象者とするものでございます。

具体的に申し上げますと、第1項第1号は、住宅を取得した翌年の1月1日において三世代近居等がなされており、その構成員が本町の住民基本台帳に記録されていること、第2号は、三世代近居等をする構成員の誰かが対象住宅の納税義務者であること、第3号は、課税免除の適用期間中、三世代近居等の形成が継続されており、また、子世帯が対象住宅に現に居住していること、第4号は、対象住宅を取得した年の翌年の1月1日において子世帯が義務教育終了前の子を扶養している、または夫婦のいずれもが40歳以下であること、以上が対象者の要件でございます。

また、第2項は、対象住宅の所有者及び居住者が本町の町税等に滞納がある場合は、課税免除を行わないとするものでございます。

次に、第5条は課税免除の額でございますが、新築住宅及び中古住宅ともに床面積120平方メートル以下の部分に係る税額の2分の1を課税免除するものでございます。

次に、第6条は課税免除の期間でございますが、対象住宅の取得後、新たに固定資産税が課税されることになってから3年間とするものでございます。

次に、第7条は課税免除の申請でございますが、課税免除を受けるためには町長に申請しなければならぬとするものでございます。

12ページをごらんください。

次に、第8条は課税免除の決定及び通知でございますが、課税免除の申請があった場合は、内容を審査し、課税免除の適否を決定の上、申請者に通知するものとするものでございます。

次に、第9条は課税免除の取り消しでございますが、課税免除の決定を受けた場合において、第1項第1号から第3号のいずれかに該当する場合は課税免除の決定の全部または一部を取り消すものとし、第2項は、取り消すときは申請者に通知しなければならないとするものでございます。なお、取り消しの要件としましては、第1項第1号において、対象住宅の所有者及び居住者に町税等の滞納があるとき、第2号において、偽りその他不正の手段により課税免除の決定を受けたとき、第3号において、課税免除の期間の各年度の賦課期日において三世代近居等の形成が継続されていないなど、第4条第1項の要件に該当しないときとするものでございます。

次に、附則でございます。第1項は施行期日でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。また、第2項は条例の失効でございますが、この条例は平成36年3月31日限りでその効力を失うとするものでございます。

以上で、議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例についての説明を終わります。よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第10 議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例について説明申し上げます。

議案書13ページをごらんください。

提案理由についてですが、厳しい財政状況下において行財政改革の推進のため、副町長及び教育長の給与を減額することから、この条例案を提出するものでございます。

14ページをごらんください。

副町長及び教育長の給与の特例に関する条例でございます。1つのみの条項の場合は条立てにする必要がないことから、このような1条、2条といった条のない表記としてございます。

内容ですが、この条例の施行の際現に町長の職にある者が町長として在職する間、次の表の左欄に掲げる職にある者の給料月額、常勤特別職職員給与条例第2条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定める額とするものでございます。具体的には、副町長の給料月額を10%減額し、「64万6,000円」から「58万1,400円」に、教育長の給料月額を5%減額し、「59万8,000円」から「56万8,100円」に減額するものでございます。ただし、同条例第3条第3項の退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は同条例第2条に掲げる額とすることとし、退職手当については減額対象から除外しているものでございます。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対して質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第11 議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書15ページをお願いします。

提案理由は、原子力問題対策協議会の委員区分について、現状に合わせてよりわかりやすくすることを目的として、住民代表を新たに委員区分名称に追加するため、この条例案を提出するものでございます。

次ページは改め文となります。

説明につきましてはピンクの分界紙以降の資料4、新旧対照表にて説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

右が現行、左が改正案でございますが、この協議会は、原子力施設の平和利用と安全性の確保を図るため必要な調査及び審議を行い、関係機関に意見を具申することを目的としたもので、第3条は協議会の組織について規定しております。第1項では委員は30名以内で組織するものとし、第2項で、現行では第1号は町議会議員、第2号は学識経験者、第3号は町の職員とし、各号に掲げる者のうちから町長が任命するとしております。

今回改めたいのは第2号の学識経験者で、実態といたしましては、放射線などの専門家のほかに朝代区や美熊台自治会など施設と隣接した住民の代表を当てていることから、実態に合わせてより適正な表現に改めるもので、第2号の学識経験者を第3号、町の職員を第4号とし、第2号を住民代表とするものでございます。

恐れ入ります。議案書の16ページにお戻り願います。

附則でございます。任期につきましては6月1日から翌々年の5月31日までの2年間と運用している関係から、次期任期の始まりとなります平成30年6月1日から改正条例を施行するものでございます。

以上、議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第12 議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

議案書17ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を条例に定める必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

18ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、本条例の趣旨として、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものと規定するものでございます。

まず、指定居宅介護支援事業者とは、要介護状態になった場合においても、その方が可能な限り自身の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮した居宅サービス計画等に関する業務を行っている事業者でございます。

次に、第2条におきましては指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めており、介護保険法施行規則を引用する条文となっております。具体的な内容は、法人であるもの、ただし暴力団排除条例第2条第1号から第3号に定めるものを除くと規定してございます。

次に、第3条におきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定めてございます。基準につきましては厚生労働省令を引用する条文としております。主な内容としましては、従業員の員数や管理者の規定及びサービス提供における基本取扱方針や運営規定等を定めております。ただし、記録の保存年数につきましては独自基準としており、厚生労働省令では完結の日から2年間保存しなければならないと規定してありますが、介護保険給付は公法上の債権となり、その消滅時効につきましては地方自治法の規定により5年とされていることから、これまでの大阪府の運用と同様5年とし、規定するものでございます。

続きまして、附則の第1項、施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項、経過措置につきましては、第3条ただし書きの記録の保存年数については、この条例の施行日の前日までに大阪府条例の規定により保存されている記録についても適用する旨、規定するものでございます。

なお、本条例の制定における指定基準の内容など基本的な内容につきましては、これまで大阪府が制定していた条例の内容と同様のものとなっているものでございます。

以上で、議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第13 議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書19ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険第1号被保険者保険料率等の改正を行う必要が生じたこと及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料段階の判定基準に用いる合計所得金額の見直しを行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、国の基準の見直しにより、所得段階第7段階から第9段階までの保険料基準所得金額を変更し、それにあわせて本町の最高保険料基準所得金額600万円以上を1,000万円以上に改め、所得段階12段階を16段階に細分化し、負担能力に応じた保険料負担となるよう保険料率についても変更するものでございます。また、法令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる合計所得金額の見直しが行われたことにより、合計所得金額の定義を改めるものでございます。

それでは、20ページをお開きください。

介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては、新旧対照表で行いますので、ピンクの分界紙の後ろにございます資料5-1をごらんください。

介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案となっております。

まず、第3条では第1号被保険者の所得区分に応じた保険料率を定めております。今回改正する保険料率は平成30年度から平成32年度までの保険料率となりますので、現行の「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改正するものでございます。

また、各号につきましては各所得段階の保険料率を定めております。

第1号につきましては、施行令第39条第1項第1号に掲げるものとなっておりますが、具体的には、所得段階第1段階の方、生活保護受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の被保険者及び本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が80万円以下の被保険者でございまして、保険料は現行の「3万4,992円」を「3万6,342円」に改めるものでございます。

第2号につきましては、令第39条第1項第2号に掲げるものとなっておりますが、具体的には、所得段階第2段階の方、本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が80万円を超え120万円以下の被保険者で、保険料は現行の「4万5,490円」を「4万7,244円」に改めるものでございます。

第3号につきましては、令第39条第1項第3号に掲げるものとなっておりますが、具体的には、所得段階第3段階の方、本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が120万円を超える被保険者で、保険料は現行の「5万2,488円」を「5万4,513円」に改めるものでございます。

第4号につきましては、令第39条第1項第4号に掲げるものとなっておりますが、具体的には、

所得段階第4段階の方、本人が町民税非課税であるが同一世帯内に町民税課税の方がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の被保険者で、保険料は現行の「5万9,487円」を「6万1,781円」に改めるものでございます。

第5号につきましては、令第39条第1項第5号に掲げるものとなっておりますが、具体的には、保険料段階第5段階の方、本人が町民税非課税であるが同一世帯内に町民税課税の方がおり、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える被保険者で、保険料は現行の「6万9,984円」を「7万2,684円」と改めるものでございます。

次に、第6号では、所得段階第6段階の方、本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の被保険者の保険料を定めており、現行の保険料「8万3,981円」を「8万7,220円」に改めるとともに、法令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を合計所得金額に用いることとなったため、第6号以降の合計所得金額の定義についても改正を行っております。

次に、資料5-2をごらんください。

第7号につきましては、所得段階第7段階の方の保険料で、介護保険法施行規則の改正により、保険料基準所得金額の国基準の見直しに伴い、保険料段階を判定する基準所得が現行の合計所得金額が「190万円未満」を「200万円未満」に改め、保険料を「9万980円」から「9万4,489円」に改めるものでございます。

次の第8号につきましても、所得段階第8段階の方の保険料で、国基準の見直しに伴い、基準所得金額が現行の所得金額が「290万円未満」を「300万円未満」に改め、保険料を「10万4,976円」から「10万9,026円」に改めるものでございます。

次のページ、資料5-3をお開きください。

第9号につきましては、所得段階第9段階の方の保険料で、基準所得金額は現行の合計所得金額が400万円未満の被保険者の保険料で、「11万8,973円」を「12万3,562円」に改めるものでございます。

第10号につきましては、所得段階第10段階の方の保険料で、基準所得金額は現行の合計所得金額が500万円未満の被保険者の保険料で、現行「12万5,972円」を「13万831円」に改めるものでございます。

第11号につきましては、所得段階第11段階の方の保険料で、基準所得金額は合計所得金額が600万円未満の被保険者の保険料でございまして、現行の保険料「13万2,970円」を「13万8,099円」に改めるものでございます。

次に、資料5-4をごらんください。

次の第12号以降につきましては、負担能力に応じた保険料率となるよう、これまでの所得段階をさらに細分化し、新たに13段階から16段階まで保険料段階を追加し定めてございます。

まず、第12号につきましては、所得段階第12段階の方の保険料で、現行の基準所得金額「前各号のいずれにも該当しない者」を「合計所得金額が700万円未満」に改めるとともに、保険料は「13万6,469円」を「14万5,368円」に改めるものでございます。

第13号以降については、新たに保険料段階を設けるものでございます。

次に、第13号につきましては、所得段階第13段階の方の保険料で、基準所得金額は合計所得金額が800万円未満とし、保険料を15万2,636円と定めるものでございます。

続いて、第14号につきましては、所得段階第14段階の保険料で、基準所得金額は合計所得金額が900万円未満とし、保険料を15万9,904円と定めるものでございます。

それでは、次のページ、資料5-5をお開きください。

第15号につきましては、所得段階第15段階の保険料で、基準所得金額、合計所得金額が1,000万円未満とし、保険料を16万7,173円と定めるものでございます。

最後に、第16号でございますが、所得段階第16段階の保険料で、基準所得金額は合計所得金額が1,000万円以上とし、保険料を17万4,441円と定めるものでございます。

続きまして、第2項でございますが、第3条第1号に該当する被保険者の保険料については、平成27年度から平成29年度までの間、国・府・町が公費を投入し減額賦課を行っているところでございますが、平成30年度から平成32年度につきましても減額賦課を引き続き実施しますので、今回の保険料率の改正に伴い、現行の保険料「3万1,493円」を「3万2,707円」に改正するものでございます。

議案書21ページにお戻りください。

附則でございます。第1項施行期日でございますが、この条例は平成30年4月1日より施行するとしております。

次に、第2項経過措置でございますが、この条例による改正後の介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料率から適用し、平成29年度分までの保険料率については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご決賜りますようよろしくお願いいたします。
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第14 議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例の改正内容を説明させていただく前に、国保の都道府県化に伴う制度改正の概要等について、ごく簡単に説明させていただきます。

今回の都道府県化の主たる改正点は、大阪府も市町村とともに保険者となり財政運営の責任主体となることで、国庫支出金や他の医療保険からの支援金の取り扱いあるいは保険給付に要する費用の流れが一部加わること、また、法に基づき大阪府と府内の代表市町村で協議を重ね策定された大阪府国民健康保険運営方針に沿った運営を行うため、保険料の算定方法や仮算定などの保険料関係の項目と保険給付など、保険料関係以外の項目についての所要の改正を行わせていただくものでございます。

それでは、22ページをお開きください。

まず、提案理由でございますが、国民健康保険の都道府県化が平成30年4月1日から実施されることに伴い、大阪府国民健康保険運営方針で定められている府内統一基準とするため、また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第27号）が施行されることによりまして国民健康保険条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明をさせていただきますので、議案書の後ろ、ピンクの分界紙以降、資料の6-1をごらんいただきたいと思います。

国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

目次から第2条の2までにつきましては、国の条例令に基づいた文言整理でございます。

なお、改正後の第2条は、国民健康保険運営協議会の名称規定を新たに設けているものでござい

ます。

資料6-2をごらんください。

第7条の葬祭費につきましては、現行3万5,000円を支給しておりますが、大阪府統一基準に基づき、後期高齢者医療保険と同額の5万円に改めるものでございます。

続きまして、第10条の2、これは国の条例令に基づく文言整理でございます。

次に、第10条の3以降の説明になりますが、国保の保険料は基礎賦課分、つまり医療費分と後期高齢者支援金分と、そして介護納付金分の3つで構成されておりますので、同じ改正内容が3カ所にわたっております。途中、資料のページが少し飛んでの説明となりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、第10条の3でございますが、一般被保険者に係る基礎賦課額、つまり医療分の賦課総額を規定しているもので、第1号で歳出に当たる部分を示し、第2号で保険料以外の歳入を示し、第1号から第2号を控除することを定めているもので、その定め方は現行と同様でございますが、今回の改正に伴い、わかりやすく項目ごとに規定しているものでございますので、追加改正された部分を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、同条第1項第1号イにおいて、基礎賦課総額に国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を新たに加え、国の条例令及び大阪府統一基準に基づき追加するものでございます。

ページは少し飛びますが、計算方法を同様に定めてございます。資料6-8の第14条の6の2、後期高齢者支援金等賦課額、さらに少し飛びますが、資料6-10の第14条の7、介護納付金賦課額につきましても、基礎賦課額と同様の改正を行っておるものでございます。

次に、少し戻っていただいて資料6-5で、第14条、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率でございます。大阪府統一基準により、現行、所得割を「基礎賦課総額の100分の50」、被保険者均等割を「基礎賦課総額の100分の35」、世帯別平等割を「基礎賦課総額の100分の15」としているものを、改正後は、大阪府運営方針に基づき大阪府が算定し通知する保険料率とするため、所得割につきましては「法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」に改めるものです。被保険者均等割を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改め、世帯別平等割を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」というふうにするものでございます。

また、ページは少し飛びますが、計算方法を同様に定めております資料6-9の第14条の6の5、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び、少し飛びまして資料6-11の第14条の11、介護納付金賦課額の保険料率についても、基礎賦課額と同様の改正を行っておるものでございます。

続いて、資料6-11で第14条の8でございますが、介護納付金賦課額の保険料率については、世帯の概念がないことから、大阪府統一基準に合わせて現行3方式から所得割と被保険者均等割の2方式へ改正するものでございます。

資料の6-7にお戻りください。

第14条の6、賦課限度額につきまして、「54万円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第29条の7第2項第9号に掲げる額」に改めるもので、これは、大阪府が市町村標準保険料率を算定した時点での政令の賦課限度額とすることとなっておりますので、金額表示からこういった文言表記としたものでございます。なお、平成30年度における賦課限度額は、府が市町村標準保険料率を算定した時点では改正前、つまり現行の限度額を使用しておりますので、結果として平成29年度の額となるものでございます。

同様に、また少し飛びますが、資料6-10をごらんください。

第14条の6の10の後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額も、「19万円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第29条の7第3項第8

号に掲げる額」に、そして、資料の6-12になります。第14条の12、介護納付金賦課額の賦課限度額も、「16万円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第29条の7第4項第8号に掲げる額」に、同様に改めるものでございます。

次に、大阪府統一基準に基づき仮算定を廃止し、本算定の時期を6月に改めるというものでございます。これに伴いまして、資料6-12、第16条第1項の普通徴収に係る保険料の納期について、現行の仮算定と本算定による12回の納期を仮算定の廃止により、改正後は6月から翌年3月、1期から10期の10回の納期とするものでございます。

次に、資料6-13をごらんください。

保険料の減額を規定しております第18条でございますが、保険料の応益割部分を5割軽減する所得の基準を定めている第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、また、保険料の応益割部分を2割軽減する基準額を定めている、次のページ、資料6-14の同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、そして資料6-14から資料6-15にかけての第3項、後期高齢者支援分及び第4項の介護分についても、それぞれ軽減判定の基準を緩和するものでございます。なお、この改正内容につきましては、都道府県化によるものではなく、法定軽減の所得基準が例年どおり税制改正に伴い改正されたことを受ける改正でございます。

次に、資料6-15をごらんください。

第19条及び第20条でございます。先ほど資料6-12の第16条でご説明いたしましたとおり、仮算定を廃止することにより、そのもととなる規定を削除するものでございます。

次に、資料6-16をごらんください。

第26条は保険料に関する申告についてでございますが、仮算定を廃止し本算定を1カ月前倒しすることにあわせ、申告の期日を「6月30日」から「5月31日」に改めるというものでございます。

また、第26条の2は国の条例例による文言整理でございます。

次に、議案書28ページにお戻りください。

附則でございます。第1項、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項の経過措置でございますが、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料及び葬祭費について適用し、平成29年度分までの保険料及び葬祭費については、なお従前の例によるというものでございます。

次に、第3項の経過措置でございますが、大阪府国民健康保険運営方針では平成30年度から平成35年度までの6年間において激変緩和措置期間が設けられており、本町においても保険料の経過措置が講じられるようにするため、この附則を設けております。内容は、平成30年度から平成35年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の保険料については、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定にかかわらず、それぞれ改正後の第10条の3、第14条の6の2、第14条の7の賦課総額に町長が別に定める額を充当した額を所得額、被保険者数、世帯数またはこれらを基準として算定した数等で除して得た額に相当する率または額を改正後の第14条、第14条の6の5及び第14条の11の規定に基づき算定した率または額から減じて得た率または額とすることができるというもので、新制度移行による激変緩和措置に対応できるようにする規定でございます。

以上で、国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。重光議員。2番（重光俊則君）今、国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明があつたんですが、非常に複雑な変更前後の状態になっていますよね。特に賦課限度額が文章で書かれていて、どういうところを参照していくか非常にわかりにくいところがあるんですけども、今の新旧対照表の中のものわかりやすく表記した資料というのはあるんでしょうか。条例の文章を理解して把握するしかないと

いうんでしょうか。それとも、どこかにこの内容について説明した資料が、国から出ているものがあるとか、そういうものはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）おっしゃられることは非常によくわかります。我々も、この条例につきましては、国あるいは大阪府が示す条例例を苦心惨たんしながら本町の条例に落とし込んでいった、そういう作業をしております。ただ、これをよりわかりやすくかみ砕いたということになりますと、やはりこの新旧対照表以外は持ち合わせていないというのが正直なところでございます。

ただ、制度の中身につきましては、冒頭説明申し上げましたように、市町村が事業費納付金を集めて大阪府に納入、それをもとにして大阪府は医療費の原資になる、支払いのもとになる保険給付費交付金、これを交付するという、そういう流れに今までと少し変わったという、それが全てでございます。それを、もともと保険料率を算定するには基礎賦課額であったりだとか後期の支援金分であったりだとか介護納付金分であったりだとか、区分けがいろいろあります。それにさらに1つについて所得割、均等割、平等割と、合計3掛ける3の9通りの計算をして保険料を出していくという、そういうような仕組みになっておりまして、それを文章に落とし込むとどうしてもこういうような形になってしまいますので、すみません、これはちょっと新旧対照表でごらんいただいて、わかりにくい部分がありましたら何なりとおっしゃっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。事業厚生常任委員会の中でこれが理解できるようにしていきたいと思っておりますので、いろんな優しい説明ができるようにしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第15 議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございます。持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び同法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が平成30年4月1日より施行され、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2の規定が新設されることにより、国民健康保険の住所地特例が後期高齢者医療保険へ引き継がれることに伴い、後期高齢者医療条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては新旧対照表で説明させていただきます。ピンク色の分界紙以降、資料7-1をごらんください。

後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条については、保険料を徴収すべき被保険者、つまり熊取町で後期高齢者医療保険に関する手続を行う被保険者を定義しているものでございます。

まず、第3条第5号でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が新たに規定

されたことにより、後期高齢者医療条例に追加して規定するものでございます。住所地特例対象施設に入所し住所が移った方について、その施設所在地で適用を受けることとした場合、施設所在地の広域連合が保険者となりますので、財政負担が集中し課題となります。これを防ぐために、一定の施設等への入所により他の広域連合から転入した者については、前住所地の広域連合が保険者となる住所地特例が既に設けられております。現行もでございます。この住所地特例の対象施設へ入所している国民健康保険での住所地特例の適用を受けている被保険者が、同じ状況で75歳をそこで迎えられる場合、今の規定のままですと後期高齢者医療への住所地特例が引き継がれず、施設の所在する広域連合の被保険者になっておるとというのが現状でございます。

具体的に申し上げますと、和歌山市にお住まいの国保の被保険者である75歳未満の方が、熊取町内の住所地特例対象施設に入所され住民異動されましたら、保険者は和歌山市の国保のままとなります。そして、その方が本町の施設に移られ、そこで75歳を迎えますと、今の現行の制度では国保の住所地特例が引き継がれず、現住所地、つまり施設の所在地であります熊取町で後期高齢者医療の手術をさせていただいており、大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者となっております。この施設入所が続いている状態で75歳を迎えたとき、国民健康保険のときには住所地特例が適用されているにもかかわらずその特例が継続されていない、その部分について今回、法の改正がございまして、後期高齢者医療保険でも国保のときと同じように住所地特例が適用されるようになったものでございます。

次に、順序が逆になりましたが、第3条第2号から第4号は、今ご説明いただきました改正による所要の改正でございます。

次に、附則の第2条につきましては、平成20年度限りの時限的な措置について規定しておるものでございますので、今回、厚生労働省の条例令の改正に基づきまして同様に削除させていただくものでございます。

それでは、30ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第16 議案第12号 教育・子どもセンター条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、議案第12号 教育・子どもセンター条例について、ご説明申し上げます。

議案書31ページをごらんください。

提案理由でございますが、教育・子どもセンターを設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この条例案を提出するものでございます。なお、この教育・子どもセンターについては、町民会館分館の供用廃止に伴い、その一部の機能を代替する施設とするものでございます。

それでは、32ページをごらんください。

まず、第1条、設置でございますが、町民に文化活動等の場を提供し、生涯学習の振興を図るとともに、子育てに関する支援を行うために、本町に教育・子どもセンターを設置すると定めるもの

でございます。

次に、第2条、名称及び位置でございますが、センターの名称及び位置は次のとおりとする。名称、教育・子どもセンター、位置、熊取町五門東2丁目3番5号と定めるものでございます。

次に、第3条、管理でございますが、センターは、熊取町教育委員会が管理すると定めるものでございます。

次に、第4条、使用の許可でございますが、センターを使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とすると定めるものでございます。

次に、第2項として、次の各号の一に該当するときは使用を許可しないと定め、第1号は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとき、第2号は、建物または附属設備等を汚損し、破損し、または滅失するおそれがあると認めるとき、第3号は、管理のため支障があると認めるとき、第4号は、前各号に掲げるもののほか、使用させることを不相当と認めるときと定めるものでございます。

次に、第5条、許可の取り消し等でございますが、教育委員会は、使用の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を制限し、もしくは停止し、または退去を命ずることができる。この場合において、使用者に生じた損害については、教育委員会は、その責を負わないと定め、第1号は、この条例もしくはこの条例に基づく規則に違反し、またはこれらに基づく指示に従わないとき、第2号は、前条第2項各号の一に該当する事由が生じたとき、第3号は、緊急やむを得ない事由により教育委員会がこれを使用する必要があるとき、第4号は、定められた期日までに使用料を納付しなかったときと定めるものでございます。

次に、第6条、使用料でございますが、使用者は、別表の定めるところにより使用料を前納しなければならないと定めるものでございます。

恐れ入りますが、次の議案書33ページの下の部分、別表第6条関係をごらんください。

使用料については、会議室及び体育室について、午前9時から正午、午後1時から午後3時、午後3時から午後5時、午後6時から午後9時の各時間区分における使用料をそれぞれ表のとおり定めるものでございます。また、備考として、使用時間を延長したときは、その延長した時間1時間につき、本表の当該使用区分の使用料の3割に相当する額を徴収すると定めるものでございます。

次に、第7条、使用料の免除でございますが、町長が必要と認めたときは、使用料を免除することができるものと定めるものでございます。

次に、第8条、使用料の還付でございますが、既納の使用料は還付しない、ただし、次の各号の一に該当するときはこの限りでないと定め、第1号は、使用者の責に帰することができない事由により使用しなかったとき、第2号は、第5条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき、第3号は、使用期日前3日までに使用の取り消しを申し出て教育委員会が承認したときと定めるものでございます。

次に、第9条、特別の設備の設置等でございますが、使用者は、センターに特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでないと定めるものでございます。

次に、第10条、目的外使用または権利譲渡の禁止でございますが、使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならないと定めるものでございます。

次に、第11条、原状回復義務でございますが、使用者は、使用を終了したときまたは第5条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならないと定めるものでございます。

次に、第12条、損害賠償でございますが、使用者は、建物または附属設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでないと定めるものでございます。

次に、第13条、職員でございますが、センターに館長その他必要な職員を置くと定め、第2項として、前項の職員の定数は職員定数条例の定めるところによる、また第3項として、職員の任免、服務、給与等に関しては、法令に定めがあるものを除き教育委員会事務局職員の例によると定めるものでございます。

次に、第14条、委任でございますが、この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定めるとしております。

最後に、附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、センターの使用の開始日は平成30年10月1日とするものでございます。

以上で、議案第12号 教育・子どもセンター条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第17 議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書34ページをごらんください。

提案理由でございますが、熊取町町民会館分館の供用を廃止するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この条例案を提出するものでございます。

35ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料8をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条、名称及び位置の改正でございます。現行の第2号の熊取町町民会館分館の規定を削除し、改正案のとおり、名称を熊取町町民会館、位置、熊取町野田1丁目1番12号に改正するものでございます。

次に、別表第6条関係から現行の町民会館分館使用料の規定を削除するものでございます。

恐れ入りますが、35ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第18 議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西都市整備部理事。
都市整備部理事（大西 宏君） それでは、議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについてご説明申し上げます。

議案書36ページをごらんください。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議するものでございます。

提案理由でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年6月15日から施行されたことに伴い、都市緑地法の規定に基づく事務のうち一部の事務が市町村の事務とされ、当該事務の処理を泉佐野市に委託することに関する規約の一部変更について泉佐野市と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

本規約に定められた事務は、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定に基づき大阪府から権限移譲を受けた事務を、平成28年4月1日から本町のほか泉南市、阪南市、田尻町、岬町とともに泉佐野市に委託しているところでございますが、今回の法改正により、これまで都道府県事務とされていた事務の一部が市町村の事務とされたことにより、本規約の変更について泉佐野市との協議が必要となったものでございます。

37ページは規約の一部を変更する規約でございます。

改正内容は新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料9をごらんください。

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第1条、委託事務の範囲において、第1条中「、大阪府から」の「、」を削除し「大阪府から」に、「次に掲げる環境農林水産行政の事務」を「事務及び熊取町の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち次に掲げるもの」に改め、同条第8号、「緑地管理機構の指定等」を「緑地保全地域等の管理協定締結時の協定等」に改め、第15号として「都市緑地法に基づく管理協定及び緑地保全・緑化推進法人に関する事務」を加えるものでございます。

恐れ入ります。議案書37ページにお戻りください。

附則でございます。この規約は、平成30年4月1日から施行するとしてございます。

以上、議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君） 次に、日程第19 議案第15号 町道路線認定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） それでは、議案第15号 町道路線認定についてご説明させていただきます。

議案書38ページをごらんください。

道路法第8条第2項の規定により、次の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

認定路線につきましては、表に記載のとおり、路線番号840番から852番までの13路線でございます。また、各路線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては資料にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料10-1をごらんください。

新規認定路線の一覧表となっており、各路線の総延長や幅員などを記載しております。今回の認定により、新たに13路線、総延長956.1メートルについて町道路線認定を行うものでございます。

各路線の内容につきましては、資料10-2以降の位置図にてご説明させていただきます。

次の資料10-2をごらんください。

路線番号840番、大久保北14号線及び841番、大久保北15号線、総延長75.6メートルにつきましては、大久保北地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

次の10-3をごらんください。

路線番号842番、紺屋東6号線、延長45.1メートルにつきましては、紺屋東地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料10-4をごらんください。

路線番号843番、希望が丘50号線、延長31.6メートルにつきましては、これまで管路敷として下水道課が所管しておりましたが、歩行者も通行していることから、道路課へ所管がえを行い道路認定するものでございます。

次の資料10-5をごらんください。

路線番号844番、七山東14号線、延長119.1メートルにつきましては、七山東地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

資料10-6をごらんください。

路線番号845番、芦谷北4号線、延長36.9メートルにつきましては、大久保南における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

次に、資料10-7をごらんください。

路線番号846番、大久保東9号線、延長75.4メートルにつきましては、大久保東地区における住宅開発に伴い、帰属を受けた道路でございます。

資料10-8をごらんください。

路線番号847番、野田西11号線、848番、野田西12号線、849番、野田西13号線、850番、野田西14号線、総延長358.1メートルにつきましては、野田地区における住宅開発に伴い、帰属を受けた道路でございます。

次に、資料10-9をごらんください。

路線番号851番、大池東6号線、延長167.4メートルにつきましては、大池の工事用進入路として整備された道路で、これまで本町において管理を行っていましたが、当該路線に接道して住宅開発がなされたことから、当該路線の測量等を実施し、町道認定に必要な資料が整いましたので、今回町道路線認定を行うものでございます。

資料10-10をごらんください。

路線番号852番、小垣内南10号線、延長46.9メートルにつきましては、小垣内地内における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

以上13路線、総延長956.1メートルについて、今回、町道路線認定するものでございます。

以上、議案第15号 町道路線認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第20 議案第16号 町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）それでは、議案第16号 町道路線認定及び廃止についてご説明させていただきます。

議案書39ページをごらんください。

議案第16号 町道路線認定及び廃止についてでございます。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

認定路線及び廃止する路線につきましては、表に記載のとおり3路線でございます。また、各路線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては資料にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料11-1をごらんください。

新規認定路線及び認定廃止路線の表となっております。

路線番号8番、大久保日根野線及び17番、芦谷線につきましては、都市計画道路岸和田南海線と重複する箇所について、本年4月1日に大阪府へ移管に向けて協議が調いましたので、重複箇所を除き改めて路線認定を行い、現行路線については路線廃止を行うものでございます。

また、路線番号830番、大久保南3号線につきましては、現行の大久保南3号線に接続した住宅開発に伴い帰属を受けた道路を含め改めて路線認定するもので、現行路線については路線廃止するものでございます。

内容につきましては位置図にてご説明させていただきますので、次の資料11-2をごらんください。

路線番号8番、大久保日根野線でございます。延長208.5メートルについて新たに認定するものでございます。

次の資料11-3をごらんください。

新規認定に伴い、現行路線延長839.1メートルを廃止するものでございます。

次の資料11-4をごらんください。

路線番号17番、芦谷線でございます。延長1,066.5メートルについて新たに認定するものでございます。

次の資料11-5をごらんください。

新規認定に伴いまして、現行路線、延長1,079.8メートルを廃止するものでございます。

次の資料11-6をごらんください。

路線番号830番、大久保南3号線につきましては、住宅開発に伴い帰属を受けた路線も含め、延長174.5メートルについて新たに認定するものでございます。

資料11-7をごらんください。

新規認定に伴いまして、現行路線、延長79.1メートルを廃止するものでございます。

以上で、議案第16号 町道路線認定及び廃止についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第21 議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の

件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出につきましては500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のものなどとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

平成29年度熊取町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによるということでございます。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,408万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億3,586万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次ご説明させていただきます。

4ページをごらんになってください。

第2表繰越明許費補正でございます。

款 農林水産業費、項 農業費の農業用水路施設整備事業994万2,000円ですが、これは、大谷池水路改修工事の年度内完了が見込めないことから繰り越しを行うものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の道路施設維持修繕事業216万8,000円から最後の町道朝代和田大宮線道路整備事業629万5,000円までは、事業の年度内完了が見込めないことから繰り越しを行うものでございます。

次に、5ページに移りまして、第3表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、水道事業会計出資債につきましては、水道事業会計における安全対策事業費の確定に伴い、限度額を1,300万円減の3,000万円とするものでございます。

次の町道舗装事業から4つ下の町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては、いずれも事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を増額または減額するものでございます。

下から3つ目の熊取駅西整備事業及び熊取駅東西自由通路改修事業につきましては、事業未執行により限度額を皆減とするものでございます。

次の路面下空洞化対策事業につきましては、起債対象でないことが判明したため、限度額を皆減とするものでございます。

6ページに移りまして、公園整備事業につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を1,110万円減の900万円とするものでございます。

次の消防団分団器具庫改築事業とその下の中学校空調機器整備事業につきましては、大阪府市町村施設整備資金貸付金を充当するため、限度額を増額するものでございます。

最後の河川災害復旧事業につきましては、準用河川見出川災害復旧事業に対する国庫負担金の内示があったため、全額単独事業として計算していたものを補助事業債の増額と単独事業債の減額を計算し、計上したものでございます。総額としては1,280万円の減額となったものでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

7ページ、8ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税、目 個人の所得割3,300万円の増額及びその下、滞納繰越分700万円の増額、次の目 法人の法人税割1,500万円の増額につきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。

次の項 固定資産税、目 固定資産税の家屋1,000万円の増額及び償却資産1,000万円の増額、滞納繰越分800万円の増額につきましても、決算見込みによるものでございます。

続きまして、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金2,478万9,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の改定、保育士の処遇改善加算などによるものでございます。その下の障がい児通所給付費負担金2,590万7,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。次の児童手当負担金99万9,000円の減額につきましても、所要見込み額の減によるものでございます。その下の保険基盤安定負担金568万6,000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

次の目 災害復旧費、国庫負担金の河川災害復旧費負担金1,282万2,000円の増額につきましては、準用河川見出川災害復旧工事に係る国庫負担金でございます。

続きまして、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金344万円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。

次の目 民生費国庫補助金の地域生活支援事業統合補助金251万4,000円の減額につきましては、移動支援給付費に係る所要見込み額の減によるものでございます。

その下の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金1,146万6,000円の減額につきましては、交付額の確定によるものでございます。

続きまして、款 府支出金、項 負担金、目 民生費府負担金の保険基盤安定負担金48万2,000円の増額につきましては、後期高齢者医療特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。その下の子どものための教育・保育給付費負担金1,239万4,000円の増額につきましては、国庫負担金と同様に、人事院勧告に伴う公定価格の改定などによるものでございます。その下の障がい児通所給付費負担金1,295万4,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。次の児童手当負担金177万4,000円の減額につきましても、所要見込み額の減によるものでございます。その下の保険基盤安定負担金1,846万4,000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

続きまして、項 府補助金、目 総務費府補助金の大阪府市町村振興補助金2,000万円の増額につきましても、交付見込みによるものでございます。

その下の目 民生費府補助金の事務移譲交付金172万5,000円の減額につきましては、広域福祉に係る事務移譲交付金の決算見込みによるものでございます。次の地域健康福祉支援市町村総合補助金318万9,000円の減額につきましては、訪問看護利用料助成金に係る所要見込み額の減によるものでございます。

次のページに移りまして、地域生活支援事業統合補助金121万5,000円の減額につきましては、国庫補助金と同様に、移動支援給付費に係る所要見込額の減によるものでございます。次の事務移譲交付金6万1,000円の増額につきましては、広域福祉による事務移譲交付金の決算見込みによるものでございます。次の施設型給付費等地方単独費用補助金104万9,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の改定などによるものでございます。

次に、款 財産収入、項 財産売払収入、目 不動産売払収入の土地売払収入535万2,000円の増額につきましては、町有財産払い下げ等に伴う土地売買代金でございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金6,538万5,000円の増額につきましては、寄附実績によるもので、用途の指定がないものでございます。

次の目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億1,772万3,000円の増額につきましては、寄附実績によるもので、用途の指定があるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金の5,810万円の減額及びその下の目 財政調整基金繰入金の1億1,279万1,000円の減額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

議長（坂上巳生男君）議案説明の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。東野企画部理事兼財政課長。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金の7,000万円の増額につきましては、平成28年度の指定寄附分で、教育・子育て分野に充当するものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の公益信託泉州地域振興基金助成金30万円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。次の退職手当負担金3万7,000円の減額につきましては、退職手当に係る水道事業会計からの負担金で、平成30年1月からの退職手当引き下げによるものでございます。次の介護ロボット等導入支援特別事業費補助金返還金1万円の増額につきましては、平成28年度介護ロボット等導入支援特別事業費補助金の確定による事業者からの返還金でございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

16、17ページをごらんください。

財源振替の項目につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当5,900万9,000円の増額につきましては、早期退職3名、自己都合3名分でございます。

次に、目 財産管理費の公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金535万2,000円の増額につきましては、土地売却収入の積み立てでございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金2億4,068万6,000円の増額につきましては、寄附実績による積み立てでございます。

次の目 自治振興費の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金700万円の減額につきましては、執行見込みの減によるものでございます。

次の款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の福祉広域連携事務事業、福祉広域連携事務負担金62万4,000円の増額につきましては、広域福祉課による事務所実地指導の見込み減に伴い、大阪府からの交付金が減少したことによるものでございます。

次に、目 社会福祉費の障がい者地域生活支援事業、移動支援給付費679万4,000円の減額及びその下の障がい福祉事業、訪問看護利用助成金637万7,000円の減額につきましては、いずれも所要見込み額の減によるものでございます。

次に、目 後期高齢者医療費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金64万3,000円の増額につきましては、繰出金の確定によるものでございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、民間保育所運営委託料3,286万4,000円の増額及び次の施設型給付費1,572万7,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の改定及び処遇改善加算などによるものでございます。

次の目 児童施設福祉費の児童発達支援事業、障がい児通所給付費5,181万2,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

その下、目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費746万5,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

次の項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金3,220万円の減額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

項 介護保険費、目 介護保険費の介護ロボット等導入支援特別事業、国・府支出金等返還金1

万円を増額につきましては、平成28年度介護ロボット等導入支援特別事業費補助金の確定によるものでございます。

次の款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業、修繕費4,217万4,000円の減額につきましては、アルミ選別機の更新見送りによるものでございます。

次の目 し尿処理費のし尿処理場運営事業、修繕費900万円の減額につきましては、平成33年度から予定されているし尿処理広域化に伴って修繕内容を見直したことなどによるものでございます。

次に、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計出資事業、水道事業会計出資金1,300万円の減額につきましては、水道事業会計における安全対策事業費の確定によるものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料2,300万円の減額と次の目 道路新設改良費の道路新設改良事業、測量・設計・監理等委託料750万円の減額につきましては、いずれも執行額の確定などによるものでございます。次の熊取駅西整備事業、不動産鑑定手数料229万2,000円の減額から物件補償費算定委託料486万円の減額につきましては、熊取駅西整備事業の一部未執行によるものでございます。

次の項 都市計画費、目 公園費の公園整備事業、測量・設計・監理等委託料1,726万4,000円の減額につきましては、執行額の確定によるものでございます。

次の目 下水道費の下水道事業特別会計繰出事業、下水道事業特別会計繰出金421万7,000円の減額につきましては、特別会計における流域下水道建設費等負担金の減などによるものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

上から2つ目、款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費の職員給与関係事業（教育委員会費教育長分）、退職手当215万3,000円の増額につきましては、教育長の任期満了によるものでございます。

あと、22ページからの補正予算給与費明細書、25ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（「17時07分」延会）

3月熊取町議会定例会（第3号）

平成30年3月定例会会議録（第3号）

月 日 平成30年3月7日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	阪上 清隆
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）
議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算
議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算
議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算

議長（坂上巳生男君）皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30

年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(坂上巳生男君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第22 議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君) それでは、議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、歳入歳出とも事業費の確定による補正となっております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,228万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

第2条の地方債の補正につきましては、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものとしてございます。

4ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。地方債限度額の変更でございます。表の左側が補正前、右側が補正後となっております。流域下水道建設費等負担金の減額により、流域下水道事業の補正前の限度額1,860万円から430万円を減額し1,430万円に、地方公営企業法適用支援業務委託料の確定により、公営企業会計適用の限度額2,890万円から540万円を減額し2,350万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

5ページ、6ページは総括ですので、8ページ、9ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金の一般会計繰入金421万7,000円の減額は、歳入歳出予算における調整額として減額補正するものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の流域建設負担金等精算返納金1万円の増額及び流域維持管理負担金等精算返納金1,370万4,000円の増額は、平成28年度大阪府決算による負担金確定により返納されるものでございます。

次に、款 町債、項 町債、目 下水道債の流域下水道事業債430万円の減額は、流域下水道建設費等負担金の減額に伴うものでございます。

次に、公営企業会計適用債540万円の減額は、地方公営企業法適用支援業務委託料の確定に伴うものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 下水道費、項 下水道費、目 下水道総務費、節 委託料531万8,000円の減額は、地方公営企業法適用支援業務委託料の確定によるものでございます。

次の節 公課費1,018万7,000円の増額は、公営企業会計適用による平成29年度分の消費税確定申告見込み額によるものでございます。

次に、目 下水道建設事業費、節 負担金、補助及び交付金の流域下水道建設費等負担金507万

2,000円の減額は、流域下水道建設事業費の確定によるものでございます。

以上によりまして、5ページ、6ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から20万3,000円を減額し、補正後の額を13億9,228万9,000円とするものでございます。

最後に、12ページをごらんください。

地方債の補正調書でございます。表の右下の欄をごらんください。今回の補正によりまして、平成29年度末の地方債現在高見込み額が62億2,008万5,000円となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第23 議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第24 議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を一括して議題といたします。

本件2件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第19号及び第20号、いずれも負担金等の額の確定に伴う補正でございますので、続けてご説明申し上げます。

それでは、まず、議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）の確定に伴う補正と、同じく保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の確定に伴う補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ及び7ページをごらんください。

今回は、冒頭申し上げましたとおり、歳入の確定に伴う補正でございます。

まず、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料3,220万円の増額につきましては、繰入金の減額に伴う財源調整として補正するものでございますので、実際に納めていただく保険料がふえるというものではございません。

次に、款 繰入金、項 他会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）2,082万9,000円の減額でございますが、これは、当初予算に対しまして交付決定額が減額になったことによるものでございます。

次に、同じく目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1,137万1,000円の減額でございますが、これも先ほどと同じく、交付決定額の減額によるものでございます。

なお、8ページの歳出は財源振替を行ったものでございますので説明は省略させていただきます。

以上で、議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして、議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入の増額と保険基盤安定負担金の増額、これに伴う広域連合負担金の増額補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,914万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,508万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料で3,849万7,000円の増額でございます。これは、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれの決算見込みに合わせて特別徴収保険料を2,201万1,000円増額し、普通徴収保険料を1,648万6,000円増額するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金で64万3,000円の増額でございますが、保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをごらんください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金で3,914万円の増額でございます。保険料等負担金は市町村で徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を合算して広域連合に納入するものでございまして、今回は保険料増額分と基盤安定負担金の増額を合わせて補正するものでございます。

以上で、議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、議案第19号、第20号、いずれも原案どおりご決議賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、本2件に対しての質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第25 議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、主として墓苑追加、募集区画数の増加による永代使用料、管理手数料の増額に伴い、基金への積立金、歳出予算の不足が生じたため補正するものでございます。

まず、1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,621万2,000円と定めるものとさせていただきます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてさせていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、6ページをお開きください。

歳入でございます。

款 使用料及び手数料、項 使用料251万円、また同じ款で項 手数料12万6,000円、これは当初予定していた追加募集区画数は10区画と見込んでおりましたが、15区画となり、5区画増となりましたので、永代使用料、管理手数料ともに増額するものです。

次に、款 財産収入の4,000円は、墓地基金利子の確定に伴い補正するものとさせていただきます。

次ページをお開きください。

歳出予算でございます。

款の基金積立金264万円の増額は、今回の歳入増に伴い墓地基金積立金を増額するものとさせていただきます。

以上で、議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第26 議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、人事異動等に伴う人件費及び水道管路耐震化事業費の確定に伴う一般会計出資金の補正を行うものとさせていただきます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。平成29年度熊取町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとさせていただきます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。

平成29年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとさせていただきます。

支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額に696万7,000円を増額し、補正後の額を9億2,397万2,000円とするものとさせていただきます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億8,509万1,000円とするものとさせていただきます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,127万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,427万円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億9,143万円」を「過年度分損益勘定留保資金2億443万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとさせていただきます。

収入として、第1款 資本的収入、第3項 他会計繰入金の既決予定額から1,300万円を減額し、補正後の額を3,000万円とするものでございます。それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を1億9,937万3,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額に696万7,000円を増額し、補正後の額を1億5,249万8,000円とするものでございます。

次の2ページは、平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

詳細につきましては、6ページからの説明書でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的支出の表をごらんください。

今年度における人事異動及び退職手当の支給水準の引き下げに伴い、退職手当負担引当金繰入額696万7,000円の増額補正を行うものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額9億7,812万4,000円に補正予定額696万7,000円を増額し、9億8,509万1,000円とするものでございます。

続きまして、7ページの資本的収入の表をごらんください。

水道管路耐震化事業費の確定に伴い、一般会計出資金1,300万円の減額補正を行うものでございます。

以上により、資本的収入合計の既決予定額2億1,237万3,000円から補正予定額1,300万円を減額し、1億9,937万3,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

平成29年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）でございます。4ページは、補正予算給与費明細書でございます。また、5ページは、平成29年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第2号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第27 議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算の件、日程第28 議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第29 議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第30 議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第31 議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第32 議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算の件及び日程第33 議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件について順次説明を求めます。

初めに、議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）それでは、議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

30年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては、町長が町政運営方針に

よって申し上げますので、私からは予算の内容につきまして、予算書に基づき、主に増減額が大きかったものを中心に説明申し上げます。

まず、予算書の3ページをお願いします。

議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算。

平成30年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ124億1,126万1,000円でございます。平成29年度と比較いたしますと2億1,862万1,000円、1.7%の減となりました。主な増減につきましては後ほど説明いたします。

第1条の第2項では、予算の款項の区分及び金額は、4ページからの第1表によるしております。

次に、第2条で債務負担行為について定めております。内容につきましては、8ページの第2表をごらんください。

主なものとしたしましては、上から5段目の永楽ゆめの森公園指定管理委託で、平成32年度までの期間の債務負担行為でございます。限度額は2,995万円となっております。

3ページに戻っていただきまして、次に、第3条の地方債でございます。

内容につきましては、9ページの第3表をごらんください。

中央保育所改修事業710万円、広域廃棄物処分場整備事業30万円、水道事業会計出資債3,000万円、町道舗装事業1,230万円、町道小谷穴釜線整備事業2,470万円、交通安全施設整備事業330万円、橋りょう修繕事業2,290万円、町道久保高田線歩道拡幅事業130万円、熊取駅西整備事業240万円、続いて、10ページをお願いします。（仮称）駅前延伸線整備事業450万円、公園整備事業1,010万円、防災資機材整備事業210万円、小学校空調機器整備事業7,190万円、小学校施設改修事業1,200万円、農業施設災害復旧事業（過年災害分）380万円、及び臨時財政対策債5億7,000万円でございます。合計で7億7,870万円となり、平成29年度と比較いたしますと1億3,670万円の減となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

3ページにお戻りください。

第4条の一時借入金でございます。これは、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。平成30年度も前年度と同様、10億円を限度として設定しております。

続きまして、第5条 歳出予算の流用でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能とすると定めております。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

13ページをお願いします。

まず、総括表に基づき、歳入の主なものにつきまして前年度と比較しながら説明させていただきます。

増額した主な科目につきましては、1、町税が2,572万8,000円増の41億983万4,000円、10、地方交付税が3,600万円増の24億9,800万円、14、国庫支出金が1億304万7,000円増の15億5,918万5,000円、15、府支出金が2,932万3,000円増の10億2,137万1,000円、17、寄附金が1億円の皆増となっております。これに対し、減額した主な科目でございますが、5、株式等譲渡所得割交付金が1,200万円減の3,500万円、6、地方消費税交付金が4,900万円減の7億円、18、繰入金が3億3,449万円減の6億8,882万4,000円、21、町債が1億3,670万円減の7億7,870万円となっております。

次に、14ページの歳出でございます。

増額した主な科目につきましては、3、民生費が1億2,915万6,000円増の52億8,968万9,000円、9、教育費が3,908万4,000円増の13億5,656万7,000円となっております。これに対しまして減額した主な科目でございますが、4、衛生費が1億1,179万4,000円減の12億6,693万1,000円、7、土木

費が1億5,138万6,000円減の10億4,520万2,000円、8、消防費が7,523万5,000円減の5億9,281万4,000円、10、公債費が6,625万5,000円減の10億4,123万5,000円となっております。

それでは、次に歳入予算から目単位で前年度と比較しながら少し詳細に説明をさせていただきます。

16ページをお願いします。

まず、町税ですが、項 町民税、目 個人につきましては納税義務者数の増加により3,675万8,000円増の22億577万円となり、また、目 法人につきましては法人の増収見込みにより532万3,000円増の9,637万4,000円となり、町民税合計では4,208万1,000円増の23億214万4,000円となっております。

その下の固定資産税につきましては、家屋における評価替えの影響などにより1,183万9,000円減の15億4,481万6,000円となっております。

軽自動車税につきましては、登録台数の増加などにより474万9,000円増の1億352万6,000円となっております。

次の町たばこ税につきましては、売り渡し本数の減少により926万3,000円減の1億5,934万8,000円となっております。

その下の地方譲与税から18ページの一番下、交通安全対策特別交付金につきましては、国が発表する地方財政計画を参考に算定しております。

18ページの上から3段目の地方消費税交付金につきましては、地方財政計画の見込みを加味し、4,900万円減の7億円となっております。

一番下から2段目、地方交付税につきましては、地方財政計画及び本町独自の増減要因を加味し、3,600万円増の24億9,800万円となっております。

続きまして、22ページをお願いします。

ページ下の国庫支出金でございます。項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金につきましては6,019万4,000円増の12億4,498万8,000円となっておりますが、これは、障がい者自立支援給付費負担金が介護訓練等給付費の増などにより増加したことや、障がい児通所給付費等負担金が給付費の増により増加したことによるものでございます。

次に、24ページ、項 国庫補助金、目 衛生費国庫補助金につきましては1,094万5,000円増の1,406万8,000円となっておりますが、これは、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業補助金が増加したことなどによるものでございます。

次の目 土木費国庫補助金につきましては3,526万5,000円減の1億2,424万4,000円となっておりますが、これは、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が道路舗装工事など補助対象事業費の減に伴い減少したことなどによるものでございます。

続きまして、ページ一番下、府支出金をごらんください。

項 府負担金のうち目 民生費府負担金につきましては3,267万2,000円増の6億8,368万7,000円となっておりますが、これは、障がい者自立支援給付費負担金及び障がい児通所給付費等負担金が国庫支出金と同じく増加したことなどによるものでございます。

続きまして、28ページをお願いします。

ページ下のほう、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金につきましては1億円の皆増となっておりますが、これは、歳出のくまとりふるさと応援寄附事業の計上にあわせ歳入予算にも計上したものでございます。

次に、その下の繰入金でございます。目 公共施設整備基金繰入金につきましては1億710万円減の1億4,300万円となっておりますが、これは、投資的事業における普通建設事業費充当額の減によるものでございます。

次の目 財政調整基金繰入金につきましては6億3,600万円減の9,900万円となっており、一般財源の不足に対応するため繰り入れるものでございます。

30ページに移りまして、目 くまとりふるさと応援基金繰入金につきましては2億158万1,000円増の2億279万2,000円となっており、過去に受けた寄附金を活用するため繰り入れるものでございます。

また、最後の目 減債基金繰入金につきましては2億円の皆増となっており、公債費に充当するため繰り入れるものでございます。

繰入金合計では3億3,449万円減の6億8,882万4,000円となるものでございます。

続いて、一番下の諸収入でございます。項 雑入、目 雑入につきましては1,021万2,000円減の1億8,711万円となっておりますが、これは、32ページの電算システムの改修に係る各特別会計からの負担金が減少したことなどによるものでございます。

32ページの町債につきましては、9ページ、10ページの第3表地方債のところでご説明申し上げたとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、36ページをお願いします。

続きまして、歳出予算につきまして主なものを前年度と比較しながら説明させていただきます。

まず、議会費でございます。職員給与関係事業、議会費において人事異動等の影響で人件費が減少したことなどにより、議会費全体で165万1,000円減の1億2,480万9,000円となっております。

次に、38ページの総務費でございます。項 総務管理費、目 一般管理費につきましては5,106万3,000円増の8億5,954万5,000円となっておりますが、これは、39ページの職員給与関係事業（一般管理費一般職分）において退職手当が定年退職者数の増により増加したことなどによるものでございます。

少し飛びます。50ページをお願いします。

目 企画費につきましては4,035万3,000円減の1億319万円となっておりますが、これは、53ページのくまとりふるさと応援寄附事業において寄附額に対する謝礼品の割合の低下により、謝礼品費が減少したことなどによるものでございます。

少し飛びまして62ページをお願いします。

項 徴税費の目 賦課徴収費につきましては1,842万2,000円減の1,804万9,000円となっておりますが、これは、65ページの固定資産税賦課事業において、路線価更新等業務委託料が皆減したことなどによるものでございます。

続きまして、民生費に移らせていただきます。72ページをお願いします。

項 社会福祉費、目 社会福祉総務費につきましては1,088万1,000円増の1億4,486万1,000円となっておりますが、これは、職員給与関係事業、社会福祉総務費において人事異動等の影響で人件費が増加したことなどによるものでございます。

74ページをお願いします。

目 社会福祉費につきましては5,994万5,000円増の8億7,673万円となっておりますが、これは、少し飛びまして77ページの下の方、障がい者自立支援給付事業において、79ページに記載の介護訓練等給付費が利用見込みの増により増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、80ページをお願いします。

目 老人福祉費につきましては515万4,000円増の7,898万9,000円となっておりますが、これは、83ページの老人憩の家維持管理事業において老人憩の家の耐震診断に係る経費の増などにより増加したことによるものでございます。

少し飛びまして86ページをお願いします。

項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては5,582万5,000円増の8億8,468万9,000円となっておりますが、これは、87ページにございます民間保育所等助成事業において、89ページの民間保育所運営委託料及び施設型給付費が処遇改善加算の影響などにより増加したことなどによるものでございます。

次に、88ページの下のほう、目 児童福祉施設費につきましては1,607万5,000円増の9億3,262万4,000円となっておりますが、これは、91ページの保育所運営事業において中央保育所大規模改修実施設計に係る経費が皆増したことや、93ページの児童発達支援事業において障がい児通所給付費が利用見込みの増により増加したこと、さらにその下にございます学童保育運営事業において、指定管理委託料が児童数の増に伴い増加したことなどによるものでございます。

次に、94ページをお願いします。

項 国民健康保険費、目 国民健康保険費につきましては3,195万5,000円減の3億8,656万2,000円となっておりますが、これは、国民健康保険事業特別会計繰出事業において、基準の変更による繰出額が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、衛生費の説明に移ります。少し飛びまして102ページをお願いします。

項 保健衛生費、目 公害対策費につきましては1,003万円増の1,042万7,000円となっておりますが、これは、105ページの地球温暖化対策事業において地球温暖化対策実行計画策定に向け、カーボン・マネジメント強化事業支援委託料が皆増したことによるものでございます。

続いて、106ページをお願いします。

項 清掃費、目 塵芥処理費につきましては4,993万6,000円減の5億2,423万6,000円となっておりますが、これは、環境センター運営事業において修繕料で押し込み送風機の更新に係る経費が皆増したものの、前年度に計上しておりましたアルミ選別機の更新に係る経費などが皆減したことなどにより減少となったものでございます。

次に、108ページをお願いします。

目 し尿処理費につきましては6,118万4,000円減の1億6,453万円となっておりますが、これは、し尿処理場運営事業において平成33年度からのし尿処理広域化により施設の修繕料が減少したことによるものでございます。

続きまして、農林水産業費に移ります。114ページをお願いします。

項 農業費、目 農地費につきましては788万4,000円減の3,478万8,000円となっておりますが、これは、117ページの下のほう農業用水路施設整備事業において改修箇所数の減により水路改良整備事業補助金が減少したことによるものでございます。

続きまして、商工費の説明に移ります。120ページをお願いします。

項 商工費の目 商工業振興費につきましては743万円増の5,020万2,000円となっておりますが、これは、123ページの上のほう産業活性化基金事業において各補助メニューの見込み増に伴い、産業活性化事業補助金が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、土木費の説明に移ります。126ページをお願いします。

項 道路橋りょう費、目 道路維持費につきましては9,998万1,000円減の1億4,697万4,000円となっておりますが、これは、道路維持事業において橋梁の点検業務や修繕に係る設計業務が皆減したこと、舗装修繕に係る工事費が投資的経費抑制の関係で減少したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、132ページをお願いします。

項 都市計画費、目 公園費でございますが2,032万8,000円減の1億1,867万5,000円となっておりますが、これは、公園整備事業において、長池オアシス公園測量設計業務が皆減したことなどによるものでございます。

次に、136ページをお願いします。

目 下水道費につきましては5,619万4,000円減の3億1,134万8,000円となっておりますが、これは、下水道事業会計繰出事業における公債費の減などによるものでございます。

次に、消防費の説明に移らせていただきます。138ページをお願いします。

項 消防費、目 常備消防費につきましては4,723万8,000円増の5億5,139万6,000円となっておりますが、これは、泉州南消防組合運営事業において、泉州南消防組合負担金が組合職員の退職に

伴う退職手当の増などにより増加したことによるものでございます。

次に、その下の目 非常備消防費につきましては1億2,993万4,000円減の1,745万7,000円となっておりますが、これは、141ページ中ほどの消防施設管理事業において消防団分団器具庫の改築及び耐震補強に係る工事費が皆減したことによるものでございます。

続きまして、教育費の説明に移ります。少し飛びまして、148ページをお願いします。

項 小学校費、目 学校管理費につきましては1億7,085万5,000円増の3億5,798万9,000円となっておりますが、これは、151ページの小学校維持管理事業において1年生から3年生の普通教室と全ての支援教室に空調設備を設置すること、並びに中央小学校西校舎トイレの洋式化改修に伴い、維持修繕工事費が増加したことによるものでございます。

少し飛びまして、154ページをお願いします。

項 中学校費、目 学校管理費につきましては1億1,665万1,000円減の8,446万5,000円となっておりますが、これは、中学校維持管理事業において、空調設備設置経費が皆減したことによるものでございます。

少し飛びまして、162ページをお願いします。

項 社会教育費、目 公民館費につきましては472万円増の3,091万8,000円となっておりますが、165ページの教育・子どもセンター管理運営事業において、管理運営に係る費用とリニューアルに必要な施設整備工事が皆増となったことによるものでございます。

少し飛びまして、178ページをお願いします。

中ほどの公債費につきましては、元金が5,609万5,000円減の9億8,686万9,000円、利子が1,016万円減の5,436万6,000円となっておりますが、これは平成29年度債の借り入れにより据置期間を設けたことによる元金の減少並びに町債の償還が進んだことによるものでございます。

その下の災害復旧費につきましては、枠取り計上に加えて、目 農業施設災害復旧費において、農道小垣内山田線の災害復旧工事費を計上しているものでございます。

180ページをお願いします。

予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合などに予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、従来と同様の予算措置としております。

182ページ以降につきましては明細書あるいは調書となっておりますので、別に配付の予算附属資料とあわせて後ほどご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、本年度の国保特会の予算の特徴でございますが、ご存じのとおりこの平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となる、いわゆる都道府県化が実施されることとなります。

この都道府県化に伴い、医療機関への支払い等は全て都道府県から交付される保険給付費等交付金で賄われることとなり、この交付金の原資となる事業費納付金を市町村が都道府県に納めるため、市町村が保険料を徴収し、これまでと同様、一般会計から法定の繰り入れを行うこととなるものでございます。これが、いわゆる事業費納付金の仕組みとなっております。

また、この事業費納付金は、大阪府から確定額が示され、この事業費納付金を賄う保険料を確保するに当たっては、同じく大阪府が示す市町村標準保険料率を採用することとなるものでございます。

予算の流れが従前は町が医療費等を支払うために町が単独で公費を収受し、保険料を収納するという流れになっておりましたが、都道府県化に伴い、医療費、保健事業費は、同様に町から支払う

ものの、その支払いの財源となる保険給付費等交付金を賄うため、大阪府に事業費納付金を納める流れが加わるというものでございます。

このように追加される資金の流れでございます事業費納付金に関連するものは、大阪府から示される数値をもとにした予算となっております。

それから、これも都道府県化に伴うものでございますが、平成29年度まで実施されておりました共同事業が廃止されており、歳入歳出ともに予算規模が縮小しておるものでございます。

以上が都道府県化に伴う30年度予算の特徴となります。

それでは、予算書195ページをごらんください。

平成30年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億4,349万6,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用といたしております。

それでは、内容につきましては、201ページ以降の事項別明細書で主な項目の説明とさせていただきます。

まず、今回は、都道府県化に伴い予算の組み替えということになってございますので、まず総括でその大枠をつかんでいただきたいと思っております。

201ページ、1、総括、歳入をごらんください。

国民健康保険料は、これまで歳出予算を見込んだ上で、歳入である保険料以外の国や府からの公費や他の医療保険からの支援を見込み、その不足分を保険料として計上しておりました。平成30年度からは、保険料は大阪府が示す国民健康保険事業納付金の一部として大阪府に納めることとなりますので、大阪府が算定し、示す額を計上しておるものでございます。

次に、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金は、都道府県化により市町村に交付する保険給付費等交付金の原資とするため、大阪府で国や基金から交付を受けることとなり、30年度からは市町村の歳入とはならないため、予算は皆減となっております。

しかし、これらは、大阪府に一旦歳入され、事業費納付金と集計いたしまして、あわせて原資として府支出金である保険給付費交付金として交付されるため、府支出金が逆に大幅に増額となっております。

また、共同事業交付金は、共同事業が平成29年度で廃止となりますので、予算は皆減となります。繰入金は国基準、大阪府運営方針の統一基準によるもので、大きな変更はございません。

続きまして、202ページ、歳出でございます。

総務費、保険給付費は、これまでと同様に見込んでいます。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、それから介護納付金は、大阪府が府内の全ての市町村分を一括して支払うこととなりますので、市町村での予算の計上が必要なくなるため皆減となります。

老人保健拠出金と共同事業拠出金は、平成29年度で制度が廃止となります。

次に、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度から都道府県化により新たに計上しているもので、保険料と府の運営方針の統一基準により給付に係る一般会計からの繰入金及び過去3年の滞納

繰越収納額の平均の60%を合計したもので、これも大阪府が示す額を計上しておるものでございます。

続きまして、諸支出金でございます。平成29年度に国庫支出金で収入しております療養給付費負担金は、翌年6月に実績報告を行い、交付額に過不足があった場合は、翌年度に追加交付を受けたり、諸支出金の補正により返還をさせていただいております。平成30年度以降は、国庫支出金の療養給付費負担金は、歳入でもご説明いたしましたとおり、大阪府で収入することとなりますので、平成29年度分のみ平成30年度に市町村ごとで精算し、過不足の対応を行うこととなっております。

なお、過去5年間を見ますと、交付超過で返還しております。平成29年度の実績報告でも交付超過となる可能性がありますので、当初予算において一定額を見込ませていただいております。

ただいま申し上げました内容が当初予算の主な変更点でございます。

それでは、個別に歳入についてご説明申し上げます。

204ページをお開きください。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料は10億5,461万4,000円で、対前年度比9,814万7,000円の減額となっております。先ほど申し上げましたように、大阪府が事業費納付金の財源の内訳として示している保険料額、これを計上しております。

次に、目 退職被保険者等国民健康保険料656万8,000円、対前年度比1,355万1,000円の減額ですが、同じく大阪府に納付する額を計上しているもので、退職被保険者数は77人と推計してございます。

次に、2つ飛びまして、款 国庫支出金、項 国庫負担金とその下にございます款 国庫支出金、項 国庫補助金、それから、206ページ一番上の、款 療養給付費交付金、款 前期高齢者交付金及び款 府支出金、項 府負担金につきましては、今回の制度改正におきまして、一旦大阪府に歳入されることとなりますので、廃止科目となり、前年度に対しまして皆減となるものでございます。

また、その下にございます款 府支出金、項 府補助金は、大阪府より交付されます補助金の内訳となっております。

目 事業助成補助金でございますが、こちらは、精神・結核医療給付費に係る府からの補助金で、平成30年度以降において、府運営方針の統一規準によりまして保険料の中で賄うこととなっておりますため、皆減となっておりますのでございます。

次に、目 保険給付等交付金は36億8,549万円で、対前年度比皆増でございます。これは、都道府県化に伴い、医療給付費に係る費用の全額及び保健事業費に係る経費や保険者努力支援分、それから、大阪府独自のインセンティブ分などが大阪府から交付されるものでございます。

続きまして、款 府支出金、項 府補助金、目 府財政調整交付金は皆減となっております。こちらも今回の制度改正によって保険給付費等交付金に再編されることにより廃止科目となるものでございます。

次に、款 共同事業交付金、項 共同事業交付金、目 共同事業交付金、同じく目 保険財政共同安定化事業交付金でございますが、こちらも制度が廃止されますので、皆減となるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は3億8,656万2,000円、対前年度比3,195万5,000円の減額でございます。

冒頭でご説明いたしましたように、基準に基づく繰り入れで、その内訳ですが、207ページ一番下の説明欄でございますが、まず、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が1億7,716万3,000円、低所得者に対する保険料軽減分を補填するための繰り入れでございます。

次の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の1億309万1,000円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するためのものでございまして、算定基準となる対象者の減少に伴いまして、前年度に比べまして減額となっております。

また、保険者支援分につきましては、大阪府が事業費納付金算定に積算している額、これと同額を計上しておるものでございます。

次に、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費に対して7,122万1,000円を繰り入れるものでございます。

次に、出産育児一時金繰入金の1,260万円は、歳出で計上しております出産育児一時金の3分の2の額を繰り入れるものでございます。

次に、財政安定化支援事業繰入金でございますが、法定軽減対象の世帯の割合が全国平均を超えた場合及び高齢被保険者の割合が全国平均を超えた場合に対象となる法定繰入金でございます。総務省から出されている基準により、大阪府の指示に基づいて算出しているもので、軽減世帯割合の基準が上がったことによりまして、平成29年度と比較いたしますと1,886万1,000円の減額となっております。

次に、208ページ、209ページをごらんください。

その他一般会計繰入金1,001万7,000円でございますが、大阪府の調整交付金の交付基準により、これまで条例に基づく保険料減免や医療費助成を実施していることによる国庫支出金の療養給付費負担金の減額分について繰り入れしていたものでございますが、府運営方針の統一基準では、保険料減免、これは保険料で賄うことと定められており、重度障がい、老人、ひとり親の医療費助成の地方単独分については、大阪府から示された額と子ども医療の中学生に係る地方単独分、これを一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が歳入の主な内容となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

210ページをごらんください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、6,446万5,000円で、対前年度比1,116万4,000円の減額でございます。一般管理費については人件費など国保運営事務に要する経費でありまして、減額の主なものといたしましては、国保担当職員を8人から7人に減員したことによる職員給与関係事業の減や電子計算機使用負担金などの減額によるものとなっております。

次に、212ページ、一番下の欄から214ページにかけてでございます。

款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、214ページ、本年度計で30億9,583万4,000円で対前年度比2億681万6,000円の減額、これは、平成29年度の見込み額を含む過去4年間の医療費実績及び被保険者数の伸びをもとに算定したものでございます。

次に、款 保険給付費、項 高額療養費、目 一般被保険者高額療養費は4億796万6,000円で、対前年度比3,985万1,000円の減額となるものでございます。

目 退職被保険者等高額療養費は700万円で、対前年度比150万円の減額となるものでございます。これらの計上につきましても、先ほどの療養諸費と同様の方法により算出したものでございます。

2つ飛んで、次に、款 保険給付費、項 葬祭費、目 葬祭費は355万円で、対前年比92万5,000円の増額となるものでございます。これは、都道府県化に伴い、府運営方針の統一基準で現行3万5,000円から5万円の引き上げによるものでございます。

次に、216ページ、217ページをごらんください。

款 後期高齢者支援金等、款 前期高齢者納付金等及び款 介護納付金、これは冒頭でご説明申し上げましたとおり、大阪府での歳出となり、また、款 老人保健拠出金及び218ページ上段の款 共同事業拠出金は、制度の廃止に伴い廃止科目となりますので、皆減となっておりますのでございます。

次に、款 国民健康保険事業費納付金、項 医療給付費分9億6,169万3,000円は、都道府県化による制度改正に伴い、大阪府が示す事業費納付金の額を大阪府に納付するため新設された科目でございます。同様に下の2つ、項 後期高齢者支援金分3億871万2,000円、項 介護納付金分9,233万7,000円を医療給付分と同様に計上するものでございます。

続きまして、218ページ下段から220、221ページをごらんください。

款 保健事業費、項 特定健康診査等事業費、目 特定健康診査等事業費は3,351万5,000円で、対前年度比253万円の増額でございます。これは、詳細項目であります心電図や眼底検査の要件を国が拡充したことによる受診見込み対象者が増加することによるものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費は3,126万2,000円で、対前年度比468万3,000円の減額でございます。これは、人間ドック助成金、脳ドック助成金について、近年の被保険者の減少等によるものでございます。

次に、222、223ページをごらんください。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 療養給付費等負担金償還金は、冒頭でご説明いたしましたとおりでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、224ページから229ページの給与費明細書、230ページの債務負担行為に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の233ページをごらんください。

平成30年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,576万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、内容につきましては、239ページ以降の事項別明細書で主な項目の説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

242ページをごらんください。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料4億4,134万円、対前年度比3,542万円の増額でございます。これは、被保険者数の増加によるものでございまして、平成29年度は、平均被保険者の見込みが4,974人であったものを、平成30年度は400人増の5,374人と見込んでおります。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金1億3,440万5,000円で、対前年度比626万3,000円の増額でございます。このうち事業費繰入金は、大阪府後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と町の事務費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の節 保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担するための繰入金でございます。増額の要因につきましては、被保険者数の増加に伴う保険基盤安定負担金の増加によるものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

244ページをごらんください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、2,505万5,000円、対前年度比300万2,000円の減額でございます。減額の要因につきましては、電子計算機使用負担金等の減に伴うものでございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費でございますが、130万5,000円で、対前年度比1万5,000円の増額でございます。

次に、款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金でございますが5億4,859万7,000円、対前年度比4,466万5,000円の増額でございます。内訳といたしましては、被保険者から納付された保険料と低所得者への保険料軽減分を公費補填として受け入れる保険基盤安定繰入金を、それを合わせて大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するための保険料等負担金が5億3,263万2,000円、また、広域連合の事務費等の総務的経費に対する本町の負担金が1,596万5,000円となっております。

増額の要因につきましては、先ほど説明いたしました被保険者数の増に伴う保険料徴収金の増及び保険基盤安定繰入金の増による保険料等負担金の増加によるものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、248ページから252ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。議長（坂上巳生男君）次に、議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算の概要についてでございます。平成30年度は、現在策定中の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度となるため、保険料や保険給付費等については、計画値をもとに予算編成を行っております。

なお、本計画期間の3年間においても高齢化に伴う利用者の増加が見込まれることから、保険給付費等は増加すると見込んでおり、それに伴い保険料等についても増加し、平成30年度における予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度34億1,962万3,000円に対して1億241万5,000円、約3%増の35億2,203万8,000円となっております。

それでは、予算書の255ページをごらんください。

平成30年度熊取町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

まず、第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億2,203万8,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとございます。

次に、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

次に、第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号において、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

主な予算の内容につきましては、261ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。261ページ、262ページは総括でございますので、説明を省略いたします。

264ページ、265ページをお開きください。

歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては8億8,364万7,000円で、対前年度比4,628万8,000円の増となっております。これは、保険料率の改定及び被保険者数の増等によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金でございますが、6億408万6,000円で、対前年度比1,317万6,000円の増となっております。これは、歳出における保険給付費が増となったことにより、国負担分につきましても増額となったものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 調整交付金は2,546万2,000円で、対前年度比1,961万5,000の増となっております、これは、高齢化に伴い後期高齢者の加入割合の増加が見込まれることなどから、国の交付見込み額が増額となったものでございます。

その下の目 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業でございますが、2,253万3,000円で、対前年度比818万6,000円の増となっております。これは、歳出における保険給付費の介護予防訪問介護及び通所介護が平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことにより、介護予防・日常生活支援総合事業費が増となったことに伴い、国負担分につきましても増額となったものでございます。

また、その下の目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業は2,424万9,000円で、対前年度比104万1,000円の増となっております。これは、歳出における包括的支援事業・任意事業費において、広域的な医療、介護連携の強化を図るため、平成30年度から新たに在宅医療・介護連携推進事業委託料が増となったことなどにより、国の負担分につきましても増額となったものでございます。

その下の目 介護保険事業費補助金98万円につきましては、平成30年度における制度改正に対応するためのシステム改修費に対する国からの補助金でございます。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金8億7,416万6,000円で、対前年度比1,539万6,000円の減となっております。これは、歳出における保険給付費に対し、第2号被保険者の負担分として交付されるものでございますが、その負担割合が平成30年度から28%から27%に変更されることにより減となったものでございます。

その下の目 地域支援事業支援交付金3,042万円、対前年度比1,033万4,000円の増につきましては、国庫補助金でもご説明させていただきましたとおり、歳出における保険給付費の介護予防・訪問介護及び通所介護が、平成29年4月から開始した地域支援事業費の介護予防・生活支援総合事業費に移行し、事業費が増加したことにより増額となったものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金4億4,815万1,000円で、対前年度比653万4,000円の増につきましては、歳出における保険給付費が増となったことにより、府負担分につきましても増となったものでございます。

次に、項 府補助金、目 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業1,408万3,000円で、対前年度比511万6,000円の増、また、その下の目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業1,212万4,000円、対前年度比52万円の増につきましては、国庫補助金と同様の内容となりますので省略させていただきます。

それでは、次のページ、266ページ、267ページをごらんください。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金4億470万6,000円で、対前年度比758万円の増、その下の目 地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業1,408万3,000円、対前年度比511万6,000円の増、また、その下の目 地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業1,212万4,000円、対前年度比52万円の増につきましては、歳出における保険給付費及び地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費の増によるものでございます。

次に、その下の目 低所得者保険料軽減繰入金703万1,000円、対前年度比12万3,000円の増となっております。これは、所得段階第1段階の保険料については公費を投入し、保険料の軽減を行っており、それに対する国・府の負担金を一般会計で収入し、町負担分と合わせ一般会計から繰り入れるものでございます。

また、その下の目 その他一般会計繰入金1億685万7,000円については、右の説明欄に記入してあります職員給与費等繰入金は、歳出の総務費の職員給与関係事業で計上しております。また、事務

費繰入金については、介護保険料の賦課徴収や要介護認定等に係る事務費を、それぞれ一般会計から全額繰り入れるものでございます。

次に、その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金3,698万2,000円で、対前年度比370万円の減となっています。

それでは、268ページ、269ページをごらんください。

続きまして、歳出でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費ですが、6,159万9,000円で、対前年度比304万5,000円の減となっております。

少しページを飛ばしていただきまして、272ページ、273ページをお開きください。

次に、保険給付費でございます。

平成30年度の予算においては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度であることから、計画に基づき給付費を計上しております。

それでは、まず、款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費29億8,524万2,000円で、対前年度比1億1,471万9,000円の増となっております。これは、給付実績に基づき見込んでいるものでございます。

次に、項 介護予防サービス等諸費、目 介護予防サービス等諸費6,395万8,000円で、対前年度比4,571万7,000円の減となっております。こちらにおいても介護サービス等諸費と同じく給付費の増加が見込まれますが、介護予防サービス等諸費のうち介護予防訪問介護及び通所介護につきましては、平成30年4月から地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業へ完全に移行されるため、介護予防サービス全体では減となったものでございます。

次の274ページ、275ページをごらんください。

まず、項 高額介護サービス等費8,000万円、対前年度比651万円の増につきましては、これまでの利用実績等を踏まえ、給付費の見込みを行ったものでございます。

その下の項 高額医療合算介護サービス等費、その下の項 特定入所者介護サービス等費は、それぞれ減となっておりますが、こちらにつきましても高額介護サービス等費と同様に利用実績等により給付費の見込みを行ったものでございます。

次に、款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費1億162万3,000円で、4,014万7,000円の増につきましては、介護予防サービス等諸費で説明させていただきましたとおり、介護予防訪問介護及び通所介護につきましては、平成30年4月から地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業へ完全移行されることから増となったものでございます。

次に、276ページ、277ページの一番下の款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費でございますが、6,301万4,000円で、対前年度比346万8,000円の増となっております。こちらは、次のページ、278ページ、279ページの包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業委託料や任意事業における介護給付費適正化事業の推進のための人件費の増によるものでございます。

次に、284ページから289ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず、平成30年度予算の総括説明といたしましては、前年度と比べると5年ごとにお支払いいた

だく管理手数料と指定管理者制度の導入に伴う維持管理費の減少により予算規模が小さくなっておりますが、運営内容に変わりはありません。

それでは、293ページをお開きください。

平成30年度熊取町の墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、第1項は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,453万5,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

また、第2条は、債務負担行為の設定でございまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度は、第2表債務負担行為によるものとしてございます。

296ページをお開きください。

債務負担行為の事項といたしまして、熊取永楽墓苑指定管理委託、期間は、平成30年度から平成32年度の3年間、限度額は620万円とするものでございます。

では、歳入歳出予算の説明をいたしますので、302ページをお開きください。

歳入でございます。

特に説明するものといたしましては、一番下の款 諸収入の公園事業事務費負担金4,000円について、これまでは、永楽ゆめの森公園との共用管理部分等の費用は、一旦この特別会計で立てかえた形で支払い、後で一般会計より公園分費用を負担金として特別会計へ入れてもらっていた分でございますが、町所有の管理棟の火災保険料を除いては指定管理委託料により公園に係る経費については一般会計から、また、墓苑に係る経費については特別会計から直接処理できるようになったため、大幅に減額となっております。

次に、歳出でございます。

次ページをお開きください。

款 墓園費の総額といたしまして747万円で、ここから内訳の一番下の墓園使用料等還付金397万6,000円を差し引いた額が維持管理費となり、墓苑の運営費となります。

指定管理者の導入に伴う効果額といたしましては、その額から先ほどの歳入の公園事業事務費負担金を差し引いた前年度との比較は185万1,000円でございます。つまり、この185万1,000円が予算ベースでの指定管理者制度の導入に伴う効果額でございます。

次に、款 基金積立金の墓地基金積立金は、歳入で計上した永代使用料、管理手数料、墓地基金利子の合計額を基金に積み立てるものでございます。

簡単でございますが、以上で、議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第1条、総則でございまして、平成30年度熊取町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

給水戸数は1万8,000戸とし、前年度より350戸の増加としてございます。

年間総給水量は454万立方メートル。1日平均給水量は1万2,438立方メートルで、前年度比1.95%の増加を見込んでございます。

次に、主要な建設改良事業の事業費を5億114万9,000円とし、前年度比1億9,104万5,000円の増となっております。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 事業収益9億9,441万3,000円は、前年度比750万2,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 営業収益8億895万9,000円は、前年度比126万8,000円の増、第2項 営業外収益1億8,544万4,000円は、前年度比623万4,000円の増、第3項 特別利益1万円は、前年度と同額としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 事業費9億6,182万3,000円は、前年度比1,582万1,000円の減となっております。

内訳としましては、第1項 営業費用9億1,291万9,000円は、前年度比360万6,000円の減、第2項 営業外費用2,563万1,000円は、前年度比1,221万5,000円の減、第3項 特別損失2,127万3,000円及び第4項 予備費200万円は、前年度と同額としてございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入5億1,176万3,000円は、前年度比2億9,939万円の増となっております。内訳としましては、第1項 企業債3億4,630万円は、前年度比2億3,540万円の増、第2項 負担金6,784万3,000円は、前年度比937万円の増、第3項 他会計繰入金3,000万円は、前年度比1,300万円の減、第4項 補助金6,762万円は皆増となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出6億4,605万3,000円は、前年度比1億8,293万7,000円の増となっております。

内訳としましては、第1項 建設改良費5億1,669万3,000円は、前年度比1億8,694万9,000円の増、第2項 企業債償還金1億2,936万円は、前年度比401万2,000円の減となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条、括弧書きのとおり、不足する額1億3,429万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,342万2,000円、減積立金4,000万円及び過年度分損益勘定留保資金6,086万8,000円で補填するものでございます。

2ページをお開きください。

第5条、債務負担をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるものでございます。

鉄道用地賃借料につきましては、JR西日本の鉄道敷2カ所の横断配水管に係るもので、3年ごとの契約更新に伴うもので、次の口座振替データ伝送業務委託料につきましては、出納取扱金融機関への口座振替データ伝送に係るもので、それぞれ表に記載のとおり定めるものでございます。

次に、第6条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるものでございます。

起債の目的は、施設整備事業で水道施設の耐震化事業に充てるものでございます。限度額は3億4,630万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるもので、前年度と同額としてございます。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしてございまして、職員給与費1億4,309万8,000円をその経費とし、前年度比142万6,000円の減としてございます。

次に、第9条、たな卸資産購入限度額でございます。たな卸資産の購入限度額は455万6,000円と

定めるもので、前年度比19万円の増となっております。

次の3ページ、4ページには、平成30年度熊取町水道事業会計予算実施計画を記載してございます。説明については、後ほど18ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

5ページをお開きください。

平成30年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。会計期間における資金の増減をあらわす表でございます。

1点目の業務活動では、通常の業務活動により1億2,246万9,000円の増、2点目の投資活動では、管路耐震化事業などの施設整備のため3億2,222万7,000円の減、3点目の財務活動では、企業債及び一般会計からの出資による収入額が企業債の償還額を上回るため、2億4,694万円の増としてございます。

6ページから8ページは、職員の給与費明細書でございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

9ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。

内容は、先ほど2ページでご説明いたしました事項及び平成29年度に定めた事項となっております。

10ページから12ページは平成29年度熊取町水道事業予定貸借対照表でございます。

10ページ最下段、資産合計及び12ページ最下段、負債資本合計を80億7,861万6,318円と見込んでございます。

13ページから15ページは、平成30年度熊取町水道事業予定貸借対照表でございます。

13ページ最下段、資産合計及び15ページ最下段、負債資本合計を83億7,058万591円と見込んでございます。

16ページをお開きください。

平成29年度熊取町水道事業予定損益計算書でございます。

下から4行目の当年度純利益として2,909万円を見込んでございます。

17ページをお開きください。

注記表でございます。会計方針を記述しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

18ページをお開きください。

平成30年度熊取町水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。収入の第1項 営業収益、目 給水収益、節 水道料金8億829万8,000円は、前年度比123万7,000円の増、第2項 営業外収益、目 雑収益、節 雑収益2,712万4,000円とし、前年度比202万5,000円の増となっており、これは、下水道使用料徴収事務受託料の増及び今年度予定の損害賠償金が、前年度比91万2,000円の増となったことが要因となっております。

これらにより、収益的収入合計9億9,441万3,000円は、前年度比750万2,000円の増となっております。

19ページをお開きください。

支出の第1項 営業費用、目 原水及び浄水費、節の上から4行目、報酬の嘱託員報酬の皆減は、前年度比577万6,000円の減となっており、これは、昨年11月末まで夜間及び休日の水道施設の運転管理を嘱託員6名で行っていたものを12月から民間業者に3年間の長期継続契約したことによるものでございます。

これにより、9行下の委託料の施設運転管理委託料2,008万8,000円は、前年度比1,034万6,000円の増となるものでございます。

次に、節の下から2行目、受水費3億8,203万5,000円は、前年度比1,697万1,000円の減となっており、これは企業団からの受水量が1万3,000立方メートル減少することに加えまして、平成30年4月より企業団水購入費の単価が3円安価になるためでございます。

20ページをお開きください。

目 配水及び給水費、節の下から8行目、委託料788万1,000円は、前年度比699万9,000円の減となっており、これは前年度計上しました漏水調査業務委託料の皆減によるものでございます。

21ページをお開きください。

目 総係費の節の下から4行目、委託料2,497万3,000円は、前年度比160万2,000円の減となっており、これは、昨年度の料金システムデータ移行委託料の皆減及び口座振替データ伝送業務委託料の皆増によるものでございます。その2つ下の節の賃借料376万4,000円は、前年度比240万7,000円の増となっており、これは、料金システム賃借料について、昨年度は3カ月分の計上でございましたが、1年分を計上するものでございます。

22ページをお開きください。

目 減価償却費、節 有形固定資産減価償却費2億6,112万3,000円は、前年度比441万7,000円の増となっており、これは、主に配水管などの構築物減価償却費の増によるものでございます。

これらにより、収益的支出合計9億6,182万3,000円は、前年度比1,582万1,000円の減となっております。

23ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債3億4,630万円は、前年度比2億3,540万円の増となっており、これは、施設整備費の増によるものでございます。

第2項 負担金、目 負担金、節 工事負担金4,678万3,000円は、前年度比796万6,000円の増となっており、これは、消火栓設置工事及び公共下水道工事に伴う配水管移設設計工事負担金の増によるものでございます。

これらにより、資本的収入合計5億1,176万3,000円は、前年度比2億9,939万円の増となっております。

24ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 改良費4,962万8,000円は、前年度比757万円の増となっており、これは、公共下水道工事に伴う配水管移設設計工事費の増によるものでございます。

次の目 施設整備費4億5,152万1,000円は、前年度比1億8,347万5,000円の増となっており、これは、28年度に策定しました熊取町第6次水道拡張事業計画に基づき、町内の総配水管の総延長約195キロメートルを実耐用年数の60年で更新するために必要な施設整備費であり、30年度より優先度が高い管路から順次実施していくものでございます。

これらにより、資本的支出合計6億4,605万3,000円は、前年度比1億8,293万7,000円の増となっております。

25ページ、26ページは企業債償還明細書でございます。説明は省略させていただきます。

また、平成30年度水道事業会計予算附属資料では、平成26年度からの収益的収支及び資本的収支の推移、給水人口、年間総給水量等の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算についてのご説明を終わります。

よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 予算説明の途中ですが、ただいまより昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（「11時58分」から「13時00分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）私、昨日ご提案させていただきました議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、一部誤りがございましたので、おわび申し上げまして訂正させていただきます。申しわけございません。

まず、訂正箇所につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

ピンクの分界紙の後ろにございます資料5の4の新旧対照表をごらんください。

左の改正案、第3条に当たりますが、(12)のイ「要介護者」となっておりますが、正しくは資料5の2の(6)から資料5の3の(11)のイと同じく「要保護者」でございますので、要保護者に訂正をお願いいたします。

同じく(13)のイ、(14)のイ、次のページ資料5の5の(15)のイが「要介護者」となっておりますものにつきましても、正しくは「要保護者」でございますので、訂正をお願いいたします。

続きまして、議案書の20ページにお戻りください。

介護保険条例の一部を改正する条例の改め文でございますが、下から4行目の(12)のイの「要介護者」、21ページの(13)のイの「要介護者」、同じく(14)のイの「要介護者」、同じく(15)のイの「要介護者」につきましても、正しくは「要保護者」でございますので、訂正をお願いいたします。

本日の訂正内容につきましては、後ほど訂正文でお配りさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますがよろしくをお願いいたします。申しわけございませんでした。

議長（坂上巳生男君）ただいま小山健康福祉部長が説明いたしました訂正については、承認いたします。

続きまして、議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成30年度の予算から公営企業会計に移行するため、別冊として下水道事業会計予算書としてございます。

予算書1ページをお開きください。

第1条 総則でございます。

平成30年度熊取町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

汚水整備人口は3万5,583人としてございます。年間下水道布設延長は1.2キロとしてございます。汚水整備の推進により、整備人口においては微増傾向を見込んでおり、布設延長は昨年度と同程度を予定してございます。

次に、主要な建設改良事業の下水道建設事業を2億9,477万7,000円、流域下水道建設費負担金を1,243万円としてございます。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益は11億1,887万6,000円とし、内訳としましては、第1項 営業収益5億3,534万円、第2項 営業外収益5億8,353万1,000円、第3項 特別利益5,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。第1款 下水道事業費用は10億9,198万4,000円とし、内訳としましては、第1項 営業費用9億3,672万1,000円、第2項 営業外費用1億4,732万6,000円、第3項 特別損失493万7,000円、第4項 予備費300万円としてございます。

2ページをお開きください。

第4条 資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入は6億5,327万円とし、内訳としましては、第1項 企業債4億2,350万円、第2項 負担金1,150万6,000円、第3項 補助金9,000万円、第4項 他会計出資金1億2,826万4,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出は9億2,042万9,000円とし、内訳としましては、第1項 建設改良費3億2,637万5,000円、第2項 企業債償還金5億9,405万4,000円としてございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額2億6,715万9,000円は、引き継ぎ分現金500万円、当年度分消費税資本的収支調整額1,208万2,000円及び当年度損益勘定留保資金2億5,007万7,000円で補填するものでございます。

次に、第4条の2 特例的収入及び支出でございます。

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の額は、それぞれ5,723万2,000円及び1億7,541万8,000円とするものでございます。これは地方公営企業法の適用を開始する会計年度に属する債権または債務として整理するもので、平成30年度予算のみ計上するものでございます。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものでございます。

水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償及び水洗便所改造資金融資償還完済補助金の期間、限度額を定め、また、先般の議員全員協議会でご説明いたしました下水道ビジョン策定業務委託の期間を30年度から31年度と設定し、限度額を1,736万円とするものでございます。

3ページをお開きください。

第6条 企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるものでございます。

起債の目的は、公共下水道の推進に充てるためのものでございます。公共下水道事業が2億470万円、流域下水道事業が1,210万円、資本費平準化が1億4,000万円、資本平準化（借換債）が6,670万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は6億円と定めるものでございます。

次に、第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、営業費用及び営業外費用の間の流用としてございます。

4ページをお開きください。

第9条 議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないこととしてございまして、職員給与費8,000万8,000円としてございます。

次に、第10条 他会計からの補助金でございます。

一般会計からこの会計への補助を受ける金額は1億7,357万7,000円でございます。

次の5ページ、6ページには、平成30年度熊取町下水道事業会計予算実施計画書を記載してございます。説明については、後ほど21ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

7ページをお開きください。

平成30年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。会計期間内におけるお金の流れに関する報告書でございます。

1点目の業務活動では、通常の業務活動により2億3,508万9,000円の増、2点目の投資活動では、

下水道普及拡大、長寿命化などの施設整備のため1億8,597万6,000円の減、3点目の財務活動では、企業債の償還額が新規借入額を上回るため1億2,687万4,000円の減としてございます。

8ページから12ページは職員の給与費明細書でございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

13ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。内容は先ほど2ページでご説明いたしました事項となっております。

14ページから16ページは、平成30年度熊取町下水道事業会計予定開始貸借対照表でございます。

14ページの最下段、資産合計及び16ページ最下段、負債資本合計を183億3,907万8,000円と見込んでございます。

17ページから19ページは、平成30年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。

17ページ最下段、資産合計及び19ページ最下段、負債資本合計を179億1,952万2,000円と見込んでおります。

20ページをお開きください。

平成30年度重要な会計方針及び財務諸表に関する注記でございます。後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

21ページをお開きください。

平成30年度熊取町下水道事業会計予算説明書でございます。平成30年度より公営企業会計を適用するため、前年度予定額及び比較欄を空白としてございますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入の第1項 営業収益、目 下水道使用料、節 下水道使用料5億2,561万7,000円、その下、節 雨水処理負担金950万7,000円は、雨水処理に係る費用や公共下水道以外の排水施設の維持管理に係る費用を一般会計からの負担金とするものでございます。

次に、項 営業外収益、目 他会計補助金1億7,357万7,000円は、国の基準に基づき収益的支出に係る費用を一般会計からの補助金とするものでございます。

次の目 長期前受金戻入、節 長期前受金戻入4億442万7,000円は、償却資産に係る補助金、受贈財産及び工事負担金の収益価格でございます。

その次の目 雑収益、節 雑収益の公共下水道事業負担金452万1,000円は、泉佐野市から本町下水道施設への流入に伴う下水道建設負担金でございます。

その3行下、損害賠償金91万6,000円は、分割納付される1工事分でございます。

これらにより収益的収入合計を11億1,887万6,000円とするものでございます。

22ページをお開きください。

営業費用については、維持管理に係る費用である管渠費、事業全般に係る費用である総係費、流域下水道の維持管理に係る費用である流域下水道管理費のほか、減価償却費、資産減耗費としております。

支出の第1項、目 管渠費、節の下から2段目、委託料の下から2項目目の排水施設調査委託料20万円と、その下の排水施設管理委託料20万円及び23ページの節 修繕費の排水施設修繕費60万円と、その二つ下の節 材料費の排水施設諸資材費20万円につきましては、前年度までは一般会計で計上していましたが、本年度より下水道事業会計で計上することとし、財源につきましては、先ほど収入での雨水処理負担金として一般会計からの負担金となるものでございます。

同じ節の修繕費、公共下水道施設修繕費808万8,000円は、鉄ふたやマンホール施設の修繕など、前年度までは総務費と建設費のそれぞれで計上した維持管理に係る経費を整理したものでございます。

次に、目 総係費の4段目の節 賃金35万9,000円は、受益者負担金賦課業務や会計事務などが集中する4月から4カ月間の臨時職員の賃金でございます。

その下、節 報酬の委員報酬9万4,000円は、下水道事業経営委員会の開催に伴うもので、その二つ下の節 旅費の費用弁償1万円は委員の交通費となっております。

24ページをお開きください。

節 委託料の下水道ビジョン策定業務委託料744万円は、先般2月の議員全員協議会でご説明いたしました計画策定に要する費用で、平成30年度及び31年度の2カ年での取り組みとするものでございます。

次の企業会計アドバイザー委託料98万3,000円は、平成30年度より公営企業会計に移行するため、公認会計士、税理士による公営企業会計事務や消費税の指導や助言に要する費用としてございます。

次に、目 流域下水道事業管理費、節 負担金の流域下水道維持管理費負担金は1億5,816万8,000円としてございます。

次に、目 減価償却費、節 有形固定資産減価償却費5億8,110万4,000円は、構造物、機械、車両及び工具などそれぞれの法定耐用年数に割り当て、各年度において費用を配分するものでございます。

次に、節 無形固定資産減価償却費6,702万8,000円は、流域下水道建設負担金に係る減価償却費でございます。

次に、目 資産減耗費、節 固定資産除却費27万7,000円は、長寿命化工事により更新するマンホールポンプ施設に係るものでございます。

25ページをお開きください。

項 営業外費用、目 支払利息及び企業債取扱諸費、節 企業債利息の長期借入金利息1億2,572万7,000円としてございます。

次に、項 特別損失、目 その他特別損失、節 賞与等引当金繰入額452万5,000円は、平成30年6月分の賞与等に係る平成29年12月から平成30年3月までの4カ月分の負担額を特別損失として計上するものでございます。

次の貸倒引当金繰入額21万2,000円は、平成30年度の下水道使用料の不納欠損に備えるための額となっております。

なお、賞与等引当金及び貸倒引当金の特別損失については、公営企業会計適用開始年度のみの計上となるものでございます。

これらにより、収益的支出合計を10億9,198万4,000円とするものでございます。

26ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の第1項 企業債、企業債の資本費平準化債1億4,000万円は、新旧利用者の料金の公平性を図ることと一般会計からの繰入金抑制のため、第3次行財政構造改革プラン・アクションプログラムにも記載のとおり、前年度に比べ2,000万円の増となっております。

次に、項 補助金、目 補助金の社会費資本整備総合交付金9,000万円は、前年度と同額でございます。

次に、項 他会計出資金、目 他会計出資金1億2,826万4,000円は、国の基準に基づき資本的支出に係る費用などを一般会計からの出資金とするものでございます。

これらにより、資本的収入合計を6億5,327万円とするものでございます。

27ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 下水道建設事業費の8段目の節 委託料1,742万8,000円は、東小学校を含む久保地区における平成31年度以降の工事に係る詳細設計を予定してございます。

次の節 工事請負費の長寿命化対策工事2,689万2,000円は、27年度から国の補助金を活用し、計

画的に取り組んでおりますマンホール鉄ぶたやマンホールポンプ設備の更新を予定してございます。

次の公共下水道整備工事 2億688万8,000円は、小垣内、大宮、久保、野田、大原及び大久保地区において下水道工事を予定してございます。

次に、項 企業債償還金、目 企業債償還金の企業債元金償還金 5億9,405万4,000円は、先般2月の議員全員協議会の下水道事業経営戦略公表版にも記載のとおり、平成27年度をピークとし平成30年度より減少してございます。

これらにより、資本的支出合計を9億2,042万9,000円とするものでございます。

28ページから33ページは、企業債償還明細書でございます。説明は省略させていただきます。

最後に、前年度の一般会計繰入金 3億6,754万2,000円との比較につきましては、21ページの収益的収入の雨水処理負担金950万7,000円、一般会計補助金 1億7,357万7,000円及び26ページの資本的収入の一般会計出資金 1億2,826万4,000円の合計 3億1,134万8,000円との差額5,619万4,000円の減となっております。

以上で、議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算についてのご説明を終わります。

よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で議案第23号から議案第29号までの7件についての説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、会派代表質問を行います。

平成30年度町政運営方針及び各会計予算諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、日本共産党熊取町会議員団を代表して、江川議員。

13番（江川慶子君）議長からお許しが出ましたので、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして、私から町政運営方針、予算に関する会派代表質問を行います。

まず初めに、第3次行財政構造改革プランについて質問します。

日本共産党熊取町会議員団は、さきの12月議会でこのプランには反対の態度を示しました。その理由は、平成28年度決算で経常収支比率が99.9%と財政が硬直化しており、行財政改革は必要ではありますが、この計画の中には、町税収入が落ち込み、地方交付税等も大きく減少した平成28年度決算を収支見込みの土台としており、住民サービス低下や福祉の後退が懸念されるためであります。急激な住民サービス低下とならないよう求めています。

第3次行財政構造改革プラン・アクションプログラム素案では、平成30年から34年度までの5年間で25億5,800万円以上の効果額が必要として89項目が出されています。素案にもかかわらず、早いものにはこの4月からの新年度予算に組み込まれ、効果額がはじき出されています。

そこで、4点質問します。

まず1点目は、就学援助についてお聞きします。

まず初めに、共産党議員団から何度も質問し、要望してまいりました小中学校の入学前支給制度の開始が、平成30年度の新入生から行われることになり、大変うれしく思っております。

しかし、今回の行革プランでは、残念ながら要保護・準要保護就学援助費の見直しについて提案されており、認定基準の見直しが当初予算から組み入れられ、607万7,000円の効果額があるとされています。子どもの教育にかかわる経費から行革を行う姿勢は遺憾であります。

認定基準の見直しの内容と理由をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）それでは、要保護・準要保護就学援助費の基準見直しの内容と理由についてのご質問に対し、答弁いたします。

基準見直しの内容については、別途お配りしています資料、右肩に江川慶子議員会派代表質問答弁資料と打ったものですが、その資料のとおりであり、現在本町の支給基準につきましては、要保護者に準じる世帯を、前年中の所得が生活扶助基準の1.1倍未満の世帯を対象として支給しており

ます。この生活扶助基準については、国が平成25年度に基準の見直し、減額され、厳しい基準にということで改正されたものですが、その見直しを実施しましたが、本町は、当時の町の財政状況や対象者への影響が大きい等の理由により、見直し前の基準により算定してきたところでございます。今回の見直しについては、算定の基礎を国の見直し後の生活保護基準に合わせますが、対象者への影響を考慮し、その基準額の1.3倍までの世帯を対象とするものです。

また、判定のもとになる世帯の所得について、今まで控除していた社会保険料等を岸和田以南の市町と同じように控除しないことの見直しとするものです。

基準見直しに併せて、著しい所得減少世帯なども就学援助の対象に追加することとし、認定基準の見直しを行うに際しては、「経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒を支援する」という目的に照らして適切な認定基準を定めたものと考えております。

なお、認定基準の見直し後においても、認定される世帯の範囲については、引き続き、岸和田市以南において最も高いレベルを維持しております。

次に、見直しの理由ですが、前述したように、また資料の本制度の趣旨として記載しているとおり、就学援助制度は学校教育法第19条に規定されている「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とあり、その対象者として、まず要保護者——生活保護法に規定する要保護者、また今回基準の見直しを行った要保護者に準じる準要保護者への支援となっており、今回、入学前準備金を入学前の時期に支給することにした理由と同様、制度の本来の趣旨に沿った見直しを行ったことが第一義的な理由であり、見直しに際しては第二義的に町の財政状況や近隣市町の状況も勘案し、配付資料のとおりと決定したものであります。

なお、ちょっと資料の補足を2点させていただきたいと思えます。

1点目ですが、2の近隣市町の状況の年度が平成28年度となっておりますのは、大阪府が府内市町村に照会してまとめたものを公表しているのが平成28年度のものであり、平成29年度まとめられたものは現在ありません。しかし、本町が平成29年度の状況を各市町に問い合わせたところ、※の2段目の泉佐野市が平成29年度に基準額の見直しを行っただけで、他の市町は平成28年度と変更はないということでございます。

2点目は、3認定基準の見直し内容の①の生活保護基準による認定の表中、条件の項目の教育扶助、住宅扶助について、いずれも設定すると記載しておりますが、いずれも設定して旧基準、新基準の中に含まれているということであり、基準と別建てで設定しているというわけではございません。

なお、生活保護には、その他、介護扶助、医療扶助等がありますが、それら他の市町と同様に本町もこの基準には含めておりません。

補足説明とともに、以上で答弁いたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご説明ありがとうございます。

この間、この就学援助については、かなり前から質問しているんですが、最初の当初のときには、認定基準額というのがなかなか数字が出てこなかったんです。そういう中で、係数、生活保護基準の1.1を1.2に、1.3にと引き上げるように求めてきたんですが、数字がなかなか出てこない中で話が行われておりました。その後、平成25年から生活保護基準の改定が行われたときに、生活保護基準の引き下げに合わせた就学援助の改定はやめるようにと、旧基準で行ってくれということで要望して、それでこの間、その基準で今までどおりでやってこられたわけなんです、今回初めて旧から新基準に変えるという提案なんですよね。

その中で、旧基準では1.1だったのが今回は見直し後は1.3になるんだということで、一見見たらちょっといいように、数字的には1.1から1.3に上がったんだというふうに見えるんですが、中身的には対象者が減るんだなということが、この数字で、この答弁資料でわかります。

これは、まず教えていただきたいんですが、熊取町は旧基準の1.1で借家も持ち家も370万円、現行でありましたらですが、同じ生活保護の級地区分は、熊取町、泉佐野市、泉南市、田尻町は同じなんですね。泉佐野市は新基準の1.2で255万円、泉南市は旧基準1.1、これは熊取町と同じですね。旧基準の1.1でありながら263万円。その下、田尻町、旧基準の1.0で借家298万円、持ち家232万円というふうに、同じ級地でありながら旧基準で係数も同じでありながら、この認定基準額が違うという、これはどういうことからこういうことが起こるのでしょうか。

例えばもう一つ、岸和田市と貝塚市も同じように、これは生活保護基準の級地区分では1級地の2ということなんですね。そこでは同じ数字が出てくるはずなんですが、ここにも大きな数字の違いがあります。また、阪南市、岬町は3級地の1という生活保護の級地区分です。ここについても数字が違うんです。その辺のことをちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）端的に言いますと、準要保護のこの基準については市町村の裁量というんですか、それを市町村で定めるということになっておりますので、いろいろ市町によってその事情はあるとは思いますが、こういう形であればらになっておるものです。

これはちょっと言っても国の批判的なあれになるかもわかりませんが、本来こういう形の制度のものについては、国がどこの市町村についても同じようにという基準を定めて、財政措置も手厚くしていただくというのが本来だと思うんですけども、今の制度上は、もう市町村に準要保護の基準については委ねるということになっております。

今、江川議員がおっしゃられたように、級地区分については岸和田市、貝塚市がちょっと上で、泉佐野市、田尻町、泉南市、熊取町がその下、もう一つ下が阪南市と岬町になっております。その基準でやるとちょっと若干違いも出てくるというのも事情がありますが、最終はこの基準を決めるのは市町村に委ねられているということが一番の理由です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁していただいたんですが、この認定基準額の根拠というのが、やはりちょっとよくわからないんです。というのは、この基準というのがその設定条件の中で、生活保護基準の係数としてあらわれている数字が明らかな数字とならない根拠、認定基準額の根拠とならない、これは市町村の裁量で決められるのであれば、この設定条件の係数というのも変わってくるのではないかなと思うんですか、その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）係数のこの設定条件の係数の1.1とかその数字のことをおっしゃっているんですか。

それもそうですけれど、まずは生活保護の基準というのは、これはさっきから言っていますように級地区分がありますので、一番の都市、大阪市、堺市というのが一番額が高い。それはご存じ。物価差とかありますので、本町でしたら級地2の1のその生活保護基準があります。それをもとにモデルケースで、この年齢、世帯の家族の構成にもよります。モデルケースとして、父40歳、母35歳、子どもが中学生、下の子が小学生ということで、これはまた生活保護基準が構成によっても違うんです。これに当てはめた場合には、生活保護基準というのが幾らかというのが出てきます。

それに準じた、この就学援助するときには、準じるというのほどこまでかというのがその係数なんです。それを認定基準額としているのが右の表の、本町は借家、持ち家というのは区分していませんが、そういう形分で計算してやっているということなんです。

生活保護基準というのはいま決まっています、家族構成によって。その1.1にするのか1.2にするのか、もう田尻町、岬町のようにもう生活保護基準どおりということにやるのかは、その準じるというところがどこまでの範囲を設定するかによつての係数とお考えいただいたらよろしいかと思えます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと話がかみ合わないところがあるのでその程度にしておきたいんですが、私が言いたいのは、熊取町と泉南市だけ見てください。生活保護旧基準で係数が1.1、借家と持ち家の認定基準額が370万円と263万円と差があるじゃないかという、その数字の根拠は何なんだということを知りたかったんです。

その点については、市町村の裁量で変えることができるんだということで受けとめてよろしいんですね。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）今回答弁でも申しましたように、この所得に本町の場合は社会保険料控除等というので、各世帯によって社会保険料控除というのが所得の中に所得控除の額として出てきます。プラス生命保険料控除、それを所得に上乗せして基準判定しているんです。それが本町以外にはそういうことを、もういつの時点かわかりませんが、それをもう廃止していますので、まずはそれはちょっともうしないということになったのが、一番大きな今回の見直しと考えていただいたらよろしいかと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）このように、比較する資料であれば同じような条件で数字を出していただかないと、比較しにくいと思いますので、その辺はちょっとまだ自分的には納得できていないんですが、次の質問に入ります。

この今までの現行の生活保護の設定条件です。これまでの旧基準の1.1という基準です。これはいつごろから始まったものでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）ちょっといつからというのが、申しわけないですけど、25年度の厳しい基準の前からやっていたというのが明らかだと思う。その厳しい基準になってもこういう形の中で、先ほど申しましたように、ちょっと恐らくそういう、そのときにまだここまで財政状況が悪くなっていなかった。それから影響が大きいということも含めて、これも想像というか経過的なものがないんで、恐らくそうだろうということで答弁したんですが、そういう形の中で、それ以前からはこういう係数だったと考えられます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）答弁全然わからなかったんですけど、これは多分、私が議員になる前からもずっとこの基準で行われていたと思うんです。道明町政か下中町政か、そのころからも子育て支援というところでは非常に手厚く熊取町は制度として行っていたので、一度もさわってこなかった就学援助の規定を、認定基準を引き下げて対象者を減らすという、それによって行革で607万7,000円の効果を上げるんだというこのやり方というのは、本当に納得できないなと感じております。

この就学援助の捕捉率といいますか、どのぐらいの子どもたちが対象に今受けているのかというその世帯数の割合、その辺はわかりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）捕捉率というのは、これはあくまで中学生とか小学生、在校されている児童生徒については、学校を通じて皆さんに配付いたします。新たに来られる5歳の新入学の小学校の児童については、就学通知とかそれに含めて出します。

捕捉というのは対象が幾らかというのが、全児童生徒の世帯の所得とかを先に把握するわけじゃないんで、あくまで申請主義なんで、児童の数からいうと大体小学校、中学校、児童生徒数の割合でいくと、17%。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）17%ということで、ちょっと前置きが長かったんですけども、答弁いただきました。もっと周知していたら、もっと対象者がふえていたのではないかなとも感じたんですが、この制度はやはり削減すべきではないということをお願いいたします。

ちょっと時間がないので次にいきたいと思います。

それと、このアクションプログラムは3月5日からもう始まっているんですけども、16日までパブリックコメントになっていますよね。ということは、まだ住民に意見を聞く期間であるということですね。その期間があつて、それでまだ審議するという内容で提案されていたと思うんですが、もうこの4月の新年度予算にこの効果額がはじき出されているというのが、とてもおかしなと思っているところです。

それでは、次の質問に入ります。

2つ目は、指定管理者制度の導入として、平成30年度から実施と表記されている町民会館、公民館、さらに31年度には煉瓦館、中家住宅が実施とされています。貸し館だけの業務ではなく住民への企画を行う社会教育施設として、単純に民間に任せることは無理があります。

短い間にどのように進めるのかお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、第3次行財政構造改革プラン・アクションプログラムのうち、町民会館、公民館等の指定管理者制度導入に関する事務の進め方について、ご答弁申し上げます。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の縮減を図ることを目的として、平成15年の改正地方自治法の施行により創設された制度でございます。

町民会館、公民館、煉瓦館、中家住宅につきましては、これまで直営による管理運営を行って参りましたが、近年の町財政の現状や今後の財政見通しを踏まえ、各施設の運営や維持管理については、より効率化していくことが喫緊の課題となっているところです。

また、これらの施設については、それぞれ特徴のある本町の大切な施設であり、施設の魅力をさらに高めるためにも、民間の豊富なノウハウや柔軟な対応力を活用しながら、経費の縮減と合わせて、多彩な事業展開や良質な環境形成など、総合的に住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えています。

このため、より効率的・効果的な施設管理を目指して、いわゆる社会教育関連施設についても、指定管理者制度の導入に向けて、今後、事務手続を進めていこうとするものでございます。

なお、指定管理者制度の導入に向けた今後のスケジュールにつきましては、まずは、公民館条例や町民会館条例等の改正案の作成とともに、社会教育委員や教育委員の皆様からのご意見を踏まえながら、どこまでの業務を指定管理業務とするかの検討や、それに係る指定管理委託料の算出などを行い、指定管理者の公募に向けた準備を整えてまいります。

その上で、これら準備が整えば、速やかに公募及び指定管理に向けた事務を行い、平成31年度末までに指定管理者制度導入の手続を進めてまいりたいと考えております。

第3次行財政構造改革プラン・アクションプログラム素案にもお示ししているとおおり、今後全庁を挙げて経費削減に向けて不断の努力をいたす所存でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 江川議員。

13番（江川慶子君） このアクションプログラムには、30年度から実施と書かれているので驚いたわけですが、今のご答弁では、これから話を聞き具体的に検討していくんだということですね。

そういうことでよろしいですね。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 公民館につきましては、ご承知のとおりで社会教育法に基づく施設でございます。いろいろな業務がありますけれども、施設、設備の点検とか維持管理業務を行う、また貸し館を行う、それとともに各種の文化事業を企画したりとか定期的に開催しております講座を開設したり運営したりと、また住民の方からの学習の相談に応じたり情報提供したりといった学

習支援に係る業務、それと利用者の方とまたその利用団体との連絡調整といった、そういった業務まで含まれてまいりますので、全ての業務について指定管理業務として行うものかどうか、また財政の効果額ということももちろん考えての話なんですけれども、そういったことも検討する必要がありますので、まずは30年度には、どこまで指定管理業務できるかということを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）住民抜きの進め方はよくないし、今のようによく検討して計画を進めるように検討していただきたいと思います。

それでは、3つ目の質問に入ります。

一般廃棄物処理手数料の見直し。

指定袋は、近隣自治体に合わせ平成31年度に料金改定が予定されています。住民負担増に直接つながる指定袋の値上げは、近隣自治体に合わせる必要はありません。

なぜ引き上げを行うのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、3点目の一般廃棄物処理手数料の見直し（指定袋の値上げ）について、ご答弁いたします。

可燃ごみ指定袋につきましては、平成21年4月に減量化対策として有料化を導入しました。その後、平成26年3月策定の第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画では、「可燃ごみ排出量が増加した場合には、手数料の値上げを検討する必要がある」旨、記載しておりますが、住民1人当たりの可燃ごみ排出量は、有料後に減量した後、増加していないことから、料金については据え置いてきたところでございます。

しかしながら、今後5年間の財政見通しでは、新たな行財政改革の取り組みを行わなければ、1年当たり平均7億8,000万円の財源不足を基金から繰り入れる必要があり、平成33年度末には財政調整基金等の基金積立金が底をつくと推計しております。

そのため、広く薄く、かつ経常的に歳入額をふやすために、近隣自治体と比べ低額となっている指定袋の料金を近隣自治体並みに引き上げられないか検討することをアクションプログラムの改革項目としたものでございます。また、この行財政構造改革はスピード感を持って取り組む必要があることから、アクションプログラムの取り組み内容では審議会や議会、周知期間を踏まえ、最速の日程を記載したもので、この改革には、毎日の住民生活において負担増を求めるものであるため、効果の検証や影響などを十分検討した上で、ご意見を伺いながら判断してまいりたいと考えております。

以上、3点目の指定袋に関する答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）指定袋にしてから減量が進み、値段は据え置いてきた。だけれども、行革のために値上げを検討しているということなんです、ごみ減量化をしてきた住民に、これは生活に直結しますよね。生きていく限りごみって出てくるんですから。そこに今回、効果額1億815万円という数字が出されているんですが、住民にその負担を求めていくというのはいかがなものかと思っております。

泉佐野市の方にちょっとお話しする機会があつてお話ししたところ、自治会に入られている方は、1カ月に8枚ですか、年間96枚ですか、そういうのが支給されていて、自分で買うことなんて一つもないよと。減量化していたら買う必要もないしというようなお話もありました。これから泉佐野市、田尻町、そして熊取町と広域で考えることも、話が今、広域調査特別委員会ですか、議会の中でもできてこれから考えていくわけですが、ごみの減量化をしている住民に対しても、同じように袋代の値上げによって負担を課すということはよくないなと思います。

またパブリックコメントでも意見が出るとお思いますので、慎重に、取り扱わないようお願いしたいとお思います。

では、4つ目の質問に入ります。4点目。

保育所の民営化について、西保育所が上げられています。昨年の議員全員協議会では民営化検討の記載があったものの、年が明けたら西保育所の民営化が決まっていることに驚いています。余りにも早過ぎであります。これでは保育所を利用している保護者や、場合によっては保育士も知らないのではないかと思うほどです。

今議会では業者を決定する選考委員会への条例改正提案と審議会の予算が計上され、平成32年度には実施とされています。保護者説明会などもなく急な提案であります。町の考え方、進め方についてお聞かせください。

また、住民からの反対の声があれば計画を中止できるのかお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、「保育所の民営化」について、ご答弁させていただきます。

まず、町立保育所の民営化につきましては、長時間保育や休日保育、一時預かり保育など特別保育サービスの充実により、保護者の皆様が働きやすい環境をより向上させ、「子育てしやすいまち」としての魅力をもより一層充実させることはもちろんのこと、本町の厳しい財政状況等も勘案し、今後も継続して、よりよい保育環境を提供するため、民営化に取り組む考えでございます。

次に、民営化の進め方についてでございますが、保護者の皆様に対しましては、本定例会における予算案や関係条例案に関し、ご審議いただき、ご可決を賜りましたら、できるだけ早い段階で説明会を開催できるよう準備を進める予定でございます。

また、移管先事業者の決定に当たっては、保育サービス面と保育所経営面の両面での健全な保育所運営が継続されるよう、学識経験者や住民代表、町職員によって構成する事業者選定委員会において、公平かつ適正に審査いただき、決定してまいりたいと考えております。

さらに、保護者の皆様が安心して児童を預けられる保育環境づくりに向け、事業者の選定後、引き継ぎ保育の期間を1年間は確保したいと考えており、保育内容等についても、保護者の皆様からのご意見等もお聞きしながら、町と事業者で協議し、決定してまいりたいと考えております。

最後に、住民から民営化に反対する声があった場合の対応についてでございますが、これまで民営化を実施いたしましたアトム共同保育園やさくらこども園につきましては、通常保育は当然のことながら、夜10時までの延長保育や休日保育、英会話や体育指導の導入など、公立保育所にはなかった独自の取り組みも展開されており、現在まで適切な事業運営が図られているものと認識しております。

しかしながら、公立保育所が民営化する際には、保育環境が変化することになりますので、児童や保護者の皆様が不安や負担を感じないように配慮することは必要であると考えており、そのため、丁寧な説明や対応を心がけ、ご理解いただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君） ご理解してほしいということでご答弁があったんですけども、4月からフレンド幼稚園が、認定こども園で保育を受け入れるというようなお話もありました。ですので、フレンド幼稚園、大通りですね。駅に行く通りに保育所ができる、保育児童を受け入れるというところでは、また保育需要の状況が変わると思うんです。

この状況下で判断するのは早いのではないかと、しばらく認定こども園の様子を見てからでも、民営化の話はそれから検討してもいいのではないかなと思うんですが、そういう話にはなっていないということですね、ちょっとお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） こちらの民営化につきましては、先ほど来、議員がおっしゃっています

ように、第3次行財政改革プランのほうにも改革項目として挙げさせていただいて、並行して我々も民営化に向けずと慎重に検討を行ってきたところでございます。

フレンド幼稚園が、議員全員協議会のほうでもご説明させていただきましたように、31年4月から幼保連携型の認定こども園の移行に向けて現在検討を行っている。ただ、それに際しましては、当然議員おっしゃいますように地域、フレンド、西、中央と隣接してございますので、地域における保育需要といったそういったものの需給バランスというのも一定、過去からの推移等を考慮しながら検討は行ってきたところでございます。

今回突然だというご意見もございましたけれども、やはりこの厳しい財政状況のもと、このままでございましたら、やはり我々も安定した保育サービスの提供というのが非常に今後厳しくなってくるのではないかと、やはりスピード感を持って行革に取り組みなければならない。しかしながら、一方ではやはり保育ニーズへの対応といったそういう両面を考えながら、今回のご提案という形をとらせていただいております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今までの保育所の民営化、何園かあるんですけども、こんなに急な進め方は今までかつてなかったと思うんです。全協でいろいろ説明がある中で、審議されて決まってまいりました。スケジュールが拙速であると申し上げておきます。

それから、効果額です。全協の後に資料をつくっていただきましてありがとうございます。

これも見させていただきました。12名の職員が今、西保育所におられて、その方たちが結局退職になれば、それだけの人件費の効果額が上がるみたいなご説明もありましたし、この資料によりますと、普通交付税の基準財政需要額の影響額というのもありまして、マイナス7,432万6,000円という数字が出されているんですが、C' 財政効果見込額からDの普通交付税、基準財政需要額の影響額を引くと、1,200万円の効果しかないのではないかとというようなふうにも考えております。

こういった行革は必要ではあります、子どもたちや保護者に話し合いも十分にできずに強引に進めていくやり方は、よくないなと思っております。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

今後の国民健康保険について質問いたします。

私の一般質問にて、現在の国保に加入している住民の状況が明確になりました。国民健康保険がことしから大阪府で統一されます。しかし当初から、大阪府下保険料率の統一は不可能となり、6年間の激変緩和が設定されました。

先日の議員全員協議会では、これまでと変わらず町が保険料率の決定権を持つことを確認しました。最終出された大阪府からの資料から、熊取町の状況についての説明と今後どのように考えているか、町の姿勢をお伺いします。

また、保険料がふえる世帯への負担軽減を求めますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、今後の国民健康保険についてご答弁申し上げます。

まず、ご存じのとおり、平成30年1月10日に大阪府から、確定係数に基づく平成30年度の市町村標準保険料率の算定結果が示されました。

この市町村標準保険料率と平成29年度の熊取町の保険料率とを医療分、後期分、介護分を単純に合計し、比較いたしますと、所得割では0.44%の減、均等割では6,309円の増、平等割では6,796円の増となっております。

また、実際の保険料額の比較といたしまして、町のホームページに載せておりますモデルケースで比較しますと、被保険者が1人、年金収入が150万円といたしますと、平成29年度の保険料は1万9,020円、平成30年度では2万2,837円で3,817円の増額となります。2つ目のモデルケースは被保険者が2人、年金収入が合わせて270万円で、年間12万69円が30年には12万7,797円となり、7,728円の増額となります。また、3つ目のケースでは、被保険者が3人、事業所得が200万円、給

与収入が120万円の場合でございますが、年間で29年度は41万7,456円、それが30年度で42万8,740円で1万1,284円の増額となっております。

次に、今後どのように考えているかでございますが、法の規定によりまして、平成29年12月に策定されました大阪府国民健康保険運営方針に基づき、大阪府統一基準への改正を予定しております。

なお、この大阪府国民健康保険運営方針の府内統一基準の統一時期は平成30年4月1日とされておりますが、ご存じのように平成30年度から6年間の激変緩和・経過措置が設けられており、本町におきましても保険料については経過措置を設ける予定でございます。

しかしながら、この経過措置の対応に関しましては、現時点では、具体的にお示しできる状況ではございません。

これは、先日2月20日の議員全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、熊取町国民健康保険事業特別会計におきまして、今時点、基金等、いわゆる経過措置を講じるための財源を保有してございません。また、平成29年度の大まかな収支見通しは出ておりますが、インフルエンザの大流行により、ことしの1月、2月のいわゆる診療分への影響も少なからずあると思われま。保険給付の伸びが今時点、見込めない状況にあることから、平成29年度の保険給付費の額がおおむね確定し、収支が見通せるのが4月以降となります。

なお、平成30年度の保険料率につきましては、これまでと同様に、5月に開催を予定しております熊取町国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、ご審議いただき、答申をいただいた上で、決定をするもので、その時点で可能な範囲で対応をさせていただくものでございます。

最後に、保険料が増える世帯への負担軽減についてでございますが、経過措置期間においては、保険料率の算定の際に投入できる財源が見込まれれば、当然可能な範囲でそれを活用することで、保険料額の負担軽減を図ってまいりたいと考えておるものでございます。

今回の国民健康保険制度改革は、将来にわたりまして国民皆保険制度を堅持し、安定的かつ持続可能な医療保険制度とするためのものでございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ただいまモデルケースを三つほど挙げていただきました。このモデルケースというのは、統一保険料率で計算された額であって、それで熊取町では経過措置についても検討はしていると、しかしその点については、今具体的に答弁はできない、財源もないというような回答だったと思うんですが、きょう資料をつけさせていただきました。この資料、もうちょっと精査していれば新しいやつを、運協で出た資料をつけたほうがよかったなと思ったりしたんですけども、ちょっと時間がなくてこの資料を出させてもらいました。

この中で所得割です。7.98、医療分です。医療分だけちょっと見るんですけども、平成29年度熊取町は7.78です。それが府内統一になると7.98%ということで0.2%引き上げになると。それから均等割は、熊取町の場合は29年度は2万6,935円が、統一になることによって2万7,311円になる。平等割、これは世帯に平等に負担を求めるものなんですが、これも熊取町の場合は2万106円が、統一化になることによって2万9,668円ということで、9,562円のアップになるんです。

ここから見ると、所得割は50で、均等割と平等割の割合が変わることによって、均等割と平等割の割合の関係で、ひとり世帯の単身者の負担がふえてきますよね。そこは懸念されるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）江川議員分析いただいている中身、もうおっしゃるとおりでございます。特に我々も低所得層というあたりに関しての、年間の額は今ご紹介させていただいたとおり2万円弱という年間の保険料額にはなりますが、上がり幅、率でいきますと20%近くになってしまう予定でございますので、上がり幅だけを見るとやはりそのあたり、我々としても何らかの手当てが必要かというふうには、それは感じておるところでございます。

ただ、今ご紹介いただいた単身のほうへの影響ということではございますが、これはあちらを立てればこちらが立たずということで、要は大阪府はなぜ割合を変更したかといいますと、いわゆる多子世帯への影響を少なく抑えたいというところで、いわゆる均等割、1人当たりにかかる割合を今まで35であったものを30に引き下げたいというのが、統一の方法でやっております。これについては、当然我々も従っておるところでございまして、それによりまして、逆に平等割、いわゆる1世帯当たりの負担のほうが今まで15であったものが20になる。その影響でそうになってしまっておりますので、本当にそのあたりは、あちらを立てればこちらが立たずというような状況かと思えますけれども、今、江川議員分析されているとおり、その低所得層の年間保険料額については2万円弱ではあるものの、上がり幅については一定の配慮、考慮が必要というふうには感じておるところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。同じような思いでいてくださっているということによくわかりました。

その対応もぜひ検討していただきたいんですが、今均等割がふえるとそっちのほうも負担がふえて大変だということで、国保の均等割について、第3子からの全額免除という取り組みが、埼玉県ふじみ野市がこの4月から行われるんで、ちょっとそこを紹介したいんですが、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を全額免除するということです。所得制限なしということで、そこでは減免額が1人当たり3万6,100円ということで、影響額は対象人数203人で減免総額が733万円ということであります。

会社員等が加入する被用者保険においては、被保険の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数がふえても保険料は変わりません。しかし国民健康保険は、世帯内の加入者数に均等割保険料が賦課されるため、子どもの人数に応じた保険料を負担することになります。子育て負担を軽減し、夫婦が理想とする家庭構成を実現できるようにするためには、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要であります。

そういうことで、こういった均等割についても配慮している行政区もあるということで、それを念頭に置いて、次の国保運営協議会なりに、住民負担がふえないようないい経過措置を図れるように検討していただきたいなと思います。

一般質問でも説明しましたが、厚生労働省は保険料値上げを懸念して、市町村は国保改革の円滑施行が被保険者に円滑に受けられるものとなるよう、被保険者の負担水準については、激変緩和を十分配慮した保険料設定をお願いしたいと言っております。今後は市町村レベルでの丁寧な対応が鍵となると市町村へ要請しています。

そういうことであれば、平成29年度より統一保険料を今の時点では上がる、先ほどモデルケースで保険料の金額を回答していただきましたけれども、上がるということなんです、なるべく上げるのではなく現状維持にしていきたいなと思います。

その辺、またご検討のほうをお願いしたいんですが、ありますか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）この保険料の分につきましては、本当に永遠の課題と申しましょうか、いわゆる最終のところは一般会計からの繰り入れというような話になってこようかと思えます。一般会計からの繰り入れということになりますと、他の医療保険に加入しておられる方とのバランス、これを最大限配慮した対応を考えなくてはならないというふうに考えております。

江川議員もご承知だと思います運営協議会の委員のメンバーの中には、他の医療保険の保険者の代表の方も入っておられまして、そこからは、国保等公的な医療機関への支援がかなり大きなウェートを占めておって、かなりしんどい思いをしておるといような悲鳴にも似たような意見も出されております。そういった方々の声も十分我々は配慮しなければならないと考えておりますので、

その辺バランスのとれた対応ということになるかと思えます。

今時点、一般会計からの繰り入れというのは、同時に国のほうは配慮せよと言いつつも、一般会計からの繰り入れというのは計画的に削減、解消していきなさいという通知も同時に出されておりますので、その点についても我々十分配慮したいと、一般会計からの繰り入れというのは今現行、いわゆる法定外の繰り入れというのは行ってございません。今後もそれについては、健全な経営を続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）5月の国保の運営協議会では、そういった具体的な経過措置にも合わせたような数字がまた示されると思えます、答申をいただくために。そのときの資料などもきちんと議会のほうにも公開していただくようお願いいたします。

それから、やはり国からの補助をもっとふやしてもらわないと、これはどうしても解決しない問題です。そういうことも含めて私たちも要望していきますが、町のほうからも要望を引き続きしていただくようお願いいたしまして、私からの会派代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、日本共産党熊取町会議員団、江川議員の質問を終わります。

次に、新政クラブを代表して、服部議員。

9番（服部脩二君）ただいま議長から指名されましたので、新政クラブを代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。

現在、地方創生総合戦略による熊取町の取り組み内容についてお聞きしたいと思います。

熊取町では、昨年、平成29年12月末までの取り組みについて、成果を上げられた成功例です。現在事業推進中のものも含まれますが、2点ほど挙げていただけないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、まず、ご質問1点目の「平成29年12月末までの取り組み成果についての成功例（2点）について」答弁いたします。

総合戦略に位置づけております施策は23項目ございまして、その成果をはかるためのKPIは31項目設定しております。そして、約8割の項目で予定どおりとなっております。そのうち4割につきましては、目標を上回っている状況でございます。その中で成功例を2点ということで、本町の特徴を生かした、次の2事業をご報告させていただきます。

まず1つ目は、防災事業でございます。この事業は、高い自治会加入率や、自治会活動が盛んな本町の特徴を生かした取り組みとして、各自治会等における自主防災組織の結成を支援し、平成27年度末で97%、28年度末で98.1%と実績が高まってきております。なお、直近では、29年10月末時点で99.3%となっており、今後も目標の100%の結成率を目指すとともに、本年2月に設置しました自主防災組織連絡協議会を中心に、各自治会で結成された自主防災組織間の情報交換・連携強化を図り、自助・共助の意識を醸成することにより地域防災力の向上を図ってまいります。

2つ目は、介護予防事業でございます。この事業は、住民主体で介護予防を進める効果的なツールとして学園文化都市の特徴を生かした大学との協働により作成した「タピオ体操+（プラス）」を活用し、タピオステーション（住民運営の通いの場）の立ち上げ支援などを実施しており、結果として、28年度末で65歳以上の要介護認定率が12.4%と低い水準を維持しております。今後も、いつまでも元気に住みなれた地域で暮らしていただけるよう、健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。今挙げていただいたいわゆる自主防災組織、これの組織の立ち上げとタピオ体操+（プラス）、タピオステーションの立ち上げということで2つ挙げてい

ただいたんですが、私はこの自主防災も、ただ単なる各自治会に自主防災組織という名のグループができた程度にしか考えておりません。

実質の動きをまだまだこれからもっともっと発展させていかなければならない。やはり住民がもっとそういう意識を構築するようにするためには、もっともっと各自治会の中でいろんなことを想定してやっていく必要があるんじゃないか。そのできばえをお互い近所の自治会同士で検討し合ったり、また合同で防災訓練をやってみたりとか、またお互いにその資機材はどんなものがあるのか、どんなものをどのように活用していくのかといったことまで進めていかなければならないと考えております。

何よりも私が一番大事なことは、安否確認が第一義的にきっちりできるような自主防災組織、これにしなければならぬと思います。今、南海トラフ予想されておりますが、まずはっきり言いまして熊取町は津波は来ません。大きな災害になるおそれも少ないと思います。

これは以前に東北の平泉町へ視察に行ったところなんですが、これは日本列島のちょうど太平洋と日本海の間真ん中にある小さな町なんです。奥州平泉の金堂があって、そこはもうほとんど崩壊がなかった。電気が消えた、水が遮断した、そういった程度で、避難してきたのも3世帯だけだった。これは何で3世帯だったかといいますと、全部オール電化にして何も使えなくなって、それで役場のほうに避難してきたというような状況だったんです。

そこが言っていました。東北の震災のときこれは後方支援をしっかりしなければならぬということやっております。熊取町もそういったあれになるのかなどそういったことを考えたとき、自主防災で一番大事なことは、自分の住んでいる近所の人が完全に皆元気なのか、大丈夫なのか、これは地震の発生が昼、夜、冬、夏、いろんな想定の違いの中で考えられることもあるんですが、やはり人間の安否が一番確かに確実にできるというのが、最高のものだと考えております。

そういったことで、これから総合戦略の一環として取り組んでこられて、99.3%というすばらしい数字で立ち上がったからには、この30年からその自主防災の活性化のためにも、やはり熊取町からもっといろんなテーマを与えていただいて、それに向かって我々地元の人間が防災意識を高揚させて、よりよいものをつくっていきたいと思っておりますので、どうかいろんなテーマをどんどん与えていただきたいと思っております。

もう一点、タピオステーションのほうのことを挙げていただいたんですが、これは以前に重光議員が主導していただいて、日本の中でいわゆる介護認定率が少ないところに視察に行こうじゃないかということで調べてくださって、全国で3位というすばらしい数字を残している埼玉県八潮市に行っていました。

そこで八潮市の職員にいろいろ説明を聞いて、その職員が、熊取町は何で八潮市に視察に来られたんですか。えっと思って、何ですかと聞いたら、八潮市は熊取町のタピオ体操、これは今のタピオステーションをする10年ぐらい前にタピオ体操を立ち上げてやっていますというのを示した。それを見て、これはいいことだなということで、そのときは熊取町には視察には来られなかったんだけど、いろいろな情報を得て、体操する地区を八潮市に幾つか設けて常態的に体操をさせたら、介護率が低くなるということになって、どんどん今やっていますということで、うちは熊取町が先生なんですということを言われて、その当時のタピオ体操は今のタピオ体操+（プラス）に比べると、やはり初期的な、ちょっといわゆる幼稚園か小学校段階でしょう。ところがこのタピオ+（プラス）になってから、いろんな高校の問題だとか筋肉をつくる体操だとか、誤嚥性肺炎の話だとか、それがどうしたらそういうことにならないかということも、専門家の方が月に1回ぐらい来てお話しなさってください。そういったことから、タピオステーションはもうすばらしい事業だと私は感心しております。

今すぐどうこう言うことはないんですが、認定率も12.4%とかなり低うございます。これがもう5年、さらにもう15年、20年したら、もっともっと変わってくると思います。現実に私の桜が丘で、このタピオステーションに毎回来られるおばあちゃん連中がおるんですが、全部もう90歳以上です。

最初ごろは去年の5月ごろから夏ぐらいまではつえをついておられたんですが、夏場以降、つえについて来る人が少ないんです、現実には。それだけ考えてもすごいのに、そのおばあちゃん方がボーリングクラブをつくってほしい、ボーリングをして非常に楽しかったということで、月に1回、全部90歳以上のおばあちゃんです。最高齢は96歳。もうつえもなしで歩いてきて、ボーリングも普通どおりのボーリングをする。幼い子どもとか年寄りにはガーターのところを埋めますわね。それ要らない。普通どおりのあれでということで頑張っておられるんです。それを見ただけでも、かなりこれはすばらしい、体力が回復しているんやなというのもありました。

ある1人、日本舞踊をされる先生がおられて、いつも夏祭りで舞踊を炭坑節とかそういうのもリーダーになってしてくれはるんですが、もうここ4、5年は体が動かないので私は椅子に座って見ておくだけにしますと、去年の夏祭りまではそれでした。ことしの夏祭りは私が先頭に立って踊りたいという目的を持って、タピオステーションを1回も休みなしで全部出席。それも今までは家の近所へ行くのでもつえをついて歩いておったのが、かなり集会所まで遠いんです。もう最近全然つえを使わないで来られているんです。ことしの夏祭りは踊りを皆のものも指導して、私が先頭で引っ張っていくというのを目標にして頑張っておられて喜んでます。

こういったことで、こういった取り組みをしていただいで非常によかったと思います。特に健康・いきいき高齢課の皆さんの取り組みが非常に熱いです、物すごい熱心。いつもにこやかに笑いながら、町長が来られたときも非常に笑い声がたくさんあって楽しかったです。だからそういったことで、各職員の方も必死になって自分のポジションのことを一生懸命やっておられますので、これをもうちょっと人数をふやしていただいで、そうすると1人の職員にかなりの負担がかかると思います。もっともっと若い人を入れたら、あの課に行かせてもらって、どんどん町の各自治会へ回していただいたらありがたいなと感じております。

そういったことで、これをどんどん進めていってほしいんですが、私はこのただいまのお答えの2点、私が予想しておったのは、図書館事業は熊取町はすばらしいんです。というのが、前に佐賀県の武雄市の市立図書館が物すごい活況でやっているからということで視察に行ったところ、15団体ぐらいの自治体と同じ日に同じ時間帯にバッティングして、そのとき議会の中で、ここは熊取町が座ってください、ここは何々市が座ってくださいと10ぐらいの団体が座って、市長が前に来て図書館の説明をしていただいで、それから現実に図書館を見に行くと、これは図書館も満席でした。すばらしい。やっていました。これはTSUTAYAという民間の書店が入ってカフェもこしらえて、そういったことをやっておったんですが、帰ってきてからある議会のときに一般質問をして、熊取町もこういうのをしたらどうやと。そのときの教育長が、熊取町は絶対にそんなことはしません、今のままでいきますとびしっと言われて、それが正解でした。

あの後すごいです。武雄市の図書館はTSUTAYAも撤退しまして、物すごい大きな刑事事件になって、市長はやめざるを得ないようになって、そのTSUTAYAの外郭団体に入って何をしたかといったら、TSUTAYAの本屋の本でもう売れない本、要らない本、10年前に書かれた本とか全然関係のないようなとんでもないような図書を2,000万円で武雄市に買わせているんです。その利ざやを皆ぼっぽないないにしておって、もう市長にもなっておられない。刑事事件になって捕まって。そういう事件で、そのときの市長が、今我々議員がいろんなセミナーとかあれに行くとこの講師になってピラを配っているんです。まあ何という人かなと。もう大失敗のあれで、やはり武雄市の図書館と聞いたら、また昔のように静かな状態で運営しているということなんです。

熊取町の図書館の事業というものは、もう全国にも名立たるものがありますので、教育委員会の方、頑張ってください。

それともう一つ、私は学校給食、これはもう食育文化、文化の継承でもう50年以上なさっていると思うんですが、これはもうすばらしい。全国でこんな各学校で給食をやっているというところも少ないです。まずない。それが小学校五つ、中学校三つ、独自のあれでやっているということで、これは私ら最初、熊取町へ来て子どもができて、学校へ行って、給食を食べてという話を聞いて、

その当時は我々は、現役でなかなか平日に休みがとれませんので、もう妻がそういったことをいろいろ聞いてきていろんなことを話をしてくれて、すごいよ、今物すごいよとその当時も言っておったのに、今のほうがもっとすごいよと。今までと全然違うということで。というのが、孫が小学校に入って、また知り合いの子どもが小学校に入ったりして、それを聞いたり見たりして、もう熊取町の小学校の給食だったら私ら何ぼでも食べたいわというぐらい物すごい評判です。

この食育文化、これもどんどん継続して、やはりこれが文化の一つやということで発信してほしいんです。そういうことを目標にしていってください。

それでは、第2点、本平成30年度予算議会で町政運営方針が発表されましたが、具体的などんなまちづくりをどのように推進するのでしょうか、教えてください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、2点目の町政運営方針が発表されたが、具体的にどんなまちづくりを推進するののかにつきまして、答弁いたします。

まず、議会の初日に藤原町長のほうから表明いたしました施政方針のとおり、子ども、若者から高齢者まで、あらゆる人々が交流し、つながり、ともに歩むことでまちの活力を維持し、「住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」を実現するために、行財政改革の推進、安全・安心なまちづくり、子どもの育ちを支えるまちづくり、にぎわいのあるまちづくりを4つの重点テーマとして位置づけ、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

一例を申し上げますと、にぎわいのあるまちづくりにおいては、交流人口の増加や、産業の活性化等の取り組みのみならず、住民の皆様の日々が輝き、長く楽しく活気あふれるまちづくりの視点で、先ほど議員からも非常にお褒めをいただいておりますこのタピオステーションの取り組みに代表される健康・長寿のまちづくりを進めてまいりたいと、このように一例としては考えてございます。

よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

続きまして、3点目、全国的に地方創生に取り組んで地域の活性化を図り成功した事例が多数ありますが、熊取町に全国にこれだったら発信できるという事業が今ございますでしょうか。あれば説明してください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、3点目の熊取町に全国に発信できる事業があるのかにつきまして、答弁いたします。

学園文化都市としての本町の特徴を生かした事業として、町内大学との協働の取り組みである、町内大学の学生等に登録をいただき、一人一人の子どもに応じたきめ細やかな指導・支援を行う学習支援ボランティア派遣事業や、また泉州RUSHプロジェクト学生による熊取町プロモーション事業などは、全国に発信できるものであると考えております。また、先般、3月2日に服部議員を初め多くの議員の皆様にもご出席いただきました締結式を行いました大阪体育大学との協働によるDASHプロジェクトにつきましても全国に発信できるものとなるよう、今後、大学側としっかり連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほど服部議員のほうからも非常にご評価いただきました地域活動拠点であります図書館のほうでは、児童書13万冊を含む36万冊の蔵書を有し、開設当初から、町民以外の方も利用できる広く開かれた図書館として、地域のさまざまな団体等の協力を得ながら、ブックスタートや文庫活動といった取り組みとともに、その他、子育て分野では、ホームスタート事業といった地域のボランティアの方などさまざまな関係者との協働による地域全体での取り組みなどにつきましても、本町が自信を持って発信できる事業の一つであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございます。もう全くそのとおりなんで、それをしっかり全国に発信していけるようにひとつお願いしておきます。

それでは、最後になりましたが、今から約二十何年前か、平成8年から全員参加の地域づくり、補助金をもらわない、頼らないまちづくり、自主財源を確保できるまちづくりに全力投入して現在に至る例もありますが、これについて理事者側のほうではどのように考えておられるのか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは最後に、4点目の全員参加の地域づくり、補助金に頼らないまちづくり、自主財源を確保できるまちづくりにつきまして、答弁いたします。

議員ご指摘の事例は、議員が今から5年ほど前でしょうか、鹿児島県鹿屋市にあります柳谷集落、通称「やねだん」の取り組み、それをご視察になられたものと想定しております。当時の地方創生担当大臣であります石破大臣のほうで視察に訪れるなど、地方創生の先進事例として取り上げられているものと認識してございます。

この取り組みの特徴としましては、地域でできることは地域で行うという理念のもと、住民が営農活動に参加し、人を地域づくりの重要な資源として位置づけ住民自治を実現していること。また、補助金に依存するとアイデアが欠如し、自立心が失われ、真に地域のためにならないこととの考えから、サツマイモ・トウガラシの生産や芋焼酎の販売を通じて自主財源を確保していることなどがその特徴として挙げられております。

このような先進的な取り組みには、「やねだん」では豊重哲郎さんですか、とかいう自治公民館長といったような熱意と信念を持った発起人、いわゆるキーマンが存在しておりまして、そのキーマンを中心として、危機感を持ちながら自発的・自立的に取り組まれており、過疎化が進んでいる地域に多く見られる事例でございます。

本町でも、このような取り組みが地域から自発的に出現することを期待しますが、大阪市内まで1時間という恵まれた住職近接というそういった環境では、このような危機感をもったキーマンや自発的な取り組みの出現の可能性が、現時点、残念ながら低いものと考えておりますが、行政といたしましては、このような出現を生み出し得るような風土づくり、また環境づくりについて、議員ご提案のこの「やねだん」を初めとする他地域の先進事例を今後も調査研究しながら、本町の特徴を生かした地方創生に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

先進事例からのご提案、どうもありがとうございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございます。ここの「やねだん」と熊取町では、町の規模とかそういったものが全然違っていて、全くそれをそのまま当てはめると言うことを言っているわけではないんですが、そういった気概を入れて、そこではいわゆる空き家、それを利用して芸術家の卵、いわゆる若いいろんな陶芸家とか絵描きだとか、いろんな技術を持った人にそこに住んでもらって、もう格安の家賃で月1万円で貸しますとか、そこをそれぞれがアート場にして自分の腕を磨きながら地域に貢献していくという。自分も光る、輝くということを目指して一生懸命つくって、その空き家のいわゆる古民家を利用して、そういった人たちが月に1回展示会を開いたり何やかんやで、そのときにはほかの村人も皆呼んで、そこで楽しく食事をしながらアート展をやるとかといった、いわゆる村の活性化を担っておられるんです。

その中で一番最たるものは焼酎です、芋焼酎。これはいわゆる菌を発酵させてそれを利用した焼酎で非常においしいです。取り寄せて飲みましたがよかったです。それを全国的に販売も展開して、そういったことで年間600万円ぐらいの純利益を上げているという。

ほかにもそういうことで視察が多いんです。視察に来られた人、あのときは何人で行ったんだっただか、10人ぐらいだったと思うんですが。10人も行っていなかったかな、7、8人で、1人3,000

円の視察料を取りはるんです。それがその人らの物すごい財源になるわけです。10人行ったら3万円です、1回に。それもなかなかいいやり方やなど。いわゆる村人から金を徴収するんじゃないで、外から入ってきた人から、見に来たんやったらどうぞご案内しますから、1人3,000円出してくださいと、これはもうそれぐらい値打ちがありました。

またそういったことで、やはり熊取町は熊取町のよさを生かして、特に最近、私は朝早く目が覚めてテレビをかけると、BSの3チャンネルなんかで里山というのをやっているんです。わずか10分ぐらいの番組なんですけど、非常に落ちついた感じで、先日も和田へ議会報告会に行ったんです。和田のまちは昼間ちょっと走ってみたら、何かその里山に近いようなほっと落ちついたあれがあるんです。やっぱり人間がうごめいてにぎやかにやっているのも、それはまちなあれかもわからないんですが、ちょっとした癒やしの場所という感じで、そのとき区長に、ここはいいですね、里山的な感じでいいですねと言ったら、そうですね、それはそれでいいんですけどもと言って、人数が少ないのが難儀だと言っておられました。

だから、そういったものをもう20年以上やっている団体もあるということで、やはり熊取町もいいものを、学校給食なんかは完全に食育、いわゆる学生を育てるそのための文化ですから、これもいつまでもずっと続けていってほしいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

これをもちまして終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で、新政クラブ、服部議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより午後3時10分まで休憩いたします。

（「14時51分」から「15時10分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、未来を代表して浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派未来を代表しまして、町政運営方針、予算に関しまして、通告に従い質問させていただきます。

おとといの一般質問では主に熊取町の学童保育のあり方について質問させていただき、子育てしやすい町熊取として、どうやって推進していくのかについて、いろいろと議論、意見を申し上げましたが、本日はまた別の角度から質問させていただきたいと思います。

では、1点目の熊取ブランド「子育てしやすい、教育のまち熊取」から見た小学校のエアコン設置、トイレの洋式化について、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）それでは浦川議員のご質問の1点目、小学校のエアコン設置、トイレの洋式化の推進について、具体的には設置に向けたスケジュールや設置数などについて答弁いたします。

鱧谷議員の一般質問への答弁と重複しますが、再度説明させていただいて答弁とします。

エアコン及びトイレ洋式化整備については、大阪府を通じて、国、文部科学省に申請しておりました学校施設環境改善交付金について、先月20日に申請のほぼ満額の採択率で交付という内示の通知がありましたので、これにより、平成30年度において、小学校全5校の普通教室及び特別教室にエアコンを設置することとなります。

なお、採択された今回の交付金は、あくまで国の平成29年度予算の補正におけるものであり、年度を合わせる必要がありますので、現在、財政課と調整し、本定例会最終日に追加議案として平成29年度補正予算を上程し、ご審議、ご可決いただいた後、平成30年度に繰り越して整備を進めていく予定でございます。

ご質問の設置に向けたスケジュールや設置数についてでございますが、まず、エアコン設置に係る分から説明いたします。

本年4月から設置工事に係る入札手続を経て、落札業者と仮契約を締結し、6月議会において工

事契約についての議決をいただいた後に、工事着手する予定と考えております。

工事期間については、授業への影響を最小限に抑えるため、夏休みに集中的に行うこととし、夏休み明けは主に土曜日や日曜日などの学校休業日での施工とするものです。

なお、設置数については、全5校の普通教室及び特別教室157室を予定しております。これによりまして、平成28年度から実施してきました小・中学校へのエアコンの設置事業が完了するものでございます。

次に、学校のトイレの整備、洋式化についてですが、エアコン整備と同様、今回は国の平成29年度補正予算における交付金を活用して、特に老朽化している中央小学校西校舎のトイレの洋式化改修を行うものです。

スケジュールについては、平成30年度に入ってから、設計業務を行い、設計終了後、改修工事を実施するものでございます。

設置数については、現在、西校舎全体で男女合わせて和便器が29基で洋便器が6基となっています。これを1つのトイレ室に和式便器を1つとして、残りを洋式便器とする方向で整備を進めたいと考えております。

なお、中央小学校の他の校舎のトイレ並びに中央小学校以外の小・中学校のトイレの洋式化の整備のスケジュールにつきましては、国の交付金の採択を前提として年次的に進めていくこととし、経年による老朽化の状況や、洋式化率の低い施設である学校から優先して改修を実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 交付金が採択されたということで、町長初め、ご尽力いただきまして本当にありがとうございます。

先ほどの予算書の中で、ちょっと気になったんですけども、通常、今の予算で上がっているのが、1年生から3年生というふうにならざるを得ないんですけども、30年度中に全部ほかの4、5、6年生もやってしまうということは、また後ほど補正としたような形で上げるのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 交付金の採択の状況が予算を組んだ段階では不明確でございましたので、半分、学校によって分けるというわけにはいきませんので、半分の小学校の1年生から3年生の分について当初予算に計上しておりましたが、交付金がつきましたので、30年度予算については、最終日に、平成29年度として交付金がついた工事費を計上して、翌年度に繰り越して、30年度はその予算でということで、当初予算で午前中、副町長が説明した部分については、消す、削除するというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） よくわかりました。ありがとうございます。

それで、6月の議会の議決が終わった後、夏休みに集中的にやっていく、9月以降については、土日を使って改修工事していくという、設置工事をしていくということなんですけれども、いわゆる小学校5校の普通教室に全てが入るとするのは30年度中やと思うんですけど、大体いつぐらいとかというのも見えているんですか。

議長（坂上巳生男君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君） 夏休みに集中して、残ったら、その後土曜日、日曜日、授業に支障のないようにして、目標としては、スピード感を持って冬の暖房には間に合うようにしたいんですが、ちょっと未確定な部分もございまして、スピード感を持って、目標は冬休み、冬の暖房が必要な時期には設置したいと考えております。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君）わかりました。

ことしに関して言うと、もうないのかなと思うんですけど、いわゆるエアコンがつくと、一般的に多いのが、子どもたちの夏休みが短くなるんですかというようにも結構、住民の方から聞かれるんですけども、その点については今のところお考えというのはあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）29年度に中学校のエアコンの設置がもうほぼ完了しますので、この30年7月から中学校については夏休みを短縮してということで、もう既に通知は、保護者のほうにはそういう形で予定しておりますということで通知をさせていただきました。

小学校については、中学校は考えております、こういうふうな形でということで、エアコンの整備が完了した後は短縮を考えておりますという予告的な部分についてだったんです。はい。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）わかりました。

それと、もう一つお伺いしたいのが、エアコンを設置していくと、中学生ではないのかもわからないんですけども、いわゆるほかの学校とかで、冷房が直接子どもに当たったりとかして、いわゆるクーラー病というんですかね、体がだるくなったとか、そういうような懸念というのも今後ちょっと心配とか出てくるのかなとかというも思ったんですけど、そういうのは何か今具体的に対策とか考えられていますか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）ちょっとその詳細な対策まではあれなんですけど、中学校3年生には28年度で、29年度中にはもう実際に利用していただいておりますので、学年が上やから、そういうのはちょっとお聞きはしていないんです。

ただ、使用に当たっての基本的なこういう形で利用してくださいと、その中に、ちょっと今持ち合わせないんですが、今おっしゃられたような部分についても、もし含まれてなかったら、学校の運営管理者と協議しまして、その部分について、もしそういうことがあれば、その対応もということとは考えたいと思います。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それで、もう予算化して、具体的にエアコンの機種というんですか、そういうのも決まっているかもわからないんですけども、もしそのクーラー病とか、あとランニングコストですね。そこで、ちょっとこれは住民の方から教えていただいたんですけども、今最近導入されている学校とか庁舎とか、あと幼稚園とか介護施設とかで新しく導入されている企業がありまして、その機械を使うと非常にランニングコストが安く済むというような、人に優しい仕組みになっているというんですかね、ちょっと僕も業者じゃないのでよくわからないんですけども、資料とかが後ほどもし可能であれば、そういうのも後ほど渡したいなと思うんで、そういったところもあわせて検討できるようであれば、またちょっと見ていただきたいなと思います。

トイレの洋式化についても、先ほど答弁いただいたことでよくわかったんですけども、このトイレについても、ちょっと気になるのは、ずっと洋式化率、洋式化率というほうで、議会でもずっと声は上げていっていたんですけども、そこで、和便器を1つ残して、残りに洋式を設置していくということなんですけれども、親御さんからすると、ちょっと洋式だと衛生面でというふうな形で気にされる方もやっぱりいて、当然、子どもたちが使うトイレなんで、子どもたちが一生懸命きれいに使えば問題ないわけですけども、そういったところの声も、もう既にちょっとずつ上がってきてはいるので、その辺のところもしっかりと検証していただいた上で、導入のほうをお願いしたいなというふうに思います。この件については、以上で終わらせていただきます。

では、次の質問に移りたいと思います。

熊取ブランド「子育てしやすい、教育のまち熊取」から見たミルデューラ市への青少年派遣事業について、スカイプなどのウェブテレビ中継を利用することについて答弁をお願いしたいと思います。

す。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、まずご質問1点目、スカイプ等のウェブテレビ中継を利用することについて答弁いたします。

平成29年3月定例会の浦川議員の一般質問におきまして答弁しましたとおり、青少年の国際感覚の醸成に一定の成果があるものの、現状の派遣者及び受け入れ者が中学生10人前後に限られていることから、その後の広がりには課題があるとの認識のもと、議員からのご提案であるスカイプ等のウェブテレビ中継の利用等について検討してまいりました。

具体的には、システムを構築するための費用などについて確認するとともに、昨年10月にミルデューラ市から親善訪問団が来町した際、今後の交流事業を持続可能な取り組みとするために、経費を抑制しながらさまざまな取り組みを行っていくことについて、賛同を得たところでございます。

今後はどのような制度として設計するのか、さらには、それが技術的、費用的な面などで実現可能なのか、浦川議員の提案も参考にしながら検討してまいります。

あわせて、本町における潜在的なニーズの把握も踏まえ、ミルデューラ市と協議、調整の中で、逆に先方における意向やニーズのほうも確認しながら実施の可否を判断してまいりたいと、このように考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）しっかり検討していただいたというところで、ありがとうございます。

費用的なものも検証されたというふうにご答弁いただいたんですが、大体幾らぐらいで出ていて、その金額でだめだったのかどうかというところもちょっと教えていただきたいなど。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）まず、検討いたしました費用のほうからお答え申し上げますと、スカイプのほうは、もう議員もご存じやと思うんですけども、基本的に無料ソフトということになります。経費としましては、パソコンや、スマートフォンがなかったら、そのパソコン代とか、スマートフォン代という経費がかかってまいりまして、これは一定の数万円の額がかかってこようかと思われまして。

逆に、それらの器具があれば、さほど経費のほうはかからずに、あとは、必要備品としまして、ヘッドセットと言いまして、こうなっている、口につける、あれが安いものですと1,000円程度、このヘッドセット、それから1万円以内ぐらいでウェブカメラというのがありますが、これも、パソコンに内蔵型されましたら必要はございませんが、一応、内蔵されていなければ1万円程度のウェブカメラ、あとはネット環境、ネット環境のほうも、もう整備されていけば必要ないということ、あとはネット環境さえあれば接続することができるということになります。

ただ、あと複数人対応の大型モニターというんでしょうか、そうなりますと、相当の設備費用、設置費用のほうがかかってくるというところで検討、検証してまいりました。

今まだ現在、具体的に導入のところに至っていないところの理由なんですけれども、経費面というのは、多少はあるんですが、さほどかからないというところで、どちらかといいますと、相互のニーズというんでしょうか。このスカイプと申しますのは、基本は1対1が原則のソフトということになりますので、そうなりますと、いつ実施するんだというところが大きな問題になってくるかと思えます。

我々の想定としましては、放課後、時差が1時間ないし2時間ということですので、学校が終わった放課後に、お互い個人的にご自宅で持たれているパソコンでIDを交換するような形で、お互い、それが民間でやっているところのいわゆるスカイプ英語というやつで、25分3,000円からとか、よくあるやつやと思うんですけども、その大方の仲介手数料が、だから、間の業者が持つていくんですけども、ですから、その部分が無料で仲介できるというような、もしそういった形を想定

するにしても、実際のところ、お互いのニーズがどれだけあるかというところが大きいところかなというふうに思いますので、まずは、この8月に我々、向こうに行く年ということで行きますが、向こうのニーズ調査なんかもしっかりと向こうで確認してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）確かに相手がいることですので、その辺のニーズ調査というのはしっかりやっていたらなというふうに思うんですけども、この青少年派遣事業に関していくと、先ほど理事の答弁からもあるように、事業目的としては、いわゆる国際感覚、子どもたちの国際感覚を醸成して、次代を担う人材を育成していくということが目的となっていて、これはどうなんですかね。

多分、2年ぐらい前から、この件に関してはやっぱりちょっといろいろと問題があるんじゃないですか、基本的に私はこういったことをどんどん進めていただきたいんで、そういったことを改善することによって、よりたくさん子どもたちに、そういう効果といったようなものを期待したいんですけども、やはり、おっしゃっていただいたように、人数が10人しか行けない。子どもたち、1,300人対象者の中で、ことしでいくと10人しか行けない。いわゆる1%にも満たない子どもしか行けない。だから、行きたくても、やっぱり行くのってすごく勇気が要ることだと思うんですね。

その勇気が要る子どもが選ばれたらいいんですけど、ああ、残念ながら10人しか行けないから行けなかったね。そうなるとうとう、もうその子に機会がないかもわからないですよ。中学2年生でいくと。なので、そういう形で残された子どもたちにも、そのミルデューラ市の雰囲気というか、向こうの子どもたちとやりとりできるような環境というのをつくっていただけたらな。いろいろ去年の3月議会でも申し上げましたけれども、費用的なご負担の問題、経済的な事情で行けないという子どもがいるということであったり、あとは一番大きいのが、やっぱりこの行った後の体験談ですね。帰国報告会というんですかね。

なので、そこが結局は、10人、行った子どもたちしか感想というか。だから、そこが、僕はやっぱり一番問題で、非常にもったいないと思うんですね。やっぱり、個人負担が15万円あるとはいえ、関空の助成金もあって、さらに言うと、町の税金というか、この税金というのはやっぱり我々みんな住民が子どもたちの成長を願って負担させていただいている部分ですので、それをもっとたくさんの人たちに還元していただきたいというのが、やっぱりこのシステムで、もっともっと広がっていけるんじゃないのかなというところで、このスカイプというところが、こういった問題をいろいろ解決できるんじゃないのかなというふうに思ったんで申し上げたいんですが、これは引き続き、課題は課題として、ことしは、何か、帰国報告会じゃないですけども、その10人以上に広がっていくような取り組みですね、何かお考えなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君）昨年の3月議会の一般質問のほうで、浦川議員のほうから、帰国報告会を一般公開というんでしょうか、議員自身もできたら聞きに行きたいわと、議長だけのご招待というか、ご参加いただいているんですけども、そういったご意見をいただきまして、積極的に検討していくと答弁いたしましたことは明確に覚えてございます。

それらを踏まえまして、実際、今、ことしで言いますと、130人に1人しか行けないというところで、行けなかった子どもたちへの拡散、刺激というところも含めまして、その策といたしましては、例えば、去年もちょっと答弁申し上げたんですけども、その今の帰国報告会では、自分たちがスピーチ、3分間スピーチじゃないんですけども、向こうでの体験であったりとか、今後の抱負というのをスピーチいただくということなんですけれども、一定、ことしについては、ちょっと担当とも今話しているんですけども、感想文、レポートというのを提出していただいて、それを10人分の、数的にも10人分ですので、簡単にさっと読める程度かなと思いますので、それを編集いたしまして、今年度は向こうに行きましたら、担当者のほうがDVDで要所要所の様子をおさめてくるということはやっていこうということで決めておりますので、その撮ってきたビデオと、DV

Dと、それから感想文、それをセットにして、例えば、学校に提供させていただいて、あとは学校のご都合でどういうふうに活用するかというのは、また検討なんですけれども、学校のあいている時間、また都合のいいような形で、子どもたちに供覧していくといったような、そういったことができればというふうに考えておまして、この3月中旬以降ぐらいから、そろそろその中身についての設計というのを教育委員会とも協議しながら詰めていくという予定にしておりますので、そのあたり、また検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）130人に1人というところで、非常に狭き門なわけですよ。先ほどの拡散していく、DVDを撮って、それを見せたり、感想文をというのはすごくいいかなと思うんですけども、これ、ちなみに募集状況というのは、募集というか参加状況というんですかね、どれくらいの子どもが手を上げて、実際に10人というのが選ばれるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）昨年の実績で申し上げますと、46名の申し込みがありまして、46名に対して12名、昨年で言いますと実績であったという、昨年度——すみません、前回ですね。昨年度違いますね、失礼しました。ですから、前回ですので、28年度につきましては、46名に対して12名ということでございます。

ちなみに、26年度、前々回につきましては、32人で12人が選ばれたという、そういった内容でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）この46人が多いか少ないか、僕個人的には、ちょっと少ないのかなというような感想なんです。先ほども申し上げたように、これってすごくやっぱり勇気が要ることだと思うんです。

先ほど、理事がおっしゃっていただいたような向こうの現地の雰囲気というか、そういったものを、いわゆるたくさん情報を子どもたちに与えれば与えるほど、一歩踏み込む、その一歩が非常に踏み込みやすくなるわけで、なので、そういったところの効果も期待して、そういうシステムづくりというか、刺激を与えられるような取り組みというものをさせていただきたいなというふうに思います。

ちょっと別の視点で伺いたいんですが、これ、ちょっと所管が違うんで、参考に見ていただきたいんですけど、ちょっと私の提出、添付している資料のほう見ていただくと、これは文科省所管の教育に関する総合的な政策研究機関として、国立教育政策研究所が実施している全国学力・学習状況調査、その結果の中の小学校6年生と中学校3年生を対象にした質問結果のうち、熊取町の分だけを一部抜粋して載せさせてもらっています。

ちょっと後ほど、これについては、教育委員会とも説明があるかもわからないんですけども、ちょっと参考として見ていただきたいんです。その中の表2を見ていただくと、外国の人と友達になったり、外国のことについて、もっと知りたいと思っていますかという質問があって、肯定的な割合、いわゆる外国の人と友達になりたいとか、もっと外国について知りたいと思う、そういった肯定的な回答をした小学生の割合が68.5%、で中学生の肯定的な割合が64.5%というところなんです。

これが、高いのか低いのか、いいか悪いか、いいか悪いかと言うたらおかしいですけど、高いのか低いのかというところで見ると、結論から行くと大阪府、それから全国平均とそこまで大きな開きがないというか、平均だったんです。

要するにこの外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思っていますかという質問を受けたときに、子どもたちがどう捉えるかだと思うんですね。

この質問を受けた時に、ああ、すごく遠い将来、自分は外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいなと思うのか、いや、もう自分は外国に友達がいる、もう全然先のこ

とじゃなくて、今もう既に外国の人と友達になっているよと答えられる子どもがいるのかどうか、多分、こういうことなんだと思います。

だから、要するに、今回のこのミルデューラ市との青少年交流派遣事業については、指標というものはないわけですね。だから、最初の事業目的である青少年の国際感覚を醸成し、次代を担う人材を育成する、そういった事業成果がどこであられるかということも、1つちょっと参考までに見ていただきたいな。ちなみに、企画部はこの結果とかというのは、ご存じでしたか。当然所管が違うので知らないとは思うんですけども。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君）これは、この統計データというのは初めて見させていただきました。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これは教育委員会が所管なんで、知らなくてもそうなのかなと思うんですけども、子どもたちから見ると、これは企画部であったり、教育委員会、別に関係ないですね。ただただ、この質問を受けたときにどう答えるかという結果ですので、なので、こういうところにも、しっかりとつなげていけるような取り組みをしていただけたらなど、思い起こすと去年の3月議会で明松理事のほうから、行った子どもたちが、その後、現地の子どもたちとSNSを使って、もしくはメールでやりとりをして、つながっていている子もいるというふうに答弁いただいたんですけども、僕は、それは非常に、当然いいことで、それって、恐らくそのつながっている子どもというのは、ここの肯定的な割合に入っていくんだと思うんですね。

今の子どもというのは、これも教育委員会の調査結果ですけども、スマートフォンの所持率、小学生で68.7%、中学生でいくと、89.9%スマートフォンを持っている。いわゆる9割の中学生がスマートフォンを持っているわけですね。恐らく、こういうミルデューラに行く子どもというのは、スマートフォンを持っていると思います。無料通話アプリの話、何回も出てきますけれども、例えば、今、子どもでもLINE、メッセージ、やっている子どもはすごく多いと思うんですね。簡単にもう外国の人とそうやってつながるツールがあるわけです。だから、どうしても行政がやるとなると、非常にいろんなことを考えて検証しながらやられるんだと思うんですけども、そんなにつながることで難しくないんですよ。簡単に子どもたちが、年齢の近い子どもたちがお互いにつながるツールがそれぞれありますので、そういったところに、ぜひとも、ちょっと両部局でちょっと考えていただきながら、こういった質問があったときに、何で熊取町だけ、これだけ高いのかな、ああそうか、もうミルデューラに友達いるしねぐらいの事業に持っていただけたらもう最高かなというふうに思います。これは僕の個人的な私見なんで、なったらいいなというところなんですけれども、ぜひとも今後とも引き続き、この件に関してはしっかりと継承していただいて、拡散できるような仕組みづくりをお願いしたいと思います。

では次の質問にいききたいと、この最後にまた聞いたらいいですかね、教育委員会に、またちょっと後ほど伺いたいと思うんですが、では最後の質問に入っていたと思うんで、そのときにまた触れたいと思います。

では、次の質問に入ります。くまもり英語村の課題と今後の取り組み内容について、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）くまもり英語村の課題と今後の取り組み内容についてご答弁申し上げます。

本町では平成26年度より、熊取ゆうゆう大学・体験学部・ジュニアチャレンジ講座として、外国人英語指導助手（ALT）5名を講師としくまもり英語村を実施しております。今年度は小学校3、4年生を対象に、8月30日に実施し、41名の子どもが参加いたしました。英語村では、子どもたちが身近に感じる内容をテーマとし、そのテーマにかかわる英語をまずALTから学びます。そ

の後、学んだ英語をゲームの中で楽しみながら、自然に英語で表現する機会を設けております。

参加した子どもからは、「ゲームを回って遊んだことが楽しかった」、「また参加したい」という意見を多数聞いておりますので、現時点では英語村の内容についての課題は大きな課題はないというふうに考えております。

現在、英語村の対象学年は外国語を学ぶ前の段階の3、4年生としており、ALTの話す英語がわかった、外国語を使って楽しい等の経験を経ることで、5年生で学ぶ際の動機づけを大きな狙いとしております。

しかし、学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度からは、本格的に小学校3、4年生において外国語活動が導入されますので、今後は英語村の内容や対象学年を検討する必要があると考えております。

引き続き、子どもたちが英語で表現する楽しさや、人とかかわる楽しさを味わうことができるよう、英語教育の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）教育委員会とは、これまでも、グローバル時代に適応した人材育成の視点ということで、何度かこういったお話もさせていただいて、くまもり英語村の話をいろいろ聞かせていただいて、去年8月30日ですか、我々未来の会派はすごくこの子どもの英語教育に関しては特別な思いを持っていますので、参加させていただいた。非常によかったと思います。

今回、3、4年生対象に、5人のALTの先生方が、41人の子どもたちがそのときは5グループぐらいに分かれて、学校のALTの先生が考えられた独自のプログラムというか、遊びですね、を楽しんでいて、最初はすごく緊張ぎみだった子どもたちも、終わりごろには物すごく打ち解けて、非常によかったなと思います。

課題がないというところでいくと、確かに課題もそんなに大きいものはないのかなと思ったんですけども、もっと欲を言うと、参加者の親御さんとかといろいろ話をさせていただいた中で、習得別というんですかね。いわゆる子どもによっては、非常に幼いころから英会話に通っている子どももたくさんいて、一方では初めてこの英語村に参加する、初めてそういった体験をして、最初はちょっと難しいかなと思っている。いわゆるALTの先生が、例えば、ルール説明なんかをしたときに、ちゃんと理解できる子もいれば、ちょっとみんなを見ながら取り組んでいるという子どもなんかもいて、そういったところでいくと、親の希望としては、もうちょっと習得別というところできたらもっといいのかなという意見があったというところと、あと、今回、41名ですよね。参加されていて、募集は40人でしたよね。41人が来られたというところで、この募集方法については、こういった形で募集されていたんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）こちら、ゆうゆう大学の体験学部ということで、申し込みにつきましては、往復はがきをもちましてご応募いただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）学校から生徒に配られたんですよね。それで合っていますかね、認識としては。

これも、1つ親御さんからの話で、さっきのミルデューラ市の話もそうなんですけれども、やっぱりくまもり英語村ということ自体がわからないんで、こういったことをしているのかわからないというところがあって、非常に不安ながら、子どもたちは、とりあえず行ってみようということで、第一步を踏み込んだといったようなところで、この英語村の周知方法というか、例えば、これスタートが平成26年ぐらいのスタートだと思うんですけども、もう何度かやっていて、例えば去年のデータ、去年の内容を何か撮影する許可をいただいて、この募集する期間だけ、例えばホームページ上で動画が見れるとか、それを見て、子どもたちが、ああ、これやったら自分も楽しめそうやと

思うのか、安心して行けるというふうに思うのか、その辺が非常にもったいないかなというふうなところで、その一つ一つ、子どもとか、親御さんが抱える不安というところをいかにして解消してあげるかというところが次のステップに進むところなのかなと。そういったところで、募集をかけて、これやったら行ってみたいという子どもが40人じゃなくてももっともっと多かったら、習得別というところも可能なのかなというところがあって、その辺のところは、今後引き続き見ていただければというか、継承していただけたらなというふうに要望したいと思います。いいですか。

では次の質問、行かせていただきますね。

アジア地域との姉妹都市提携については、去年2017年の3月議会では検討中ということだったかと思いますが、答弁のほう、お願いいたします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、続きまして3点目、アジア地域との姉妹都市提携について、企画部のほうより答弁申し上げます。

こちらにつきましても、平成29年3月定例会の浦川議員の一般質問において答弁いたしましたとおり、青少年交流とは別の、例えばスポーツや医療、観光、産業交流などの視点から検討を進めてまいりました。

しかしながら、どのような内容であっても、新たな国際交流を進める上では、少なからず経費の発生が避けられず、また、ミルデューラ市との国際交流事業につきましても、行革の推進項目として、青少年や派遣職員の人数を削減しているというところであり、厳しい財政状況にある中、現時点、具体的な取り組みには至っておらず、したがって、限られた財源の中で優先順位と効率性を鑑み、先ほども答弁したとおり、まずは、現在の青少年交流をより効率的な取り組みとなるよう見直してまいりたいと考えております。

なお、新たな国際交流につきましても、引き続き調査研究を進めてまいりますとともに、財政の改善状況等を見きわめながら、改めて具体的に検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）冒頭、町長からの町政運営方針ですね、そこからもこの文言がなくなっていたので、恐らくそういうことなのかなというふうに思っていたんですけども、なかなか産業振興という視点でいくと、ちょっと熊取町としては難しいのかなというところも、私自身も思っていたので、これはもうこれでわかりました。その分、しっかり子どもたちの青少年交流のほうに力を入れていただけたらなというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

熊取ブランド「子育てしやすい、教育のまち熊取」から見た子どもたちの夢を応援する取り組みについて、その中の2分の1成人式について、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、子どもたちの夢を応援する取り組みについてご答弁申し上げます。

議員ご存じのとおり、キャリア教育とは一人一人社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育と定義され、子どもたちが未来を切り開く力をつけるための教育、職業的、社会的に自立することを支援する教育であると捉えられております。

本町におきましては、各中学校区で作成しているキャリア教育全体指導計画のもと、各校において、教育活動全体を通じてキャリア教育を進めているところでございます。

まず、2分の1成人式についてお答えします。本町では、小学校4年生の児童が、今までの10年間を振り返り、自分の成長を実感するとともに、自分のよさや個性に気づき、自分らしい生き方や将来の夢について考えることを狙いとし、全ての小学校で取り組んでおります。2分の1成人式を

授業参観で実施する学校もあり、おうちの人と一緒に将来について考えるよい機会になっていると考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ご答弁ありがとうございます。

これは2016年6月議会で、子どもたちのキャリア教育について議論させていただいた際に、吉田理事からお話いただいたんですけども、小中合わせた9年間で、キャリア教育の全体計画を立てていると、その一環として2分の1成人式もやっていますというようなお話をいただいて、非常に楽しみにして、この間、北小学校なんですけれども、2分の1成人式を実際に参観させていただいて、やはり子どもたちそれぞれが将来の夢とか目標というものについて一人一人発表して、それを親御さんが見ているというところで、本当に教室全体が子どもの夢を応援したいなというところで、みんな親御さんは当然ながら思ったわけなんですけれども。

夢をちょっと、子ども、少しだけご紹介させていただくと、看護師になりたい、野球選手になりたい、水族館や動物園などの飼育員になりたい、ユーチューバーになりたい、国会議員になりたい、社長になりたい。本当に、いろいろ夢が出ていて、子どもらしい多くの夢がその教室で発表されたんですけども、その中で、ちょっと気になったのが、子どもがなりたい将来の仕事というんですかね、職業が非常に偏っているというか、例えば、看護師になりたいという子どもがいたら、看護師になりたいという子どもがいっぱいいるんですね。たまに、そういうユーチューバーになりたいとか、モデルになりたいとか、ちょっと出るんですけども、今度野球選手になりたいという子どもがいたら、野球選手になりたい、野球選手になりたいという形で、これ、何でなのかな、当然、看護師になりたいという子どもであったり、別にそれがいいとか悪いとかの話ではなくて、何でこれだけ職業が子どもたちに偏るのかな、もっとたくさん、いろいろ職業があるのに、何でなのかなというところで、終わった後、何人かの子どもと話しして、看護師になりたいって言ってたよねとか、飼育員になりたいと言ってたよね、何で何でというような話をすると、誰々ちゃんが飼育員になりたいと言ったから私も飼育員になりたいとか、誰々ちゃんは看護師になりたいと言ったから私も看護師になりたい、別にこれはこれでいいと思うんですね。だけれど、なかなか、私が言いたいのは――先にちょっと次の質問、答弁お願いします。熊取町学力学習状況調査の結果について、答弁お願いします。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）では、次に、全国学力・学習状況調査の結果についてご答弁いたします。

今年度の質問紙結果を見ますと、「将来の夢や目標を持っていますか」に対する肯定的な回答は小・中学校とも全国とほぼ同じ割合になっており、7割から8割の児童・生徒が夢、目標を持っていると回答しております。

また、「家の人と将来のことについて話すことがありますか」に対する肯定的な回答についても、小・中学校とも全国とほぼ同じ割合になっており、5割から6割の児童・生徒が家の人と話していると回答しております。

全ての子どもが自分の将来、どんな大人になりたいか、どんな仕事につきたいかを含めて、自分の将来を思い描くことができるよう、教育活動全体を通じて、人とつながる力や難しいことにチャレンジする力など、自立の基盤となる資質、能力の育成を引き続き図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

さっきの話でいくと、いろいろ子どもに何でなんていう話をした結果、だって、職業って何があるかよくわからんもんという子どもがやっぱり当然ながら多いんですね。あ、そら知らんよねと、

だから、結果的に、仲のいい友達が看護師になりたい、私も看護師になる、飼育員になりたい、私も飼育員になる。

そこで、そんな中で、これちょっと6年生の学力・学習状況調査なんで、表の1を見ていただきたいんですけども、「将来外国や留学したり、国際的な仕事についたりしてみたいと思いますか」といった質問で行ってみたいなど、そういった肯定的な割合を示す小学生が30.8%、中学生でいくと41%、これ、4年生の授業を私は参観したんで、その間、6年生になるまでに、どれだけの将来の仕事というか、目標というものについて、考える時間が学校であるのかどうかはちょっとわからないんですけども、小学校でそれだけ国内の仕事がどんなものがあるかもわからないところに、この表の1にあるような質問をするのって、なかなかちょっと難しいのかなど。質問がある以上、文科省がこういった形で質問をしているということは、やっぱり何かしらの意図があって質問されていると思うんですけども、この表1のこの小学生30.8%、中学生41%というのは、この結果というか、この内容はどういうふうに分析したらいいんでしょうか。これは、ちょっと純粹に聞いてみたいんですけども。

議長（坂上巳生男君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）小学校については30%、中学になったら41%に上がっていると、全国のを全く基準にしていいかどうかはちょっと置いておきまして、全国との比較を見ると、相対的にやはり全国・学力学習状況調査の質問紙は、小学生より中学生の質問紙のほうが肯定的な回答が下がるのが一般的です。ただ、熊取町においては、小学生より中学生がぐっと上がっているということは、やはりずっと熊取町で大事にしている、やっぱり本物の英語に出会うALTの配置があつて、実際、やはり外国人の人と話す機会、あるいは文化を知る機会、その人を知る機会が、もしかしたらほかの地域よりたくさん提供できていることが、小学校よりも中学のほうがALTが毎日おりますので、そういった効果があるのかなというふうに、手前味噌ですが、そんなふうに捉えております。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。確かに、小学生から中学生になると上がっているというところで、これはやっぱり中学生でいくと、全国平均よりも8ポイント近く高いわけですね。

この数値自体はちょっと、僕自身は低いというか、そうなんだろうなというところで受けたんですけども、よく言うと、熊取町はやっぱり全校にALTをつけていますので、そういったところで、こういうよそと比べてもっとぬきんでるという結果が、欲を言うと欲しいわけで、表3なんかを見ると、「将来の夢や目標を持っていますか」というようなところで、肯定的な子どもの小学生の割合がこの3年間で平均すると86%、中学生は69%というところで、この将来の夢が年齢を重ねていくにつれて下がっていくという傾向にあるというのは、前回の議会でもお話しさせていただいて、全国的にも同様の傾向があると、本来であれば、ああそうかと、仕方がないのかなというところではあるんですけども、最終的にこの2分の1成人式を見て、さらにこの全国学力・学習状況調査を見させていただいた中で、私自身が感じるのは、その将来というところが、子どもたちにとってどこまでイメージできているのかなというところだと思うんですね。

要するに、友達が何々になりたいから私も何々じゃなくて、例えば、看護師になりたいという明確な子どもがいたとしたならば、やっぱりそれはきっと何かのきっかけがあつて看護師になりたいと思っているんだと思うんです。

お母さんがもしかしたら看護師かもしれない。であるならば、看護師のお母さんを持つ子どもは、恐らく友達の誰々ちゃんが看護師になりたいと言っているから、私もなりたいねんて言っている子よりも、物すごく明確に夢というものを持っているんだと思うんですね。

なので、小学4年生だからちょっと早いとか、6年生だからというんじゃないで、僕は前にも、これも2年ぐらい前ですかね、ちょっと一度お話しさせていただいたことあるんですけども、やっぱり看護師になりたい子どもがいれば、そういう職業紹介イベント体験会みたいな、そういう煉

瓦館を一棟貸ししていただいて、この日のこの時間帯は看護師になりたい人、子どもたちを集めて、そこに実際に看護師を連れてきて、その看護師から、私は子どものころ、こういうことがあって看護師になったんだよとか、もしくは、野球選手になりたいのであれば、現役選手を連れてくるのは難しいと思うんですけども、元野球選手とか、そういう人たちをちょっと、全国大会に出た有名選手でも、年が近ければそれはそれでいいと思うんですけども、要するに、突然、夢って何ですかと考えるんじゃないくて、そういうきっかけを子どもたちにつくってあげて、より明確に夢というものを考えられる環境というのを1年に1回でも結構なんで、つくっていただけたらなど。ケーキ屋さんになりたいという子は、ケーキ屋さん、熊取町のケーキさんのオーナーに来てもらって、話をしていただいたら、よりケーキ屋さんになるビジョンをいうものは絶対に描けると思うんです。

そんな中で、今の時代、ケーキさんに外国人が訪れることだっていっぱいありますよね。なので、だから、自分は英語を勉強する必要があるんだとか、今夢を持っていないけれども、その自分の長所、得意なことはこうだから、日常生活でこういうことを頑張っていきたいとか、そういうようなこの質問1、2、3にあるようなものが、決して遠い世界じゃなくて、ブラウン管の中の世界なんじゃなくて、自分にもうすぐ訪れることなんだよということをもっとリアルな体験として、ぜひとも教育委員会で、先ほどのミルデューラの件でいくと、企画部なんかと一緒に連携していただいて、今も本当に簡単に外国とつながることだってできるわけですし、そういう空想の世界じゃなくて、現に今仕事をしている、そういうプロフェッショナルというか、そういった人たちに来ていただいて、子どもが本当にその夢なのかどうか、思っていたのと違うわということになれば、もっと早く気づいて違う夢に向かっていけるわけで、なので、そういったところを、こういった学力・学習状況調査を毎年やっていって、内容なんかは、すごく毎年毎年これ見やすくなっていって、本当にありがたいと思うんですけども、もっともっと具体的に、子どもたちの夢について具体的に考えていけるようなイベントというか、そういったカリキュラムというか、そういったところをつくっていただきたいというのが、今回の私の要望というか、大きなテーマであるんですけども、そういったところは非常に難しいと思うんですけども、どうでしょうか、挑戦できないんでしょうか、教育委員会としては。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、浦川議員のお話しされました子どもたちが実際に夢を持って、それに向かって取り組んでいけるような環境づくりというのは、やっぱり教育委員会も同じく非常に大切なことであるというふうに思っています。

例えば、先ほどこの「留学したり、国際的な仕事についたりしたいと思いませんか」というこの質問に対する答えが高いのか、低いのか、非常に難しいと。ただ、文部科学省のほうは、国際的な仕事についたりしてみたいという子を100%にしたいからこの質問をしているわけではないんです。

現にこのグローバル社会と言われる中で、どれぐらいの子どもたちが、そういう思いを持っているか。だから、外国に行ったり留学するのが、それは是という意味ではなくて、一方では日本の国内でしっかりと、こんな仕事してみたいというふうなことも、これは当然あっても当たり前のことなので、1つ、我々に対してどれぐらいの子どもたちがそういう思いをしっかりと持っているのかということ、我々が理解しながら、その子たちにも、日本で頑張りたいと思っている子たちにも、いろんな学習の機会を提供できるというための材料のものであるというふうに子どもは理解はしておるということです。

子どもが例えば看護師になりたいと言ったら、この子も看護師になりたいというふうな子がいっぱい出てくるという。だから、ある意味、こういったアンケートの答えというのは、その時々の子どもの感情や考え方や友達の動きで変わるものだというふうに思っています。でも、子どもの夢というのは時々で僕は全然変わっても構わない、だから、キャリア教育だと思っているんです。

だから、1つ、こうなりたいと思っていたけれども、勉強していく中で、次はこんな仕事してみたいなと思った。当然ながら、おっしゃるように、そのときにそれを学ぶ機会というのは与えら

れたらいいんだけど、それは、例えば学校だけじゃなくて、今先ほどおっしゃったようにインターネットが発達している中で、自分で探すという機会を与える、それがいわゆる学校では調べ学習なんです。だから、学校で調べ学習をする練習をしながら自分でも調べてみるであるとか。だから、そういった機会を誰が与えるのか、どこで与えるのか。ただ、その学校のみならず、保護者も地域もいろんなところで子どもたちが夢を育めるための機会をたくさん与えるということは非常に大事だと思っていますので、ただ、職業体験学習、中学校でやっているのは、もう現に子どもたちが希望したところへまず行って経験をするという意味では、大切な取り組みだと思っていますので、そういう機会をどんなふうに与えられるかというのは、やっぱり今後、私どもも考えていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これってやっぱり、前回の時も話したんですけど、これが正解というのはやっぱりないわけで、どれだけのきっかけを与えることができるか、そういった環境を大人がつくってあげるかどうか、先ほどの言うことであれば、理事のお話であれば、調べ学習、まず第一歩で当然大事やと思います。だけれど、やっぱりそれって、例えば本の向こうの世界であったり、インターネットのブラウン管を通した向こうの世界なんですよ。それがいかに自分にリアリティーに、リアルな世界として感じられるかということ、やっぱりその場で今、活躍しているその人を目の前に連れてきて、そういった話を聞くというのは物すごくやっぱり大きな刺激になるし、ああ、思っていたのと違うという子どもだって、やっぱりいると思うんです。

なので、そういったことを考える、要はきっかけですね、という体験をぜひとも熊取町でしていただけたら、こういった質問が出たときに、やっぱり熊取町って教育のまち熊取よね、教育のまちでもいろいろ定義があると思うんですけども、そういったところにも結びつくのかなど。せっかくこの2分の1成人式で、子どもたちに考える機会を与えていただいているので、そういったところから派生して、最終的に、外国に行くことが当然いいわけでもないですし、これはこれで1つの指標として見たいんですけども、やっぱりその子どもたちが幸せになってほしい。早いこと夢を見つけて、それに取り組んでほしいというのは、どの親も共通して皆さん願っていることですので、そういったものを一歩でも早くつくってあげるのが大人の使命なのかなど、そこを教育委員会として、プログラムを組んでいただいて、環境をつくっていただいて、子どもたちに考える機会というのをいっぱい与えてあげる、そういったように、そういったことを今後とも取り組むというところで検討していただけたらなというふうに思います。

これは私の、私感の要望というところで上げさせていただきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、未来、浦川議員の質問を終わります。

次に、熊愛の会を代表して、重光議員。

2番（重光俊則君）議長のお許しがありましたので、熊愛の会を代表して会派代表質問を行います。

最初は、市街化調整区域についての質問を行います。この質問の中で、2番目の質問として、現在、熊取町内の市街化調整区域の境界線が明確にわかる地図を提示してくださいというお願いをしていましたけれども、これも、前にもいただいたのかもわかりませんが、平成28年3月印刷の明確な1万分の1の地図をいただきました。ありがとうございます。

これによって、熊取町内の各地域の状況、それと、各地域地域でどのような課題があるかということも、十分に検討できる重要な資料になっていると思います。

そして、その同時に、現在この3月議会に向けて熊取町都市計画マスタープランというのが示されております。その中に都市づくりの基本方針というのが示されておりますけれども、町内を4つの区域に、エリアに分けて、将来像を目標を定めることになっておりますけれども、各エリア内の詳細な実情分析というのはどの程度、ちょっと漠然とした質問になりますけれども、どのような把握をされておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、市街化調整区域についてのご質問の1点目、町内を4つのエリアに分けて将来像と目標を定めることになっているが、エリア内の詳細な実情分析はされているのかというご質問についてでございますが、都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であり、まちづくりの具体的なビジョンを策定し、今後10年間の基本方針となる計画でございます。

この目標を達成するために、全体構想として14の項目を定めており、この全体構想を受けて、土地利用の状況、各地区の状況の類似性、中学校区などを考慮して、北部、中部、南部、山間部の4つのエリアに分け、それぞれの地域について、人口、世帯の推移、現状の土地利用の状況や、各課所管の事業計画等を勘案し、今後の基本的な方針を定めております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今のように、利用土地の状況だとか人口の推移とか、この各地域の状況それぞれ4つのエリアの中でまとめておられるという理解でよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）もちろん、全体的な部分で町の傾向というのは、総合計画等々でも定めてございますけれども、やはり都市計画という部分については、エリア、エリアでかなり特徴的な部分がございますので、議員おっしゃるように、各エリアごとでの地形の部分であったりとか、いろんな部分をそれぞれ特徴的などこを考慮した中でまとめたという次第でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）私が特に気になるのは、南部地域なんですね。南部地域というのは、大部分が市街化調整区域となっています。自然豊かなまちのために、南部地域の方は高齢化が進んでいますけれども、一生懸命農業等の維持で緑の維持に頑張っておられます。

そういう南部地域の実情としてどう捉えておられるか、これも漠然とした質問ですが、かいつまんでどのように捉えておられますか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）南部地域でございますけれども、一応、本町のエリアの真ん中あたりということで、ここの地区につきましては、新たに開発されたつばさが丘等々も含んだ地区でございます。土地利用の特徴としましては、旧の市街地と戸建て住宅を中心とする住宅開発が混在しているというエリアでございます。

市街化区域内と、市街化調整区域外を見ますと、市街化区域内では主に住宅地のほうが広がっているというふうな状況でございます。

市街化調整区域には樹林地や農地がまとまって残っている。加えて、大池、弘法池といったような比較的大きなため池のほうも残っていると、こういうようなエリアの中で、当然、市街地の部分と農林業が盛んなエリアという部分がございますので、この辺の調和を図ってまちを発展させていく、エリアを発展させていくというのが、大事なところかなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それで、そのまちづくり基本計画、都市づくりの基本計画の中に、都市計画マスタープランの中に、その都市づくりの基本方針として、「いつまでも住み続けたい自然豊かで活力があるまち」というのが第1の方針として上がっていて、その中に3つのまちづくりが上がっています。

その2番目に、「みどり豊かで快適な住環境のまちづくり」、その手段、あるいは方策として緑資源等の活用、快適環境の創造、良好な住宅・住環境づくりというのが挙げられているわけですが、この実現のためといいますか、これを具体的にどのような方策にして、将来どのような地域にしていくかにつきまして、成合、和田、高田といった地区と、直接、今後の農地のあり方、住

宅地のあり方、それから、高齢化の進行状況とその中の人口の減少等について、具体的にその地域の方々と対話して情報を収集されているという、そのようなことはされていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）基本的に地域のところに入って、住民皆さん、お住まいになられている皆様、農家も含めて住宅地にお住まいの方というふうな直接的なご意見というのは頂戴してございません。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ただいまの質問ですけれども、これはまだ始まったばかりなんですけれども、地域対話というところで進めている中で、先般、成合地区の皆さん方と意見交換、直接対話ということで、そういった意見交換をさせていただく中で、皆さん方の要望なり、考え方なりを聞かせていただいたということがございまして、これは重々、住んでおられる皆さん方のそういう思い、考えなんかを私なりには聞かせていただく中で、町政運営の中に反映できるものは進めていきたいというふうなこともやっております。

高田地区については、具体的に直接対話というのがまだスケジュールに載っていなかったかなと思いますけれども、これからもそういった中で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）町長の各地区との直接対話ということで、その一環として、このこういう地区も入って対話はされていると思いますけれども、町長との直接対話というのは、町行政全般について、特にやっぱりその地域に特化したところもありますけれども、やはりテーマが漠然とし過ぎていると。そういうところではなくて、今、私がやはり主眼としてやっていただきたいのは、都市計画マスタープランの実現に向けて、具体的なまちづくりとしてどうしていくか。町長と直接対話でもいいんですよ、だけれど、それを専門に考えるチームがあるはずですから、そのチームが行って、具体的に、人口の過疎化の問題、高齢化の問題、遊休地の問題、そしてそれをどのようにしたらいいかという、地域内でもいろいろ考えておられますけれども、そのテーマを絞るといえるか、都市づくりの基本方針を実現するための熊取町内のチームですね。事業部の方が主体になるかもわかりませんが、そういう方が行って、膝を突き合わせて具体的にどうなんやと、どうしたらいいやろうかというのをいろんな意見を聞いてくると、そういうところをまずやはり進めていただきたいと思うんですね。

これ、今、この3つの名前を言いましたけれども、成合、和田、高田ってやはり緑が一番豊かですけれども、高齢化も物すごく進んでいます。そういう中で、どのように緑を維持していくか、その人口を維持していくかというのは、もう非常に重要な問題になっているんですね。

だから、この都市づくり計画の進め方というのをつくったのであれば、そういうチームがやはり具体的にそこに行って対話すると、これは1回、2回、3回と対話して、その状況を踏まえて、じゃ具体的に町としてどういう方策がとれるかなというのを選定していただきたいと思いますので、そのようなチームづくりと、そういう対話の方向というのについて、もしお考えがあればお聞かせいただけませんか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ありがとうございます。

まずは、私が率先して皆さん方の膝を突き合わせて、そんな形で話をいただく中で、そういう環境づくりはでき上がっていくのかなというふうに思っております。そういった中で、次は、そういった役場の職員の皆さんに出向いてもらう中で、具体的なものが話として出るのであれば、それはありがたいなというふうに思っております。

まずは、ざっくばらんに話ができるような雰囲気の中を考えますと、仰々しく職員が5人も6人も行くということよりは、少人数で私が出向かせてもらう中で、いろんな意見をいただいて、それ

を原課のほうに伝えていく、それをまた原課が問われる中身について答えるというふうな形で、そういう皆さん方の要望を実現できるような方向に持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味では、町長が先陣切ってやっていくよということですが、やはりソフトな町長の話し方のほうが対話は進むかもわかりませんが、その中で、やはり肝心なところを聞いていただくということが最も重要なので、対話だけができたんじゃないで、その対話によって何が得られたかというのが非常に重要になってきますので、その辺を町長1人で行かれるよりも、そういうチームを組んでやっていくということは、ぜひ考えていただきたいと思います。

2番目の質問ですけれども、順番から言うと本当は3番になるんですが、高齢化や過疎化の対策として、多くの自治体で市街化調整区域の規制緩和が発表されておりますけれども、熊取町はどのような検討をされておりますか。特に農家の高齢化や休耕地対応とかで検討されている事項があれば教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、2点目の質問についてお答えさせていただきます。

先ほど議員のほうからありましたように、地図につきましては、どうもありがとうございます。細かい部分につきましては、まちづくり計画課のほうで見ていただくことができますので、また、個々のご相談等につきましては、議員様、皆様含めましてご相談いただければ、またその場で対応させていただきますと思います。

それでは3つ目の、質問ですけれども、まず基本的な事項として、市街化調整区域につきましては、本来市街化を抑制する地域として位置づけられており、農業振興、景観保全等々行っていく地域とされています。

また、市街化調整区域の市街化区域編入については、大阪府に権限があり、5年ごとに一斉見直しが行われております。

直近では、平成27年に実施がされてございまして、次回は平成32年度の実施予定となっております。

大阪府の市街化区域への編入の条件としましては、地区計画等を定めることにより計画的な土地利用を誘導し、新たに市街地の形成を図るべき区域、既に市街化が図られているが、より良好な市街地の形成及び保全を図っていくべき区域などに限定されているものでございます。

本町における市街化調整区域の住宅開発につきましては、平成25年6月熊取町市街化調整区域における地区計画運用指針を定めており、この中で、区域面積がおおむね0.5ヘクタール以上の規模のもので、市街化区域からおおむね100メートル以内であることを条件としてございます。

また、調整区域にお住まいの方が分家住宅を建築される場合などは、以前から大阪府の許可に係る基準に基づき建築は可能となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）大阪府で市街化地域に変更するための打ち合わせというのは、協議会での協議はされているんだと思うんですけども、今の状態で、その宅地の造成とか緩和できる方策というのは、やはり熊取町は大阪府に任せるんじゃないで、熊取町は考えていく必要があると思うんです。これは、非常に国の土地利用計画等も絡めて非常に難しいところはありますけれども、ただ、九州の諫早市、あるいは三田市、福岡市については、やはり特別な規制緩和を行うために、にぎわいを創出して安定した居住化地域としての、今ある市街化調整区域内の集落、居住区域ですね、居住区域の維持と人口を維持していこうということで規制緩和をしております。

その中には、戸建て住宅、拠点地域というのがあって、各地域の拠点地域があって、そこから500メートルの範囲内というのは、もう拠点地域としてその活用できるんですけども、その中に

は、40戸の連担制度というものがあって、40戸の連担で建築ができるとか、5区画程度の小規模の宅地開発もできる、あるいは15区域程度の宅地開発もできる、それから小規模な店舗とか事務所、そういうのも設置できると、それから、その集落の拠点地区を設定したら、拠点地域から100メートル離れたところに1戸の家を建てて、そこからまた100メートル以内のところでは、1戸家も建てられるといった、かなり具体的な過疎地に向けたところに家を建てるができるようになってるんです。

先ほど言われたもう一つは10年、その地域に住んだ人は、その市街化調整区域であっても家を建てることできるとかいうような、かなり具体的な、Uターンをする人が住むときに10年以上住んでいた人は家を建てれますよとかいうことと、その大きな集落のところからちょっと離れたところ、これは例えば成合とか、高田の奥とか、上高田とかありますよね。そういうところで、その拠点で新たな人が住める状況をつくり出そうというのがされていて、これはその県の条例とかによるものが多いと思いますけれども、そういうところは、やはり地元がその必要性を感じて、その都道府県に働きかけて、規制緩和をしてほしいよというところから私は出ていると思うんですね。

国自体は、地方の活性化と人口減少と高齢化を防ぐために、いろんな施策をやりなさいと言っていますけれども、ただ単なる産業の振興だけじゃなくて、そういう住める家が持てる、あるいはちょっとした集落の中に商店とかコンビニ、もうちょっと便利な商店とかもできるような状況をつくり上げていくことによって、今ある市街化調整区域になる区域が活性化していく。

その代々、そこに住まわれている方だけでなく、やはり親戚の方、あるいはもっと離れたところでも、熊取町の田舎がええから住んでみたいという人でも入り込めるようなものをつくっていくことも必要なんじゃないかと。そういう方たちが入ることによって、少しでもその人口維持ができていくというのは重要だと思うんですね。

今、農業従事者の募集とかをやっていますけれども、そういうことも含めて、今特に南小学校区の地域につきまして、そういう考え方を検討していただきたいと思います。これは、32年に次の見直しがあるとしたら、そこに向けて熊取町の考え方、他市町村の、他自治体の実例というのは非常に少ないですけれども、そういう働きかけをして、実際に具体的にやっているところがありますので、ぜひそれを調べていただいて、熊取町で活用できるものがあれば、そういうものを活用していくということをお願いしたいと思います。

それと、4番目の質問ですが、これ、一般的に転入者受け入れのための宅地として利用できる区域の増加のため、これ、市街化調整区域も含めてですけれども、市街化区域も含めてですが、検討されていることがございますか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、4点目の転入者受け入れのための宅地として利用できる区域の増加のため、どのような検討をしているかでございますが、まずは、市街化区域内にある空地や田畑を活用して宅地とすることが基本であるというふうに考えてございます。

市街化調整区域内におきましては、先ほどから議員のほうからも、いろいろありました、私も3点目のほうでもご説明させていただいたように、一定の条件のもとで地区計画というものを定めまして、無秩序、無計画な土地利用が行われるおそれのないものについては、都市計画法に基づき開発許可を受けることが可能となっています。このあたりの制度を利用しながら、一定の土地利用については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）福岡市の市街化調整区域の土地利用の規制緩和というところで、福岡市では人口減少や高齢化などの課題を抱える市街化調整区域の活性化を図るために、地域を指定した上で、地域住民の合意のもと、農林水産業、観光業など地域産業の振興に寄与する建築物の立地が可能となる規制緩和を行っています。

それで、市街化調整区域や自然や農地を保全するため、居住者の生活利便施設や生産者が行う店舗以外は建築できないなどの規制がありますが、これは福岡市の開発審査会付議基準というものをつくっているんですが、新たに生産者以外が営む施設や、観光客を対象とした施設などの建築も可能になりますといった規制緩和をしているんですね。

こういうことも含めて、今、市街化調整区域の緑を維持していくために、やっぱりやるべきことの施策というのをぜひ検討していただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）ありがとうございます。

本町でも、一応この間、議員全員協議会のほうで説明させていただいた都市計画マスタープランのほうでも、例えば、環境保全活用ゾーンというふうな形で、市街化区域とひっついている市街化調整区域については、先ほど申しました地区計画を立てていただいて、一定の開発を認めると。一定、そういうふうなエリアにつきましては、大阪外環状線沿いであつたりとか、あと、今おっしゃっていただいている南部エリアであれば、小谷穴釜線の沿線あたりについては、一定そういうふうな地区計画を定めて、市街化の検討ができる区域かなというふうな形でマスタープランのほうにも位置づけてございます。

いろんなご意見また頂戴しながら、また、地元の方の意見もいただきながら、マスタープランについては、また随時改定の機会もございますので、いろんな検討を進めたいと思いますので、引き続き、またいろんなご意見いただければと思います。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）ぜひ、一番最初に言いました地域の方々の対話を中心に意見交換して、その地域の緑の保全ができる、ただ、その地域が活性化した状態で環境保全ができる状態になるように、そういう機会を設けていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目のため池へのソーラーパネルの設置事業について質問いたします。

最近、狭山の池にソーラーパネルが設置されたということで、テレビでも放映されておりますけれども、熊取町がソーラーパネルの設置を検討したため池はどれで、また今後、設置を検討しているため池がどれかということがあれば、ご説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それではため池へのソーラーパネル設置事業についての1点目、ソーラーパネル設置を検討したため池と、今後設置を検討しているため池についてご答弁申し上げます。

ソーラーパネルの設置の選定項目といたしましては、太陽光パネル設置面積がおおむね1万平方メートル以上で、進入路の有無及び電気設備設置用地の有無などについて検討を行い、これらの条件を満たしている弘法池、免丸池、大池、大谷池の4つのため池を選定してございます。

このうち、弘法池、免丸池につきましては、隣接する自治会と設置事業者の募集を行う協議が調ったため、公募し、設置事業者を決定したところでございます。

また、大池につきましては、設置事業者の募集に向け、現在、ため池に隣接する自治会と協議を進めているところであり、協議が調い次第、設置事業者の募集を行いたいと考えております。

なお、大谷池につきましては、現在、養魚池として、活用していることから、今回は設置事業者募集の対象としておりません。

今後におきましては、現在、予定しているため池はございませんが、ため池の利用状況や水利組合からの要望などがあつた場合にはソーラーパネル設置の可否について検討を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）質問の2番目ですが、そのため池へのソーラーパネルの設置について、地元住民への説明、これはどのようにしておられますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）次に、2点目、ため池ソーラーパネルの設置について、地元住民への説明はどのようにしているかにつきまして、ご答弁申し上げます。

先ほどご答弁させていただきました4つのため池を選定した後、ため池に隣接する自治会と協議を行い、設置事業者募集のご理解を得られた場合、または住民説明会の開催依頼があり、町により説明会を実施し、設置事業者募集についてご理解を得られた場合は、その後に設置事業者の募集を行うこととしております。

また、設置事業者が決定した後は、具体的な設置位置や熱害などの検討を行い、ため池に隣接する自治会などに対して、事業内容についての説明会を実施する予定でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それと、3番目の質問で、ソーラーパネルの設置業者との協定の内容はどうなっているか、これについてもご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）次に、3点目、ソーラーパネルの設置業者との協定の内容はどうなっているかにつきまして、ご答弁申し上げます。

協定の内容は、ため池及び堤を使用し、設置事業者の責めによる太陽光発電設備などの設置及び管理、使用許可期間、使用料、保険への加入、地元説明などについて規定する予定でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）本会議に入る前に、ソーラーパネルの設置業者との協定があれば写しを下さいと言いました。これはまだできていないという理解でよろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現在、策定中でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）テレビで、狭山に大鳥池がありますけれども、このテレビの報道によりますと、ため池周辺の一部住民に説明がされてなかった。これは自治会にお願いしていたから、全てに伝わっていたと狭山は思っていたということが報道されていますよね。

そういう問題点を含めて、自治会の方に、これは7月ごろから熊取町内でソーラーパネルが設置されるらしいというのが、うわさ絡みでいろいろ情報が出てきました。そういう中で、自治会にお願いしていたから情報は伝わっているはずだというところがありますけれども、いろんなところを見聞きしたところによると、情報はほとんど伝わっていないのが多いんですよ。

だから、これがメーカー、一般業者がやる仕事であれば、それは仕方ないところがあると思うんですが、町が1つ主体となってやろうとしている事業であるならば、やっぱり町がそういう場を設けて、そういう方々に直接情報を、自治会長の手を煩わすのも必要かもわかりませんが、同時に町自体がそういう情報発信をしていかないと、狭山のように、ちょっと離れたところの住宅には全然知らないまま、テレビの中で、まるっきり知らないときに、突然、池にソーラーパネルが設置されたというふうに報道されていますよね。そういう状況が民間事業やったら仕方ないけれど、自治体がやる事業としては、そういうことは非常にあってはならないことだと思います。

それと、狭山でソーラーパネルが設置されて、住民の一部はこれは光と熱の反射が多くて、ごっつい温度が上がるんやというのがあって、聞いてみますと、その太陽光パネルの反射率が高いソーラーパネルが選定されていたということを知りました。

その狭山がやるような事業でも、そんな、これは大ミスなんですよ。今ごろ光と熱が反射するようなソーラーを使っているというようなところは本当はないはずなんですけれども、そういうのが設置されるということは、一旦自治体の手を離れて、業者に渡ったら、どんなものができるかわ

からんよということもあり得るわけですよ。そういうところも踏まえて、やはりきっちりと業者との話をしていかないと。それで、契約して協定結んだわ、業者がやりなさいということであれば、本当にとんでもないことができるようになると思います。

それから、それは技術的な問題なんですが、狭山の大鳥池と、それから岸和田市に、神於山の近くの渡辺病院の近くにソーラーの発電、大きな池にできましたよね。そこは、泉谷部長、見られますか。大鳥池と傍示池。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 岸和田市の山手のほうの傍示池、周りが田んぼに包まれた、一定整備された池のところですね。

議長（坂上巳生男君） 重光議員。

2番（重光俊則君） ソーラーパネル用に池をつくったような感じのところですよ。

私も両方とも、実際行ってきたんですが、岸和田はまさにソーラーパネルを設置するためのような四角な池があって、もうフェンスで囲まれて、ソーラー置かれています。そのソーラー自体はやはり近くで見ると、すごい大きな人工物があるなということで、池というイメージはほとんどないですね。

池、ほぼ、あれも10メートル間隔あるかわかりませんが、10メートルの間隔で置かれたら、物すごい大きな人工物があるなというイメージしかないです。

狭山のほうは、狭山の大鳥池は大きな池なんですが、大部分は住民が住んでいない、道路であったり、農地であったり、その小さな業者が使っているような空き地であったりしているわけです。ほんの一角、10軒程度だけが住宅あるんですよ。その中にソーラーが設置されているんですけども、そのソーラーが設置、その住宅、宅地のあるところから見える池は大部分ソーラーがないんです。大きな広い池だけでも、その半分より、住宅地がないほうですね。家がないほうに配慮されて、これは配慮されてやっているなと思うんです。

だから、その近くでそのソーラーパネルを見たら、遠くで池の写真見ると、平らなところに白いの浮いているから、ほとんど余り影響ないような感じで見えるんですけども、近くでそのソーラーパネルを見たら、すごいグロテスクな、グロテスクと言うたらおかしいですけども、非常に頑丈なパネルが浮いて、そこから送電線を引っ張ってやっているわけで、まさに、構築物なんですよ。だから、もう池という環境は全くなくなってしまう状況にあります。

だから、そういうところを含めて、太陽パネルの選定で、反射率の規定はミスってますけれども、その環境への配慮というのは、ある程度狭山はしていたのかなというところがあるわけですね。

だけれど、そのソーラーパネルをその環境面、あるいは見た目ですね。住んでいて、ソーラーパネルと一緒に居住できるかどうかという住民の思い、それも非常に重要なところで、その辺をやはりちゃんとわかしてもらおう。それでもわかってもらえるか、あるいはどうなのかということ、対話がちゃんとできないと、そういうことは余りにもごり押しでやっているように思われるだけです。

やはり、事前に早くから、もう業者を決める前から、こんなソーラーは業者決まらんとソーラーできないという理論はわかりますけれども、そうじゃなくて、具体的にはこんなものになりますよというところ、あるいは熊取町であれば、本当に狭山の大鳥池へ行って見てもらう、岸和田市も見てもらう、その程度のこともあってもいいのかなと思いますので、これから設置をもし進めようとするのであれば、そういうところを踏まえて、そういう安心が脅かされる、自然が破壊されるというイメージがあるのかなのかというのは、やっぱり住民の判断になりますから、そういう機会も考えていただきたいと思います。

きめ細かなやっぱり配慮をして、町の事業は進んでいるということはあるようにしていただきたいと思いますので、その辺をよろしく願います。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 議員ご指摘いただきありがとうございます。

おっしゃられたとおり、今後、設置するに当たりましては、より丁寧な対応ということをご心掛けて取り組んでいきたいと思っております。ご理解よろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）あいている空間にソーラーパネルを設置して太陽光で電気を発電して、その地域にも利益物すごく美談なんですよ。こんな美談はなかなか反対する人はできないというぐらいの美談なんですけれど、本当は、そのソーラーパネルの設置によって環境破壊されるし、それによって、本当に圧迫を受ける人というのは、ほんのわずかな池の近くに住んでいる人が大部分なんで、そこから地域が離れている人は、ソーラーだろうが、風車発電であろうが、離れている人は関係なくて、発電やってんやなというぐらいのイメージしかないんです。だけれど、実際は、そこで生活している人たちがそれと一緒に共存できるかというのは、大きな判断基準になります。

そういうことで、このソーラーパネルの設置、池の中に設置するというのは、ほんの一部の人がそういうところで環境破壊的な圧迫を感じる、数から見たらですよ、多くの方がそれを感じるかもわかりませんが、そういうところがありますので、そういうところを無視した事業推進というのがないように、ぜひとも細かい配慮をして、やっぱり十分な納得がいくんであれば、納得してもらおうとするのであれば、そのようなことも十分にやった上で、事業推進をするのであれば進めたいと思います。

次の質問に入ります。

外環状線の4車線化ですが、最近、よく私は事あるごとこれをやっているかもわかりませんが、熊取町の都市計画マスタープラン、あるいは先日の藤原町長の町政方針の説明の中でも、外環状線の4車線化、これは非常に重要な項目であって、積極的に取り組んで実現に向けて努力していくというのがありました。

外環状線は、熊取町だけでなく、周辺自治体にとっても、災害発生時の避難や物資移送のために非常に重要な東西の通路になります。長年続いている渋滞緩和のためにも、4車線化の早期事業化が望まれるが、それをやれと言われてはいるんですが、熊取町の要望活動強化のために、具体的な取り組みとして何を考えておられるか、示していただけませんか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）それでは、議員ご質問の3点目、外環状線の4車線化についてご答弁申し上げます。

国道170号大阪外環状線につきましては、現在、暫定2車線供用区間に伴う慢性的な交通渋滞が発生している状況であり、本町町域において、計画幅員相当の事業用地取得が完了していることから、緊急時の迅速な対応及び交通渋滞解消に向け、全線4車線化への早期事業着手について、これまでも大阪府に対し機会あるごとに要望を行ってまいりました。

ご質問の要望強化のための具体的な取り組み予定につきましては、本年7月ごろには、事業の実務担当である岸和田土木事務所長と町長との意見交換会、8月ごろには、大阪府町村長会を通じた大阪府に対する要望、11月ごろには、3会派の大阪府議会議員団を通じて、大阪府当初予算に対する要望を行う際など、大阪府に対しまして、機会あるごとに、国道170号大阪外環状線の4車線化に向けた早期事業着手について強く要望してまいります。

しかし、大阪府の考え方といたしましては、昨年12月議会でもご答弁させていただきましたとおり、都市計画道路大阪岸和田南海線的全線開通が前提条件となっていることから、今後におきましても、都市計画道路大阪岸和田南海線の早期完成及び国道170号大阪外環状線の4車線化の早期事業着手について、大阪府に対し引き続き強く要望してまいりますので、議員におかれましても、大阪府への要望等のご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）先ほどおっしゃいましたけれども、4車線化について30年7月から、岸和田土木を

初め大阪府との折衝等を含めて、いろいろ4車線化に向けての要望をしていくということですが、これは声でお願いしますよと言ってもなかなかわかってもらえないんですよ。陳情書というのは、これはたまたま千葉県の四街道市長というのが、自分とこの道路を整備してよというものを書いているんですが、非常に簡単なものでいいわけですよ。地図があって、どの部分という、少なくとも外環状線の4車線化、皆頭の中あるやろうというのがありますけれども、そうじゃなくて、やはり具体的な地域を明確にするということで、そういう少なくともA3、1枚か2枚でわかるものをもって渡す、それを何回も渡していくということによって、その議員、あるいは担当者、部局が何回もそういうのを見ると、ああ、これは重要なんやなどだんだんわかってくるわけですよ。

それで、外環の4車線化というのが、岸南線と山手線の間だけに限られる。ほぼそれに限られますよね。永山の熊取の西の交差点から、金田佛心殿の信号のところまでということに限られますけれども、やはりよく考えているんで、そこを4車線化にしたら、ほぼ交通渋滞はなくなるというのがわかりますよね。

その熊取西交差点、永山の1つ西側から、五月ヶ丘の入り口になるのか、金田佛心殿のちょっと向こう側になりますけれども、そこまでの間が大体1.8キロなんですよ。

その両側、次に、貝塚市側に行った場合に、トンネル前に信号がありますけれども、そこまで1.1キロ、その永山から西、JRの高架を渡って、次の信号、ガソリンスタンドの信号に行くまで1キロなんですよ。

その1.8キロ挟んで、1キロ、1キロがかなり、1キロの間は信号がないんです。車はかなりスムーズに走るとい状況にありますよね。

その1.8キロに8カ所、信号があるんです。熊取町内に。その1.8キロの間に、車がほぼ渋滞のときはびしっと並びますよね。何台入るかということになるんですけれども、大体、停止していたら4、5メートルですけれども、大体6メートルで入るとしたら、300台入っているんですよ。300台入っているんですけれども、それを倍にしたら、さらに600台、300台入れるんですよ、その区間に。

今、ずらっと並んでいるのは300台、もう1車線ふやしたら600台、2車線のほうですよ。その600台に入る前に、その永山から向こう側、1キロの間に、大体160台、ずっと並んだとして160台ぐらいなんですよ。それで、160台がその入ってきたとしても、もう1回の信号分ぐらい、いわゆる300台ふえるんだから、そのうちの160台が入って次の信号は全部入ってきてもそうなんですよ。

そういう状況ですから、かなり余裕を持った通行ができるんですよ。これは、大阪府もわかっているんですよ。

だから、岸南線と山手線つくって4車線化にしたら、その渋滞は大丈夫でも言っているのはそれはわかると思いますけれども、今の状態でそれをやらないと、渋滞している状況を脱出できないんですよ。

だから、そこを、やはりこれは写真を撮るとか、こういうデータをつくるとかして、これはちょうど両側に1キロずつ信号がない区間がありますから、その中に160台ずつ走っていたとしても、それを十分2回分吸収できる。あこまで、両側の信号まで渋滞する場合は非常に少ないですよ、いっぱいいっぱいまで、あるとしても。

そういうところを踏まえて、今の状態で岸南線が通る前に少なくとも4車線化は完成しているという状況を要望、岸南線がもう一つ、いつになるかわからんということもあると思います。まずは4車線化を先にやっていただく。そういうところをやはり資料等にして訴えていただきたいと思います。

それと、この熊取町で外環状線があるんだけど、店屋としているのはほんまに少ないんですよ。やはりそこに店を置いて商売しようかという、あの渋滞を見たらならないですよ。

ところが、岸和田市から向こうでは、河内長野市のほうにしても、車がすいすい走っている場所はかなり店ができてきて繁盛していますよ。やはり、閑空にも近いし、そういうところも含めると、熊取町のイメージを変えるというのは非常に大きな手段となりますので、その外環状線の4車線化

に向けて強力に、簡単な資料をつかって、インパクトのある資料をつかって、あちこちに働きかけていくと、ことしが、先ほど言われたように30年からの会合が始まること自体チャンスですよ。

そのチャンスに向けて、ぜひとも、強力に推し進めたいと思いますが、それについてご答弁か何かございますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）ありがとうございます。

資料につきましては、まず、岸和田土木事務所長につきましては、現場のほうは確認していただいております。十分知っていただいた中で今の計画ということを言われてございます。

また、町村長会を通じた要望、また府議団を通じた要望につきましても、要望書をしっかりとつくった中で、要望書をまず提出しまして、その中には、要望時には大阪府の課長級の方々も同席された中でしっかりと要望をしていってございますので、今後とも、強く要望してまいりたいと考えておりますし、昨年11月に町長のほうが、直接知事のほうにも要望をされてございます。また、ことしにつきましても、そういう機会があれば、町長のほうから強く4車線化についても要望していただきたいと考えているところでございます。

それと、あと4車線なんですけれども、4車線の今の大阪外環状線の計画と申しますのが、じゃんぼスクエアですか、あそこまでが4車線化の計画となっております。ちょうどあそこが岸和田南海線との交差になるところでございますので、そこまでが4車線化で、じゃんぼのちょうど前から泉佐野市側というがこれまでどおり2車線という計画になってございます。

それで、私もいろいろ考えているんですけれども、なぜこんな渋滞があるかと、先ほど議員がおっしゃられたように、貝塚市側がスムーズに走ってこられると、市街地に入って信号が何カ所もある。その信号も2現示というて、交差点ですから、2方向ですから、2現示になっているんですけれども、熊取西交差のところやはり3現示に、熊取西交差と熊取交差、永山さんのほうに行く交差点で3現示になりまして、やはり外環に行くタイミングがほかの2現示とずれてきたり、時間がちょっと、直進する時間が待ち時間が多くなってきているのも1つの要因として、今、渋滞になっている要因かなというところなんです。

その3現示のところの時間調整をこれまでも警察のほうで大分やっていただいたんですけれども、やはり、1現示多い分を減らすというのはなかなか難しく、外環側の現示を長い時間しますと、泉佐野市方面から来られる泉佐野熊取線がかなり渋滞してしまうというところもあって、なかなか今の現状では難しい状態ですけれども、議員がおっしゃられるように、今後とも、強い要望を町長を筆頭にやっていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の変則の交差点のところをどうするかが一番大きな課題なんですけれども、やはり、永山の前を思い切って封鎖するとか、そういうことも含めて、やはり今の旧のほうをもっと広げるとか、そういうのを含めて考えていけないと思いませんか。今のままで、現状で渋滞緩和しようというのは難しいところがあります。どこかを犠牲にして、その部分を通行を制限していくというのでも思い切って考えてもいいんじゃないかなと思いますよね。

そうして4車線化にすることによって、渋滞が非常に短くなっていくところをやっぱり主体に訴えていただきたいのと、特に、議員とか政治家を使う場合でも、彼らは忙しいから、大体すぐそのときは頭に入っているけれど、忘れていきますよ。

それから、知事にしても、岸和田土木の上のほうにしても、毎日いろんなものが来るから、そういうものは、会ったときは、うんうんと言っているけれども、それは大体積み残されて、また会ったときに、また言われている程度のものですが、やはり書類というので持っていくと、書類というのは机の上に残っていますから、必ず受け付けられて、それが置かれていると、それが何枚も重なってくると、やっぱり優先度が高まってくるというのが、大体今までの国や府の自治体の取り組みの1つです。それにうまく、政治家を使っていくというのは必要ですので、ぜひそういうわかり

やすいインパクトのある資料をつくって、頼むよと一声だけでもいいんですが、見といてもらうだけでも大分影響は違ってくると思いますので、その辺も含めて、議員もそういうので活動される方もたくさんおられますから、そういう議員もこぞってあちこちに行くということを踏まえて、熊取町の最重要課題として取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これで、質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、熊愛の会、重光議員の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（「16時57分」延会）

3月熊取町議会定例会（第4号）

平成30年3月定例会会議録（第4号）

月 日 平成30年3月8日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	総 務 部 長	南 和仁
総 務 部 理 事	林 利秀	住 民 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	阪上 清隆
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算
議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算
議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算
請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

3日目に引き続き、会派代表質問を行います。

熊取公明党を代表して、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）おはようございます。

長らくお待たせいたしました。それでは、議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして町政運営方針、予算に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、子どもの育ちを支えるまちづくりについてです。出産後の母親が育児への不安や重圧などによって精神的に不安定になる産後鬱は、新生児への虐待を招くおそれがあります。そういった事態を防ぐために妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援として子育て世代包括支援センター「すくすくステーション」を設置し、すくすくサポートプランを作成し、平成28年4月より産後2週間サポート事業を先進的に実施していただいております。その産後2週間サポート事業を拡充し、平成30年度に新たに実施する産婦健康診査事業についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）おはようございます。

それでは、1点目の新たに実施する産婦健康診査事業につきましてご答弁申し上げます。

産婦健康診査事業につきましては、産後鬱の予防や新生児への虐待予防等の観点から、産後2週間及び産後1カ月の時期に産婦を対象として実施する健康診査に係る費用を助成することにより、出産後間もない母子に対する支援を強化するもので、今年度に国庫補助制度が創設されております。

本事業は昨年4月より実施しております産後2週間サポート事業を拡充した内容となっており、実施内容に向け3市3町で協議を重ねた結果、本年4月から実施すべく関連予算の措置について本定例会に提案しております。助成の内容でございますが、医療機関等での産後2週間と産後1カ月の産婦健康診査に係る費用につきまして、健診1回当たり5,000円を上限に2回分まで公費助成するものでございます。

これまでも妊娠届け出時や出生届け出時における妊産婦全員との面接、さらには妊娠期の電話による妊婦の状況確認などを通じて支援が必要な方を丁寧に把握し、保健師を中心とした関係機関との連携による適切な支援につなげてきたところです。

今般、新たに産婦健康診査事業を実施することで、より一層支援が必要な方の把握体制が強化され、さらなる早期支援に結びつけられるものと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

昨年の3月議会でも、この産婦健康診査について質問させていただきました。9月議会でも質問させていただきましたときに、あとで聞きます産後ケア、そういったものの事業が補助要件というところでまだできないという答弁だったんですが、今回実施していただける、予算の中に組み込んでいただいたということで、ありがたいかと思えます。

まず、従来の2週間サポート事業と変わりなく2週間後と1カ月後というところのご説明あったんですが、健診内容は一緒なんですか。従来の産後2週間は3,000円相当の健診でしたね。今度、5,000円ということでしたが、健診内容はどういうふうに違うんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）健診内容、まず費用のほうでございますけれども、現在の産後2週間3,000円から5,000円、この5,000円といいますのは大阪府のほうが大阪府医師会のほうとこの事業に関する調整を行いまして、府下で5,000円というのが上限ということで統一されている関係もございまして、この3市3町で5,000円という形をとらせていただいております。検査内容でございますが、産後2週間とまず大きく1点違うのが、産婦健康診査なんで、産後2週間は子ども、乳児への健診といいますか、そういったところも含まれておったんですけれども、産婦健康診査につきましてはあくまでも産婦、母親だけという形になってございます。しかしながら、この3市3町ではその辺は医療機関と調整をさせていただいて、赤ちゃんの体重測定、そういう成長、発育状況

がどうであるかというところで体重測定などは行っていただくというところは現在調整のほうさせていただいているところでございます。

基本的に、産婦健康診査につきましては診察ということで、いわゆる医療行為が入ってきます。いわゆる出産後の、何と言いますか、私がちょっと口にするのは変でございますけれども、乳房の状態とか子宮の回復状況とか、そういったものも医師の診察があるというところで、あとは基本的には産後2週間と変わらないといったような状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

前回のところの産後2週間のサポート事業のときにも、育児相談や乳房、また授乳指導、また問診、血圧測定、尿検査というものが産婦に対してもあったと思うんですが、それにさらにもう少し検査が濃くなったということですね、産婦に対して。乳児のほうは対象になっていなかったけれども、継続して乳児も健診、体重とかまた保健指導含めてやっていただけるということですね。またその辺のところ、よろしくお願ひしたいと思います。

2週間サポート事業は本当に先進的にこの3市3町が取り組んだ事業で、全国的にも注目されていたような事業だと思うんですが、今回、その分で2週間と1カ月拡充していただいたことはありがたいんですが、その2週間サポート事業についてでも、結局、受診券は配布するんですか、この2回分。でも、結局受診されなかった産婦もあったかと思うんですが、その辺のところの事業評価というんですか、前回言っただけだったと思うんですが、そういったもの、なぜ受診しなかったとかそういったところの調査はどうなったでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 事業評価の件でございますけれども、こちらにつきましては以前も渡辺議員からのご質問でご答弁させていただいたんですけれども、対象この3市3町で平成28年9月から平成29年2月末までに出産されたお母さんに対してアンケートのほうを実施してございます。この期間、3市3町でこの事業を利用した方は677名の方がございます。これは利用率としては3市3町で69.3%となっております。このうち、アンケートが回収できたのが441名ということで、約66%の回収率となっております。

主な内容でございますけれども、この産後2週間サポート事業で不安が減ったかというところで、約9割の方が不安が減ったというご回答をいただいております。この産後2週間サポート、役に立ったかというところでも、役に立った、とても役に立ったというところを含めると、これはもうほとんど9割、95%以上の方からそういうお声、無料で助かったとか、一番不安な時期に対応してもらえた、また、相談できる場所が確認できたとか、そういったところが主な意見としていただいております。

そういったことで、この産後2週間サポート事業というのは早期に産婦と接点を持つという意味では非常に評価としては高い評価を、これはちょっと前後するんですが、泉佐野保健所の事業で3市3町が共同で行ったものでございますけれども、非常に有効であったという形で評価をいただいております。

先ほども申し上げましたように、やはり1つ課題というのは、この産婦健康診査が事業対象としていないということがございますので、その辺につきましては、府のほうも国のほうには働きかけをしていきたいというふうにご検討しているということは聞いてございますので、議員におかれましてもまたその辺ご協力いただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 産婦にとっては役に立ったということで大切な事業ができたかと思うんですが、その中でやっぱりリスクのある産婦、結局その2週間サポートやっていた中でリスクのある産婦に対するフォローというのが大切、その後のフォローが大切になってくるかと思うんですが、そ

の2週間サポートに来なかったリスクのある産婦とか、また健診した後ちょっと精神的に心配だなと思われた産婦もいらっしゃると思うんですが、その方たちへのフォローというのが一番肝心なところで、それが次の産後ケアにつながっていくんですけども、まずその2週間、産後2週間やった中でそういった産婦というのはどの程度いらっしゃいましたでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）産後2週間サポート事業の中で、平成28年、始まってから、現時点までこの事業によって支援につながったというのは本町の場合は1件でございます。といいますのは、もともと妊娠中から既にもう母子の保健師がかかっているというのが大半でございますので、新たにこの事業でというのは現時点では1件というふうには聞いてございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）産後ケアにつながったというよりか、リスクがあるな、つなげたほうがいいなと思ったのがどのくらいいたかというのを聞いたかったんですが、いいです。

そしたら、次に、その産後、新たにそういった健診した中でリスクがあるなど感じた方たちに対してはそのままではいけないというところで、今、保健師等につなげたというふうに言っていますが、あとのフォローはそこになってくるかと思うんですけども、その中で産後ケア事業を今回立ち上げていただきました。その分につきまして、新たに取り組むその産後ケア事業についてご説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の産後ケア事業につきましてご答弁申し上げます。

産後ケア事業は、1点目の産婦健康診査事業等により支援が必要と判断された産婦に対しまして、医療機関等において心身のケアや育児のサポート等を行う事業でございます。

本事業につきましては、これまで3市3町で検討・調整を進めてきた結果、泉佐野泉南医師会管内の産科医療機関3カ所と助産所1カ所で事業実施に向けた合意が得られたこと、また産婦健康診査事業と産後ケア事業をあわせて実施することが国庫補助の要件となっていることなどを勘案し、本年4月から実施すべく、同じく関連予算の措置について本定例会に提案してございます。

事業の内容でございますが、宿泊型、日帰り型、短時間日帰り型の3種類のメニューを用意しており、体調不良や育児に不安がある産婦及び乳児を対象に利用していただき、その費用について公費助成するものでございます。費用につきましては、利用者から利用料を徴収することが国庫補助の要件となっておりますことから、利用料の1割程度を自己負担額とします。具体的には1回の利用につき宿泊型が3,000円、日帰り型が1,500円、短時間日帰り型が500円を自己負担額とする予定でございます。

産後ケア事業を実施することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制のより一層の充実・強化につなげてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。産後ケアをしていただくそういった医療機関、宿泊できる、また日帰りができる、そういった医療機関がないというところで3市3町で取り組みを推進していただきまして、一応確保していただいたというところですね。それが3カ所、3病院というところと、そして助産所は1カ所協力していただいたということでありがたいかと思えます。

そういったところに、先ほど理事のご答弁で1人だけだったというふうに言ってましたが、まずそのリスクがある、何とかこの産婦は宿泊や、またショートステイが必要だと判断するのは誰が判断をし、そしてそのための条件というものはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、対象者でございますけれども、これは町内在住で産後4カ月未満の産婦と乳児という形で今対象者を考えてございます。

誰が判断するのかということなんですけれども、当然、保健師がさまざまな場面でいろいろ支援を行っているわけなんですけれども、当然、本人、お母さんからの発信もございまして、また逆に保健師からこういった事業をご案内させていただいて、ご利用していただくという場合も考えてございます。利用に当たりますと、基本的には町のほうに申請をいただいて、町が利用の調整を行わせていただくということになってございますので、判断というのは当然ご本人の希望もございまして、我々からの働きかけというの、両面からあるのかなというふうには考えております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） そしたら、本人が希望すれば宿泊はできるんですか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 基本的には、一旦はすすくステーションのほうに申請に来ていただきますので、その中でお話しする中で、やはり宿泊ということをご希望されれば、そういう形で利用調整のほうは進めさせていただくのかなというふうには考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。結局、リスク、お医者さんがこの人は宿泊しなければならないと判断した人が対象ではなくて、本人が宿泊したいと言った方が宿泊できるというところで理解させていただいていいわけですね。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） あくまでも、本人からのそういう申し出といいますか、それは当然我々も、その中で一定多分問診といいますか、そういう面談的なお話はいろいろ保健師のほうに聞かせていただくような形になると思います。その中でやはり必要であればということであれば、そういう形をとっていただきますし、例えばその中で悩みとかあるんだしたら聞かせてもらえればそれで終わるかもしれません。それはその状況に応じてお母さんのほうと保健師のほうがお話をさせていただいて決定させていただくという形になろうかなというふうには思っております。

それはご希望どおりに宿泊もできるかどうかということも多分出てこようかと思っております。3市3町で共同で広域で実施しておりますので、たまたまその日の受け入れも当然医療機関では限りがあると、キャパがあると思っておりますので、その辺は町のほうで利用調整のほうはさせていただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ちょっと私もこの事業を推進させていただく中で、谷口病院のほうにも聞き取りに行かせていただいたときに、いろいろそういう体制はできたけれども、条件があって、利用したい、宿泊したいなと思っても、お医者さんがこの人は宿泊して少しは精神的にそういったケアが必要やなと思っても、条件に見合わないとかできないみたいだということを聞いたもので。では、本人が希望しても宿泊できないのかなというところを思ったんですが、今の話では大丈夫だということなので安心をいたしました。

それで、今、宿泊等3,000円という、1割負担というところだったんですが、そういった中で、いろいろリスクのある方で経済的にちょっとそれでも宿泊し、ケアが必要やけれども、ちょっと自分も少しそういったところで気持ちを落ちつかせたいと思っても、3,000円というところの負担が大きいという方の場合とか、いろんな非課税世帯とかひとり親家庭とかそういったところで、そういった経済的な理由で利用できない方に対してのそういった軽減策というかそういうものはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 利用料の軽減の措置でございましてけれども、現在我々で考えておりますのは住民税の非課税世帯でありますとか生活保護世帯、そういった方につきましては一定減免と申しますか、減額の措置は講じたいというふうには考えてございまして、その辺もまだ3市3町のほ

うで今ちょっと引き続き細かいところは協議を行っておりますが、何らかの軽減措置は設けたいというふうには考えてございます。

それと、すみません、ちょっと質問戻りますけれども、先ほど利用というところの議員からのお尋ねなんですけれども、先ほど私が答弁させていただきましたように、やはり町のほうで一定の審査を行った上でご利用いただくという流れになります。その審査基準はどこになるというのが、詳細まではまだちょっと詰め切れてはないんですけれども、基本的にただ単に宿泊したいからということで、わかりましたとはならないということをご理解いただきたいと思います。一定の審査があるということでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） またその審査基準というものを教えていただけるのでしょうか。ちょっと気になる点がありましたので。谷口病院の先生から聞かせていただいたときに。支援者がいたらだめだというようなこととか言っていましたんで、その審査基準についてまた教えていただきたいと思いますのでお願いいたします。改善できる分は改善していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

この3市3町、取り組んでいただく、この広域で本当に泉南医師会がご協力していただいてこういった体制ができたことは、本当にありがたいし、3市3町の首長が本当に一緒になってこの地域を、妊娠、出産、子育てと切れ目のない安心した地域にしていこうということでこういった事業が設立できたと思うんです。それも、私たち公明党が平成27年にそういった体制を、産後ケアの体制整備をということで要望活動をさせていただきまして、こういった体制ができたということを実際に感謝するものでございます。安心して妊娠、出産、子育てができる環境が整ってきたのかと思っておりますが、その中で1点だけ、もう一点気になるのが、この体制ができるときに熊取町だけが若干ちょっと引ききみ、ちゅうちょしていたというふうにはちょっと聞いたんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。そんなことはないですね。私は熊取町は率先してこの事業はやってくれていると信じていましたので、ちょっとそれを聞いたときには、えっと、ショックだったんですが、そんなことはないですね。

議長（坂上巳生男君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 本町がちゅうちょしていたというのがどちらからお聞きしたのか、私もきょう初めて議員からお聞きしたんですけれども、産婦健康診査事業、一定の事業とこの産後ケア事業につきましては、議員のほうからご要望いただいております。我々も引き続き3市3町で検討するという中で、積極的に他市町にも働きかけ、取り組んできたというふうには思っておりますので、決して議員がおっしゃるようなことは私はないというふうには認識してございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 安心しました。私も信じていたんです。信じていて、熊取町がイニシアチブもとってやってくれていると思っていたのに、ちょっとそういう情報が入ったから、えって、すごい思ったんですが、安心しました。ありがとうございます。

では、2点目いきます。

昨年12月議会の一般質問で、いじめ防止対策について質問させていただきました。いじめの現状と取り組みについてのご答弁では、各校作成の学校いじめ防止基本方針のもと、いじめ対策委員会を組織し、学校全体で児童生徒のいじめ事案の未然防止や早期発見に努められているとのことでしたが、30年2月に熊取町いじめ防止基本方針を策定し、30年度から熊取町いじめ問題対策連絡協議会を設置するとのことですが、学校におけるいじめ、不登校等の問題対策についての相談事業等新たな取り組みについてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 渡辺議員の学校教育についてのご質問に答弁いたします。

まず、1点目の、学校教育におけるいじめ、不登校等の問題対策についての新たな取り組みにつ

いてですが、平成30年度よりスクールソーシャルワーカーを1名増員し、計4名でいじめの早期発見、早期対応、また不登校児童生徒本人あるいは家庭へのアプローチ等、適切な支援を進められるよう予算要求しているところです。今後も福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと教職員がしっかりと連携し、それぞれの役割を果たしながら組織として課題解決に努めてまいります。また、本町策定の熊取町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、泉佐野警察署や岸和田子ども家庭センターを初め町の関係部局といじめ防止等の対策について意見交換をするなど連携を強化したいと考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカー1名増員、本当にありがとうございます。資料につけさせていただいているんですが、スクールソーシャルワーカー、国のほうも補助をつけますよというところで、この分は国の補助を活用できているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 資料をいただいておりますこの国の事業と申しますのは、これは一旦国から大阪府のほうへ行きまして、府のほうでスクールソーシャルワーカーの活用事業というのをやっております。大阪府がこちらの申請に基づいてスクールソーシャルワーカーを派遣してくれるという、こんな形で行われているものでして、例えば平成29年度も利用しているんですが熊取町には1回6時間で年間で8回という分ぐらいしかいただけていないというのが現状でして、ただ、その方についても、例えば何か事案が起こった場合にはスーパーバイザーとして来ていただいて、取り組みの方向性であるとか、どんなふうに関わればいいのかといったようなことのアドバイスをいただくという取り組みをさせていただいていると。30年度につきましても、できたらせめて週に1回ぐらい来てほしいということで35回は要求しておりますが、これはあくまで府がどれだけこちらにくださるかというふうなことになるので、ただ、こういったものは大いに活用していきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。では、町が単費で今のこの増員の分はやっていただいているということでありがたいと思います。

4名体制というところですが、その4名というのはどういうふうな配置になるんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 本年度までは3名体制ということで、中学校区を網羅できるようにと考えております。新たな1名につきましては、今現在のところ、やはり配置型でやらせていただいておりますので、当然ながら重点的に配置する学校というのを決めた上で、他の学校8校全てを網羅したいとは基本的には考えております。

現段階では1名増員した分をやっぱり小学校を中心に配置したいというふうに考えておまして、ただ、4名の動き方、あるいは人物を見ていきながら、どう配置させていただくのが一番効率的なのかということを考えて子どもの支援に当たりたいというふうに考えております。現在は、小学校を中心というふうには考えております。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。昨年聞いたときにも小学校のほうがいじめはふえていましたもんね。わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

スクールソーシャルワーカーもそうなんですが、いじめ防止基本方針、昨年聞いたときも各校がそういったものを国の指針に基づいて方針をつくったというふうに答弁あったんですが、30年度は町としてもそのいじめ防止基本方針をつくったということですが、どう違うんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、学校のものにつきましては、各学校のほうでいわゆるいじめの問題の対策の委員会をつくって、学校の中で子どもの状況等について話し合いをし、対応をするというふうなもの。今回の熊取町のものというのは、例えば学校で起こっている事案であるとか、あるいはいじめに対して関係機関、泉佐野警察あるいは子ども家庭センター、町の関係部局等の代表が集まって、いじめ対策が今熊取町でどういうふうに進んでいるか、あるいは他市町や他府県の取り組み等を知っておられる専門家から、例えばこんな取り組みがあるよ、こんなふうにしたらいよいよというようなことをお伺いした上で各学校のほうへおろしていくといったような形で、また重大事案等が起こった場合にもこういった連絡協議会のほうで対応を進めていくというふうなことになっておりますので、とりあえずはこの基本方針に基づいて熊取町の現状、それから現在の取り組みがどうなのか、あるいは他市町ではどんな取り組みがなされていて、今後どうしていくのかといったようなことを検討していきながら、学校により充実したいじめ対策をしてもらうというふうなものであるというふうにご理解いただければというふうに思っています。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。今のご説明は、連絡協議会だったんですね。町としてのいじめ問題対策連絡協議会というところですね。各学校で方針をつくって、それでもってまたそういうふうな事案が発生したときには、連絡協議会でもって各関係機関と連絡しながら協議していくという、そういった体制ができたというところで理解できるんですが、また各校のいじめ防止基本方針と町のいじめ防止基本方針がどんなものなのか、またご提示をしていただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

その中で熊取町は吉田理事とかが本当にちゃんと、教育長もそうですが、皆さんちゃんとそういった対策はしていただいているから問題はないかと思うんですが、先般、京都の舞鶴市の市立中学校で中学2年生の女子が学校校舎3階から転落していじめがあったというところで、そういった事件が自殺未遂というところで新聞報道されていましたが、ここもやっぱりそういったいじめ対策委員会を設置しているんですよ。でも、委員会を設置しているだけでその委員会は動いていなかったという、そういうようなことが報道されていたんですが、そういったことはないですよ。その辺のところ、ちょっと教えてください。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）本当に、まずはいじめに関しては誰にでも起こり得ることであるというふうな認識を我々は持つておかなければならないというふうに思っています。やはりいじめを防止するために、あるいはいじめという問題があったときに対応していくには、まずは身近にいてる学校の教職員がそれに気づいてしっかりと対応できること、あるいは身近な大人が、子どもが困ったときに相談できる大人でないといけない。それは教師にかかわらず保護者であったり、地域の人であったり、お友達であったりというふうに思っております。ですから、連絡協議会をつくるとかつくらないとかということ以上に、日ごろ子どもたちをどんなふうにもしっかりと見守っていくかという視点というのがすごく大事であると。同時に信頼関係をもって、困ったときには相談できる大人の人がいてるというふうなこと、そういったところを地道に日ごろから取り組んでおかなければならないのかなと思っています。

そのためには、当然ながら教職員自身の研修も充実させないといけない。また、保護者にも啓発させていただきながら、そういった問題に対してきっちり子どもの悩みを聞いてあげる、家庭で話をしてくださいねといったことをやっぱりお願いするであるとか、そういったところで地道な取り組みというのが何よりも大事だと思っていますので、こういったことがないように我々は取り組んでいきたいというふうにご考えておるところでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。そういった意味で、2点目にいきます。やっぱりそういった子どもたちの悩みに先生だけで対応していくのもなかなか大変なので、そういった子どもたちの聞こえな

い声、声なき声を察知できる、そういった体制が必要かと思っておりますので、2点目にいきます。

電話による相談事業、24時間子どもSOSダイヤルがありますが、今の子どもは電話を使わずにLINEなどのSNSが主なコミュニケーションの手段となっています。時代の変化に対応し、国は新たにSNSを活用した相談事業への補助、1カ所上限1,000万円を開始いたしました。子どもたちの命を救うために時代に対応したSNSを活用した相談事業を導入してはどうかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では2点目のSNSを活用した相談事業についてでございますが、議員ご指摘のとおり、子どもたちに携帯やスマホ等が普及している現状から、SNSを活用した相談事業を行っている自治体があることは認識しております。既に、大阪府教育センターで実施されていますメールでの相談事業につきましては、本町に関係する内容であれば本人了解のもと情報提供され、連携して解決する体制が整えられております。

一方、先進的にSNSでの相談事業を実施している自治体では、相談された内容全てに回答できているわけではないことや、相談員が文字や画像で子どもの気持ちをどこまで正確に読み取れるか不透明であることが課題となっております。さらに、文字や画像が残るために、万が一内容が流出した場合、子どもからの信頼を大きく損ねる等のことが懸念されます。また、全ての児童生徒が携帯やスマホ等を所持しているわけではありません。このような理由からSNSを活用した相談事業の導入につきましては現在のところ考えてはおりませんが、継続して研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

いじめや不登校等の対応については、面と向かい心の通った丁寧な対応が大切であり、いじめは人として絶対に許されない重大な人権侵害行為であるという指導の徹底、そして不登校への対策については学校を初め関係機関が連携し、多方面からの支援を進めていけるような体制をさらに強めてまいりますので、今後とも議員皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。きのうでしたか、浦川議員がスマホの所持率を言っていました。小学生は68%、中学生は89%ということで、ほとんど所持している確率が高くて、やっぱりコミュニケーションツールに使っているというのが多いということかと思うんですが、そういった中で、そういった子どもたちの小さな声なき声をどんなふうに吸い上げていくか、アンテナを張っていくかというところの一つのツールかと思っておりますので、ちょっと時間があれなんで、長野県の取り組みをこの資料の中でつけさせていただきました。実際のところ、長野県のほうで取り組んだ内容としてもアクセス数、電話相談のときには259件しかなかったのがスマホでしたら、LINEだったら547件と2倍もあったというところで、やっぱり手軽に身近に使いやすいツールだということのものが実証実験した結果が載っていますので、またお目通ししていただきたいと思っております。

次の資料のところにも、4ページのところには、国がこれについては一応補助金を出そうということで国の施策としても推進しているというところで資料をつけさせていただきました。うちの浮島智子衆議院議員がこのLINEを使つての相談体制をとということを国会のほうで訴えながら、そして今回、子どもたちの、座間市で起きたこういった痛ましい事件も受けて、国も手を打たないといけないというところで国としても予算をとってくれたわけなんです。だから、国が予算をつけたその分をいかに地方はその予算を活用していくかということが必要かと思っておりますので、提案をさせていただきました。町だけではなくて、先ほどの福祉と同じように3市3町で広域で取り組めるならば、またそれもいいかと思っておりますので、また検討を、調査研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次いきます。3項目めは認知症対策についてです。

我が国の高齢化率は、平成27年の国勢調査で26.6%と過去最高の割合で、ますます高齢化が進ん

でいくようであります。また、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると推計されております。本町においても平成30年、高齢者の人口が1万2,140人となる見込みとのございます。平成29年度策定のいきいきくまとり高齢者計画2018で、認知症になっても安心して住み続けることのできるまちづくりを推進していますが、まずは認知症の早期発見、早期治療、そして認知症予防の取り組みが重要と考えます。早期発見と予防についてどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の3点目、認知症対策につきましてご答弁申し上げます。

まず、認知症の早期発見についてでございますが、認知症施策のコーディネイト役であり相談窓口となる認知症地域支援推進員を町と地域包括支援センターに1名ずつ、計2名配置しているとともに、医師を中心とした各専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置しており、認知症が疑われる方や認知症の方において早期に鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療や介護サービスが受けられるよう初期対応の体制を構築し、家庭訪問やケース会議を重ねております。

また、医療・介護サービス事業所を含めた各相談窓口におきましては、認知症ケアパスを活用しながら症状や進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けることが適切かなど、認知症が疑われたときに早期発見、早期治療につなぐことができるよう対応させていただいております。

さらに、ご自身やご家族が認知症状について気軽にチェックできる、自分でできる認知症の気づきセルフチェックシートを認知症ケアパス瓦版に掲載し、全戸配布しており、住民の皆様に活用していただいております。そしてこのシートにつきましては、さらにより簡易にチェックができるよう自動計算できるものに改良し、町ホームページへ掲載したところでございます。

次に、認知症予防についてでございますが、社会福祉協議会へ委託し実施している楽しく生きる知恵探しや、タピオステーションなどにおける「タピオ体操+（プラス）」の中で認知症予防の要素も加えられたメニューに取り組んでいただいております。参加者の皆様に大変喜ばれております。

今後におきましても、認知症に対する予防を初め、早期発見・早期治療などにつなげることができるよう、医療・介護ネットワークの関係機関などとともに各種認知症施策をさらに進化、推進させていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。2025年問題と言っていますが、認知症になる見込みというのが国の試算で5人に1人とされておりまして、熊取町におきましては、2025年の高齢者想定、いきいきくまとり高齢者計画では1万2,512人になっております。その5人に1人となれば約2,500人が認知症になるであろうということが想定されるわけなんです。現在、その認知症かなというところで治療や支援を受けている高齢者の方は何人ぐらいいらっしゃるかわかりますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ちょっといろいろ具体的に何名かというのは承知しておりませんが、アンケートの中で認知症の症状でということでパーセンテージで示させていただいておりますところがございます。議員おっしゃってございました今回の立てております計画、2018の14ページになるんですけども、そちらの表で一定予測もひっくるめて示させていただいております。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）その中で、数字を今言ってほしかったんですけども、そういう中で2,500人認知症になるかもしれないと見込まれる中で、今やっぱり早期発見、早期治療が一番大切なところですよ。そのためには、相談を受けて、今言う認知症集中支援チームにつなげていかないといけないというところで、相談は何件ぐらい来ていますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）認知症初期集中支援チームの状況でということでお答えさせていただきますと、平成28年度、29年度でお答えさせていただきます。28年度の11月にこのチームのほう稼働しておりまして、支援件数が3件で、この初期集中支援チームのチーム会議というので情報の共有をしているんですけども、この会議の件数、開催数が4回、その先方の対象者の方に訪問させていただいたのが5件ということになっております。また、29年度、現時点、この2月までの実績なんですけれども、支援件数が7件で、チーム員の開催会議の件数なんですけれども6回、訪問件数なんですけれども11件となっております。チームにつきましては2チーム編成しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今の84ページに載っているんですけども、その支援チームを設置して、86ページには今度の計画値、早期対応するために30年度は9件、31年度は10件、32年度は12件と支援していくんだというふうに計画載っているんですが、2,500人と想定されている中で、これつなげていくのに件数目標は少くないですか。私ちょっとこれ思ったんです。だから、この数字というのはどこを根拠にこの数字が出てきたのかなということのを思いました。まずはこれはつなげた数です。相談たくさん受けた中でつなげた数になってくるかと思うんですが、相談をやっぴり数多く受けて、この方たちはやっぴりつなげていかないといけないなという数がここに上がってきているかと思うんですけども、やっぴり数多く相談を受けないといけない。その体制がやっぴり早期発見をする一番の体制づくりだと思えます。今この数、少ないとまずは思いませんか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、最初の答弁にもさせていただいたんですけども、認知症の地域支援推進員という役職といいたいでしょうか、そういう立場の者を、具体的には町の保健師が兼務している形になります。地域包括支援センターのほうにも1名配置しております。そこで、件数はおっしゃるように、私、先ほどチームの支援した件数を言いましたけれども、実際には物すごい件数が上がってきております。それを、その支援が本当にドクターを筆頭に専門職へつないでいく必要があるのかなのか、そこで一旦支援員の方々が一定さばくといいたいでしょうか、相談に乗って、この方々、ご家族の状況もひっくるめてこの方には医療につながるように、だけどそういう方々は医療につながれたくないという物すごい複雑な背景がありますので、そこでチームの役割を果たしていってもらって、そういうような状況の対応をさせていただいているのがチーム員でございます。

件数はすごくたくさんあって、それはいろんな、先ほど言わせてもらった窓口がたくさんあります。介護の事業所もあれば地域包括支援センター、町もそうです。たくさん相談窓口のほうにいっぱい来ている中で、そんな中でまた吸い上がってくるちょっと支援が必要な件数、またそんな中でもチョイスやったところを専門職のチームで対応している、こういうことで理解していただければと思います。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。そんなんで、絞った絞った数やというところかと思うんですが、まずは相談の受け皿というものがなくて、包括支援センターがその受け皿になっているかと思うんですが、やっぴり相談件数をたくさん受けることが早期発見につながるかと思えますので、そういった相談の件数等も目標の中に入れていただいたらどうかなというふうに思うんですが、まずはその相談を受ける体制が必要です。

そのために今、認知症チェックシートというものを作成していただいたかと思うんです。チェックすることによってちょっと気になるなというところで、相談に行かなあかんという、そういった段階になっているかと思うんですが、そのためのチェックシートをつくったというところかと思うんですけども、そのチェックシート、本当に理事、すごい考えて考えて、すばらしいものをつくっていただいて、本当にすごい評価できるものかと思うんです。思うんですけども、前に聞いて

たときにも、自動的に計算できるようにつくりますと言うてはって、本当にちゃんとつくっていただいてすばらしいと思うんですが、報償金ぐらい出したいぐらいすばらしいと思うんですが、でも、申しわけないんですけれども、それって行政側から、私たちからすればすばらしいと思うけれども、住民から見たときに、パソコン開いたときにそこになかなか行けないし、行ったとしてもエクセルなんで、なかなかできない、普通もっと相談、そういうふうな認知症かなと思っっている方に、皆さんにシートを活用してもらいたいと思っっても、そういう人たちが簡単にそこに行き着かない、その画面に。それは「編集を有効にする」というところをまたクリックせなチェックできないんです。スマホではできないんです、スマホではそのチェックシート。

だから行政、普通に相談に行った人が、包括支援センターに行った人が、これやってくださいと言ってチェックしたときに、事務職の方が便利で、すぐ計算してくれるから。だから、行政側の立場ではすごいすばらしいものができたかと思うんですが、実際に認知症かなと思っって相談をした人にとっては使い勝手が悪い。簡単にスマホにぱっと入って、資料をつけさせていただきました、前にも言いましたけれども寝屋川市とかがやっってはるそういったところは、スマホをかざせばすぐそのチェックリストに行くんです。そんなふうなのがやっぱり相談の窓口に行きやすいんです。すぐピピッとチェックしたら出てくるし、あと問題なかったも予防の10カ条が出てくる。もう本当にそういうツールというのが必要かなと思っます、簡単に。

だからそういった簡単にできる、認知症かなと思っる住民が、気になる方がすぐにチェックできる体制というのがやっぱり必要かなと。だから、理事のつくってくれたのはすばらしいんですが、住民の側に立ったときには、ちょっとやっぱり使い勝手悪いん違うかなと私自身は思っます。平群町なんかでも、前のころの体温計なんかもホームページのバーナーにあります。そこをすればすぐにその画面が出てくる。だからアクアス数も多いと思っし、行きやすい。相談の窓口にも行きやすい。そういった体制をぜひ今度はそっちの方向でやっていただきたいと思っんですが、値段、価格もしれています、本当に。きのう、重光議員が言っておられましたように、地方自治法の第2条で、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と書かれていると。もう総務部長もこれは肝に銘じますと言っっていました。

だから、これ、担当課はやりたいかもわかれへんけど、財政のほうがちよっとと言っているのかもわかれへんですが、そんなにお金はかかれへん。だから、最少の経費で最大の効果が挙がる、認知症予防につながるツールなんで、ぜひともぜひとも考えていただきたいと思っますが、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）一応、我々の熱い思いは若干伝わっているかなというふうにも思っておりますし、もう少し褒めてもらえるかなと思ったんですけれども、非常にちよっと残念なところもございます。議員がご指摘のとおり、そこに行き着くまでにはちよっといろいろ行きにくいところがあるので、今後そこは工夫してまいりたいと思っております。

やはり、町全体でランニングコストのことも考えて、経常的な経費、平成28年度の決算の中では経常収支比率99.9%というところも踏まえまして、非常に我々も町全体で、やはり自分らでできるところは自分らですというところの考え方のもとでやっつたんで、立ち上げたところなんで、もうしばらくそれをうまく活用できるように工夫してまいりたいというように考えておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）私、行政側の立場ではオーケーというふうに評価はさせていただきます。ただ、住民の目線から見たときには使い勝手が悪いんじゃないかなというところで、よろしくお願ひしたいと思っます。

では、ちよっと時間があれなんで、4項目め行きます。4項目めは地域猫対策についてです。

環境美化活動の一つとして、町内の野良猫頭数を抑制するために新たに取っ組む地域猫活動等支

援についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）地域猫対策の1点目、野良猫頭数を抑制するための支援についてご答弁いたします。

町内の野良猫頭数を抑制するための新しい取り組みについては、町民の良好な生活環境を保持することを目的とし、熊取町内における地域猫を含む飼い主のいない猫がみだりに繁殖することを抑制するための不妊去勢手術活動を実施する方に対し、平成30年度からその費用の一部を助成する制度を創設し、支援してまいりたいと考えております。

この野良猫対策につきましては、平成28年9月議会において議員より、不妊去勢手術の補助金制度導入についてご提案されたところでした。これに対し、補助する対象猫が野良猫かペット猫かの区別が難しいことや、大阪府では野良猫対策としての地域猫のあり方を見直しており、その新しい取り組みを待って、大阪府と連携しながら野良猫対策を行ってまいりたい旨答弁したところでございます。

ところが、大阪府から示された新しい対策は、従来の地域猫と余り変わりはなく、地域の理解と協力を得て地域住民の認知と合意を得ることが極めて難しく、野良猫対策として実現することが困難であると考えられました。また、昨年8月広報において、永楽ダム周辺における猫適正管理対策を行政提案型の協働事業として募集しましたが、残念ながら応募者はございませんでした。

そのため、議員よりご提案のありました罪なき猫が殺処分されないよう不妊去勢手術を行い、一代限りの命を全うできるよう見守る活動を支援することが町内の野良猫頭数の抑制につながると判断し、猫不妊去勢手術等助成金10万円を平成30年度予算に提案させていただいております。具体的には、団体または個人が不妊去勢手術をした猫1匹に対し、手術代の補助として最大5,000円を交付するもので、ペット猫との区別としては耳にV字カットを施すことを条件とし、写真の提出を求めるとともに、手術後は動物愛護の精神に基づき対処することを求めるものでございます。

なお、制度の周知につきましては、5月号広報にてお知らせしたいと考えております。

以上で野良猫対策の1点目、地域猫活動等支援についての答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。28年の9月議会ですが、24年の12月議会でもこの野良猫対策は質問させていただいております。今回、昨年度の行政提案事業の中に組み込んだお話も答弁の中にありましたが、実際のところその活動されている団体もチャレンジはしたんですが、結局その条件、条件というんですか、規約や定款や、そういったものが本当にややこしくて、そして場所も指定されていて、永楽ダムで。野良猫というのは永楽ダムだけじゃないので、活動されているのも広範囲で活動されているので、ちょっとそういったところでこの共同事業、50万円いただけるというところの活動費になるかと思ったんですが、提案できなかったというところでございます。

でも、今回そういった活動されている方に1匹5,000円、助成していただくことはありがたいと思います。本当にありがとうございます。ただ、5,000円というところは何でかなというところはあるんですが、この手術代、もう時間ないから余り聞かれへんのですけれども、手術代って幾らか知ってはいますか。それ自腹でやっているんですよね。ご存じですか。ちょっと言ってもらえますか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）一般的には雄と雌とまた料金が変わるんですけれども、2万円、3万円、そういった価格になっております。ただ、近隣の動物病院では、野良猫のこういう手術に対しては5,000円で処置してくれる病院というのもございます。そういったことも考えて、それと府内15団体ほどこういう補助をやっている団体があるわけなんですけれども、そこでの助成金の額、これも5,000円というところが一番多い額でございますので、そういったところを考慮させていただいたところでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。5,000円で手術代全てオーケーやったらそれはいけるかと思うんですけども、普通のところでは限られていますよね、普通のところではもっと2万円、3万円するところなので、今回、昨年質問したときよりか、守口市と交野市もふえて17団体になったんです。その守口市や交野市は雌1万円、そして雄は8,000円助成しているというふうなことを聞いております。5,000円でも本当にありがたいかと思っております。活動されている方は喜ばれるかと思っております。ありがとうございました。

もう一点いきます。最後に条例についてですが、動物をみだりに繁殖させないように、また飼っている動物を捨てないように動物適正飼養条例を制定し、動物の適正飼養及び終生飼養を推進してはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 最後のご質問となります動物適正飼養条例の制定についてご答弁いたします。

動物の適正な飼い方等につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護管理法で動物の所有者や取扱業者に対する責務や、愛玩動物をみだりに殺したり傷つけた者に対しては200万円以下の罰金、遺棄した者に対しては100万円以下の罰金など罰則規定が設けられております。

さらに、法律では都道府県に対して行政機関として中心的な役割を担うよう定められており、動物の適正な飼養については大阪府の動物愛護管理条例で定められております。

また、生活環境上心配されることとしましては、多数の動物の飼養または保管に起因した騒音、悪臭、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれる事態となった場合であります。このような場合には動物愛護管理法において、都道府県知事はその事態を除去するために必要な措置をとるべく勧告し、また命ずることができると定められており、その際には市町村に協力を求めることができるとされております。

したがって、もしそのようなことになれば、法律に基づき大阪府と連携しながら必要な措置をとっていくこととなることから、大阪府下でも動物適正飼養条例を制定している市町村は1団体のみで、あえて本町の条例を制定する必要性はないものと考えております。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。動物を本当に捨てないようにしてほしいというところのものを、美しい町条例があるように、本町としても条例でそういったところの姿勢を訴えたほうがいいのではないかなと思ったので質問させていただきました。

今回、助成に対しての補助制度を創設していただいたこと、感謝いたします。以上をもちまして私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君） 以上で、熊取公明党、渡辺議員の質問を終わります。

次に、新守クラブを代表して、佐古議員。

11番（佐古員規君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い町政運営方針、予算に関する会派代表質問を新守クラブを代表して行わせていただきます。

今回は大きく2点ございます。その中のまず1点目で、第4次総合計画についてお聞きしたいと思います。

先般、第4次総合計画の5つの大綱に従い進める主要施策について本町のお考えをお聞きするわけですが、私もその第4次総合計画のメンバーの中に加えていただいているんな議論をさせていただいております。そんな中で、熊取町はどういう方向に向かうのかということについてお聞きしていきたいと思っております。

1つ目で、にぎわいのあるまちづくりをテーマに進めるに当たり、若者の転出対策、転入策についてご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、第4次総合計画に基づいた平成30年度町政運営方針に掲げる4つのテーマの1つである、議員ご指摘のにぎわいあるまちづくりの観点から、若者の転出対策、転入策について答弁申し上げます。

まず、本町人口の社会増減の傾向といたしまして、ご質問の若者、とりわけ就職期層と想定します20歳から24歳までの若者の転出超過が顕著であると認識してございます。この年齢層は、就職の時期に当たりまして、就職された地域へ転出される方が多いものと分析しており、これは本町のみならず都市近郊のベッドタウン特有の傾向であると捉えております。

この年齢層を中心とした若者の転出対策につきましては、町内や近傍地に多様で良好な働く場を一定数創出することが最善の対策というふうに考えますが、そうした対策を町単独で行うことは困難であることから、まずは町内在住の若者や町内大学に通う学生が、将来就職先や居住先を決定する際、町内から通勤できる範囲で働く場を確保したいと思っただけることが重要であるというふうに考えております。

そのためには、まずこの年齢層を迎えるまでの時期に熊取町でたくさんのよい思い出を残していただき、郷土愛を醸成していただくこと、また、その親や祖父母にも住みやすいまちであるという思いを持っていただきまして、熊取町を勧めていただくこと、これも重要であると考えております。

そのような視点から、これまで積み上げてまいりました充実した子育て・教育施策の土台の上に構築されました「子育てしやすい、教育のまち熊取」としてのイメージブランドである熊取ブランド、これをより磨き上げまして、転入促進パンフレットの「ほほえみ子育て熊取町！」や町の情報誌及びPR動画の「熊取ものがたり」などにより発信することで、親御さんや祖父母に対して訴求を図るとともに、さきの議員全員協議会でご説明申し上げましたとおり、新機軸によるインセンティブとして、子育て世代にまで幅を広げ、平成30年度から社宅誘致支援と3世代近居等支援を実施し、就職期層と想定する20歳から24歳までの若者と子育て世代と想定する25歳から39歳までを中心とした転入定住を促進させ、若者が多く住み、長く楽しく活気にあふれるにぎわいのあるまちにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、一定時間のかかる取り組みと認識しますが、粘り強く将来につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君） もっとも、私と同じ考えで、大変いいあれだと思っております。

まず、熊取町に大学があって、その学生が熊取町でよい思い出をつかって、できればここに住んでみたいと思うということは大変いいことやと思っております。我々議員としてもいろんなところを調べていった中で、ちょっといろんなヒントがありましたのでご紹介したいと思えます。

例えば、熊取町から大学で、今は地元の大学のことを言いましたけれども、今度は地方の大学に、もしくは都市、東京圏とかの大学に行った、転出した学生というか熊取町民の方がいらっしやっただとして、就職といったらやっぱりその辺で就職するかもしれませんし、できればUターン、Iターン、Jターンということでこちらに戻ってきてほしいという思いは皆さん同じだと思います。

そこで、いろんな施策を国でもやっております。これはどういうことかと言ったら、学校に通うのに奨学金を借りています。それを地元で就職したら奨学金を返還減免しますよという制度をされているところがございます。これは香川県で先行導入されまして、全国で6県が採用したわけですが、そういうのも国の助成制度を使いながらそういったことをやっております。だから、半額であったり3分の1であったり、そういった要は熊取町に住んでいただいて、この近辺で就職していただけたら減免しますよと、そういった施策も学生流出というか、こちらへ呼びとめる施策の一つになるのではないかなというふうに考えています。

そういった中で、あと熊取町はどうしたことをやっていくかということ、そういう奨学金減免制度を設けたり、それからあと大阪圏の企業と就職あっせん提携というか、例えば今度は熊取町に在学

というか、熊取町の大学に通っている学生、地元に戻るのではなくてここに住んでもらうためには、熊取町のこの大学の学生とぜひ、この学生すばらしいです、ですから何人か雇ってくださいよとか、そういった意味の企業との就職のそういうあっせん業務というんですか、そういった窓口的な業務も熊取町でやってもいいんじゃないかなというふうに感じております。その辺についてお考えありましたらお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）2つのご提案、ありがとうございます。

まず、1点目の奨学金制度のほうなんですけれども、これも3年ほど前やと思うんですけれども、国のほうが制度化をし始めて、何とかこれをうまく活用できないかなということで検討はその当時から行いました。行ったんですけれども、条件的に、そのときの既に立ち上げていましたインセンティブとの関係がありまして、その時点では既に先行しているインセンティブがあるということで見送らせていただいたんですけれども、先行にされた、たしか参考にさせていただいたのが奈良県の吉野というところで取り組まれておりまして、そこは結構、何といいますか、先を行っているというんでしょうか、国の制度を上回るような、過疎化と言うんでしょうか、かなり進まれているというちょっと危機的な、きのうの服部議員の危機感じゃないんですけれども、かなり危機感を持たれているということで、かなりの手厚い補助を行いまして学生に帰ってきてもらうというような、そういった施策をとりまして、それを2点目にあります、今熊取町に住んでいる学生を逆の発想で、流出させずそこに住み続けてもらうという。

ですから、本町においては2つの反比例と言うんでしょうか、ちょっと相矛盾するようなところもありまして、要は町内の学生が外に、都市圏の大学に行かれて、その大学、学生に帰ってきてもらいたいという、そういった考え方の施策、それとあわせて、逆に今町内に住まれている約5,000名の学生、それを取り込みたいという、ちょっと逆の分なんですけれども、そういったことで何とかその発想を、出ていっている学生、入ってきている学生を何とか町内で取り込んでもらえる施策をいろいろ検討しているところなんですけど、ちょっと、本日いただきました奨学金制度の分と、それから企業の就職あっせんなんですけれども、これは何と言うんでしょうか、企業側の考え方というのも大いにあるということもお聞きしたこともありますので、一定、きょういただいた貴重なご意見として対応してまいりたいと、研究してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ前向きに、いろんな手法を使って、可能な限りいろんな施策を試してみたらいいかなというふうに感じておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

もう一点、ご紹介したいことがありまして、今、この4月からやろうとしています3世代近居の施策、これを応援するという施策が住宅金融支援機構というところでもやってございまして、フラット35という新築住宅を買うときにはローンを組みます。フラット35でやりますけれども、これがそういう住宅金融支援機構が地方公共団体とこちらの機構が連携して子育て支援型、地域活性化型というふうに銘を打ってフラット35という、要するに金利をそこから当初の5年間ですけれども、幾らと決まっていた金利をさらに引き下げるというか値引きする、値下げしていただけるという、そういう機構です。

ただし、これはその支援機構と提携を結んでいないとそれは使えないわけなんです。調べてみたら大阪では貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、泉南郡田尻町、これだけしか今提携していないわけなんです。熊取町は入ってございませぬ。ですから、ぜひこういった取り組みもせっかくやろうとしているので、それはぜひ活用していただけたらなというふうに思っております。まさに子育て支援型というのが近居、同居の実現ということを銘打ってその制度をつくっておりますので、ぴったりかなというふうに思っております。

その制度について、申し込み云々、どんな垣根があるのかわかりませんが、ぜひそれを研究していただけたらというふうにご提案申し上げます。その辺についていかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）ご提案ありがとうございます。

ただいまご紹介いただきましたフラット35、住宅信用保証協会のほうに取り組まれている分なんですけれども、こちらにつきましては先月2月なんですけれども、本町の指定金融機関である三井住友銀行のほうにも、これは私どものほうからこの三世代近居とあわせてもうオーダーかけておまして、今現在、既に検討に入っております。

ただ、要件というのが若干ありまして、機構の方にも実は三井住友銀行と一緒に連れてきていただいて、うちが今上げようとしている設計をお伝えしたんですが、その設計と、それからそのフラット35の要件というのが若干ちょっとそこがあるというところで、今審査中というところで、今ちょっと審査機構の上部のほうに上げていただいているというような段階でございます。そのあたり、議員からご指摘いただきまして、さらにこの後、正式に回答が、1カ月ほどたっていますので、このきょういただいたのを機会として、この後、進捗状況について確認いたしまして、また議員のほうにどうなっているかご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ、あらゆる手を使って若者をここへとどませるとするか、そういった施策とかが補助、そういったものをしっかりと充実させていただけたらというふうに感じております。

それでは次、2つ目の質問に移ります。

熊取町では、先般も熊取町と大阪体育大学のDASHプロジェクトの締結式を行わせていただいたというか、それにも私も参加させていただきました。その中で、このDASHプロジェクトに対する期待する効果、それから本年度の予算についてはどのように反映されているのかについてご答弁願います。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）それでは、熊取町×大阪体育大学DASHプロジェクトの期待する効果と本年度予算の反映についてご答弁申し上げます。

熊取町×大阪体育大学DASHプロジェクトの基本方針は、少子高齢化、人口減少社会の到来を迎え、本町と大阪体育大学が住民の健康増進及び町の活性化を図るため、運動、スポーツを通じて長く楽しく元気に暮らせるまちづくりを協働で推進することとしております。このプロジェクトにつきましては、先週の2日に正副議長を初め議員の皆様にもご参列いただきまして、大阪体育大学におきまして町長と大阪体育大学の学長による協働締結式を行ったところでございます。

さて、ご質問1点目の期待する効果についてでございますが、本町といたしましては、住民誰もがそれぞれの年齢、興味、関心に応じて運動・スポーツを楽しむことができる機会を設けることで、住民の医療費の削減や健康寿命の延伸につながることを期待するものであります。

一方、大阪体育大学では教育・研究成果を生かした地域のスポーツ振興と健康増進の事業拡大を図ることで、健康・スポーツ環境づくりの整備と学生に対する人材育成につながることを期待するものでございます。

本町と大阪体育大学がウイン・ウインの関係で協働で本事業に取り組むことで、さらなる相乗効果が期待できるものと考えておまして、そういった点からもこのプロジェクトは大変有益であると考えております。

次に、ご質問の2点目、本年度予算への反映についてでございますが、DASHプロジェクトの具体的な事業につきましては、現在、本町の関係部署と大阪体育大学において協議中であり、現時点では平成30年度当初予算には計上しておりません。今後、その調整がついた事業から順次実施していきたいと考えておりますが、経費が必要となる事業につきましては平成30年度の最適な時期に補正予算として計上し、議会のご承認をいただいた後、実施してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）現段階では予算もついていないということで、それと期待する効果については前回からいろいろ資料をいただいている中での内容だと思っております。

少し質問したいんですけども、このDASHプロジェクトというのは熊取町と体育大学でやっておりますけれども、これ、熊取町といっても熊取町の役場とやっているようなイメージです。ですから、実際に熊取町で活動されているスポーツ団体がいかにこのDASHプロジェクトのことについて知っているかということ、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）ご提案ありがとうございます。DASHプロジェクトにつきましては、今大阪体育大学と協議中でありまして、進め方については今後のことになると思っておりますけれども、我々行政としましてはPRが重要であると考えておりまして、先日の読売新聞にもこのDASHプロジェクトの提携についての記事が掲載されたところでございます。

そういった面で、大阪体育大学を初めとして、我々としてはその広報ということに重点を置きながらPRしていくということで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）広報もちろん大切なんですけれども、そうではなくて、いろんな住民とのこういった内容を進めるに当たっての会議の場というか、議論する場というのがないわけなんです、今の現時点では。ですから、体育大学に期待するものというのは実際にスポーツされている方がこういったことを期待したいねんということがあるわけなんです。そういった聞く場がなく、机上論と言ったら申しわけないですけども、役場主体のほうの考えで、役場としてはこうしていきたいんやということをお伝えしているわけですけども、実際にそれが本当に町民がそれを望んでいるかどうか。いやいや、もうちょっとこら辺違うかといったところ、そういった声を聞ける場というのが今ないわけなんです。

その辺について、やはりもっとまとめていって、それをしっかり体育大学との協議する場というのをこしらえていってほしいと考えていますけれども、その辺についていかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）北川企画部理事。

企画部理事（北川裕一君）ご提案ありがとうございます。今現在、そういう話し合える場がないということでございますので、今後、大阪体育大学と協議を進める中で、そういう住民の意見も聞かなければならないといったことが出てまいりましたら、そういうことも考慮に入れながら適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）前回も少し指摘させていただいたんですけども、小学校での体力アップの施策というのがこの中になさそうに思ったので、それを明松理事のほうにもご提案させていただいたところでした。そういった観点から、やはり実際に住民の方がスポーツされていて、これは子どもからお年寄りまで含めてですけども、そのニーズというのをしっかり把握する場というのをつくっていただきたいなというふうに感じております。

別の質問で少しお聞きしたいことがございます。体育大学ではスポーツ局というのが今般開設されて、スポーツ庁のほうからでもスポーツ振興の推進事業選定大学ということで、8つの大学が選ばれたうちの一つに大阪体育大学がございまして。そのことをご存じだと思っておりますけれども、その中で大学スポーツ振興の推進と銘を打って資料があるんですけども、この中で大学スポーツアドミニストレーターの配置というのがございまして。この内容について、例えば担当部局はご存じでしょうか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）今、佐古議員のほうでおっしゃられました8つの大学のうちの一つに入ったということについては、もちろん承知をしております。それについては、これまでのDASHの会議でも資料提供等いただいております。現在、体大のほうで具体的にはどういったことをしていくかというようなことを検討している段階といったことを聞いておりますが、詳細についてはそれ以上まだ把握はしていません。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）この内容を少しだけご説明しましたら、スポーツアドミニストレーターというのをこしらえまして、アドミニストレーターなので各部署とのいろんなプロモーターであったり横との連携をしたりとか、そういった働きをするところなんですけれども、この大阪体育大学の取り組みの中でもそうなんですけれども、企画立案している内容で子どもたちを対象とするジュニアスポーツであったり、スポーツ愛好家を対象とするシニアスポーツ振興モデルの検証であったり、もう一つ、ちょっとおやっと思っただのが社会貢献型ビジネスの展開による収益事業モデルの検証、その中には地方自治体とスポーツ振興事業との企画開発、そういったのがこの中での働きとして書かれています。

何を言いたいかといいましたら、この間の調印式というか締結式でも岩上学長がおっしゃっていたのが、熊取町からオリンピック選手が出たらいいなということもスピーチでおっしゃっていただきました。そんな中で、別にそれは理想であって、やはりスポーツという切り口で、せっかくこの体育大学とDASHプロジェクトを組むのであれば、子どもからお年寄りまでのそういう一貫した取り組みをしっかりと実現するためにも、教育委員会と、それから企画のほうとしっかりと連携して前に進めていただきたいなというふうに感じております。

1つ質問がございます。例えばスポーツを、せっかくDASHプロジェクトを進めるに当たっていつも思っているんですけれども、熊取町には観光大使がお二人ございます。そこで、スポーツアンバサダー、スポーツ大使、もしくは健康アンバサダーというのを新設をしてみてもどうか。要は健康という意味で言ったらタピオ体操のほうです。スポーツという意味で言うとJリーグで今活躍の室屋選手であったり——熊取町出身です、熊取町出身の野球選手、村田選手もでございます。そういった方々、現役のプロのスポーツ選手にアンバサダー、要は大使としてお迎えいただく、そういう新設するということについていかがお考えでしょうか。どうでしょうかという質問です。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）新たなご提案というふうにご受けとめさせていただきます。今現在、議員ご承知のとおり大使的なものとしましては、にぎわい観光大使として陳静先生、渡邊先生のほうにお願いしているところであります。私のほうとしましてはこの大使という、観光大使であったりとかいろんな大使が市町村に置かれているわけなんですけれども、恐らく町の今後の方針というんでしょうか、こういった大使的な方を、今現在お二人なんですけれども、少数で置いて、その価値観というんでしょうか、それをしておくのか、それとも逆にある程度たくさん置いて、派遣大使、熊取町の発信していく大使、まさに議員がご提案されているのはスポーツ専門の大使、スポーツアンバサダー、観光アンバサダーであったりとか、あるいは教育アンバサダーであったりとか、健康アンバサダーというような、各セクションで置いていくというような、そういったいろんな形で発信していく人をたくさん置いていくというような、そんな形をとられている市町村も実際ございます。

そういった方針を熊取町としてとっていくのかどうかというようなところの中で、今後このスポーツ、第4次総合計画においては健康、長寿、運動、スポーツというところで、しっかりと住民の皆さんが健康寿命を延伸していくという取り組み、その中で運動、スポーツをというような1つの大きな重要な施策であるとも認識しておりますので、今先ほど申し上げた今後の、今現在ある熊取にぎわい観光大使の位置づけと含めて、研究のほう、また参考にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）町長、ぜひやりませんか。お答えいただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）情報発信する、そういう観光大使については、今のところ陳さん、渡邊さんの2人ということなんですけれども、いろんな方面から多面的に発信することも考えてもいいのではないかなというふうには思っています。だから、可能であればそういう役割を担っていただける人が実際におられるのであれば、そういうことも実現に向けて検討していきたいなとは思っておりますけれども。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひそういった意味で、専門分野的にたくさんアンバサダー、専門のアンバサダーがおつていいと思います。私はそういうふうな感じで有名な方をうまく活用するというのがやっぱり熊取町のよさでもありますし、そういった方が実際にいらっしゃるんで、いかにそういった方を活用するか、それが皆さん方の腕にもかかっているのかなと感じております。

時間のほうもありますので、次、3番目に進みたいと思います。

先般、第4次生涯学習推進計画というのが案のほうお示したかと思えます。その次の項目について、特に絞った形というか、これは地域連携というか、そういったことについての取り組みの中で、この3つの項目について実際どのような事業が新たに取組みられたのかとか、そういったのがあればお示しいただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、第4次生涯学習推進計画についてご答弁申し上げます。

まず、生涯学習につきましては一人一人が自分の人生をより豊かにできるよう、自分に適した手段や方法をもって生涯にわたって自発的に行う学習活動であり、その内容は文化、芸術、運動・スポーツ、趣味やレクリエーション活動など幅広い分野にわたるものです。また、生涯学習は学びを通じて自己実現や生きがいづくりを行うことだけにとどまらず、学びの成果を生かして社会や地域の課題を解決していくといった役割も期待されているところでございます。

このため、本町では生涯学習の施策展開の基本方針を示すため、平成14年6月に第1次の生涯学習推進計画を策定し、その後今日に至るまで社会情勢や町の現状等を踏まえながら定期的に計画の見直しを行いつつ、計画に基づいて各種講座や事業等を継続的に実施してきたところでございます。

なお、第4次生涯学習推進計画については、これまでの学習活動、文化芸術、運動・スポーツの3分野に新たに図書館分野を加えることで、生涯学習に関するさまざまな分野を網羅した本町の生涯学習施策に関する基本計画と位置づけをしているところでございます。

今回、ご質問をいただきました施策番号33、町内大学と連携したイベント等の開催につきましては、前述の4分野のうち文化芸術及び運動・スポーツの2分野に関する取り組みとなりますが、文化芸術分野に関しましては、現在、町内大学と連携して町民文化祭のPR活動やくまとりイルミネーションナイト事業に参画していただいておりますが、この取り組みにより得られたノウハウ等をさらに他の文化事業にも広げ、より幅広いPR活動など文化事業の魅力発信に取り組んでまいりたいと考えています。

また、運動・スポーツ分野に関しましては、町内大学が有する施設や人的資源等の協力を受けてくまとりロードレースや健康教室、子ども向けの体験イベントなど、住民の皆様にもさまざまな運動・スポーツに触れることのできる機会の提供を行っております。

今後も、町内に立地する4つの大学・研究機関の特色やノウハウを生かしながらさらなる連携を検討し、各事業において相乗効果が上がるような取り組みを進めてまいりたいと考えています。

以上で、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。ただ、余り、何と言うんですか、今回から新たに加わったというのが今なかったんですけども、この基本計画案の中で見させていただいても、課題としてスポーツイベント等の参加者数が減少傾向にあり云々とうこうあります。そういったことはやり方次第かなというふうに感じております。何も仕掛け次第でやはり来ると思いますので、新たな、しっかりそういった目線で取り組むことが大事かなというふうに感じておりますので、町内大学の連携という意味で、国もきらりと光る地方大学とか言いながら、そういった支援というのをどんどんやろうとしていっているところです。ですから、そういった大学のよさを生かしたそういった取り組みの仕掛けをいかにつくるかというのをぜひ検討していただきたいなというふうに思います。これは要望で結構です。

34と35も……。もう34でお願いします。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 続きまして、住民団体、関係機関等のネットワーク、地域交流の推進についてご答弁申し上げます。

施策番号34、住民団体、関係機関等のネットワーク・地域交流の推進につきましては、図書館分野に関する記述となりますが、図書館が地域活動の拠点として機能するよう、地域のさまざまな団体のネットワークづくりを支援しようとするものです。

これまで熊取図書館では、子どもの読書活動や子育て支援を初め、講座・講演会、文化・芸術活動、「そとみせ」による地域交流活動などさまざまな事業を住民団体や関連機関等との協働により実施してきたところでございます。特に、そとみせをきっかけに住民団体等による認知症カフェ（ひまわりカフェ）や健康講座といった専門知識を必要とする社会貢献活動が活発に行われており、生涯学習施設の一つとして広く学習機会を提供しているところです。

しかしながら、これらの事業は図書館とそれぞれの団体や機関は連携していますが、団体、機関同士の横のつながりや交流がほとんどないのが現状であり、今後は各団体のさらなる活性化と活動の担い手を確保するため、住民団体との共同事業を継続していくとともに、各団体・機関の活動内容の情報発信やネットワークづくりに向けた支援に努めてまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 答弁のとおり、私もそのように感じておりますので、ぜひ横のつながりのできる団体同士がそういったつながりができる取り組みをぜひしていただきたいなど。それから、これもまた後ほどの分で説明いたしますけれども、先般、地方創生エキスポというのを、産業展ですか、そういったのに東京のほうに行って視察をしてまいりました。その内容は後ほど説明いたしますが、その中でもそうです。エンターテインメント、スポーツビジネス、それから地方創生、その3つをかけあわせた分のそういったエキスポでした。

その中で言われたのが、音楽とスポーツというのは似通っているんだと。図書館というのは本を読むところだと感じておりますけれども、そこでコンサートをしたりもしていますし、今度はそこでスポーツすることも可能かもしれません。ダンスをするであったり、そういったことも可能かもしれません。音楽とスポーツの融合というのをぜひ今後考えていってほしいということの提案を受けております。

ですから、そういった意味で、音楽も聞けば心が癒されたり、スポーツもすれば心の悩みもすっ飛んでしまったり、気持ちよくなったり、そういった意味で望むところは一緒なんです。だから、そういった取り組みをぜひ前向きにいろんな方の意見聞いて取り組んでいただけたらというふうに思います。これも要望です。

次、35番をお願いします。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 続きまして、スポーツを通じた地域交流・まちづくりについて、

ご答弁申し上げます。

施策番号35、スポーツを通じた地域交流・まちづくりにつきましては、運動・スポーツ分野に関する記述となりますが、こちらはスポーツによる地域交流を推進するとともに、スポーツを通じたまちづくりの新たな可能性を模索しようとするものでございます。

これまで、本町では、体育協会やスポーツ少年団などスポーツ関係団体が主催するスポーツ大会の運営補助など、スポーツ関係団体の活動支援を行うとともに、地域の住民が主体的に行うスポーツサークルの支援や育成に取り組んできたところでございます。しかしながら、各団体、サークル間や団体・サークルと地域の連携が十分でないため、スポーツ関係団体、地域、大学、行政などスポーツにかかわるさまざまな団体間の連携強化に向けた取り組みが必要と考えています。

今後は、これまでのスポーツ関係団体への支援を継続するとともに、スポーツを指導する人材を学校や地域に派遣する機会を充実させるなど、地域におけるスポーツ活動の活性化や運動・スポーツを通じた地域間交流に取り組んでまいりたいと考えています。

また、運動・スポーツに触れることができる機会の提供を行っているスポーツ関係団体を中心に、地域のさまざまな団体と連携することにより、スポーツを通じたまちづくりの新たな可能性を模索してまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）これも、1月から亀坂理事のほうにもご参加いただいて、各種スポーツの横のつながり、連携を強化しようということで我々のほうから各体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進員であったり、フィットネスに入っていたいたり、大阪体育大学に入っていたいたり、そういったスポーツ団体の横の連携強化の仮の連絡会みたいなものを開設しております。

そういった意味で、やはりそれを初めてやってみても、どこの団体がどんなことをしているかというのはぼんやりとしかわからなかったのが、あ、こんなところで悩んでいるんやなというのがわかりました。だから、そういった意味でそういった取り組みをぜひ密にやっついていかないと、そういう仕掛けを町のほうからぜひともやっていただきたい。各スポーツ団体であったりサークルでだったり、個々に支援するのはもちろんいいんですけども、今度はその横串で考えられるような、そういう行政になっていくべきだというふうに考えています。

だから、スポーツ一つに限ってでもそういった感じで縦割りになってしまうんです。横の連携が全然とれていない。そういった意味でまだまだやるべきことはあるのかなと。将来目指すべきところというのは、我々が考えているのは地域スポーツコミッションの立ち上げ、それをぜひやっていきたい。それから、スポーツビジネスをぜひ何か、要はアスリートが戻ってこられるようなそういう仕組みづくりを構築できないかとか、そういったことをやっていきたいというふうに考えております。

ですので、ぜひこれも町長部局のほうにお願いしたいんですけども、スポーツとタピオ、これを融合したスポーツ・健康推進室とかそういったのを町長部局でぜひ立ち上げを検討していただきたいというふうに考えております。でないと、教育委員会の中にスポーツが入ってしまいましたら、これビジネスということはまず考えられないんです。ですから、そういった意味でやはり町主導でそういったものを引っ張っていくためにも、それがひいては活性化になります。それから、そういうグッズづくりであったり、そういったものもそうです。どこかのプロのチームを誘致する、そういったときに、お金がこれだけかかる、ほなこういうふうにするとか、そういったビジネス的な発想も、ぜひやっぱり町長直轄の推進室というか、そういったものを設けていただいて、その中で行動していただけるように、これは要望したいと思います。時間の関係で、回答を本当は求めたいんですけども——一言だけちょっと聞きます。端的に。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）すみません、いろいろご意見いただきました。スポーツを軸にした事業、い

ろいろあると思います。そんな事業を展開していく中でも、やはり業務量なども十分考慮させていただきまして、何が一番いいのか、そういった体制も含めて検討はしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ、町長、しっかりよろしくご検討のほうお願いしたいというふうに思っております。回答は結構ですので、町長の思いが伝わってきましたので、やりたいということを目で合図していただきましたので、次へ進みたいと思います。

地方創生、2問目です。これは国が言い始めてからもう3、4年になるんですか、そういった人口ビジョンを示された、将来展望を踏まえたまち・ひと・しごとの創生、これが国でもやいやい言われてきております。これの予算をしっかりとっていくというのが地方の役割かなというふうにも感じておりますし、その仕掛けづくりがやはり地方に求められているんであると思うられます。

熊取町にも、くまとり創生戦略の計画ございます。その1つ目で、3つの基本目標の成果というものの見通し、これ、27年から31年度までということになってはいますが、これ、目標が達成できるのかなというふうにちょっと不安に思っております。そのことについて、端的にお答えいただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、3つの基本目標の成果見通しについて答弁申し上げます。端的にということですが、一応ちょっと原稿つくっておりますので、読ませていただきます。

基本目標の1つ目は、魅力ある選ばれ続けるまちづくりであり、数値目標として社会増減を5年間で269人増加させることとしております。成果については、27年度末実績がマイナス126人、平成28年度末実績がマイナス81人となり、若干改善傾向にあるものの、数値目標達成の見通しは現時点、厳しいところというふうに感じております。

続いて、基本目標の2つ目は、子育て世代の希望を実現するまちづくりであり、数値目標を2つ設定しております。まず1点目が、出生数を5年間で合計1,640人とするものであり、成果については、27年度末実績が282名、28年度末実績が320名となり、数値目標をこちらは達成できる見通しがあります。

次に、2点目、10歳未満児童の転入者数を5年間で1,031人増加させるというものであり、成果につきましては、27年度末実績が73人、28年度末実績が98人となり、こちらも目標達成の見通しは厳しいものというふうになってございます。

基本目標の3つ目は、活力あふれるまちづくりであり、こちら数値目標として、交流人口を5年間で6万6,700人から7万3,000人に増加させることとしておりましたが、こちらの当初設定しておりましたデータの集計方法が変更されまして、単純比較することができないため、現在成果については明確にお答えすることができないところですが、こちらRESASのほう、何とか国のほうと基準と合わすように今現在調整しているところですので、また調整、面を合わすことができればご案内させていただきたいと思っております。

ただ、こちらのほうにつきましては、先日、議員全員協議会でもご報告したとおり、熊取駅前へホテル誘致が実現したということでございます。それに伴いまして、今後、年間相当数の交流人口増加につながっていくものと想定しておりますので、こちらは目標数は容易に達成できるものというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）達成できそうなものとできないものがございますけれども、ぜひ達成できるためには、もう一步ここで計画見直しというものも必要かと思っております。ですので、そういった、そもそも数値目標というものも希望値なのかもしれませんし、それに向けた施策、やはりいろんな施策を

講じる必要がまだまだあるのではなかろうかと思っております。ぜひその辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3つ目が肝心なところなので、ちょっと2番目、これまでに新たに追加見直しを行った施策はということで、何かありましたらご紹介いただきたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは2点目、これまでに新たに追加見直しを行った施策について答弁いたします。

現時点、くまとり創生総合戦略に具体的に追加見直しを行った施策はございませんが、ただ、地方創生につながる新たな具体的な取り組みとして、先ほど1点目の答弁のとおり、社会増減、特に若年世代の社会増減を改善する必要があるとの認識のもと、新機軸によるインセンティブとして30年度から社宅誘致支援と3世代近居等支援を追加施策として実施いたします。これにより子育て世代と想定する25歳から39歳まで及び就職期層と想定する20歳から24歳までを中心とした若年世代の転入定住を促進させ、ひいては社会増減数の増加及び10歳未満の児童の転入者数の増加につなげてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）了解しました。ぜひ、もし新たな取り組みがありましたらどんどんお願ひしたいと思ひます。

3つ目、行きます。今後、熊取町の地方創生をどのようにお考えか、またどうしていきたいのかについてご答弁願ひます。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、3点目の今後、熊取町の地方創生の考え方と進め方について答弁申し上げます。

まず、国が進める地方創生では、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な地域づくりが求められるものであり、本町でもその考え方を基本として、特徴を生かした地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、第4次総合計画にも掲げる効果的・効率的なまちづくり、また地域特性を活かしたまちづくり、協働のまちづくり、これをあらゆる取り組みに共通するテーマとしてまちづくりを進め、「住みたい 住んでよかった とともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」の実現につなげていくこと、これが今後の本町の地方創生を進める上での基本姿勢というふうに考えております。

そして、この基本姿勢に基づき、自治会を中心とした地域コミュニティ、また商工農業関係者、大学を初めとする多様な主体、その中でもとりわけ若い方のまちづくりへの参画を促し、それらの意見を反映させていくとともに、町行政がコーディネーターの役割を果たすことにより、熊取町の地方創生につながるさまざまな取り組みをまちぐるみで一体となって進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）そうですね。若い人の意見を聞く、そういった地域コミュニティ、しっかり構築していきたい。ありがとうございます。ぜひそれはお願ひしたいと思ひます。

まず、この質問をするに当たってですけれども、先ほど言いましたように東京で開催されました第1回のかかなりでかい規模の3日間の地方創生エキスポという博覧会というかそういうものがございました。こちらには各市からとか、国からもたくさんの方が、自治体担当者が来られております。それ以外にも、それにかかわるメーカーであったり企業の方のたくさん来られていて、3日間ですけれども、大体もう3万人近くの方が来られています。これは2月21日から23日まででしたか、そ

れで行ってきたわけですが、その中でもっといいのは、その中でもセミナーというのが開催されておりまして、我々が石破元大臣であったり、ほかに日本トップリーグ連携機構の川淵さん、高石市出身の方です、それからエンターテインメントの代表としてコンサートプロモーターズの社長であったり、そういった方々、石破元大臣も含めて、要は日本のエンターテインメント、スポーツ、地方創生を考えるという題で、そういった講演というのをしてもらったわけなんです。

全部で我々は6つの講演というかセミナーを受けてまいりました。その中でも、地方創生は成果を検証し、軌道修正を図る時期に、自分たちの地方創生に向けて今自治体職員が考えるべきことはとかいうことで、そういった講演であったり、今度は内閣官房の総括官補の末宗さんという方、これは自主自立の地方創生を目指してというような題で、いろんな我々に対してヒントを与えていただいた、そういった講演でございました。

ぜひ、これ最後に言おうと思ったんですけれども、一回、職員を派遣していただいたらかなりいいんじゃないかなというふうに感じております。その中でヒントをもらってきました。やはり、企業版ふるさと納税、これはぜひ活用してくださいということも中で言われておりましたけれども、例を申し上げましたら夕張市、財政破綻しましたけれども、ここでニトリという会社がございまして、そこで4年間で5億円の寄附をしております。ニトリにとって何がメリットかといったら、これは6割減税できるわけです。今までは3割だったのが今回6割に、倍に上がっているわけです。そういった企業版ふるさと納税というのを前回は質問させていただいたんですけれども、これはぜひ活用くださいということをおっしゃられておりました。

それから、生涯活躍のまちと題しまして、これ、日本橋CRCです。お年寄りが地域でいつまでも活躍できるような、そういった取り組み、それについての事例というのもそこで紹介してもらっております。

ちょっと話戻りますけれども、その企業版ふるさと納税としてでも、これ大阪では多分泉佐野市が手を上げていたと思います。今回もいろんな採択をさせていただきます。これは熊取町から手を上げてこういった計画をということで、国が認めていただけないとそういった計画にのっていただけないので、企業としてもそこに対して支援したくてもできないということなんで、いろんな施策が講じられております。そういった事例もしっかり見ていただけたらなというふうに思います。

私が言いたいのは、その中で感じたのが、稼げるまちづくりをこれから地方自治はせなあかんということをおっしゃっていました。物から事へと石破元大臣もおっしゃっていました。そういった意味で稼げるまちづくりということで、稼げるまちづくりを支援する包括的政策パッケージとか、そういったものが国から示されております。内閣府でもそうですけれども、「稼げるまちづくり取組事例集『地域のチャレンジ100』」と題しまして、去年の3月にそういったものが内閣府の地方創生推進事務局から出ております。そういった事例をぜひ見ていただいて、予算も結構ついてございます。30年度についても地方創生推進交付金、これ1,000億円、地方大学・地域産業創生事業、これ100億円、総合戦略等を踏まえた個別施策、これはまち・ひと、しごとの関係で地方に仕事をつくり安心して働けるようにするとか、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、これ1,878億円出ています。先般の二見議員からの100万円ぐらいやったらどうやと、その辺の話もこれにも出てくるのかもしれませんが。そういった意味で、まち、ひと、しごと創生事業費、これだけでも1兆円の予算がついております。

そういった意味で、ぜひこういう予算をとりに行く、そのためにも地方創生コンシェルジュという相談窓口というのを政府のほうでつくっていただいております。そういう専門家を派遣しますということですので、そういった方々をぜひ派遣していただいて、我々もこういったところではどうしたらいいんだろうというのをしっかりお知恵を拝借する場がありますので、したらいいのかなというふうに感じております。

そのセミナーの中でもいろいろおっしゃっていたのは、若者に思ってもらえる、地方こそ夢とチャンスがあると思ってもらえる大胆な施策をなさйтеということ。地方創生というのは、熊取

町で考えるのではなくて、町内の自治会、この単位で再生、自立からしっかり考えてくださいと。そういった知恵というのは小中学生をしっかり活用して、そういった方々に地域の課題を考えていただく、それで知恵を拝借するというのも大切ですよということです。

行政におきましては、30代の職員、その方々がしっかりと自由な発想をもとに活躍できるような、そういった風土をつくってあげることが大切ですよということもおっしゃっていました。

これ、私自身が思っていることですが、会社でもそうです。上司というのは今まで支配型で、上司というのは部下がおって上司がおるんやとなっていたのが、そうではなくて、今度はサーバントリーダーといいまして、これ、下で支えているのが上司です。若い人たちとか職員がいかに働きやすいように、そういった道しるべをつけてあげるのが上司ですよというふうにならなくて世の中変わってきてございます。ですから、30代、20代の若手職員のいろんな発想力をぜひ生かすように、来年もでございますこの地方創生エキスポ、ぜひ若手職員を参加させていただきたいというのがきょうの最大の僕のご要望でございます。

その中で、少し私が目を引いて感じたところを少しだけ紹介したいと思います。その中で、セミナーの間をみていろんな企業が出ていました。地方創生にかかわるもので、例えば災害対応型の自動販売機というのがございます。通常あるのはバッテリーを置いてあって、電気が来ていなかったらバッテリーが稼働してジュースなり水なりが出るということですが、ここで特許とられてやっている会社は、ワイヤを引っ張ったら、その特定のお水が出ますよと。別に電気が来ていなくても災害時はその自動販売機から飲料水が出るというものでございます。これはどの自動販売機にも改造が可能ですよ、改造は機械式ですのでそんなに高くはないです。ぜひこういうのを活用してくださいということもアピールしてございました。

そういった意味で、例えば学研も出ていまして、プログラミングと子ども、今度、また教育課程に入ってくると思います。そういったものでプログラミングと子どもで地域の未来を変えようとか、こういったものもございましたし、今度、学校への太陽光無償設置プロジェクトというのがあります。NTTスマイルエナジーという会社ですが、これは予算不要で学校への省エネ普及ということで、要は屋根を借りて、その家賃で収入にすると。熊取町は屋根を貸すだけでいいと。ですから、そういった意味で、いかに予算不要でできるかとそういったものもありました。ですから、ぜひそういった若手に活躍できる場というのを設けていただきたいと思います。そこだけ1つ答えををお願いしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）いろいろとご提案いただきまして、企業版ふるさと納税であったりとか、そのあたりについてはしっかりと対応してまいりたいと思います。

最大の要望でございます、この地方創生、第1回のエキスポということで、これも3日間の開催ということで、私個人的にもこれはぜひ行きたいということで思っておりましたが、ちょっと何分この時期の開催ということで行くことができませんでした。これは服部議員のほうからもご質問にありました「やねだん」をご紹介された例の地域活性化センターの理事長の椎川 忍、この先生は我々公務員のかみみみたいな人で、総務省の元局長まで務められた方で、「地域に飛び出す公務員」ということで、要は机上で考えるなど、地方創生は現場で感じるもんやということを唱えられた第一人者の方が講演されるということで、ぜひ聞きたいなと思っておりますが、ただ、もったいなくも、我々おじさんが行ったらもったいないという議員のご意見やと思っておりますので、今後、若い20代、30代に、来年もこの時期にあると伺っておりますので、ちょっと人事のほうと予算の関係も、当初ではもちろん計上しておりませんので、また検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）最後に一言だけ言って終わります。最少の経費で最大の効果というのが、まさにこういった知恵袋を引っ張ってくるのかなというふうに感じております。ぜひ前向きな、しっかり

熊取町を引っ張って行っていただきたいと思います。そういった希望を含めて、きょうはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、新守クラブ、佐古議員の質問を終わります。

これもちまして会派代表質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）あと、議事は予算委員会の委員長、副委員長の選任の議事が残っておりますが、継続してよろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第23号から議案第29号までの7件につきましては、7人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会議事規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に議席2番 重光議員、議席3番 浦川議員、議席5番 坂上昌史議員、議席8番 渡辺議員、議席9番 服部議員、議席11番 佐古議員、議席13番 江川議員、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました7名を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

（「12時09分」から「12時14分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に浦川議員、副委員長に重光議員、以上のとおりでございます。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第34 請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願の件を議題といたします。

本件の請願書を朗読いたします。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願。くまもり社会保障推進協議会会長 伊藤 守氏、事務局長大浦正義氏ほか30名から提出がございました。

紹介議員は文野議員、江川議員、鱧谷議員でございます。

それでは、朗読いたします。

請願趣旨

1. 町は、大阪府が実施する国保の府内統一にあたり、①他の大多数の都道府県と同じように市町村の意見や住民自治を尊重すること、②大阪方式の強引な4月実施を延期または中止することの二点を大阪府に要請すること。

2. 1月10日大阪府公表の府内統一保険料基準によれば、年間所得200万円以下の低所得層、及び多子世帯の国保料負担がさらに重くなります。これを抑制するため、町は、国と大阪府に公費負担の拡充を要請すること。

3. 町は、来年度の「大阪府統一」について自主的に対応し、国保料を値上げしないこと。また、激変緩和措置を活用し、さらに重くなる低所得層と多子世帯の国保料負担を軽減するよう措置すること。

請願理由

今年4月からの国保都道府県化により、都道府県と市町村が共同で運営することになっています。その実施にあたり、9割余の都道府県は従来通りの市町村国保の自治を尊重しながら、国と都道府県の財政支援を拡充し、国保を共同運営する方向です。ところが、大阪府は、「市町村の実情と歴史的経緯とを軽視し、①医療水準の格差により生じる医療費水準の地域格差を全く考慮せず、所得だけを基準に国保料の府下統一をはかり、②市町村の法定外繰入を行政的な助言と誘導により規制する。」などの特異な「大阪方式」の実施をめざしています。これに類似した都道府県化を推進しているのは広島県、滋賀県、奈良県の3県だけです。これらは、都道府県化の趣旨に反し、町の国保加入者の8割を占める低所得層（低所得者層と軽減措置のある貧困層）の負担がさらに重くなり、いっそうの貧困化と生活破綻を招き、医療難民が増える深刻な懸念があります。

大阪府が昨年12月1日に公表した市町村の「意見等」（大阪府HP：「大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方」）226項目の大多数は批判的意見と懸念の表明であり、是正を求めています。しかし、別紙「大阪社保協等の大阪府への12/22要請書※」の通り、大阪府は聞く耳をもたず強行しようとしています。熊取町が府に上げた23項目の「意見等」は、「平成30年度に向けての準備作業が再三にわたって遅延し、その結果、市町村の作業時間が元々タイトなスケジュールであったものが、さらに短い期間での作業を強いられています。」「・・・統一基準検討過程や項目の抽出理由、基本的な考え方、統一理由についても示されておらず、・・・、市町村に対して具体的な情報提供をお願いします」、「4月1日で統一される項目はわずかであり、大部分は統一されないことになっています。・・・統一に向けて、まずは統一出来ない状況を明らかにし、それが府内のどの程度の割合をしめているかなど、まずは、その統一が早期にできない理由を『見える化』する必要があると思います。」等と順次に見ても、大部分が批判的な意見と適切な懸念の表明です。

市町村の多くの意見や懸念と「※要請書」を考慮したのか、大阪府が1月10日公表した「確定係数」：市町村標準保険料率（府内統一）では、過去3回の試算よりは値上げ率・額は抑制されました。しかし、国保加入者の8割を占める年間所得200万円以下の低所得層と多子世帯の値上げ幅が大きく、さらに6年間の激変緩和措置の経過中に大阪方式が貫かれることにより、いっそう値上げされる懸念があります。

府下市町村と熊取町が、大阪府の一方的な実施にどのように対応するか、激変緩和措置をどのように活用するかを考える上で、この2月・3月が大変重要です。つきましては、上記の通り、町が国と大阪府に要請すること等を議会に請願します。

以上です。

議長（坂上巳生男君）以上で請願書の朗読を終わります。

本件は、議会会議規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（坂上巳生男君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いた

します。お疲れさまでございました。

(「12時20分」散会)

3月熊取町議会定例会（第5号）

平成30年3月定例会会議録（第5号）

月 日 平成30年3月27日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	塩谷 義和	住 民 部 長	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	阪上 清隆

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例
- 議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 議案第12号 教育・子どもセンター条例
- 議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて
- 議案第15号 町道路線認定について
- 議案第16号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）
議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算
議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算
議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算
請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願

追加付議案件

議案第30号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例
議案第31号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
議案第32号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第1号）
議員提出議案第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書
議会運営委員会委員長の閉会中の継続審査の申し出について
議員提出議案第2号 議案第23号「平成30年度熊取町一般会計予算」に対する附帯決議

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年3月熊取町議会定例会第5日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、少しお時間をいただきまして、第4次総合計画書につきましてご案内をさせていただきます。

計画書の本体と概要版が納品されましたので、皆様の机に本体と概要版、そして向こう3年間、125事業の第1次実施計画書の3点を置かせていただいております。

策定に当たりましては、審議会にご参画いただきました二見議員、佐古議員、江川議員、坂上昌史議員、4人の議員を初めといたしまして、議会でのご審議、ご可決に対しまして改めて御礼申し上げます。

計画書の本体でございますが、こちらにつきましては近日、ホームページで公開する予定とさせていただきます。概要版につきましては4月号の広報紙の同時配布物として全戸配布する予定でございますので、お知りおきのほどよろしくお願いいたします。

また、実施計画書でございますが、登載する各事務事業の事業内容等につきましては、今までどおり必要に応じて適宜見直しを図ってまいります。

ここで一例をお示しさせていただきます。恐れ入ります、実施計画書をごらんいただけますでしょうか。緑色のほうの第1次実施計画書でございます。

2枚おめくりいただきまして、企画部の表紙が出てまいります。その企画部の表紙、4枚おめくりいただきまして、4枚目の裏面の防災事業をごらんいただきたいと思います。

こちらはごらんのとおり、8番の事務内容、現在（1）から（5）の事業が記載されておりますが、これらに加えて、避難所運営や当該運営訓練などにつきましても自主防災組織連絡協議会などを通じてさらに精査し、新たに実施計画に位置づける具体的な事業として今後追記してまいりたいと考えております。

この一例のように、実施計画につきましても追加などの見直しを適宜図ってまいります。議員の皆様には、まずはスタート時点での実施計画書ということで、総合計画書とあわせて今後の参考としてご活用いただければというふうに考えております。

議長、すみません、貴重な時間をいただきありがとうございます。ご案内は以上でございます。

議長（坂上巳生男君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月9日午後1時半から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成30年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、理事者提出議案として、宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件ほか2件、議員提出議案として、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書1件、以上4件を追加議案といたします。

なお、本4件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほか、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案3件、議員提出議案の意見書1件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上5件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例の件、日程第5 議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の件、日程第6 議案第12号 教育・子どもセンター条例の件、日程第7 議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例の件及び日程第8 議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件、以上8件を一括議題といたします。

本8件は、3月6日に本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（佐古員規君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月6日の本会議において本委員会に付託されました議案8件の審査を行うため、3月13日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに総務文教常任委員会を

開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 教育・子どもセンター条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

初めに、議案第2号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第3号について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例に対し、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして反対の立場で討論をいたします。

この条例は保育所民営化のための事業者選定委員会を追加する条例であり、西保育所民営化に反対の立場から賛同できません。

国は、施設整備費用を公立幼稚園には交付せず、待機児解消、経費削減などと民営化を進めています。しかし、民間保育所は安い保育士の賃金に支えられ、働く人の熱意と経営者の努力で運営を

維持しております。公立保育所は、全ての子どもたちに安心できる保育サービスを提供する、子育て支援の拠点としての機能を果たすという大きな役割を果たしております。経費削減のための民営化は公立の役割を投げ捨てるようなものです。

今回のように初めから民営化ありきで進めるやり方は非常に性急で、保育所の保護者には何も知らされていません。子どもと保護者にとっては重大な環境の変化であり、同意が得られない場合は計画を中止すべきです。このような、同意なしに計画を進めるやり方に反対いたします。

以上をもって反対討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第3号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 三世代近居等支援に係る住宅の固定資産税の課税免除に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号 副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第12号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号 教育・子どもセンター条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号 町民会館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第9 議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件、日程第11 議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件、日程第15 議案第15号 町道路線認定についての件、日程第16 議案第16号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第17 議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業

特別会計補正予算（第4号）の件、日程第18 議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第19 議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第20 議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第21 議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上13件を一括して議題といたします。

本13件は、3月7日及び8日に本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（阪口 均君） それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月7日及び8日の本会議において本委員会に付託されました議案13件の審査を行うため、3月9日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 町道路線認定についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 町道路線認定及び廃止についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君） 以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号 原子力問題対策協議会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号 指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第9号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。江川議員。

13番(江川慶子君)議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例に対しまして、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして反対討論を行います。

本提案は、国民健康保険の都道府県化が平成30年4月1日から実施されることに伴い、大阪府国民健康保険運営方針で定められている府内統一基準とするためのものであります。都道府県化になっても保険者は大阪府と熊取町であります。本提案は、熊取町の保険者としての決定権がなくなることになり、賛成することはできません。

特に、大阪府方式同様の府内統一基準を目指しているのは47都道府県中4府県のみであります。大阪府の示す保険料率は、地域による医療機関の格差や医療費水準など配慮されていません。国も、

市町村の自主的な権限は侵すことができないことを認めております。標準保険料率の採用によって実質的な保険料値上げになる可能性が大了。

附則にて6年間の経過措置がありますが、6年後は全て大阪府が示した賦課限度額と保険料率となります。市町村自治を軽視する本提案に反対いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第15号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第18号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第19号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第20号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第21号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第22号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、日程第22 議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算の件、日程第23 議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第24 議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第25 議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第26 議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第27 議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算の件及び日程第28 議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件は、3月8日に本会議で予算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。浦川予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員会委員長（浦川佳浩君）それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算の件ほか6件の審査を行うため、3月15日、20日、22日及び23日の4日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算の件について審査を行いました。

一般会計予算については、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項ごとでそれぞれ2班ずつ、計4班に区分して審査を行いました。

審査において活発な質疑応答があり、会派から意見・要望が提出されましたので、その報告をいたします。

まず、新政クラブ・新守クラブ代表からは、1、転入・定住促進策については、空き家バンクもうまく活用し、新機軸としての三世代近居等支援のさらなる拡充を。

2、家庭教育・学校教育支援については、放課後学習及び自習室の拡充と増員予定のスクールソーシャルワーカーの効率的な配置の工夫や、スマホやSNSに関するさまざまな問題への指導対応強化、部活動支援として外部指導員など積極活用の拡充、さらには、教職員への校務用PCの1人1台に向けての拡充など働き方改革の推進を行うとともに、次期学習指導要領実施に向けた人員及

び研修会等の充実など、引き続き「教育のまち・熊取町」の確立。

3、スポーツ推進については、熊取町の恵まれたスポーツ環境から、子どもの体力の底上げや将来のアスリート創出、高齢者の介護予防、スポーツツーリズムの視点で地域活性化などを目的として、大阪体育大学初め各大学や各種団体、機関との連携をより密にし、DASHプロジェクトの早期実現に向け、合宿施設誘致や国際規格に沿った施設導入等思い切った施策の実施。

4、特化した部署の組織見直しについては、前項実現に向けて、また、稼げるまちづくりを目指し、各部署横断的な施策を迅速に遂行するためにも、健康・スポーツを核とした町長部局での（仮称）スポーツ健康推進室の新設による業務の統合化の検討を。また、スポーツ推進大使の新設検討を。

5、防災対策については、自主防災組織の情報共有意見交換の場として協議会の拡充支援と、避難所へのWi-Fi設置とバリアフリーのトイレの配置を。

6、ベンチャー企業誘致については、空き家バンクを有効に活用した、サテライトオフィス設置によるベンチャー企業等の誘致支援の充実を。

7、奥山雨山自然公園整備については、指定管理者設置によって永楽ゆめの森公園のより効率的な公園運営支援と奥山雨山自然公園の総合的整備の推進を。

8、ホテル誘致に伴い駅前活性化推進については、ホテル誘致に伴い、飲食店等開業支援など駅前活性化に特化した支援の充実を。

9、熊取アトムサイエンスパーク構想については、BNC T実用化、治療施設の実現に向けての取り組みなど、熊取アトムサイエンスパーク構想の実現に向けた取り組みの推進。

次に、熊取公明党代表からは、1、新機軸として取り組む転入定住促進策の三世代近居等支援については、制度導入については評価できますが、対象者要件や免除額、実施期間等について、もっと全国的にアピールできる内容を検討されたい。また、結婚新生活支援として、商工会主催のくま恋でのカップル誕生に結婚祝い金、新築購入に定住を条件として祝い金を贈呈するなど、若年層が飛びつく魅力あふれる転入・定住策の導入を積極的に推進されたい。

2、地方創生戦略については、町内の4つの大学や研究所を活用し、企業等も交えて、産官学連携して地方創生交付金を獲得、活用できるような地方創生戦略を検討されたい。

3、学校環境改善としては、30年度に国の交付金を活用して、全小学校普通教室へのエアコン設置が予算化されたことは評価できますが、トイレの洋式化についても目標を明確にし、計画的に実施されたい。

4、要保護・準要保護就学援助費の認定基準の見直しによる特例として、29年度中に新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた対象児童については、30年度中も旧基準での就学援助支給を実施されたい。

5、学校教育の充実として、いじめを断じて許さない環境づくり、他人を思いやる環境づくりを推進し、きめ細やかな相談体制に積極的に取り組むためにスクールソーシャルワーカーを各小学校区に1名配置し、いじめゼロ、不登校児ゼロを目指されたい。また、放課後の子どもの安全な居場所づくりとして放課後子ども教室を全小学校で取り組まれたい。

中学生へのがん教育については、府のがん教育推進事業等を活用し、積極的にがん教育に取り組みされたい。また、教育委員会としても取り組み状況を掌握し積極的にがん教育を推進されたい。

6、図書館運営についてですが、町立図書館図書は学校図書館の図書を補完し、子どもたちの読書活動を推進する重要な役割を果たしています。そういった意味で、行革による図書費削減分は、子育て支援として活用できるふるさと応援寄附金を活用し、図書の充足を図られたい。

7、健康づくりの充実として、新たに胃がん内視鏡検査を導入したことは評価できますが、胃がんリスク検査の導入も図り、前立腺がん検診等、全てのがん検診受診率の向上に積極的に取り組まれたい。また、健康ポイントアップ制度の拡充についても積極的に取り組まれたい。

8、障がい者福祉の充実として、昨年より取り組まれているヘルプマーク、ヘルプカードの周知

徹底、手話の理解と普及、精神障がいの方への理解啓発と地域との交流事業等に積極的に取り組ま
れたい。

9、子育て支援については、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援として2週間サポート事業
の拡充となる産婦健康診査事業の実施、産後ケア事業の実施については大変評価するものでは
すが、産後ケア事業につなげる条件の緩和や利用できる病院の拡充なども今後推進されたい。また、新生
児聴覚検査助成事業について評価できるものですが、軽・中度難聴児の補聴器具購入についての補
助も検討されたい。不妊・不育治療費助成事業については事業の周知徹底を図られたい。

10、防災・減災対策の充実として、自主防災組織連絡協議会による情報交換と連携強化による自
助の推進は評価できますが、公助となる総合防災訓練については、5年周期となるとイベント的な
訓練になることが懸念されます。開催単位を避難所となる小学校区とし、隔年で行われるように検
討を図られたい。また、災害時、人的制約の中での災害時対応計画となる自治体BCPの早期策定
を図られたい。

11、町内を循環するひまわりバスについては、利用者へのアンケート調査を実施し、駅西開発に
伴い駅への乗り入れやフリー乗降制度の拡充など、利便性の向上を図られたい。

12、道路整備及び交通安全対策については、町道小谷穴釜線の道路拡幅、ひまわりドーム前交差
点からひまわりドーム南交差点区間の通学路の安全安心な歩行空間の確保について、積極的に取り
組まれたい。また、路面下空洞調査についても計画的に事業実施を進められたい。

13、BNCT実用化の推進とともに、熊取アトムサイエンスパーク構想実現への取り組みを積極
的に推進されたい。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、職員関係については、職員の非正規率が若干
下がったものの、正規職員9名減・臨時職員44名、ともに大幅に削減している。業務実態を把握し
一部に過重負担にならないよう配慮すること。必要な超過勤務まで抑制しないこと。

2、収納関係については、徴収向上は必要であるが、滞納に至った経過を調査し、差し押さえで
生活困難に陥ることのないよう配慮されたい。

3、西保育所の民営化については、公立保育所の役割を考え急な民営化はやめるべきだ。保護者、
住民の声をよく聞き慎重な対応を求める。

4、学校教育については、小・中学校のトイレの洋式化、教科書サイズに合わせた児童机の更新
など学習環境改善に努められたい。就学援助の認定基準引き下げによる行財政改革はやめること。

5、学童保育の大規模化に対応した施設整備、指導員の待遇改善を求める。

6、ごみの不法投棄対策を強め、小型不燃ごみの定期収集を進められたい。可燃ごみ袋の値上げ
との交換条件はやめること。

7、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、路面標示など交通安全施設の適正管理
に努められたい。

8、大規模地震に備え、防災訓練は住民の参加型で行うよう工夫し、強められたい。

9、地元業者の育成と定住促進を進めるリフォーム助成の復活を求める。

次に、未来代表からは、1、転入定住促進については、30年度からの施策は評価できる。今後は、
近居の持つ社会的特性をしっかりと生かした制度にするべく、賃貸物件も対象とした制度への拡充も
検討していただきたい。

2、人件費については、グループ制が機能していないように感じられる。早期に改善していただ
きたい。グループ制が正しく運用できれば非正規職員数を削減できると考えられる。非正規職員数
とともに業務量も見直していただきたい。

3、ふるさと応援寄附については、平成29年度は28年度より寄附金額は減少する見込みである。
新たなポータルサイトへの登録や謝礼品の見せ方など、より多くの方へアプローチできるよう取り
組んでいただきたい。

4、地方創生推進事業については、熊取町活性化に向け、大胆な施策実施に挑戦していただき

い。

5、国際交流事業については、日本に残る99%の子どもたちにも、ミルデューラ市の子どもたちと交流できる取り組み（スカイプなど）を新たに導入し、さらに事業の全容の周知（報告会の一般公開や、現地にて撮影してきた動画の公開）にも取り組み、全ての中学生の国際感覚の醸成に取り組んでいただきたい。

6、ひまわりバスについては、利用者はふえているようだが、各公共施設の利用時間に配慮した運行時間や、各公共施設を利用しやすい路線を検討していただきたい。民間路線に配慮しつつ、利用者をふやし、運行費抑制に努めていただきたい。

7、永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園については、ゆめの森公園には夏の利用者をふやすため、水遊び場の設置をお願いしたい。奥山雨山自然公園については、ゆめの森公園と一体となるような整備を強力に進めていただきたい。

8、学童保育事業については、クラブ定員の適正化及び中央学童保育所の3クラブ化を早期実現していただきたい。あわせて指導員の処遇改善にも力を入れていただきたい。

9、熊取図書館については、滞在型の利用者やネットで貸し出し予約をする利用者がふえる中、図書館司書が1人増員することにメリットが感じられない。図書館の利用者の拡大に向けた取り組みとして、図書館司書の視察費用の増額及びカフェなどの飲食スペースの設置など、利用方法が硬直化していると考えられる部分も含めて、大胆な発想で新しい施策を検討していただきたい。

10、英語教育、学校図書館司書については、引き続き、外国語指導助手ALTを活用し、英語教育の充実をお願いしたい。また、現在この事業の成果としては、ALTの配置であるので、今後は、英語の語学力がどれだけ伸びているかを示していただきたい。学校図書館司書についても配置人数ではなく、本の貸出数など、配置したことによる効果を示していただきたい。

11、就学援助については、対象から外れた方への十分な対応をお願いしたい。施策の意図は理解するが、事前に住民に説明し、十分な理解を得た上で実施していただきたい。

12、保育所の民間委託については、利用者が不安にならないよう慎重に進めていただきたい。

13、環境センターについては、夜間運転委託は積算では3人であるのに、実際は3から4人と積算より多い。積算人数どおりで運転するよう是正していただきたい。点検委託料は、点検項目の見直しで減額していたが、それによるふぐあいが出ないよう取り組んでいただきたい。

14、アトムサイエンスパーク構想については、原子炉実験所の名称変更を機に新たな展開を模索するべきである。これまでの構想の進捗状況、内容の見直しなど、積極的に取り組んでいただきたい。

次に、熊愛の会代表からは、1、財政が硬直化している熊取町にとって第3次行財政改革は非常に重要である。町長以下全管理職は、地方自治法第2条に定められた、地方公共団体は、事務処理に当たって、最少の経費で最大の効果を挙げることに、並びに、常にその組織及び運営の合理化に努めるということを常に念頭に置いて行財政運営を進めていただきたい。特に組織の効率化やスリム化に重点を置いて、持続可能な財政運営ができるよう人件費抑制を実現していただきたい。

2、要保護・準要保護就学援助費認定基準の変更、種々の行事の廃止や縮小、一般可燃ごみ処理費の値上げなど住民負担の増加あるいはサービスの減少を伴う施策については、事前に詳細に住民に説明し、十分な理解を得た上で実施に移していただきたい。

3、第3次行財政改革及びアクションプランの推進に当たっては、1年ごとに成果と目標の見直しを行い、さらに効果の上がる方策を検討していただきたい。

4、高齢者の健康増進のための地域内での健康教室の開催や、自治会や福祉の行事開催継続が必要であり、そのためにも各地域の老人憩いの家の耐震補強を早期に実現してください。

5、公民館の高齢者利用の対応として、老人福祉センターの入り口部分の改造を含め、2階、3階に通じるエレベーターを早期に設置するとともに、洋式トイレを拡充していただきたい。

6、障がい者福祉の充実のため、啓発セミナーの開催においては町内の福祉関係者等に広く参加

を呼びかけるとともに、相談窓口の充実と就労支援に関する具体的活動計画を策定し実行していただきたい。

7、国道170号線（外環状線）の4車線化に関しては、早期に外環4車線化計画の要望書を作成し、府及び国に高い頻度で強い要望活動を行っていただきたい。

8、永楽ゆめの森公園に関しては、駐車場収入を上げることは今後重要な課題なので、夏季の来場者の減少に歯どめをかける水遊び場の設置を検討し、早期に実現していただきたい。

9、熊取ブランド創生で、自立した事業とするために主体となる製造者・販売者を確定するよう、期限を定めた目標と実行責任体制を明確にしていきたい。

10、永楽ダム周辺を中心として、紅葉や桜による熊取ブランドの自然の色彩を創出するために、長期的な植樹計画に早期に広範囲に着手していただきたい。

11、図書館を中心とした新たなにぎわいづくりを促進するために、子育て支援世代や高齢者の来場をふやすために、図書館入り口周辺を改修し、喫茶やくつろぎスペースの新設を早期に実現していただきたい。

12、平成30年4月の原子炉実験所の名称変更を機に、熊取町の活性化と住民のためになるアトムサイエンスパーク構想実現に向けた活動展開を計画していただきたい。

13、平成30年度の国民健康保険料改定で、大阪府は、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料となるよう府下の保険料率を統一としているが、所得割の変更などにより、低所得者の保険料負担率上昇分が大幅に高くなっている。熊取町は、せめてこの部分の支援を行うための公費繰入を検討していただきたい。

以上の意見・要望が出されました。

そして、採決の結果、議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算の件及び議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件についての審査を行い、活発な質疑応答の後、会派から意見・要望が出されましたので、その報告をいたします。

まず、日本共産党熊取町会議員団代表から、国民健康保険事業特別会計については、平成30年度から都道府県単位化となります。大阪府は統一国保料、減免統一を目指しており、6年間かけて激変緩和で徐々に統一を目指しております。厚生労働省も現行保険料より高くないような配慮を求めています。平成30年度の保険料の値上げは行わないこと、均等割第3子以降の免除や単身・低所得世帯の減免制度を求めます。引き続き、資格証明書、短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談をされたい。生活に影響を及ぼす差し押さえはやめられたい。

介護保険特別会計については、国の制度改正などにより、必要なサービスが受けられなくなるおそれがあります。一人一人の実情をよく聞き、高齢者が尊厳を持ちながら熊取町で住み続けられる介護事業を推進していただきたい。地域包括支援センターと連携をとり、町の公的責任で安心できる運営を維持されたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計について、指定管理者制度の移行により、利便性の向上を期待するが、町としても共同墓地の設置など検討されたい。

水道事業会計、下水道事業会計については、低所得者などへの減免制度を検討されたい。水道水の安全性のPRに努め、引き続き耐震管路への更新に努められたい。また、下水道整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備地区については国の交付金を活用しながら整備促進に努められたい。

次に、熊取公明党代表から、国民健康保険事業特別会計については、平成30年度から府と市町村

が共同保険者となり運営されます。府内統一基準の保険料が設定されますが、健康づくり、医療費適正化のインセンティブを十分に保険料に還元するために、健康ポイントアップ事業を積極的に推進し、特定健診やがん検診の受診率の向上を図られたい。また、ジェネリック医薬品個別差額通知の発送など、後発医薬品の勧奨にも積極的に取り組まれたい。

介護保険特別会計については、いきいきくまとり高齢者計画2018に基づき介護保険料が値上げされます。タピオ体操プラスによる介護予防事業を積極的に推進する中で、介護認定率は17%台を維持していることに鑑み、次期計画策定のときは、保険料の値上げを見送るくらいの意気込みでタピオ体操を全地域に推進されたい。また、認知症予防については、スマホや携帯電話、パソコンで気軽にチェックできる認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見に努められたい。

墓地事業特別会計については、永楽ゆめの森公園の駐車場の有料化に伴い、車で墓苑来苑者には専用カードでの対応を図られていますが、ひまわりバス利用者は、バス停が平成28年8月から移動し、墓苑入り口まで緩やかな坂道を歩かなければならなくなっています。墓苑を来苑する高齢者や障がい者の方への配慮としての対策を検討されたい。

下水道事業会計については、下水道整備について、事業計画期間及び事業認可区域の拡大を含めた事業計画変更がなされたことを大変評価します。計画に基づき着実に事業が推進されることと、事業計画変更を要望していたのに今回の計画期間内に入っていない区域についても拡大を図り、より効果的・効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれたい。

次に、熊愛の会代表から、国民健康保険事業特別会計について、平成30年度の国民健康保険料改定で、大阪府は同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料となるよう府下の保険料率を統一としているが、実際には6年間の激変緩和期間を設けることで、財力のある自治体がそれぞれ独自に公費を投入して保険料率の上昇を抑えることを認め、実質上、府下の保険料率統一はされていない。これは、基本的に国や府の国民健康保険への財政支援が不十分であることに起因している。熊取町は、保険料抑制のために公費繰り入れをしない方針で来ており、このたびの大阪方式の賦課条件の変更により、低所得者の保険料負担率上昇分が高くなると推計されている。熊取町は、せめてこの部分の負担増を抑えるための公費繰り入れを検討していただきたい。

以上、意見・要望が出されました。

そして、本6件について採決を行った結果、まず、議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）ちょっと確認なんです、今の委員長報告の中で、議案第23号の賛成多数、可決があったんですが、それから第25号に飛んだように聞こえたんです。第24、第25は一緒に説明されていますか。第23号の後、第25号に飛んだと私は聞こえたんですが。

議長（坂上巳生男君）委員長報告は特に問題なかったと思います。

（「そうですか。わかりました」の声あり）

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第23号から議案第29号までの7件について、一括して討論を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第29号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、これら7件について、原案に反対の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）一括討論でありますので、賛成のところもありますが、反対側のほうで討論させていただきます。

それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして、平成30年度熊取町予算に対して反対討論を行います。

平成30年度予算は、財政状況の厳しい中、ふるさと応援基金を積極的に活用しつつ、小学校のエアコン設置、トイレの洋式化など住民要望を反映した予算となっています。しかしながら、一方で行革推進のための経費削減を優先した予算でもあり、住民福祉向上の観点からは納得できません。平成28年度決算を土台とした第3次行革プランを実施する予算であり、反対いたします。

財政状況の悪化により経費削減が必要なことは認めますが、平成28年度は、地方消費税交付金を初めとする地方交付金が大きく減少したにもかかわらず、それを補填すべき地方交付税も落ち込み、あわせて退職者の増加等による人件費の増加も重なり、経常収支の分母と分子のバランスが大きく崩れた年でありました。このような収支が毎年連続するとは考えがたいと思われまます。

一般会計の反対理由の第1は、人件費の抑制で退職者の半分しか補充しない予算となっています。今までも正職員を大きく減らしており、これ以上の削減は住民サービスの観点からも職員の健康管理の上でも問題であります。

第2に、就学援助の所得水準見直しです。行革のために教育予算を削るのはもってのほかです。近隣と比べて手厚いからというのは理由になりません。

第3は、西保育所の民営化です。議会への説明も不十分であり、保育所、保護者への説明は完全に後回し、行革のために保育の公的責任を放棄することは許されません。障がい児保育が保障されるのか心配です。民営化計画の撤回を求めます。

第4は、窓口業務の民間委託や社会教育施設の指定管理導入などが検討項目とされており、そのような姿勢に基づく予算は納得できません。

国民健康保険特別会計は、大阪府の統一保険料方式に従った予算であり、賛成できません。高過ぎる保険料軽減のために努力を求めます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、第6期保険料が所得割、均等割ともに引き下げとなっていること、特例軽減の見直しで一部負担増となる方もおられますが、歯科健診の実施なども考慮して賛成といたします。

介護保険特別会計は、保険料段階をふやし保険料抑制に努めたことや認知症対策の努力を評価し、賛成します。

以上、日本共産党熊取町会議員団の討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。佐古議員。

11番（佐古員規君）私は、議案第23号から第29号までの平成30年度熊取町一般会計予算、各特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算につきまして、新政クラブ・新守クラブを代表して総

括的に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計については、平成30年度は、今後10年間の総合的かつ計画的な行政運営の総合指標である熊取町第4次総合計画と、持続可能な行財政運営の方向性を示す第3次行財政構造改革プランが同時にスタートする年であり、持続可能かつ身の丈に合った行財政運営の実現が必要と考えます。

その中で、歳入においては、町税が町民税や軽自動車税の増などにより増加となっているものの、国の地方財政計画の見直し等により、地方消費税交付金に加え株式等譲渡所得割交付金が減少となっており、昨年度と同様、財政不足に対応するため財政調整基金からの繰り入れが9,900万円、また減債基金からも2億円の繰り入れが必要となっており、非常に厳しい財政状況が見てとれます。

このような中、住民サービス向上に係る各種事業の実施に際し国からの補助金、交付金などを活用するとともに、町債の借り入れに当たっては元利償還金に対する交付税措置が手厚い、財政支援が充実したものを選択するなど、有効な財源確保に努められているところは評価に値するものであります。

一方、歳出においては、安定的かつ持続的な行財政運営を行うため、経費削減、投資的事業のさらなる抑制に取り組みつつも、町立小学校におけるエアコン設置やトイレの洋式化改修などの教育環境整備、町道小谷穴釜線整備事業、橋梁修繕事業、路面下空洞化対策事業などの道路維持や整備、中央保育所の大規模改修に向けた設計など、選択と集中という観点を踏まえた上で事業、施策を充実させていることは評価できるものであります。

今後においても、人口減少等の影響もあり厳しい財政状況が続くと予想されますが、選ばれ続けるまちの創出に向け、住民ニーズを的確に捉えた持続可能なまちづくりに努めていただきたいと思います。

次に、国民健康保険事業特別会計についてであります。

国民健康保険は、高齢化の進展や医療の高度化により国保全体の医療給付費は今後も増加が見込まれ、依然として厳しい状況にあります。国民皆保険制度を持続可能な制度とするため、平成30年度から国民健康保険は都道府県化され、都道府県も保険者となるとともに財政運営の責任主体となり、安定的な運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うとされています。町は今後も、身近な窓口での丁寧な対応と、国民健康保険の安定的な運営に向けた独自の取り組みである特定健診等の受診促進やジェネリック医薬品の普及啓発など医療費の適正化に努めるとともに、引き続き高い収納率を維持できるよう積極的な取り組みを期待しています。また、今後においては、大阪府とともに保険の運営主体としての国保財政安定化への取り組みを適宜適切に実施し、より一層の国保財政の健全化に努めていただくことを望むものです。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

後期高齢者医療制度は、制度導入後10年を経過し、制度の安定が図られているところであります。制度の運営主体は各都道府県後期高齢者医療広域連合ですが、市町村における事務は、被保険者証の引き渡しや保険料徴収を初め、各種申請届け出の受け付け、相談など、住民にとって開かれた窓口としての役割を主な業務としています。日々きめ細かな対応に努めていただき、収納率も高水準を維持しているところであります。今後も、高齢者の皆さんが安心して必要とする医療を受けることができるよう、大阪府後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、制度の円滑な実施に努めていただくことを望むものです。

次に、介護保険特別会計についてであります。

平成30年度の予算は、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度に当たり、保険給付費等については高齢化の進展に伴う要介護・要支援認定者等の見込みから適切に推計し、また、それに対する保険料の算定に当たっても、負担能力に応じた保険料となるよう所得段階及び保険料率の見直しを行ったほか、介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇を可能な限り抑えていただいていると考えております。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、高齢者の中でも後期高齢者がふえることから介護が必要な高齢者も増加すると見込まれますので、第7期計画の基本理念である高齢者が尊厳を持ち、住みなれた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指し、介護予防のための住民運営の集いの場、タピオステーションの拡充など地域包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、引き続き、保険給付の適正化を行い、持続可能な保険事業の運営に努めていただきますよう期待するものであります。

続きまして、墓地事業特別会計についてであります。

墓地事業については、墓苑区画数1,005の中で、毎年生じる返還数とそれに伴う応募件数がほぼ均衡し、新たな墓地のニーズに応えながら100%に近い運営がなされております。そうした中、平成30年度からは、隣接する永楽ゆめの森公園と一体的かつ効率的な運営を目指した指定管理者による維持管理により、サービスの向上、経常経費削減が期待されております。今後も、指定管理者に目を配りながら、来苑者の安全・安心につながるよう適正な管理に努められるとともに、公園と調和した、より魅力ある墓苑となるよう期待するものであります。

次に、水道事業会計についてであります。

水道事業会計については、平成29年度において中長期計画となる熊取町水道事業経営戦略を策定し、平成30年度より重要給水施設配水管の耐震化に対する国の交付金の確保を初め、起債の充当率の拡大や償還年数の延伸など、持続可能で透明性のある事業経営は大変評価できるものです。今後も引き続き、近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、本町の水がめとなる希望が丘配水池や水道管路の耐震化を確実に進めながら、安全で安心な水を安定的に供給できるように取り組んでいくとともに、より一層健全な企業経営に努められることを望むものであります。

最後に、下水道事業会計についてであります。

下水道事業については、年度末人口普及率81.3%を目標に、小垣内、大宮、久保、野田、大原及び大久保地区などにおける公共下水道工事の実施並びに翌年度以降の工事に向けた詳細設計の実施を予定されるなど、確実に下水道整備を進めており、近隣市町に比べても非常に高い普及率を維持し、事業推進されています。

一方、経営面においても、近隣市町の中でも先進的に平成30年度4月から公営企業会計に移行されるとともに、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくための熊取町下水道ビジョン経営戦略の策定に着手されるなど、大変評価に値するものでございます。今後におきましても引き続き、計画的かつ効率的な事業展開並びにより透明で持続可能な下水道事業の運営に期待するものであります。

以上で、平成30年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の当初予算に係る賛成討論を終わります。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）すみません、先ほどの討論の中で1カ所訂正がありますので、よろしくお願ひします。

「地方交付金」と言ってしまったんですが、「税交付金」に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）私は、議案第23号から第29号までの平成30年度熊取町一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、介護保険特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算につきまして、熊取公明党を代表いたしまして総括的に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計についてですが、前年度に比べて約1.7%減の予算となっております。

歳入においては、国の地方財政計画の見通し等により地方消費税交付金が減少、歳出においては、

投資的事業の減少等により基金繰り入れや町債が減少したのですが、決して財政状況はよいとは言えない状況です。

そのような中、平成30年度は、熊取町第4次総合計画と持続可能な行財政運営の方向性を示す熊取町第3次行財政構造改革プランがスタートする年であります。行財政改革を基本として、人口減少問題等を見据え、地方創生による財源確保やまちの活性化をいかに推進していくかが問われる予算となっております。そのような中で、新機軸として取り組む転入・定住促進施策の三世代近居等支援については、制度導入については大変評価できるものです。今後は、対象要件や免除額、実施期間等についてもっと大胆なインパクトある内容への検討、商工会とも連携し、結婚祝い金や定住を条件として新築購入への祝い金贈呈など、若年層が飛びつくような魅力あふれる転入・定住策の導入を望むものであります。

教育環境の整備については、29年度中に町立中学校普通教室にエアコン整備を完了し、30年度は国の交付金を活用し、全小学校普通教室へのエアコン整備も計画、準備されていることは大変評価できるものであります。トイレの洋式化についても、目標を明確にし、計画的に実施されることを望みます。

学校教育の充実については、全小・中学校に外国人指導助手の配置、9月からは小学校専属外国人指導助手の1名増員、スクールソーシャルワーカーは1名増員し4名体制と大変評価するものでありますが、子どもたちの安全な居場所づくりとして、全ての小学校で放課後子ども教室が取り組まれるように望むものであります。

また、要保護・準要保護就学援助費の新入学児童・生徒学用品費の入学前支給については、全国でまだ4割程度の自治体しか実施していない中で入学前支給を実施されたことは大変評価できるものでありますが、29年度中に入学前支給を受けた対象児童については、混乱が生じないように30年度中も旧基準での就学援助支給を望むものであります。

子育て支援の充実については、30年度より産婦健康診査事業、産後ケア事業、新生児聴覚検査助成事業が新たに取組みられ、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援について大変評価できるものであります。新制度の周知徹底とさらなる拡充に期待するものであります。

健康づくりの充実については、胃内視鏡検診の導入、健康ポイントアップ事業の拡充、がん検診の受診勧奨など大変評価できるものでありますが、さらに受診しやすい環境づくりとして、胃がんリスク検査の導入を望むものであります。

障がい者福祉の充実については、手話言語条例に基づき、手話への理解と普及を推進するために手話に関する施策を計画的に取り組み、大変評価できるものですが、ヘルプマーク、ヘルプカードのさらなる周知徹底や、精神障がいの方への理解啓発と交流事業等についての取組みも期待するものであります。

防災については、被災者支援システムの導入については大変評価できるものです。また、自主防災組織連絡協議会の設置や避難所運営ゲームHUGを活用しての防災訓練の実施など、地域の防災力向上を図る取組みに大いに期待しております。また、総合防災訓練については、5年周期ではなく、小学校区単位で隔年で実施することを望むものであります。

道路整備については、長期にわたり整備されてきた町道小谷穴釜線道路改良事業の30年度完了に向け着実に実施し、安全・安心な通学路が確保できることを大いに期待するものです。また、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点区間の通学路の安全・安心な歩行空間の確保、路面下空洞調査の実施などについても計画的に事業を実施されることを望むものであります。

最後に、環境美化活動の一つとして、野良猫不妊去勢手術費用の定額助成を新たに取組みることについては大変評価するものです。野良猫の増加抑制としてのTNR活動について、地域でのさらなる理解と協力に期待するものです。

なお、今後におきましても、厳しい財政状況ではありますが、さらなる転入・定住促進策の拡充、熊取アトムサイエンスパーク構想の実現に向けた取組み、町内4つの大学や研究所を活用し、産

官学連携して地方創生交付金を獲得、活用できるような地方創生戦略に全力で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。

平成30年度4月から、国民健康保険制度は府と市町村が共同保険者となって運営されます。府内のどこの市町村に住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となり、年度間の保険料の上がり下がりの急変も抑えられ、安定的な運営が期待されるものですが、医療費適正化へのインセンティブとして府の保険者努力支援制度を活用できるように、特定健診の受診率向上、健康ポイントアップ事業の推進、ジェネリック医薬品の普及啓発に積極的に取り組まれることを望むものです。また、都道府県化について、住民へきめ細かな説明等適切に対応され、より一層の国保財政の健全化に努めていただくことを望むものです。

次に、介護保険特別会計についてです。

いきいきくまとり高齢者計画2018に基づき、介護保険料が負担能力に応じて12段階から16段階に見直しされ、保険料上昇を抑制するために介護給付費準備基金を取り崩し、保険料基準額を算定されましたが、基準額は225円値上げし6,057円となりました。タピオ体操プラスによる介護予防事業を積極的に推進し、保険給付の適正化、保険料の抑制に努めていただきますように望むものです。

認知症予防については、住民が使いやすい認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見に努められることを望むものです。

次に、水道事業会計については、平成29年度において中長期計画となる熊取町水道事業経営戦略を策定し、平成30年度から国の交付金も活用し、災害時における重要な施設等への供給管路の耐震化に取り組み、大変評価するものです。今後も引き続き、南海トラフ巨大地震に備え水道施設の耐震化をより一層進めながら、熊取町水道事業ビジョンに基づき、安全で安心な水を安定的に供給できるように取り組んでいただくとともに、より一層の健全な企業経営に努められることを望むものです。

最後に、下水道事業会計についてです。

経営面については、平成30年4月から地方公営企業法を適用し、より透明で健全な経営を図られ、大変評価するものです。また、下水道整備についても事業計画期間及び事業認可区域の拡大を含めた事業計画変更がなされたことを評価するものですが、計画に基づき着実に事業が実施されることと、事業計画変更を要望していたのに今回計画期間内に入っていない区域についても拡大を図り、より効果的、効率的な事業運営となるよう積極的に取り組まれることを望むものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、熊愛の会を代表いたしまして、議案第23号から議案第29号に示された平成30年度の予算に関して総括的に賛成の立場で討論を行います。

平成30年度は、熊取町第4次総合計画と、持続可能な行財政運営の方向性を示す熊取町第3次行財政構造改革プランが同時にスタートします。特に、熊取町第3次行財政構造改革アクションプログラムの実行は、財政が硬直化してきている熊取町にとって非常に重要な取り組みとなります。町長以下全管理職は、地方自治法第2条に示された、地方公共団体は、事務処理に当たって最少の経費で最大の効果を挙げることに、並びにその組織及び運営の合理化に努めるということを念頭に置いて行財政運営を進めていただきたい。特に、組織の効率化やスリム化に重点を置いて、持続可能な財政運営ができる強靱な組織を構築していただきたい。

また、第3次行財政改革及びアクションプランの推進に当たっては、1年ごとに成果の評価と目標の見直しを行い、さらに効果の上がる方策を検討していただきたい。

同時に、住民負担の増加、あるいはサービスの減少を伴う小・中学校就学援助費認定基準の変更、

種々の行事の廃止や縮小、一般可燃ごみ処理費の値上げなどの施策については、事前に丁寧に住民に説明し、十分な理解を得た上で実行に移していただきたい。

平成31年度からの西保育所の民営化に関しても、事前に丁寧に住民に説明するとともに、現在働いておられる保育士の方々の処遇に関しても誠意ある対応をしていただきたい。

熊取町の人口減少に歯どめをかける転入・定住促進のための三世同居支援策に期待します。

タピオ体操参加者を増大するためのタピオステーションの拡充は、高齢者の医療費抑制につながるものと大いに期待しています。この事業をさらに強化するために、大学との連携を生かして国の予算を活用できるように、地方創生事業としての補助金獲得にも努力していただきたい。

また、町内の各地域での健康教室の開催や自治会を中心としたコミュニティ活動の開催継続が必要であり、そのためにも各地域の老人憩いの家の耐震補強を早期に実現していただきたい。

小学校のエアコン設置やトイレの洋式化については、熊取町の事前の計画の策定と予算申請により、平成29年度に国の補助金を確保できたことは熊取町への大きな貢献になったと評価いたします。トイレの洋式化については、中央小学校以外の全ての学校において洋式化率75%を早期に実現できるよう努力していただきたい。

道路整備については、岸和田南海線が国道170号につながる計画が大阪府から示されましたが、完成時期は明確でなく、その後に国道170号の4車線化に着手するといった従前からの大阪府の計画に黙って従うのではなく、東南海地震などの大災害が発生した場合の重要な交通路であるという認識のもとに、近隣自治体とも協力して国道170号の4車線化の早期実現に向けて熊取町から強い要望活動を展開していただきたい。

道路に関しては、町道小谷穴釜線の早期完成のための予算確保とつばさが丘及び上高田地区からの通学路でもある町民グラウンド下の道路の拡幅についての設計予算の確保について評価します。

また、少ない予算ですが、野良猫の不妊去勢手術の支援事業の開始は、平成30年度の特筆すべき新事業と評価いたします。

団塊の世代が70歳を超え、高齢者の公民館の利用は今後ますます増加してくると予想されますが、老人福祉センターの入り口部分の改造を含め、2階、3階に通じるエレベーターを早期に設置するとともに、洋式トイレを拡充していただきたい。

また、障がい者福祉の充実のため、啓発セミナーの開催においては、町内の福祉関係者等に広く参加を呼びかけるとともに、相談窓口の充実と就労支援に関する具体的活動計画を早期に作成して実行していただきたい。

永楽ゆめの森公園の夏季来場者の減少に歯どめをかける水遊び場の設置、熊取コロッケ以外の熊取ブランドの創出、永楽ダム周辺におけるもみじや桜による自然の色彩の拡大、図書館を中心とした新たなにぎわいづくりを促進するための図書館入り口周辺の改修の実現に知恵を絞っていただきたい。

また、国民健康保険事業特別会計とも関連しますが、平成30年度の国民健康保険料改定で、大阪府は同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料となるよう府下の保険料統一としています。実質的には多くの市町村がばらばらの保険料となることを容認しており、さらに算定方式の変更により、低所得者の保険料負担率の上昇分が高所得者と比べて大幅に高くなると推計されています。熊取町は、激変緩和措置の一環として、せめてこの部分の支援を行うための公費繰り入れを検討していただきたい。

その他の事業に関しては、一般会計に影響を及ぼさないよう、さらなる事務処理等の効率化に努められ、堅実な運営をしていただきたい。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わります。

それでは、採決を行います。

議案第23号から議案第29号までの7件について、順次採決を行います。

初めに、議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立多数であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり決することに決まりました。
重光議員。

2番(重光俊則君) ただいまの議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算に対する附帯決議の動議を提出いたします。

議長(坂上巳生男君) ただいま重光議員から附帯決議の動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

(賛成者挙手)

ただいま重光議員から議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算に対する附帯決議の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

議案第23号 平成30年度熊取町一般会計予算に対する附帯決議の動議を日程に追加し、追加議事日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加議事日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立 13名)

起立全員であります。よって、この動議を日程に追加し、追加議事日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

(「11時48分」から「11時49分」まで休憩)

議長(坂上巳生男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議事日程第6 議員提出議案第2号 議案第23号「平成30年度熊取町一般会計予算」に対する附帯決議の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。重光議員。

2番(重光俊則君) ただいま配付されました議案書の朗読によりまして、説明とかえさせていただきます。

議員提出議案第2号 議案第23号「平成30年度熊取町一般会計予算」に対する附帯決議。

みだしの件について、議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成30年3月27日 提出
提出者 熊取町議会議員 重光 俊則
賛成者 熊取町議会議員 文野 慎治
賛成者 同 浦川 佳浩
賛成者 同 阪口 均

賛成者	同	坂上	昌史
賛成者	同	二見	裕子
賛成者	同	渡辺	豊子
賛成者	同	服部	脩二
賛成者	同	矢野	正憲
賛成者	同	佐古	員規
賛成者	同	河合	弘樹

議案第23号「平成30年度熊取町一般会計予算」に対する附帯決議。

平成30年度熊取町一般会計予算で、款 教育費、項 小学校費、目 教育振興費、節 扶助費の要保護・準要保護児童就学援助費、及び、款 教育費、項 中学校費、目 教育振興費、節 扶助費の要保護・準要保護生徒就学援助費が計上されているが、これは、要保護・準要保護就学援助費の認定基準の見直し後の費用が計上されている。

しかるに、平成30年3月に支給された就学援助（新入学児童生徒学用品）の入学前支給は要保護・準要保護就学援助費の認定基準の見直し前の基準で支給されている。

これにより入学前に認定されていた一部の対象者が、平成30年6月以降には新基準により認定対象から外されることになり、支給認定者に混乱をもたらすことになる。従って、平成30年度に支給される就学援助（新入学児童生徒学用品）以外の就学援助支給は、従来の認定基準で実施できるように、6月議会で補正予算を組むなど対応を検討すること。

また、平成31年4月の小学校及び中学校の新入生に対する就学援助に関しては、熊取町の新しい認定基準を周辺自治体の認定基準と対比して、認定基準の変更理由について十分に住民の理解を得た上で、実行すること。

以上、決議する。

平成30年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）この附帯決議ですが、本来ならば予算の修正にも値するものだと思うんですが、そうでないのはどういったことでしょうか。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）本提案は、一般会計に出されている予算項目に対する附帯決議であります。平成31年度の支給の認定については、平成29年度の所得を確定して確認した後に実質的に支給者が確定されます。ということは、その対象者に対する予算等についても見直しをする必要があります。

このたびの就学援助に対する附帯決議に関しましては、これを現時点で直ちに補正予算値を確定することは難しいことと考え、6月での補正予算を組むことで対応していただきたいという意味で、一般会計の予算の修正動議とはせずに附帯決議を出しております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

議員提出議案第2号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）本来なら本附帯決議の動議は予算の修正に値する決議であります。予算賛成の皆さんが賛成者となり、就学援助費の認定基準の引き下げについての見送りと、また次年度も慎重に

といった内容であります。よって、日本共産党熊取町会議員団は賛成します。

議員全員総意として受けとめていただき、慎重に検討していただくことを期待しております。
議長（坂上巳生男君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。重光議員。

2番（重光俊則君）本附帯決議の最も重要な点は、平成30年度、平成30年4月から入学される児童に対して既に平成30年3月に就学援助が支給されているということと、それ以降に基準を変更することになれば混乱を来すこととなります。これは、住民の方に事前に十分な理解を得た上で施策を決定したとは言えないということで、今回附帯決議をつけております。

ただし、31年4月以降の就学援助に対しては、新しい認定基準を十分に住民の方の理解を得た上で実行するというので提案しておりますので、この議案についての賛成をよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議員提出議案第2号 議案第23号「平成30年度熊取町一般会計予算」に対する附帯決議の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第24号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立多数であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第25号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、議案第26号 平成30年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第27号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第28号 平成30年度熊取町水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第29号 平成30年度熊取町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。
議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(「12時02分」から「13時00分」まで休憩)

議長(坂上巳生男君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第29 請願第1号 国民健康保険(国保)都道府県化の大阪方式についての請願の件を議題といたします。

本件は、3月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(阪口 均君) それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号 国民健康保険(国保)都道府県化の大阪方式についての請願の審査を行うため、3月9日開催の事業厚生常任委員会に、紹介議員及び請願代表者の出席のもと、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第1号 国民健康保険(国保)都道府県化の大阪方式についての請願につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第1号 国民健康保険(国保)都道府県化の大阪方式についての請願の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) 請願第1号 国民健康保険(国保)都道府県化の大阪方式についての請願につきまして、私は熊取公明党を代表し、反対の立場で討論をいたします。

請願の趣旨1項目めについてですが、国民健康保険制度については平成27年5月に法律が改正され、都道府県化されることになり、大阪府においては、法に基づき、この4月から府と市町村が共同保険者となって運営されることになりました。住民自治を尊重するために、大阪府の国保運営協議会に諮り協議を進めてきたものと理解しております。4月実施を延期や中止することは、国保運営に支障を来すものと考えます。

2項目め、3項目めについては、低所得の方や多子世帯の方への保険料の負担軽減について要請されていますが、都道府県化の主な趣旨は、府内のどこの市町村に住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となり、保険料率や減免の基準を統一することであり、住民にとって理解できるものと考えます。

激変緩和措置については、熊取町は決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰り入れは従来より行っていないので、その削減や解消による保険料の値上げはないと考えます。ただ、年度間の保険料の変動はあることから、平成30年度の保険料については平成29年度の決算見込みの余剰金で激変緩和を検討するとの説明がありました。

今回の大阪府の国民健康保険制度について、府の運営に関する基本的な考え方の中に、保険者努力支援制度として健康づくりや医療適正化に取り組む市町村を重点的に支援するとあります。特定健診の受診率向上、健康マイレージ事業の実施、ジェネリック医薬品の普及啓発に、より一層積極的に取り組み、インセンティブをしっかりと活用できるように取り組んでいただくことを要望いたしまして、請願についての反対討論とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君) 次に、本件に賛成の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) 日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、国民健康保険都道府県化の大阪方式についての請願に対し、賛成の立場で意見を述べます。

そもそも都道府県単位の国保の統合は、国民健康保険が抱える構造的な矛盾を財政規模を大きくすることで切り抜けようと打ち出された、国の社会保障制度改革の重要な柱です。しかしながら、もともと低所得者の多い国民健康保険は、十分な国庫負担がなければ成り立ちません。都道府県単位の統合しても、国からの財源が大きくふえない限り根本的な解決にはなりません。

そのような中で、市町村国保はこの4月より都道府県単位の統合され、都道府県国保としてスタートします。多くの都道府県は、市町村の自治を尊重し、大阪方式のような統一保険料の押しつけではなく、市町村の自主性、裁量の余地を残しています。それは、多くの市町村が一般会計からの繰り入れなどさまざまな努力によって保険料の軽減に努めてきたからにほかなりません。

請願の趣旨は、市町村の自治を尊重し、大阪方式については延期または中止を大阪府に要請すること、2、統一保険料で負担増となる低所得世帯や多子世帯の負担を軽減するため、国・府の公費負担の拡充を要請すること、熊取町は国保料の値上げをせず、激変緩和を活用し低所得層、多子世帯の負担軽減の措置をすること、これらの請願項目は全て住民の暮らしを守るための切実な願いであり、これを国・府に届け、あるいは熊取町に働きかけるのが、私たち議員の役目ではないでしょうか。

大阪方式の延期または中止について、現実的ではないとの意見もありました。この点については、大阪方式で実施することの問題の大きさを受けとめ、議会としての意思表示をすることに大きな意

義があると考えます。国が法定軽減の拡充を図ってきたのも、地方議会や住民団体の要望を受けとめたからではないでしょうか。国・府にしっかりと住民の願いを届けるため、ぜひともこの請願の趣旨にご賛同いただくことを願っております。

以上をもって賛成討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に反対の方の発言を許します。阪口議員。

4番（阪口 均君）国民健康保険都道府県化の大阪方式の請願に対しまして、会派未来を代表して反対の立場で討論いたします。

国民健康保険の加入者は、年齢構成が高く医療費水準が高い、そして所得水準が低い、いわゆる社会的に弱者と言われる人たちの加入者で構成されていると言っても過言ではありません。

そこで、今まで各市町村が運営主体となっていたものを各都道府県が主体となって運営することによって医療費を平準化し、保険料を平準化することが目的で、都道府県化を進めるものであります。大きな都道府県化の流れにブレーキをかけることは、この期に及んで得策ではないと判断し、反対の立場とさせていただきます。

しかし、弱者がこれ以上の著しい保険料負担に陥らないこと、もしそうならざるを得ないという場合は国・府の公費投入が優先されることを期待したい旨を申し添えた上で、反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。重光議員。

2番（重光俊則君）熊愛の会を代表して、国民健康保険都道府県化の大阪方式についての請願に関して賛成討論を行います。

平成30年度の国民健康保険料改定で、大阪府は同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料となるよう府下の保険料率を統一とうたっているが、実際上は、6年間の激変緩和期間を設けることで、財力のある自治体がそれぞれ独自に公費を投入して保険料率の上昇を抑えることを認め、実質上府下の保険料率は統一されていない。これは、基本的に国や府の国民健康保険の財政支援が不十分であることに起因している。

熊取町は、保険料抑制のために公費繰り入れをしない方針で来ており、このたびの大阪方式の賦課条件の変更により、低所得者の保険料率負担率上昇分が高くなると推計されています。

本年4月から日本全国において国保都道府県化が開始されますが、9割以上の都道府県は、従来どおりの市町村国保の自治を尊重しながら、国と都道府県の財政支援を拡充して国保を都道府県と市町村で共同運営する方向にあります。

ところが大阪府は、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料となるよう保険料率を統一するとうたっていますが、実質的には、6年間の猶予期間を設けて保険料率の負担軽減のための自治体の法定外繰り入れを容認しています。これにより、大阪府下で保険料率が統一されるどころか、ほぼ以前と同じ、ばらばらの保険料率となっています。

また、熊取社会保障推進協議会からの情報によると、平成30年度から全国で1,700億円の追加公費が措置されることになっているが、そのうちの約400億円のみを算入して、残りの約1,300億円は考慮されていない。平成30年1月10日公表の大阪府の30年度統一保険料率は府内平均で約5.5%の上昇となっています。各市町村が法定外繰り入れを行って住民の負担を軽減せざるを得ない状況となっています。財力の弱い自治体は、そのような公費繰り入れさえまなならず、被保険者に負担をお願いすることになります。追加公費の1,300億円を算入して保険料の上昇を最大限抑えるべきであるが、大阪府はそれも検討しない態度である。これは、同一所得水準なら同一保険料という大阪府の基本が崩れていることにほかなりません。

このたびの大阪府下保険料統一に関して、大阪府は昨年11月にパブリックコメントを募集し、市町村の意見を聴取して、12月1日に大阪府の意見が示されております。熊取町も23件の意見を出しています。これに関して岸和田市は、広域化に向けての作業がかなりおくれぎみの中で、短い時間

で意見を提出しなければならず、大阪府としてはこの意見聴取を形式的なものという認識しかないのではないかという見方もでき、共同保険者として今後の信頼関係に懸念を覚えるという意見を述べています。また堺市は、府内43市町村の円滑な制度移行を図るには、統一保険料率のより一層の低減が必要であるための方策や、特段の財政支援措置を講じることで国保財政運営の責任主体としての責務を果たすことを強く求める。上記措置が講じられない場合は、混乱を回避し円滑な新制度以降を図るために、統一保険料の延期も含め、しかるべき判断を強く求めるという意見を出しています。

熊取町からも、平成30年4月1日で統一される項目はわずかであり、大部分は統一されないことになっています。6年間という余り例のない長期の経過措置期間の設定は、この制度の理想と現実の差が大き過ぎることを図らずも明示してしまっていると言わざるを得ません。統一に向けて、まず統一できない状況を明らかにし、それが府内でどの程度の割合を占めているかなど、まずはその統一が早期にできない理由を見える化する必要があると思います。それをもとに、統一に向けて個別に制限の設定を行うなど細やかな進捗管理を行うべきであり、全てを一律6年間と設定するのではなく、できるものから早期に着手するべきであると考えます。また、大阪府が実施する激変緩和措置については、公費については激変緩和措置として定率交付、つまり市町村に対して平等な公費投入を行った上で、保険料差額分について各市町村が繰り入れすることのないよう最大限の公費投入を求めますなど、23項目の意見を提出しています。これまで、できるだけ公費繰り入れをすることなく、高い保険料収納率で健全な国保運営を行ってきた熊取町にとっても、大きな法定外繰り入れを行って国保運営をしている自治体と比較すると、高い保険料を被保険者に要請することとなり、非常に心苦しいものとなります。

これらのことから、大阪府下の自治体の大部分が統一保険料率を適用できない状態であり、府内統一保険料の適用に関してはまさに検討不足であり、時期尚早であると言わざるを得ません。

したがって、大阪府は他の大多数の都道府県と同じように市町村の意見や住民自治を尊重すべきで、大阪方式の強引な4月実施は延期または中止するべきと考えます。

さらに、平成30年1月30日に発表された平成30年度統一保険料基準を平成29年度の保険料と比較すれば、所得応能の負担率が0.4%小さくなり、応益負担の均等割が13.4%値上げとなり、平等割が20.7%値上がりとなり、年間所得200万円までの低所得者の所得に対する負担率と負担額は、ともに大きくなっています。また、多くの自治体から低所得者減免と多子世帯減免が求められていますが、大阪府は、従来からの応益分保険料の7割、5割、2割の保険料軽減措置で十分として、検討する態度は示していません。

低所得者の国保料負担を抑制するには、国と大阪府が公費負担を拡充しなければなりません。熊取町は、激変緩和措置を最大限活用する努力をし、低所得者層と多子世帯の国保料の負担軽減措置を講じていただきたいと切望します。

以上で、熊愛の会の請願に対する賛成討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、請願第1号 国民健康保険（国保）都道府県化の大阪方式についての請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立 4名)

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第1 議案第30号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、議案第30号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

追加議案書、追一1ページをお願いします。

提案理由でございます。旅館業法の改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業区分が統合されたことに伴い、宿泊施設誘致条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

本件につきましては本会議の審議となりますので、若干、今般の旅館業法の改正の概要について補足させていただきます。

今般の旅館業法の改正は、本年6月15日より新規施行される住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法の施行に伴う関係法令の所要の改正の一つとして行われるものでございます。現行の旅館業法では、施設の構造や設備が洋式か和式かの違いによりましてホテル営業であるか旅館営業であるのか、その営業区分が区分されておりました。しかし、今般の法改正によりましてこの2つの営業種別が旅館・ホテル営業と統合されるもので、その影響を受けます本町の宿泊施設誘致条例の一部を改正するものでございます。

また、法の施行日が本年6月15日ということで、6月議会の最終日に間に合わないということから本日、追加議案として提案させていただくものでございます。

それでは、改正内容ですが、議案書追一2ページをお願いいたします。こちらは改め文となりますので、恐れ入りますが、ピンクの分界紙の後ろ側の資料追一1により説明申し上げます。

宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案です。

第2条の定義のうち、まず第1号では、法第2条第2項に規定するホテル営業と同条第3項に規定する旅館営業を、法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に統合の上、改めるものでございます。

次に、左側、改正案の第2号第3号に、ごらんのホテル営業と旅館営業についての定義をそれぞれ定めるものでございます。こちらは、法律ではホテル営業と旅館営業の区分がなくなりますが、条例においては、以降の条文において当該条例の適用を受けるための条件として、ホテル営業の場合は50室以上、旅館営業の場合は20室以上という定めがあるため、改めて条例にそれぞれの定義を規定しておくものでございます。なお、この定義の表現は、旧法の規定、表現を引用しているものでございます。

恐れ入りますが、追加議案書、追一2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成30年6月15日から施行するものでございます。

以上で、議案第30号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第2 議案第31号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、議案第31号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第7号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、平成29年度国の補正予算に係る学校施設環境改善交付金の活用に伴い、小学校の空調機器の整備など平成30年度予算から前倒し計上するもの、また、職員の退職に伴う退職手当となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,608万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億8,194万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございます。

順次説明させていただきます。4ページをごらんになってください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

款 教育費、項 小学校費の小学校空調設備設置事業2億8,775万9,000円ですが、これは全小学校空調設備設置に係る経費でございます。これらは平成29年度補正予算での実施を国に求められておりますので、補正予算に計上し、翌年度に繰り越すものでございます。

次の中央小学校トイレ改修事業3,120万3,000円ですが、これは中央小学校西校舎のトイレ改修に係る経費でございます。こちらにつきましても、平成29年度補正予算での実施を国に求められておりますので、補正予算に計上し、翌年度に繰り越すものでございます。

その下の、南小学校防火設備改修事業677万円ですが、こちらは南小学校の防火設備の改修に係る経費でございます。こちらにつきましても平成29年度補正予算での実施を国に求められておりますので、補正予算に計上し、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをごらんになってください。

1、追加でございますが、小学校空調機器整備事業2億920万円につきましては、小学校空調設備設置事業に係る財源として借り入れるものでございます。内訳は、予算附属資料にあるとおり、補正予算債として1億5,610万円、単独事業分として5,310万円であり、充当率につきましては、補正予算債は補助裏の100%、単独事業分は単独事業債の100%でございます。

次の小学校施設改修事業2,430万円につきましては、予算附属資料にあるとおり、中央小学校西

校舎トイレ改修事業及び南小学校防火設備改修事業に係る財源として借り入れるものでございます。いずれも補正予算債で、中央小学校トイレ改修分として1,980万円、南小学校防火設備改修分として450万円であり、充当率につきましては補助裏の100%でございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

次に、2、変更でございます。農業施設災害復旧事業につきまして、補正予算債を活用することによる充当率引き上げに伴い、限度額を20万円増の150万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算のうち、内容につきましては事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金9,032万円の増額につきましては、冒頭より申し上げております国の補正予算に関連して内示のあった交付金でございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金190万円の増額及び目 財政調整基金繰入金2,016万4,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

最後に、町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

財源振替の項目については説明を省略させていただきます。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当2,035万2,000円の増額につきましては、職員の退職に伴うものでございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、測量・設計・監理等委託料545万7,000円の増額につきましては、全小学校空調機器整備工事に係る管理委託料及び中央小学校トイレ改修に係る設計委託料でございます。次の維持修繕工事費3億2,027万5,000円の増額につきましては、全小学校空調機器整備工事費、中央小学校西校舎に係るトイレ改修工事費及び南小学校防火設備改修工事費でございます。

12ページをごらんになってください。

補正予算給与費明細書でございますが、内容としましては退職手当の補正となっております。

14ページの地方債の調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第31号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議させていただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）防火設備に関してですが、南小学校の防火設備改修工事、これはスプリンクラーかなと思うんです。ほかの小学校の防火設備については改修する必要がない状態にあるんでしょうか。今の南小学校の内容と他の小学校、中学校についての防火設備はどうなっているか、教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）消防が点検等の調査に入りまして、特に南小学校については、壊れてはいないがもう老朽化しているので、早急にそういうことについては修繕を行いなさいという指令がありま

したので、今回、国の交付金を申請して採択されたもので、他の小学校についてはまだそこまで至っていないという状況でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）他の小学校、中学校もそうなんですね。改修する必要は今の段階ではないと。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）すみません、中学校も同様でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）もう一件、中央小学校のトイレの改修は29年度に予算繰り入れで対処するというところになっているわけですが、その他の小学校のトイレ改修について、これが実現されることになるわけですけれども、それ以外のトイレの洋式化を75%にするということで、30年度の予算申請とかその辺の活動はどうなるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）中央小学校につきましても、採択されたものにつきましては西校舎のみでございます。あと、中央校舎とプールの部分については設計だけはさせていただくということで、中央小学校の中央校舎とプール、それからその他の小・中学校につきましても、31年度の国の当初予算について30年度の6月に国の当初予算に対しての申請がありますので、そこで申請させていただく予定でございます。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）先ほど教育次長からご答弁させていただいた、ちょっと補足させていただきます。

防火施設は、防火扉、防火シャッターの分を一定の金額が必要ですので補助金を取りにいて、今回採択されたというような内容となっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第3 議案第32号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第32号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、先ほどご可決賜りました平成29年度一般会計補正予算（第7号）と一連のものでございます。歳入歳出とも、平成29年度国補正予算に係る交付金の活用に伴いまして、平成29年度に前倒し計上した事業費の減額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,808万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億4,318万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございます。順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

変更でございますが、小学校空調機器整備事業につきまして、維持修繕工事費等の関連経費を平成29年度予算に前倒し計上したことによりまして、借入限度額を7,190万円の皆減とするものでございます。

次に、小学校施設改修事業につきましても、中央小学校トイレ改修工事に係る維持修繕工事費等の関連経費を平成29年度予算に前倒し計上したことによりまして、借入限度額を1,200万円の皆減とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金6,026万9,000円の減額につきましては、全小学校空調機器整備に係る経費及び中央小学校トイレ改修に係る経費の減額によるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金2,810万円の減額及び目 財政調整基金繰入金418万9,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、測量・設計・監理等委託料272万9,000円の減額及び維持修繕工事費1億6,535万1,000円の減額につきましては、国交付金の活用に伴って平成29年度に前倒し計上した小学校空調機器整備に係る経費及び中央小学校トイレ改修に係る経費の減額でございます。

12ページにつきましては地方債の調書でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第32号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）先ほどの説明で、30年度実施予定のトイレ改修等が29年度の交付金を受け取るということで、予算を29年度に前倒しということになっていますけれども、そうしますと、先ほど32年度実施分を31年度申請とおっしゃいましたか。逆ですか。31年度分を30年度申請とおっしゃったかと思うんですが、だから29年度、30年度実施分は、既にもうそれは受け取ったということになりますよね。その次のステップが、30年度なしで31年度に実施するということになれば、30年度の実施予算というのは国は多分あるはずですよ。それを取りにいくということは、だから、先ほどおっ

しゃった正規の詰めであれば30年度6月に申請して31年度に予算を確保するというあれでしょうけれど、今回の特別措置があるとしたら、国はお金が余っているはずやから、30年度分のお金をもらいにいくということはいかないんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）まず、交付金の申請のスケジュール的なものを説明させていただきます。

まず、翌年度の予算、30年度の申請で言うと、31年度の国の当初予算に対してこういった形の交付金の分はどこをやるかというのを申請いたします。11月にフォローアップ調査、追加申請というまた申請が来まして、6月の申請からプラスアルファがないかどうかというのが来ます。

ちょっとややこしい、途中で言っているのかどうかわかりませんが、昨年の6月に中央小だけではなしにほかの学校のトイレもということで、ちょっとそこに追加させていただいたんです。それが中央小の中央校舎とプールのトイレと、それから小学校でいいますと西、南、北小学校の分を追加で、それをやっております。それ以降、12月に600億円ぐらいの補正があるから前倒ししますかということで、また通じてきました。ただし、6月当初の申請分のみですということなんで、中央小学校の西校舎以外のトイレは乗らなかったということです。

フォローアップの中で、先ほど答弁が漏れていたんですけども、これについては、30年度の国の当初予算の可能性はゼロではないです、まだ。ただし、優先順位というのがありまして、これがもうほとんど低いので、30年度の当初予算には、ほかのトイレはもうほぼ絶望的やと思います。ついたらまた補正なりをさせていただきます。

そういった形で、30年度に当初予算を31年度に申請するのは、ややこしいんですけども、30年度の当初予算につかなかった分プラスほかの中学校とか小学校もしたいんですが、何せ額が大きくなると思いますので、それは32年度に2年度に分けてやるかどうかというのはまたちょっと考えさせていただきます。というのは、この予算だけ、教育費だけ取ると、ほかの予算というのはどうしても抑えてくださいということになりますので、そのバランスもございまして。

今おっしゃられたのは、32年度を31年度ということでしょうか。先を見越してということですか。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）31年度。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）だから、今のあれで言いますと、30年度になって当初予算を取りに行くのは31年度分です。それについては、今回の30年度の当初予算が、可能性はゼロではないんですけど、それがあかんかったらそれを先に取りに行く1回、プラスほかの学校も、ちょっと額にもよりますけれど、それにあわせてそれを申請すると。また同じようにフォローアップというのが11月に来て、それだけでいいですかと。また補正があれば前倒しされますかということで。

ちょっとややこしい話なんですけど、補正でどうもここ数年はこういう形で採択されているというのが状況です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）次の追加が優先順位の低いところになって、なかなかほかのお金と絡めると取りにいきにくくなるというようなこともおっしゃっていますけれども、やはりもうそれだけ金が確保されて、30年度実施分はお金があるわけですね。だから、31年度実施分についてはすぐにでも取りにいったお金をもらおうと。多分、それを出しておればまた前倒しになるというか、国はお金が余っているんですね、地方で使うお金が。それで今回もこういうような形になっていると思いますので、ぜひ、正規の申請もそうでしょうが、できるだけたくさん金を取りに行く方向で出していくということが重要かなと思います。よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）基本的には余っているとは思いますが、ほかの、こういう空調とかトイレ以外の部分が優先されますので、ちょっとややこしい話なんです。当初予算に申請はできるん

ですけれど、補正について、当初予算の分についてはそれ以外の分のほかの学校の施設の耐震化とか、そういうほうに振り向けられるという状況になっております。ただし、そういう年があれば大阪府と相談してなるべく取りにいくというのは、注意してやります。

ただし、全体の町の予算の中で教育費、優先的には町長もご理解いただいているんですが、もうこればかりを予算に上げるというのなかなかバランス的なものもあります。その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）バランス的なことがあるけれども、トイレは75%全部均一にするというのは早期にやらないかん事項であって、優先順位があるということよりも、まずそれはやらなあかんということでお金は取りにいくということが重要なんですよ。だから、ほかのことはもちろん金をつけてもらわなあかんわけですから。

国は29年度の補正でこれを使ってくださいと来たわけですから、どんどん攻めていかなあかんと思うんです。優先順位がおたくは低いですよと言われたら、それをそのままいくんじゃなくて、国はやっぱり余った金をどんどん使ってもらわなあかんからこういうことをやっているわけですから、ぜひ積極的に、トイレはトイレ、トイレは全部やらなあかん。それ以外のことももちろんやらないかんで、両方やらないかんわけですから、それは町が遠慮する必要はなくて、住民から見たら、中央小学校だけが75でほかは何で低いのかということになります。全て押しなべて同じ時期にやるべきやったのがたまたまそうになっているわけですから、ぜひお金を取りにいていただきたいと思います。

非常にまともに次長が攻められるんで、そういうお金を取りにいく手続を踏まれてやっているんで、発言はごもっともだと重々理解いたしますけれども、努力をよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第4 議員提出議案第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追一3ページをお開きください。

議員提出議案第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治

同じく	鱧谷 陽子
同じく	二見 裕子
同じく	矢野 正憲
同じく	佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書。

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。

2 「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。

3 今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。議員提出議案第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君) 次に、追加議事日程第5 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、平成30年3月定例会閉会から平成30年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成30年3月定例会閉会から平成30年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(坂上巳生男君) お諮りいたします。以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。平成30年度におきましても、限られた財源の中で計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。

また、本定例会におきまして、ご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

ことは例年より早く桜も咲き始め、一足早く本格的な春の到来となりました。この週末には、春の風物詩であります永楽さくら祭りが始まります。軽食販売や桜のライトアップなども企画されておりますので、議員の皆様方におかれましてもぜひ足をお運びいただければと存じます。

最後に、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

議長(坂上巳生男君) 以上で、平成30年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「14時03分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成30年3月27日

熊取町議会

議 長

坂 上 巳生男

議 員

重 光 俊 則

議 員

浦 川 佳 浩